# 第２部

## 施策ごとの具体的計画
## （災害予防・応急・復旧計画）

# 第２部　施策ごとの具体的計画

## 第１章　市等の基本理念と役割

### 第１節　基本理念及び基本的責務

#### １　基本理念

（１）災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには，第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方，第二に他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方，この２つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが，それぞれの責務と役割を明らかにした上で，連携を図っていくことが欠かせません。

（２）調布市は，東京都の中央付近にあり，都心から 20 ㎞程の西部に位置する市民の生活の場であるとともに，多摩西部と南部から都心までの経由地として東京都，神奈川県等に住む多くの人々が行き交う地域でもあります。災害から調布市を守ることは，東京都，多摩地域を守ることであり行政に課せられた責務です。

（３）震災対策の推進に当たっては，調布市は基礎自治体として第一義的責任とその役割を果たします。その上で，広域的役割を担う東京都，国と一体となって，市民と連携し，市民や調布市に集う多くの人々の生命・身体及び財産を守るとともに，調布市の機能を維持します。

#### ２　基本的責務

（１）市長の責務

ア　市長は，震災対策のあらゆる施策を通じて，市民の生命・身体及び財産を震災から保護し，その安全を確保するとともに，震災後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため，最大の努力を払います。

イ　市長は，調布市における災害時受援応援計画（以下「受援応援計画」という。）及び帰宅困難者対策に関する取組みの推進に努めます。

ウ　市長は，震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めます。

（２）市民の責務

ア　市民は，地震の被害を防止するため，自己の安全の確保に努めるとともに，相互に協力し，市民全体の生命，身体及び財産の安全の確保に努めます。

イ　市民は，次に掲げる事項について，自ら震災に備える手段を講じるよう努めます。

| 市民が講じる事項 |
| --- |
| ○　建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保<br>○　家具類の転倒・落下・移動の防止<br>○　出火の防止<br>○　初期消火に必要な用具の準備<br>○　飲料水及び食料の確保（最低３日以上，できれば１週間分）<br>○　避難の経路，場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認<br>○　家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保 |

ウ　市民は，震災後の生活再建及び安定並びに復興を図るため，地域社会を支える一員としての責任を自覚し，震災後においては，相互に協力し，事業者，ボランティア及び市長その他の行政機関との協働により，自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めます。

エ　市民は，市長その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに，自発的な震災対策活動への参加，過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めます。

（３）事業者の責務

ア　事業者は，市長その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに，事業活動に当たっては，その社会的責任を自覚し，被害の防止，震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため，最大の努力を払います。

イ　事業者は，その事業活動に関して震災時の被害を防止するため，事業所に来所する顧客，従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について，その安全の確保に努めます。

ウ　事業者は，東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年東京都条例第 17 号）に基づき，震災時には，施設の安全等を確認した上で，従業者を事業所内に待機させるなど，一斉帰宅の抑制に努めます。そのため，あらかじめ，従業者の３日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めます。

エ　事業者は，あらかじめ，従業者との連絡手段の確保に努めるとともに，従業者に対して，家族等との連絡手段を確保すること，避難の経路，場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めます。

オ　事業者は，その管理する事業所の周辺地域における被害を最小限にとどめるため，周辺住民に対する震災対策活動の実施等，周辺住民等との連携及び協力に努めます。

カ　事業者は，その事業活動に関して被害を防止するため，市及び東京都が作成する地域防災計画を基準として，事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成します。

## 第２節　調布市，東京都の基本的責務と役割

### １　調布市の役割

| 役　割 |
| --- |
| ○　調布市防災会議に関すること。<br>○　防災に係る組織及び施設に関すること。<br>○　災害情報の収集及び伝達に関すること。<br>○　緊急輸送の確保に関すること。<br>○　避難指示等及び誘導に関すること。<br>○　消防及び水防に関すること。<br>○　医療，防疫及び保健衛生に関すること。<br>○　外出者の支援に関すること。<br>（外出者の行動ルールについては「地域防災計画　資料編　２」による。）<br>○　応急給水に関すること。<br>○　救助物資の備蓄及び調達に関すること。<br>○　被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。<br>○　ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。<br>○　公共施設の応急復旧に関すること。<br>○　災害復興に関すること。<br>○　防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。<br>○　防災市民組織の育成に関すること。<br>○　事業所防災に関すること。<br>○　防災教育及び防災訓練に関すること。<br>○　その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。 |

（１）各部の分掌事務

市は分掌事務について，平時から体制整備及び訓練を行います。

| 部等名 | 担当課等 | 分掌事務 |
| --- | --- | --- |
| 災害対策行政経営部<br>(責任者：行政経営部長／<br>副：次長) | 【指令・統括班】<br>企画経営課 | １　部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等<br>２　災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整<br>３　他自治体に対する救援物資の提供要請，避難住民，災害廃棄物の受け入れ要請等に係る事務手続<br>４　災害復興に関する以下の事項<br>(1) 計画作成の方針検討<br>(2) 計画に係る庁内原案の作成<br>(3) 既存計画との整合性の確保<br>(4) 各部との調整<br>５　東京都調布飛行場の災害時運用に関する調整<br>６　東京スタジアム及び武蔵野の森総合スポーツプラザとの避難所利用における連絡調整及びその運営に係る事務 |

| 部等名 | 担当課等 | 分掌事務 |
|---|---|---|
| | | 7　調布基地跡地運動広場等駐車場の自家用車避難場所としての利用における連絡調整及びその運営に係る事務<br>8　他部への応援<br>9　その他，特命事項 |
| | 【財政班】<br>財政課 | 1　災害対策予算及び決算その他財務に関する事務手続<br>2　他部への応援<br>3　その他，特命事項 |
| | 【秘書班】<br>秘書課 | 1　本部長，副本部長の行動予定の作成・調整・管理<br>2　本部長室の秘書<br>3　本部長への連絡及び登庁態勢管理<br>4　他部への応援<br>5　その他，特命事項 |
| | 【広報班】<br>広報課 | 1　避難に係る情報，被害情報，生活支援に係る情報，その他の災害関連情報の広報の実施<br>2　報道機関との連絡及び情報提供<br>3　災害時広報及び放送要請に関する総合調整<br>4　写真等による情報の収集及び記録<br>5　他部への応援<br>6　その他，特命事項 |
| | 【システム班】<br>デジタル行政推進課 | 1　情報機器の保守・運用<br>2　災害時情報通信態勢の確立<br>3　庁内情報システムの復旧<br>4　デジタル行政推進課所管以外の情報システムの復旧支援<br>5　他部への応援<br>6　その他，特命事項 |
| 災害対策総務部<br>(責任者：総務部長／<br>副：次長) | 【指令・統括班】<br>総務課<br>検査担当<br>法制課 | 1　部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等<br>2　災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整<br>3　災害時義捐物資等の受け入れ<br>4　災害応急対策活動，復旧活動に関する法務相談<br>5　市災害対応記録に係る災害統計資料の収集と整理，各種活動の記録<br>6　他部への応援<br>7　その他，特命事項 |
| | 【人的受援班】<br>人事課 | 1　職員の安否情報の収集と罹災職員に対する措置の検討・実施 |

| 部等名 | 担当課等 | 分掌事務 |
|---|---|---|
| | | 2　職員動員構想に基づく市職員の動員に係る細部調整<br>3　発災中期以降の動員構想に基づく人員の調整及び他自治体への職員派遣要請<br>4　災害対策に従事する職員の配置及び管理全般<br>(1) 服務要領管理<br>(2) 公務災害補償<br>(3) 宿泊場所の確保・調整，職員の飲食料数の把握<br>5　初動要員・避難所担当職員等の任命・解任・管理全般<br>6　臨時作業員の雇用<br>7　受援構想に基づく人的受援態勢に係る以下の業務<br>(1) 受入れ施設の準備<br>(2) 人員受入れ，送り出し調整<br>8　災害救助法に基づく人件費の取りまとめ<br>9　他部への応援<br>10　その他，特命事項 |
| | 【物的受援班】<br>契約課 | 1　災害対策に従事する職員の飲食料の確保，配分<br>2　救援物資対策に関する物資集積場所の開設・運営及び救援物資の管理<br>3　災害対策用物資に係る各部要望の把握，調達，配分<br>4　他部への応援<br>5　その他，特命事項 |
| | 【管財班】<br>管財課 | 1　車両の管理及び配分<br>2　車両等輸送機材の調達<br>3　災害対策本部関連スペースの確保<br>4　災害対策に必要な用地確保<br>5　車両及び非常用電源の燃料の調達<br>6　災害に従事する職員の駐車場の確保<br>7　被災者生活再建支援窓口の確保に係る調整<br>8　庁舎施設の点検，維持管理及び整備<br>9　他部への応援<br>10　その他，特命事項 |
| | 【営繕班】<br>営繕課 | 1　市施設の点検及び維持管理<br>2　他部への応援<br>3　その他，特命事項 |
| 議会事務局<br>(責任者：議会事務局長／<br>副：次長) | 【渉外班】 | 1　調布市議会災害対策支援本部との連携支援<br>2　災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整<br>3　市議会との調整<br>4　他部への応援 |

| 部等名 | 担当課等 | 分掌事務 |
|---|---|---|
| | | 5　その他，特命事項 |
| 災害対策市民部<br>(責任者：市民部長／<br>副：次長) | 【指令・統括班】<br>市民税課<br>市民相談課 | 1　部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等<br>2　災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整<br>3　市税の減免措置及び徴収猶予に係る対応方針の策定，措置の実行並びにその他の税に係る関係機関との調整<br>4　他部への応援<br>5　その他，特命事項 |
| | 【避難所班】<br>市民税課<br>納税課<br>市民課<br>神代出張所<br>資産税課 | 1　避難所運営に係る事務<br>2　他部への応援<br>3　その他，特命事項 |
| | 【罹災証明班】<br>市民税課<br>納税課<br>資産税課 | 1　罹災証明の調査・発行<br>2　他部への応援<br>3　その他，特命事項 |
| | 【相談班】<br>市民相談課 | 1　災害に関する広聴相談<br>2　被災者の相談窓口の設置・運営<br>3　他部への応援<br>4　その他，特命事項 |
| 災害対策生活文化スポーツ部<br>(責任者：生活スポーツ部長／副：次長) | 【指令・統括班】<br>文化生涯学習課 | 1　部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等<br>2　災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整<br>3　避難対策に関する生活文化スポーツ部所管施設に対する処置<br>4　文化会館たづくり・グリーンホール，地域福祉センター等所管施設の利用調整<br>5　御遺体処置に係る措置の総合調整<br>(1) 収容，搬送，身元確認，検案，火葬等に係る実施構想の策定<br>(2) 発災後の収容所設置，開設，運営<br>(3) 遺体収容所の設置に係る広報<br>(4) 棺確保，御遺体引渡し，御遺族対応<br>(5) 広域火葬構想，計画の策定<br>6　外国人に関する情報連絡及び都，関係機関との連携<br>7　他部への応援 |

| 部等名 | 担当課等 | 分掌事務 |
|---|---|---|
| | | 8　その他，特命事項 |
| | 【物資管理班】<br>協働推進課<br>スポーツ振興課<br>農政課 | 1　備蓄物資，受援物資の管理<br>2　救援物資対策に関する協定先からの物資の調達，物資集積場への要員の配置<br>3　マインズ農協と連携して，市内の農作物や農業用施設の被害状況把握<br>4　他部への応援<br>5　その他，特命事項 |
| | 【帰宅困難者対策・救援物資対策班】<br>産業振興課<br>文化生涯学習課<br>多様性社会・男女共同参画推進課 | 1　駅前の帰宅困難者等の誘導及び一時滞在施設運営に関すること<br>2　一時滞在施設の受入れ名簿の取りまとめに関すること。<br>3　他部への応援<br>4　その他，特命事項 |
| 災害対策子ども生活部<br>(責任者：子ども生活部長／副：次長) | 【指令・統括班】<br>子ども政策課<br>保育課<br>子ども家庭課 | 1　部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等<br>2　災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整<br>3　要配慮者対策に関する実施構想に基づく保育園児の保護及び保護者への引渡要領の策定<br>4　被災母子家庭及び被災父子家庭に対する災害相談の実施<br>5　災害孤児対応構想，計画の策定<br>6　応急保育計画の策定，調整及び実行<br>7　他部への応援<br>8　その他，特命事項 |
| | 【避難所班】<br>子ども政策課<br>子ども家庭課<br>保育課<br>児童青少年課 | 1　乳幼児，児童等の安全確保及び親族への引渡し<br>2　避難所運営に係る事務<br>3　災害孤児への対応<br>4　他部への応援<br>5　その他，特命事項 |
| 災害対策福祉健康部<br>(責任者：福祉健康部長／<br>副：次長) | 【指令・統括班】<br>福祉総務課 | 1　部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等<br>2　災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整<br>3　福祉避難所に係る措置の総合調整<br>4　保健師の要請及び保健医療班との活動調整<br>5　被災者生活再建支援対策に関する実施構想に基づく義捐金配分<br>6　要配慮者対策に係る実施構想に基づく要介護高齢者及び心身障害者に係る措置 |

| 部等名 | 担当課等 | 分掌事務 |
|---|---|---|
| | | 7　要配慮者対策に係る措置の総合調整<br>8　被災者生活再建対策に係る措置の相互調整<br>9　他部への応援<br>10　その他，特命事項 |
| | 【福祉班】<br>生活福祉課<br>高齢者支援室（介護保険担当）<br>保険年金課<br>障害福祉課<br>子ども発達センター | 1　福祉避難所の開設及び運営<br>2　御遺体の洗浄，保全，管理台帳の作成<br>3　福祉避難所の避難者名簿の取りまとめ<br>4　他部への応援<br>5　その他，特命事項 |
| | 【避難行動要支援者支援班】<br>高齢者支援室（高齢福祉担当）<br>障害福祉課 | 1　要配慮者の避難誘導，安否確認，避難状況の把握及び支援<br>2　避難所との連携及び情報共有<br>3　他部への応援<br>4　その他，特命事項 |
| | 【ボランティア班】<br>福祉総務課<br>生活福祉課 | 1　社会福祉関係団体への協力要請<br>2　ボランティアの支援に係る総合調整<br>3　他部への応援<br>4　その他，特命事項 |
| | 【保健医療班】<br>健康推進課<br>保険年金課<br>子ども発達センター<br>※保健師は他部署職員も含め，優先的に従事（避難行動要支援者支援班を除く） | 1　保健及び医療全般に係る事務<br>2　災害対策医療本部の運営<br>3　医療スタッフ，負傷者等の搬送に係る事務<br>4　医療用医薬品等の保管，仕分け等の管理並びに輸送の情報収集及び統括<br>5　緊急医療救護所に係る事務<br>6　乳幼児及び妊産婦の救護及び支援<br>7　他部への応援<br>8　その他，特命事項 |
| | 【被災者生活再建支援班】<br>福祉総務課<br>生活福祉課<br>保険年金課<br>高齢者支援室 | 1　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の融資<br>2　義捐金品の受領及び配分<br>3　被災者生活再建支援全般に係る事務<br>4　他部への応援<br>5　その他，特命事項 |

| 部等名 | 担当課等 | 分掌事務 |
|---|---|---|
| | (介護保険担当) | |
| 災害対策環境部<br>(責任者：環境部長／<br>副：次長) | 【指令・統括班】<br>環境政策課 | １　部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等<br>２　災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整<br>３　災害廃棄物対策に関する実施構想に，基づく公害対策，廃棄物処理の実施<br>４　所管施設の応急復旧計画の作成，調整，実行<br>５　放射性物質対策に係る構想，計画の策定<br>６　他部への応援<br>７　その他，特命事項 |
| | 【物資等輸送班】<br>緑と公園課<br>ごみ対策課 | １　備蓄物資，受援物資の輸送及び御遺体の搬送<br>２　他部への応援<br>３　その他，特命事項 |
| | 【環境・消毒班】<br>環境政策課<br>緑と公園課 | １　道路機能確保等の都市整備部への協力<br>２　公園，緑地等への応急仮設住宅の建設の協力<br>３　被災地のねずみ族，昆虫駆除等，防疫に係る事務<br>４　他部への応援<br>５　その他，特命事項 |
| | 【清掃班】<br>ごみ対策課 | １　し尿，ごみの処理（衛生関連対策に関する実施構想に基づく仮設トイレの改修，ごみの収集・処分，適正処理困難廃棄物の一時保管を含む。）<br>２　災害時広報対策に関する実施構想に基づくごみ収集に係る広報の実施<br>３　災害廃棄物対策に関する措置の総合調整<br>４　ごみ・廃棄物処理に係る住民からの相談対応<br>５　調布市災害廃棄物処理計画に基づく処理の実施<br>６　他部への応援<br>７　その他，特命事項 |
| | 【下水道班】<br>下水道課 | １　上下水道の被害状況の情報収集及び調整<br>２　下水道施設の点検，整備，応急処置及び復旧にかかる事務<br>３　内水氾濫，洪水等下水道に係る災害発生における応急対策の実施<br>４　関係機関への協力要請及び広報<br>５　他部への応援<br>６　その他，特命事項 |
| 災害対策都市整備部 | 【指令・統括班】<br>まちづくり推進課 | １　部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等に関すること。 |

| 部等名 | 担当課等 | 分掌事務 |
|---|---|---|
| (責任者：都市整備部長) | | 2　災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示<br>3　応急危険度判定に係る実施計画の策定，総合調整と応急危険度判定の実施<br>4　各部から派遣される応急危険度判定員の運用<br>5　被災宅地危険度判定に係る実施計画の策定，総合調整と被災宅地危険度判定の実施<br>6　復興対策本部の設置に係る要否の検討並びに設置手続きの実施<br>7　被災者生活再建支援対策に関する実施構想に基づく被災融資に係る検査業務<br>8　他部への応援<br>9　その他，特命事項 |
| | 【道路啓開班】<br>道路管理課<br>交通対策課<br>まちづくり推進課 | 1　緊急道路障害物除去路線の確保<br>2　建設協力機関への協力要請<br>3　土砂災害警戒区域，土砂災害特別警戒区域等の被害調査<br>4　交通機関等の情報収集及び調整<br>5　他部への応援<br>6　その他，特命事項 |
| | 【建物・宅地調査班】<br>建築指導課 | 1　被災建築物応急危険度判定の実施本部運営<br>2　被災建築物の応急危険度判定に係る措置の総合調整<br>3　被災宅地危険度判定の実施本部運営<br>4　被災宅地の危険度判定に係る事務<br>5　他部への応援<br>6　その他，特命事項 |
| | 【給水班】<br>用地課<br>まちづくり推進課 | 1　給水拠点での応急給水に関すること。<br>2　他部への応援<br>3　その他，特命事項 |
| | 【都市復興班】<br>まちづくり推進課 | 1　都市復興に係る事業<br>2　他部への応援<br>3　その他，特命事項 |
| | 【住宅復興班】<br>住宅課 | 1　住宅復興に関すること。<br>2　応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。<br>3　市営住宅の管理に関すること。<br>4　災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること。<br>5　その他被災住宅支援全般に関すること。<br>6　他部への応援<br>7　その他，特命事項 |

| 部等名 | 担当課等 | 分掌事務 |
|---|---|---|
| 災害対策会計課<br>(責任者：会計管理者／<br>副：課長補佐) | 【指令・統括班】<br>会計課 | １　課に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等<br>２　災害対策本部事務局からの調整に基づく課内への指示<br>３　災害対策に必要な現金及び物品の出納並びに保管に係る業務<br>４　災害応急対策に係る緊急支払いの実施<br>５　被災者生活再建支援対策実施計画に基づく義捐金の保管<br>６　他部への応援<br>７　その他，特命事項 |
| 災害対策教育部<br>(責任者：教育部長／<br>副：次長) | 【指令・統括班】<br>教育総務課 | １　部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等<br>２　災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示<br>３　他部への応援<br>４　その他，特命事項 |
| | 【総務班】<br>教育総務課 | １　学校との連絡調整<br>２　避難所運営本部に係る事務<br>３　教育施設の点検及び維持管理<br>４　避難者名簿の取りまとめ<br>５　避難対策に係る実施構想に基づく提供施設に係る施設提供方針の策定と関係部署との調整，学校に対する指示<br>６　管理施設に係る応急復旧計画の策定，報告と本部事務局との実行調整<br>７　教科用図書等，教区活動再開のための教材教具の補充，配備<br>８　他部への応援<br>９　その他，特命事項 |
| | 【学務班】<br>学務課<br>指導室 | １　避難所運営に係る事務<br>２　児童生徒の安否情報の収集・整理，報告<br>３　管理施設に係る応急復旧計画の策定<br>４　学校給食施設，共同調理場施設の学校給食外利用に係る運用方針の策定，調整，報告と関係施設に対する運営指示<br>５　教職員の確保方針の策定，都への要望<br>６　避難対策に関する実施構想に基づく児童生徒の避難誘導，保護に関わる実施計画の作成と学校に対する実行指示<br>７　応急教育，教育再開に係る方針及び細部実施計画の作成，調整，関係部署への指示<br>８　教科用図書等，教育活動再開のための教材教具の補充，配備 |

| 部等名 | 担当課等 | 分掌事務 |
|---|---|---|
| | | 9　他部への応援<br>10　その他，特命事項 |
| | 【避難所班】<br>社会教育課<br>公民館<br>図書館<br>郷土博物館<br>市立小中学校 | 1　避難所運営に係る事務<br>2　管理施設に係る応急復旧計画の策定<br>3　他部への応援<br>4　その他，特命事項 |

## ２　東京都の役割

（１）全般

| 役　　割 |
| --- |
| ○　東京都防災会議に関すること。<br>○　防災に係る組織及び施設に関すること。<br>○　災害情報の収集及び伝達に関すること。<br>○　自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。<br>○　政府機関，他府県，公共機関，駐留軍，海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。<br>○　警備，交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。<br>○　緊急輸送の確保に関すること。<br>○　被災者の救出及び避難誘導に関すること。<br>○　人命の救助及び救急に関すること。<br>○　消防及び水防に関すること。<br>○　医療，防疫及び保健衛生に関すること。<br>○　外出者の支援に関すること。<br>○　応急給水に関すること。<br>○　救助物資の備蓄及び調達に関すること。<br>○　被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。<br>○　市区町村による防災市民組織の育成への支援，ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。<br>○　公共施設の応急復旧に関すること。<br>○　災害復興に関すること。<br>○　市区町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。<br>○　防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること 。<br>○　事業所防災に関すること。<br>○　防災教育及び防災訓練に関すること。<br>○　その他，被害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。 |

（２）調布市が連携する東京都その他機関の役割

| 名　　称 | 内　　容 |
|---|---|
| 警視庁<br>（第八方面本部）<br>（調布警察署） | ○　被害実態の把握及び各種情報収集に関すること。<br>○　被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。<br>○　行方不明者等の捜索及び調査に関すること。<br>○　御遺体の調査等及び検視に関すること。<br>○　交通規制に関すること。<br>○　緊急通行車両確認標章の交付に関すること。<br>○　公共の安全と秩序の維持に関すること。 |
| 東京消防庁<br>（第八消防方面本部）<br>（調布消防署） | ○　火災その他の災害の予防，警戒及び防御に関すること。<br>○　救急及び救助に関すること。<br>○　危険物等の設置に関すること。<br>○　前三号に挙げるもののほか，消防に関すること。 |
| 東京都水道局<br>多摩給水管理事務所 | ○　応急給水に関すること。<br>○　水道施設の点検，整備及び復旧に関すること。<br>○　その他水道事業に関すること。 |
| 東京都下水道局<br>流域下水道本部 | ○　流域下水道施設の点検，整備及び復旧に関すること。<br>○　仮設トイレ等のし尿の受入れ，処理に関すること。<br>○　他都市等からの支援受入の調整に関すること。 |
| 東京都北多摩南部建設事務所 | ○　河川の保全に関すること。<br>○　道路及び橋梁の保全に関すること。<br>○　水防に関すること。<br>○　河川，道路等における障害物の除去に関すること。 |
| 東京都多摩府中保健所（以下，「保健所」と記載） | ○　地域保健医療全般の情報センターに関すること。<br>○　防疫その他の保健衛生に関すること。 |
| 西部公園緑地事務所 | ○　公園の保全及び震災時の利用に関すること。 |

## ３　指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは，指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条及び第57条（宮内庁法（昭和22年法律第70号）第18条第１項において準用する場合を含む。）宮内庁法第17条第１項並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第９条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で，内閣総理大臣が指定するものであり，東京都においては，以下の16機関が該当します。

| 名　　称 | 内　　容 |
|---|---|
| 関東総合通信局 | ○　非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。<br>○　災害時テレコム支援チーム（ＭＩＣ-ＴＥＡＭ）による災害対応支援に関すること。<br>○　災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。<br>○　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため，無線局の開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。<br>○　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。 |
| 関東財務局 | ○　地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。<br>○　国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。 |
| 関東信越厚生局 | ○　被害情報の収集及び伝達に関すること。<br>○　関係機関との連絡調整に関すること。 |
| 東京労働局 | ○　産業安全（鉱山保安関係を除く。）に関すること。<br>○　雇用対策に関すること。 |
| 関東農政局 | ○　農業関係，卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。<br>○　応急用食料・物資の支援に関すること。<br>○　食品の需給・価格動向の調査に関すること。<br>○　飲食料品，油脂，農畜産物等の安定供給対策に関すること。<br>○　飼料，種子等の安定供給対策に関すること。<br>○　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること。<br>○　営農技術指導及び家畜の移動に関すること。<br>○　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。<br>○　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。<br>○　被害農業者に対する金融対策に関すること。 |

| 名　　称 | 内　　容 |
|---|---|
| 関東森林管理局 | ○　国有林野の保安林，保安施設（治山施設）等の維持，造成に関すること。<br>○　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。 |
| 関東経済産業局 | ○　生活必需品，復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。<br>○　商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。<br>○　被災中小企業の振興に関すること。 |
| 関東東北産業保安監督部 | ○　火薬類，高圧ガス，液化石油ガス，電気，ガス等危険物等の保安の確保に関すること。<br>○　鉱山における保安に関すること。 |
| 関東地方整備局(京浜河川事務所多摩出張所) | ○　防災上必要な教育及び訓練に関すること。<br>○　通信施設等の整備に関すること。<br>○　公共施設等の整備に関すること。<br>○　災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。<br>○　官庁施設の災害予防措置に関すること。<br>○　豪雪害の予防に関すること。<br>○　災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導，協力に関すること。<br>○　水防活動，土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。<br>○　建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。<br>○　緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。<br>○　災害時における復旧資材の確保に関すること。<br>○　災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。 |
| 関東運輸局 | ○　船舶，船舶用機械及び船舶用品の安全に関すること。<br>○　災害時における輸送用船舶のあっせんに関すること。<br>○　鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること。<br>○　災害時における輸送用車両のあっせんに関すること。 |
| 東京航空局（調布空港事務所） | ○　災害時における航空機による輸送に関し，安全を確保するための必要な措置に関すること。<br>○　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。 |
| 関東地方測量部 | ○　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。<br>○　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。<br>○　地殻変動の監視に関すること。 |

| 名　　称 | 内　　容 |
|---|---|
| 東京管区気象台 | ○　気象，地象，地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。<br>○　気象，地象（地震にあっては，発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表，伝達及び解説に関すること。<br>○　気象業務に必要な観測，予報及び通信施設の整備に関すること。<br>○　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。<br>○　防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発に関すること。 |
| 関東地方環境事務所 | ○　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。<br>○　廃棄物処理施設等の被害状況，災害廃棄物の発生量等の情報収集に関すること。<br>○　行政機関等との連絡調整，被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集，提供等に関すること。<br>○　放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。 |
| 北関東防衛局 | ○　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。<br>○　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 |

## ４　自衛隊

| 名　　称 | 内　　容 |
|---|---|
| 陸上自衛隊<br>（第１師団第一後方支援連隊） | ○　災害派遣の計画及び準備に関すること。<br>・防災関係資料の基礎調査<br>・災害派遣計画の作成<br>・東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施<br>○　災害派遣の実施に関すること。<br>・人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧<br>・災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償 貸付及び譲与 |
| 海上自衛隊<br>（横須賀地方総監部） | |
| 航空自衛隊<br>（作戦システム運用隊本部） | |

## ５　指定公共機関の役割

指定公共機関とは，独立行政法人，日本銀行，日本赤十字社，日本放送協会その他の公共的機関及び電気，ガス，輸送，通信その他の公益的事業を営む法人で，内閣総理大臣が指定，告示する機関であり，災害対策基本法第６条の規定に基づき，業務を通じて防災に寄与する責務があります。

| 名　　称 | 内　　容 |
|---|---|
| 国立病院機構 | ○　国立病院機構の医療の提供に関すること。<br>○　災害医療業務の実施に関する連絡統制に関すること。 |
| 水資源機構 | ○　水資源開発施設の新築（水資源機構移行時に着手済の事業等に限る。）又は改築の実施に関すること。<br>○　水資源開発施設の保全（施設管理）に関すること。 |
| 日本銀行 | ○　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。<br>○　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。<br>○　金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。<br>○　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。<br>○　海外中央銀行等との連絡及び調整に関すること。 |

| 名　　称 | 内　　容 |
|---|---|
| 日赤東京都支部 | ○　災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関すること。<br>○　災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。<br>○　こころのケア活動に関すること。<br>○　赤十字ボランティアの活動に関すること。<br>○　輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。<br>○　義捐金の受付及び配分に関すること（原則として義捐物資については受け付けない。）。<br>○　赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること。<br>○　災害救援物資の支給に関すること。<br>○　日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。<br>○　外国人の安否調査に関すること。<br>○　御遺体の検案協力に関すること。<br>○　東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。 |
| 日本放送協会 | ○　報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関すること。<br>○　広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関すること。<br>○　放送施設の保全に関すること。 |
| 東日本高速道路<br>中日本高速道路 | ○　道路，施設の建設及び維持管理に関すること。<br>○　災害時の緊急交通路の確保に関すること。<br>○　道路，施設の災害復旧工事に関すること。 |
| 首都高速道路 | ○　首都高速道路等の建設及び保全に関すること。<br>○　首都高速道路等の災害復旧に関すること。<br>○　災害時における緊急交通路の確保に関すること。 |
| JR 東日本<br>JR 東海 | ○　鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。<br>○　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。<br>○　利用者の避難誘導，駅の混乱防止に関すること。 |
| JR 貨物 | ○　災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。 |

| 名　　称 | 内　　容 |
|---|---|
| NTT 東日本 | ○　電気通信設備の建設，及び保全に関すること。<br>○　重要通信の確保に関すること。<br>○　気象予警報の伝達に関すること。<br>○　通信ネットワークの信頼性向上に関すること。<br>○　災害時の電気通信設備の復旧に関すること。 |
| 日本郵便 | ○　郵便物送達の確保，窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。<br>○　災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。<br>・被災者に対する郵便葉書等の無償交付<br>・被災者が差し出す郵便物の料金免除<br>・被災地宛救助用郵便物の料金免除<br>・被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分<br>○　安否情報の提供に関すること。<br>○　避難場所の提供に関すること。<br>○　市に対する簡易保険積立の融資に関すること。<br>○　市に対する保有車両の緊急車両としての提供 |
| 東京ガスグループ | ○　ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。<br>○　ガスの供給に関すること。 |
| 日本通運<br>福山通運<br>佐川急便<br>ヤマト運輸<br>西濃運輸 | ○　災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資等の輸送に関すること。 |
| 東京電力 | ○　電力施設等の建設及び安全保安に関すること。<br>○　電力需給に関すること。 |
| KDDI | ○　重要通信の確保に関すること。<br>○　災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。 |
| NTT ドコモ | ○　重要通信の確保に関すること。<br>○　災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。 |
| NTT コミュニケーションズ | ○　国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 |

| 名　　称 | 内　　容 |
|---|---|
| | ○　災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 |
| ソフトバンク | ○　重要通信の確保に関すること。<br>○　災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 |
| 楽天モバイル | ○　重要通信の確保に関すること。<br>○　災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 |

## 6　指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは，地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気，ガス，輸送，通信その他の公益的事業を営む法人のうち，知事が指定告示する機関であり，都においては，以下の機関を指定しています。

| 名　　称 | 内　　容 |
|---|---|
| 京王電鉄 | ○　鉄道施設等の安全保安に関すること。<br>○　利用者の避難誘導，駅の混乱防止に関すること。<br>○　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。 |
| 東海汽船 | ○　船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること。<br>○　災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。 |
| 都トラック協会 | ○　災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。 |
| 都医師会<br>※調布市医師会 | ○　医療に関すること。<br>○　防疫の協力に関すること。<br>○　御遺体の検案の協力に関すること。 |
| 都歯科医師会<br>※調布市歯科医師会 | ○　歯科医療活動に関すること。<br>○　御遺体の検案の協力に関すること。 |
| 都薬剤師会<br>※調布市薬剤師会 | ○　医薬品の調剤，服薬指導及び医薬品の管理に関すること。 |
| 東京都立病院機構 | ○　所管する病院の医療救護活動に関すること。 |
| 献血供給事業団 | ○　血液製剤の供給に関すること。 |

| 名　　称 | 内　　容 |
|---|---|
| 都獣医師会 | ○　動物の医療保護活動に関すること。 |
| TBS ラジオ | ○　災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。<br>○　放送施設の保全に関すること。 |
| 文化放送 | |
| ニッポン放送 | |
| ラジオ日本 | |
| エフエム東京 | |
| J-WAVE | |
| 日経ラジオ社 | |
| interfm | |
| 日本テレビ | |
| TBS テレビ | |
| フジテレビジョン | |
| テレビ朝日 | |
| テレビ東京 | |
| TOKYO MX | |
| 東京バス協会<br>※京王バス株式会社<br>調布営業所<br>※小田急バス株式会社<br>狛江営業所 | ○　バスによる輸送の確保に関すること。 |
| 東京ハイヤー・<br>タクシー協会 | ○　タクシー，ハイヤーによる輸送の確保に関すること。<br>○　発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。 |
| 都個人タクシー協会 | ○　タクシーによる輸送の確保に関すること。 |
| 日本エレベーター<br>協会関東支部 | ○　震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る。）に関すること。<br>○　エレベーターの早期復旧に関すること。 |

## ７　協力機関等の役割

調布市は，災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため，以下の事業者，団体等と応援協定を締結し，災害時における協力を依頼しています。

協定の細部は，調布市地域防災計画（資料編）第４部　協定資料によります。

| 団体の名称 | 内　　容 |
|---|---|
| 調布市医師会 | 災害時の医療救護活動に関すること。 |
| 調布管工土木事業協同組合 | 災害時における応急対策の協力に関すること。 |
| 調布市建設業協同組合 | 災害時における応急対策の協力に関すること。 |
| 調布市建設防災連合会 | 災害時における応急対策の協力に関すること。 |
| 調布市植木組合 | 災害時における応急対策業務に関すること。 |
| 調布狛江浴場組合 | 震災時等の災害時における浴槽水の使用に関すること。 |
| 調布市アマチュア無線クラブ | 災害時における非常無線通信の協力に関すること。 |
| 東京電力 | 大規模停電時の広報に関すること。 |
| 調布市薬剤師会 | 災害時における応急医薬品等の調達に関すること。 |
| 調布市米穀商組合 | 災害時における米穀の供給に関すること。 |
| マインズ農業協同組合 | 災害時における応急対策に関すること。 |
| 調布市歯科医師会 | 災害時の歯科医療救護活動に関すること。 |
| 調布郵便局 | 災害時の臨時郵便，車両提供，避難場所等に関すること。 |
| 調布エフエム放送株式会社 | 災害時の放送等に関すること。 |
| 株式会社ジェイコムイースト調布局 | |
| 都立調布北高校 | 避難所としての施設の利用及び運営協力に関すること。 |
| 都立調布南高校 | |
| 都立神代高校 | |
| 東京都トラック協会多摩支部 | 災害時における緊急輸送業務に関すること。 |
| 調布市社会福祉協議会 | 災害時におけるボランティア活動に関すること。 |
| 東京都立調布特別支援学校 | 障害者等を対象とした避難所施設利用に関すること。 |
| 東京慈恵会医科大学附属第三病院 | １　災害時における緊急医療救護所に関すること。<br>２　災害時における井戸の使用に関すること。 |
| 東京多摩青果株式会社 | 災害時における青果物の提供及び避難場所に関すること。 |
| 東京都理容生活衛生同業組合（武蔵調布支部） | 災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関すること。 |

| 団体の名称 | 内　　容 |
|---|---|
| 調布清掃 | し尿の受入れ及び処理に関すること |
| 吉野清掃 | |
| 東京都下水道局流域下水道本部 | |
| 内外サービス株式会社 | 災害時における下水道施設の清掃及び調査に関すること。 |
| 東京都，多摩２９市町村，公益財団法人東京都都市づくり公社，下水道メンテナンス協同組合 | 多摩地域における下水道管路施設の災害復旧支援に関すること。 |
| 東京都電気工事工業組合<br>調布地区本部調布支部 | 応急対策の協力に関すること。 |
| 調布市電設協同組合 | |
| 東京都柔道整復師会武蔵野支部 | 応急救護活動の協力に関すること。 |
| 桐仁会 | １　特別養護老人ホームかしわ園の避難所施設利用に関すること。<br>２　特別養護老人ホームちょうふ花園の避難所施設利用に関すること。<br>３　特別養護老人ホーム仙川くぬぎ園の避難所施設利用に関すること。 |
| 至誠学舎立川　至誠ホーム | 至誠ホーム調布若葉ケアセンターの避難所施設利用に関すること。 |
| 常盤会 | 特別養護老人ホームときわぎ国領の避難所施設利用に関すること。 |
| 大泉旭出学園 | 旭出調布福祉作業所の避難所施設利用に関すること。 |
| 寿真会 | 特別養護老人ホームらくえん深大寺の避難所施設利用に関すること。 |
| 涼広会 | 特別養護老人ホーム爽爽荘の避難所施設利用に関すること。 |
| 東京スタジアム | 大規模災害発生時における施設使用に関すること。 |
| 東京都獣医師会多摩東支部 | 災害時の動物保護対策及び動物救護活動に関すること。 |
| 調布市消防団ＯＢ会 | 災害時の消防支援活動等に関すること。 |
| 日本郵船株式会社 | 災害時における飛田給体育場の避難所利用に関すること。 |
| 東京都美容生活衛生同業組合<br>調布支部 | 災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関すること。 |
| 金龍寺 | 災害時における施設利用に関すること。 |

| 団体の名称 | 内　　容 |
|---|---|
| 東京都助産師会調布地区分会 | 災害時における妊産婦及び乳児への支援活動に関すること。 |
| アーク・システム | 災害時における物資の供給に関すること。 |
| 田中運輸リース | |
| 東リース調布営業所 | |
| 東京コロニー | 防災用品のあっせんに関すること。 |
| 都市環境標識協会・トーコン | 避難標識設置に関すること。 |
| 光源寺 | 災害時における施設利用に関すること。 |
| 調布ビル管理協同組合 | 災害時における避難所運営おける施設清掃，衛生管理指導等の協力に関すること。 |
| 東京瓦斯株式会社西部支店 | 調布市緊急速報発信ツール等の利用に関すること。 |
| 東京かたばみ会 | 災害時における施設利用に関すること。 |
| ヤフー | 災害時に係る情報発信等に関すること。 |
| 東電タウンプランニング<br>多摩総支社 | 広告付避難場所等電柱看板に関すること。 |
| アルフレッサ調布支店 | 災害時における医薬品等の調達業務に関すること。 |
| 酒井薬品三鷹営業所 | 災害時における医薬品等の調達業務に関すること。 |
| スズケン府中第一支店 | |
| 東邦薬品　立川・府中営業所 | |
| バイタルネット東京支店 | |
| メディセオ | |
| 白百合女子大学 | 災害時における協力体制に関すること。 |
| 京王閣，東京都十一市競輪<br>事業組合 | 災害時における施設利用に関すること。 |
| ゼンリン | 災害時における地図製品等の供給等に関すること。 |
| 調布狛江プロパン商工組合<br>調布支部 | 災害時における燃料等の供給に関すること。 |
| 市内ガソリンスタンド５事業者（関東礦油セルフ調布インターＳＳ，関東燃料石油深大寺サービスステーション，日之出石油昭和シェル調布ＳＳ，ヤマヒロＡＯＳ事業部セルフ調布ヶ丘ＳＳ） | 災害時における石油燃料の供給協力に関すること。 |

| 団体の名称 | 内　　容 |
|---|---|
| 多摩商事株式会社 | 災害時における経由の供給協力に関すること。 |
| アフラック生命保険株式会社 | 災害に従事する職員の駐車場の一時利用に関すること。 |
| 太陽サービス | 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係ること。 |
| シマノ介護タクシー | |
| シティリファイン | |
| 日本交通立川 | |
| 山田福祉タクシー | |
| 全国介護タクシー協会関東本部 | |
| 双葉資材 | |
| 武蔵野コアラ | |
| 介護タクシーしらゆり | |
| エクセルシア | |
| レクトン | 災害時における避難所等運営に係る食料品・飲料水等の仕分け及び配膳・配布，衛生管理指導への協力に関すること。 |
| 東洋食品 | |
| メフォス | |
| 東京天竜 | |
| 協立給食 | |
| クライシスマッパーズ・ジャパン | 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関すること。 |
| 株式会社セイコー社 | |
| 東京都水道局 | 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関すること。 |
| 都立調布南高校 | |
| 京王電鉄 | 災害時における施設利用に関すること。 |
| 京王レクリエーション | |
| 巣立ち会 | 障害福祉サービス事業所シンフォニーの避難所施設利用に関すること。 |
| サイボウズ | 災害時におけるＩＴ支援に係ること。 |
| 創価学会東京事務局 | 災害時における創価学会会館施設の一時滞在施設使用に関すること。 |
| サクラバックス | 災害時における緊急用資材の供給に関すること。 |
| さくらツーリスト | 災害時における輸送等の協力に関すること。 |
| 東京都建設局 | 避難場所となる都立公園における連携協力に関すること。 |

| 団体の名称 | 内　　容 |
|---|---|
| 東京電力 | 災害時における相互連携に関すること。 |
| トヨタモビリティ | 災害時における給電車両貸与に関すること。 |
| ライフタイムコンディション | 調布教室の避難所施設利用に関すること。 |
| 調布ゆうあい福祉公社 | 災害時における調布市の対応への協力に関すること。 |
| 東京都下水道局流域以下水道本部 | 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関すること。 |
| 調布市赤十字奉仕団 | １　被災者に対する炊き出し，救助物資の配分等に対する協力に関すること。<br>２　医療及び助産救護に対する協力に関すること。<br>３　エイドステーション（徒歩帰宅者への支援活動）の開設に関すること。<br>４　義捐金の受付に関すること。 |
| 調布市災害防止協会 | 災害の予防及び災害時における救護活動等の協力に関すること。 |
| 調布交通安全協会<br>調布地区防犯協会 | 被災地域内の秩序維持の協力に関すること。 |
| 防災市民組織<br>地区協議会<br>自治会 | １　避難者の誘導，避難所内の救護等の協力に関すること。<br>２　被災者に対する炊き出し，救助物資の配分等の協力に関すること。<br>３　被災者の安否確認・避難行動要支援者支援等の協力に関すること。<br>４　その他被災状況調査等，災害対策業務全般についての協力に関すること。 |
| 東京都行政書士会調布市部<br>東京司法書士会調布市部 | 災害時における被災者相談に関すること。 |

# 第２章　市民と地域の防災力向上

本章における対策の基本的考え方

## ○　自助・共助の重要性と対策の基本的考え方

災害発生時（以下「発災時」という。）には，発生直後の住民同士による助け合いによって多くの人命救助が期待されることから，発災時における市民，地域，事業所，ボランティア，消防団等による自助・共助が極めて重要です。

また，平成28年の熊本地震では，女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識されたことも踏まえ，市は，要配慮者（高齢者，障害者，妊産婦，外国人等），ペット避難など，災害時において必要となる配慮について，適宜対応を図って参ります。

なお，令和６年能登半島地震では，多くの基礎自治体職員も自らも被災した状況から災害対策活動に従事していました。

本章では，自助・共助の担い手となる市民，地域，事業所，ボランティアの他，消防団等は，「自らの生命は自らが守る」，「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として，災害に対する不断の備えを進めるとともに，各主体間の相互連携，相互支援を強め，自助，共助による市民及び地域の防災力の向上を推進していくための取組について示します。

市では，令和５年度から令和８年度までを計画期間とする基本計画において，社会潮流や課題を踏まえ,基本計画に位置付けた各施策や事業の推進,成果向上を図るための視点の一つとして「フェーズフリー」を位置づけています。

※フェーズフリー：日常時（平常時）と非常時（災害時）のフェーズ（社会の状態）からフリーにして，生活の質（QOL／クオリティ・オブ・ライフ）を向上させようとする概念

## ○　現在の対策状況

・　市では，防災マップの配布や市報による防災特集等の広報，出前講座や講演会による啓発活動を通じ，自助の必要性，自助の備えに関する意識啓発を行うとともに，「調布市防災教育の日」の制定をはじめとした防災教育の推進，地区ごとの地域防災訓練や関係機関と連携した総合防災訓練などを実施してきました。

・フェーズフリーの視点を踏まえた施策の推進を図るため，調布市フェーズフリーアドバイザーを委嘱しています。

## ○　「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

「首都直下地震等による東京の被害想定」では，屋内主要物（家具等）による死傷者が約7,300人（調布市は83人）発生すると見込まれるほか，断水や停電，ガスの供給停止などのライフラインの被害が想定されています。こうした被害を抑制するとともに発災後の生活を継続するためには，家具類の転倒・移動防止対策や食料等の備蓄，安否確認などの自助の取組，また，防災市民組織，消防団等による共助の体制整備を一層促進する必要があります。

**○　主な対策の方向性と到達目標**

・　防災ブックの活用を促すとともに，実践的な防災訓練や総合的な防災教育を推進し，自助の備えを促進

→　＜到達目標＞　全市民（100%）が自助の備えを講じている状態

・　防災の専門家の派遣や女性の防災人材育成等による防災市民組織の活性化を促進

→　＜到達目標＞　地域における平時の備えや災害時の適切な防災活動の実現など

・　事業所による自助・共助の推進

→　＜到達目標＞　災害に備えた備蓄や地域と連携した防災活動体制の整備

・　ボランティア活動の支援体制づくりの推進

→　＜到達目標＞　市と地域の市民活動団体等との連携強化，ボランティアリーダー等の養成などによるボランティア活動体制の強化

・　消防団活動体制の充実

→　＜到達目標＞　定員充足の継続，活動環境の整備

## *第１節　現在の到達状況*

### １　自助による市民の防災力向上

市では，防災マップの作成・配布をはじめとし，市報での防災特集号の発行，調布ＦＭでの防災ＣＭ，出前講座などを通じ，自助の必要性に係る意識啓発を行っています。

また，東京都が推進する各家庭における家具類の転倒・落下・移動防止策，フェーズフリーやローリングストックを活用した備蓄の推進やエネルギーの確保の啓発を行いました。

さらに，毎年４月の第４土曜日に全市立小中学校28校一斉に防災教育を実施する「調布市防災教育の日」を制定するとともに，全市立小学校６年生と中学校３年生を対象に普通救命講習を実施，全市議会議員及び全市職員にも救命講習を実施するなど防災教育を積極的に推進し，自助による市民の防災力向上を図っています。

「調布市市民意識調査報告書（令和５年３月）」によると，市民に対して行ったアンケート調査において，市政全般に対する優先度の第１位が地震への災害対策，第２位が風水害などへの災害対策となっています。日頃から行っている防災対策として，「十分に取り組んでいる」「少し取り組んでいる」の合計は，「ラジオや懐中電灯など，非常時の持出品を用意している」と答えた人が77.5%ともっとも高く，次いで，「市の防災マップや洪水ハザードマップの内容を把握している」と答えた人が67.7%,「災害時を意識して，水や食料品などを３日分以上備蓄している」の67.6%の順となっています。

**資料編　80：調布市民意識調査報告書【防災について】**

### ２　地域による共助の推進

市内の防災市民組織は，令和５年現在で147組織であり，市内各地域において防災訓練などの自主的な取組が進められています。

また，各小学校区域を単位とする地区協議会や，各自治会においては防災訓練が実施されているほか，市では関係機関を含めた総合防災訓練を毎年実施しています。

### ３　マンション防災における自助・共助の構築

この10年間に都内のマンション戸数（６階建以上の共同住宅）は約45万戸増加し，約201万戸となり，そのうち，11階建以上の高層マンションは約24万戸増加し，約94万戸となりました。高層マンションの増加により，長周期地震動の問題やエレベーター停止，トイレ使用不可などマンション防災における問題点が顕在化しています。特に，１棟あたりの居住者が多く，エレベーターの不通時，高層階との行き来が困難となる20階以上のいわゆるタワーマンションが増加しています。

・都内のマンション戸数2,017,400戸（うち市内23,420戸）
・うち高層マンション戸数940,200戸（うち市内7,630戸）（平成30年住宅・土地統計調査）
・災害時の対応マニュアルを作成しているマンションの割合 31％（令和４年３月「東京都住宅マスタープラン」）
・定期的に防災訓練を実施しているマンションの割合 45％（令和４年３月「東京都

住宅マスタープラン」）

・防災用品や医療品・医薬品を備蓄しているマンションの割合 38%（令和４年３月「東京都住宅マスタープラン」）
・非常食や飲料水を備蓄しているマンションの割合 19%（令和４年３月「東京都住宅マスタープラン」）
・「東京とどまるマンション」（※） 登録数 13棟 931戸（令和６年７月31日現在）

※「東京とどまるマンション」
停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源の確保（ハード対策）や，防災マニュアルを策定し，居住者共同で様々な防災活動を行う取組（ソフト対策）によって，災害時でも生活継続しやすいマンション（令和５年１月に「東京都LCP住宅」から「東京とどまるマンション」に名称変更）。

## ４　事業所による自助・共助の強化

災害時には，自助・共助の考えに基づき，地域の住民だけでなく事業所も協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり，総合防災訓練等を通じ，災害時における自治会や事業所などの連携を図る取組を推進し，地域における防災力向上を図っています。

## ５　消防団の活動体制の充実

調布市の消防団は，消防団本部及び15個分団で団員数は285人（令和６年７月末現在）です。これらの消防団員は，災害時，常備消防力を補完し消防活動に従事するとともに応急救護・避難誘導等を行い，また，平常時は，地域の火災予防活動や住民に対して初期消火，応急救護等の技術的指導を実施するなど地域防災の中核を担っています。
市は東京消防庁と連携し，消防団員の確保や消防訓練所での教育訓練など，消防団の活動支援を行っています。

## ６　ボランティア活動への支援

災害時に同時多発が予想される各種災害への対応は，公的機関のみでは困難であることから，救出・救護，初期消火，交通整理，建物の被災状況把握，避難所運営など，多岐にわたるボランティア活動が期待されます。これらボランティア活動を活性化するため，総合防災訓練の実施にあわせてボランティア活動支援に係る訓練を実施するなど，ボランティアが災害時に円滑に活動できる体制づくりを進めています。

○　市把握のボランティア登録者数
・被災建築物応急危険度判定員　251人（令和５年12月現在）
・被災宅地危険度判定士　　58人（令和２年３月31日現在）
・災害時支援ボランティア（調布消防署）52人（令和６年５月31日現在）

## *第２節*　課題

| 被害項目 | 想定される最大被害 | |
|---|---|---|
| | 調布市<br>（多摩東部直下地震M7.3） | 東京都<br>（多摩東部直下地震M7.3） |
| 焼失棟数 | 最大　1,160棟 | 最大　94,425棟 |
| 屋内収容物による死者 | 最大　4人 | 最大　261人 |
| 屋内収容物による負傷者 | 最大　138人 | 最大　7,082人 |
| 要配慮者の死者 | 最大　38人 | 最大　3,915人 |

### １　自助による市民の防災力向上

被害想定では，調布市内における屋内収容物による死傷者が最大約140人以上発生すると想定されており，こうした被害を抑制するためには，家具類の固定などの転倒・落下・移動防止の備えを講じる必要があります。

また，断水や停電，ガスの供給停止などのライフラインの被害も想定されており，発災後の生活を継続するための食料等の備蓄や，家族や友人の安否情報を集める方法の準備など，市民の防災意識の高まりを実際の行動に移すように，引き続き，市民一人ひとりが自助の備えを行う必要があります。

さらに，過去の災害から，女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識されており，避難所での着替えや授乳の問題など，女性に配慮した対策が必要です。

### ２　地域における共助

災害時に一人でも多くの命を救うためには，発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮します。とりわけ，高齢者などの要配慮者に対して，適切な支援が行われることが重要です。被害想定では，要配慮者の死者が都内で約4,000人，調布市内では約40人発生すると想定されており，市民一人ひとりの共助の取組への参画や防災市民組織等の活動の活性化を一層推進していくことが必要です。

また，避難所などで多様化する被災者のニーズによりきめ細かく対応していくためには，女性の力が防災分野においても発揮されるよう女性の防災人材育成に取り組んでいくことも必要です。

### ３　事業所による自助・共助の取組

災害時においては，事業所も地域の一員としての救助活動等を行うこと，事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えることなどの役割が求められていることから，事業所による自助・共助の取組を推進し，地域と連携した防災活動体制を整備する必要があります。

### ４　ボランティア活動の支援体制

災害時にボランティアが円滑に活動することができるよう，支援体制を整備する必要があります。特に，一般ボランティアを市内のニーズにあわせて適正に配分する仕組の整備が必要です。

### ５　消防団の訓練場所の確保や人員の確保

消防団は日頃からいざ災害に備え，日々訓練を実施しています。団員は，昼間生業を持っているため，訓練は夜間に行うこととなります。近年，訓練に対する周辺住民からの苦情もあり，訓練場所を探すのに苦慮する地域が多くなっています。活動への理解をいただくための広報活動を継続的に取り組みます。

また，年々，少子化や地域の自営業者等の減少により，消防団員の確保に苦慮しています。地域や事業所の支援体制が必要です。

## *第３節*　対策の方向性

### １　自助による市民の防災力向上

市は，市民一人ひとりが自助の意識，「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め，実践につながるよう，フェーズフリーやローリングストックの考えを取り入れた備蓄の推進（最低３日間分，推奨１週間分），耐震化による家屋の安全対策，家具の転倒・落下・移動防止対策の推進，防災訓練への参加促進などを進めていきます。

また，そのために必要な防災意識の啓発や総合的な防災教育の推進を図るとともに，女性や子ども，ＬＧＢＴＱのほか，高齢者，障害者や外国人等の要配慮者等の視点を踏まえた防災対策の充実を図ります。

さらにまた，総合的な防災教育の推進により，生涯にわたる自助・共助の精神をかん養していくとともに，外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進します。

### ２　地域による共助の推進

市は，防災市民組織への支援内容の充実強化を図るとともに，意欲的な取組を表彰し，活動内容を発表してもらうなどの取組により，当活動の市内への波及を促進します。

また，避難行動要支援者に対する支援は，地域の共助の力が重要となることから，防災市民組織や自治会，地区協議会，民生委員・児童委員等の避難支援等関係者と連携し安否確認など避難支援体制の構築を推進します。

### ３　マンション防災における自助・共助の推進

マンションの居住者であっても，地域の一員にほかならず，一般的に，住んでいる住居で区別すべきではありませんが，防災対策の観点からは，その被害の特殊性に鑑み，それに応じた特別の対策が必要です。但し，対策を進めるにあたっては戸建て住宅等の住民との均衡に配慮が必要です。

災害時には，自助・共助の考えに基づき，初期消火や安否確認を行い，安全が確認できてとどまることが可能であれば在宅避難となるため，そのための居住者等への普及啓発，役割分担等を行うことが不可欠です。日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう，居住者やマンションの防災市民組織，管理組合等を対象としたセミナーを実施するほか，資器材等の支援を推進し，マンションの防災力向上を推進していきます。

マンション防災には，調布市，東京都はもとより，不動産会社，管理会社などマンションに関わる団体，企業が連携してマンション防災に取り組むことが重要です。

### ４　消防団の人員確保や訓練環境等の向上

災害発生に備え的確かつ迅速に対応できるよう，消防団の訓練環境等の充実を図っていき，対応能力の向上に努めます。

また，人員を確保するため，地域や事業所の支援体制や入団資格等について検討していきます。

### ５　事業所による自助・共助の強化

災害時において事業所は，地域の一員としての救助活動等を行うこと，事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなど地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割を求められています。

現在，市内の事業所では，地域の自治会等との応援協定の締結などの取組が進められていますが，被害想定では，最大約35,000人の避難者や約23,000人の帰宅困難者の発生といった大きな被害が想定されており，災害時における事業所の役割を踏まえて，事業所の防災力を一層向上する必要があります。

### ６　ボランティア活動の支援体制づくりの推進

災害時に市内の被害や避難者のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう，社会福祉協議会，市民活動団体等との連携を強化するとともに，ボランティア活動体制の強化を推進します。

## *第４節*　到達目標

### １　全市民が自助の備えを講じている

様々な防災訓練の実施や体系的な防災教育の実施により，市民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り，市民が防災を我がこととして捉え，自ら防災対策に取り組む風土を醸成します。特に３日分の水と食料の備蓄をしている市民，携帯トイレを備蓄しており家族との災害時連絡手段を決めている市民の割合を増やします。

また，被災時に外国人が言語等で不都合を感じないよう，効果的な情報提供を推進します。

### ２　防災市民組織の結成数の向上及び避難行動要支援者への避難支援体制の構築

共助の先導的役割を果たす防災市民組織の結成数を向上させるとともに，地域の防災活動の活性化を図り，平時の備えや災害時の適切な防災活動が行われるようにします。

女性の防災人材を育成することにより，災害時の避難行動や避難所運営に多様な視点が反映されるようにします。

調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）と整合をとり，避難支援体制を構築し，地域の防災力を向上します。

### ３　マンションを含めた地域の防災活動の活性化

マンション防災の必要性を住民が認識し，自助・共助の体制を構築します。そのため，マンション管理組合等の活動を支援し，マンションを含めた地域の防災活動の活性化を図り，平時の備えや発災時の適切な防災活動が行われるようにします。

また，マンション居住者以外の住民との相互連携による共助も踏まえ，地域コミュニティが一体となった災害活動の推進を図ります。

### ４　消防団活動体制の充実による消防力の向上

消防団の定員充足の向上等による体制の充実や災害時における地域住民・消防署隊等との連携による円滑な災害活動の推進等を図ります。

### ５　地域との連携を含む事業所防災体制の強化

事業所は食料等の備蓄や自衛消防活動の充実・強化など自助を進めるとともに，地域に対し一時避難場所の提供や物資提供など地域への共助体制を強化します。

また，調布消防署による事業所防災計画の作成促進を通じ，防災に関する意識の向上を図るなど，実効性の高い地震対策を推進します。

### ６　円滑なボランティア活動の推進

災害時のボランティア活動を想定した訓練の実施等を通じ，社会福祉協議会，災害ボランティアセンターの運営支援等が期待される市民活動団体等とのネットワークを構築します。

また，災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成等により，災害時における円滑なボランティア活動を推進します。

## *第５節*　具体的な取組

# 【予防対策】（地震前の行動）

１　自助による市民の防災力向上
２　地域による共助の推進
３　マンション防災における自助共助の構築
４　消防団の活動体制の充実
５　事業所による自助・共助の強化
６　ボランティア活動との連携
７　市民・行政・事業所等の連携

市民，地域，事業所等は，「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災の基本理念のもと，日頃から自主的に地震災害に備えるとともに，行政が行う防災活動と連携・協力するものとします。

### １　自助による市民の防災力向上

（１）市民の果たすべき基本的責務

総務部・調布消防署

市民の震災対策として果たすべき基本的責務は，次のとおりとします。

ア　市民は，地震による被害を防止するため，自己の安全の確保に努めます。

イ　近隣住民と相互に協力し，市民全体の生命，身体及び財産の安全の確保につとめます。

ウ　市民は，「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち，次に掲げる事項について，自ら震災に備える手段を講ずるよう努めます。

・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
・日頃の出火防止対策（感震ブレーカー設置等）
・消火器，住宅用火災警報器など防災用品の準備
・家具類の転倒落下移動防止や窓ガラス等の飛散防止
・ブロック塀の点検，補修など家の外部の安全対策
・水(一人１日３Ｌ目安)，食料，医薬品，携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
・地震が発生した場合の家族の役割分担，避難や連絡方法の確認
・買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
・自転車を安全に利用するための，適切な点検整備
・在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低３日間分，推奨１週間分）
・保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
・行政や地域が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
・自治会・地区協議会などが行う，地域の相互協力体制の構築への協力
・避難行動要支援者がいる家庭における円滑かつ迅速な避難への備え
・災害発生時に備え，避難所，避難場所及び避難経路等の確認，点検
・過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

エ　市民は，震災後の市民生活の再建及び安定を図るため，地域社会を支える一員としての責任を自覚し，震災後においては，相互に協力し，事業者，ボランティア及び市長その他の行政機関との協働により，自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めます。

オ　市民は，市長その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに，防災市民組織の結成及び活動の強化を行うなど，自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めます。

## （２）防災意識の啓発

行政経営部・総務部・市民部・生活文化スポーツ部・子ども生活部・福祉健康部・環境部・都市整備部・教育部・教育委員会・調布消防署・消防団・調布警察署

市をはじめとした各防災機関は，平素から市民・事業所等地域の防災行動力の向上のため，パンフレットの配布，ビデオ，講演会の開催，コミュニティＦＭ，ケーブルテレビ等を活用した広報など，それぞれに適した方法で震災に関する知識の普及や防災意識の啓発に努めます。

ア　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 市行政経営部 | ○　広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報の提供<br>○　各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど，ホームページやＳＮＳ等による分かりやすい防災情報の発信<br>○　屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報の実施 |
| 市総務部 | ○　防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等により，女性・要配慮者等の視点，災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について，普及啓発を推進<br>○　多言語ややさしい日本語を使用するなど，誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」のダウンロード促進<br>○　自助・共助の取組向上に向け，性別や世代等の多様な視点を踏まえた調査により，市民の防災意識や取組状況を把握<br>○　防災に係る各種冊子・パンフレットの作成，配布<br>○　市民を対象とする，災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催<br>○　Ｗｅｂサイト「東京備蓄ナビ」の普及広報により市民の日常備蓄の取組を促進<br>○　防災への取組が十分でない若年層に対し，様々なツールを活用し，啓発を実施<br>○　東京都等と連携し，市民や地域コミュニティにおける防災対策の取組を促進 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 市市民部 | ○　調布市公式ホームページやパンフレット等を活用し，防災知識の普及啓発を推進 |
| 市生活文化スポーツ部 | ○　「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」等により，私立学校における震災マニュアルの点検・整備を支援 |
| 市福祉健康部 | ○　災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成，マニュアルに基づく研修会（トリアージ研修会，身元確認に関する歯科医師研修会等）の実施<br>○　市内の全病院，社会福祉施設等に対し，「防災週間」にあわせ，訓練指針等について周知<br>○　避難行動要支援者避難支援プラン「総合計画」に基づく，避難行動要支援者名簿の整備，支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別避難計画の作成 |
| 市環境部 | ○　地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施<br>○　ペットの適正な飼養，災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施 |
| 市都市整備部 | ○　耐震化に関するパンフレットを作成し，ホームページや展示会等で情報提供<br>○　防災まちづくりや建物の不燃化に対する気運を醸成するため，個別相談を実施 |
| 調布消防署 | ○　「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」，出火防止，初期消火，救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・ＳＮＳ・消防アプリ等による広報の実施<br>○　要配慮者については，「地震から命を守る「７つの問いかけ」」を活用した意識啓発<br>○　関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開<br>○　消防団，災害時支援ボランティア，女性防火組織，消防少年団等の活動紹介及び加入促進<br>○　ラジオ，テレビ，新聞等に対する情報提供・取材協力<br>○　「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発<br>○　防火防災への参画意識を高めるための，防火防災標語の募集を活用した防火防災思想の啓発<br>○　各家庭を訪問し，防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| | ○　出火防止及び初期消火に関する備えの指導<br>○　家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布<br>○　家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発<br>○　「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発<br>○　長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発 |
| 消防団 | ○　地域の火災予防活動や住民に対して初期消火，応急救護等の技術的指導を実施 |

イ　防災広報の充実

市及び防災関係機関は，市民及び事業所の防災意識の高揚を図るため，市民，事業所等を対象にパンフレットの配布，講習会等の開催，広報媒体（ラジオ，ＣＡＴＶ，市報等の活用及び市や調布消防署等のホームページ等による災害対策や防災情報等の提供）による普及等を行い，震災に関する知識の普及に努めます。

ウ　地域の防災行動力の向上

総務部・教育部・教育委員会・調布消防署

市は，防災市民組織の資機材整備等への助成，優良活動事例の紹介やリーダー講習による活動能力の強化を図るとともに，地区協議会や地域住民が行う避難所運営訓練や要配慮者避難支援などによる行動力向上を図ります。

また，調布消防署は地域の防火防災功労賞制度等への応募，表彰事例の活用を通じて自治会，地区協議会，事業所等との連携方策を一層推進するとともに，地域の防災教育を広めるなど地域の防災行動力の向上を図ります。

（３）防災教育・防災訓練の充実

市各部・調布消防署・調布警察署・都水道局・東京電力・東京ガスグループ・ＮＴＴ東日本・京王電鉄㈱・調布ＦＭ

ア　対策内容と役割分担

(ｱ) 各機関は，幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により，生涯にわたる自助・共助の精神をかん養します。防災知識の普及等を推進する際には，性別による視点の違いに配慮し，女性の参画の促進に努めるとともに，ペットの飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努め，女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していきます。

(ｲ) 市民，防災市民組織等を対象とした防災訓練を充実させ，広報等により訓練参加者の増加を図っていきます。

(ｳ) 災害教訓の伝承として，過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，各種資料を広く収集・整理し，自然災害伝承碑（災害

に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。

(ｴ) 防災週間，水防月間，土砂災害防止月間，山地災害防止キャンペーン，火山防災の日，全国火災予防運動，文化財防火デー等を通じ，平常時から各種防災訓練を実施し，災害時の各機関相互及び市民との協力体制の確立に努めます。

(ｵ) 市民が自信をもって災害に対応できるよう，初歩から段階的に体験できるような市民一般を対象とした基礎訓練や様々な訓練体験を推進します。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 共　通 | ○　防災市民組織の育成指導<br>○　要配慮者，家族，地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援<br>○　各避難所運営主体による避難所運営訓練や総合防災訓練等への要配慮者と家族の参加に対する支援<br>○　各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進<br>○　実践的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上の推進<br>○　関東地方測量部，都と連携した自然災害伝承碑の取組推進 |
| 総務部 | ○　災害時における自助・共助の重要性や 一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催（再掲）<br>○　参加者の属性，地域特性を踏まえた防災教育，研修会の実施<br>○　防災市民組織リーダーを対象とした，実践的な研修の実施<br>○　都や事業所と連携し，地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成<br>○　関東地方測量部と連携した自然災害伝承碑の取組推進 |
| 教育部 | ○　学校における防災教育の推進を図るための，必要な情報の提供<br>○　調布消防署等と連携した防災教育の推進<br>○　関東地方測量部と連携した自然災害伝承碑の取組推進 |
| 調布消防署 | ○　女性防火組織，消防少年団等の育成指導の実施<br>○　市民の防災意識の調査や出火防止対策，初期消火体制等の実態の把握，効果的な訓練の推進<br>○　出火防止等に関する教育・訓練の実施<br>○　ＶＲ防災体験車，起震車，まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進<br>○　デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実<br>○市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| | ○　市民等に対し，ＡＥＤの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに，誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備<br>○　幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進<br>○　都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施<br>○　小学生及び中学生には普通救命講習，高校生には上級救命講習の受講を推奨<br>○自治会本部を中心に，民生児童委員，自治会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施<br>○　要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進<br>○　消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 |
| 調布警察署 | ○　テロ対策のために全警察署（102署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会，合同訓練の実施と幼稚園，小・中・高校を対象とした防災教育の推進 |

（４）自己備蓄の推進

市は，市報，広報ホームページや防災研修会等を通じ，市民及び事業者等に対し自己備蓄の重要性，公的援助の限界等について周知し，防災市民組織と連携を図りながら，自己備蓄の積極的な確保に努めるよう周知を図ります。

１　主な自己備蓄

３日分（可能ならば７日分）以上の備蓄を確保すること。

(1) 飲料水（備蓄の目安は１人１日３L）
(2) 食料
(3) 携帯トイレ
(4) トイレットペーパー

２　主な非常時持出品

避難するとき最初に持ち出すものとして，男性では１５kg，女性では１０kgまでが目安とされています。

(1) 貴重品（現金，身分証明書，通帳類，マイナンバーカード（健康保険証等），免許証，印鑑等）
(2) 携帯ラジオ（予備電池含む）
(3) 懐中電灯，乾電池（予備電池含む）
(4) 携帯電話，充電器
(5) 救急用品（持病のある方は常備薬，お薬手帳等）
(6) 予備眼鏡，コンタクトレンズ（洗浄液含む）
(7) 飲料水・簡易的な食料（チョコレート，キャンディ等）

(8) タオル，ティッシュペーパー，ウェットティッシュ
(9) 歯ブラシ（歯磨き用ガム等），洗面用具
(10) 着替え，下着等
(11) 室内履き
(12) ホイッスル
(13) 家族の写真

3　その他の主な非常時持出品

女性や要配慮者は，避難生活を送る上で必要な持出品を準備しておくことで，避難生活の負担を軽減できます。また，食物アレルギーをお持ちの方も，自分に適した食料を普段から備蓄しておくことで，避難生活の負担を軽減できます。

ペットを連れた避難生活においては，ケージやペットフード等を事前に準備する等，他の避難者に十分に配慮する必要があります。

(1) 女性
　ア　生理用品
　イ　化粧水，乳液，保湿クリーム
　ウ　下着，おりものシート
　エ　携帯用ビデ

(2) 妊産婦及び乳幼児
　ア　おむつ
　イ　離乳食，粉ミルク，ミルク
　ウ　授乳カバー，授乳ケープ（乳児用ブランケット）
　エ　ほ乳瓶
　オ　バスタオル
　カ　おしり拭き
　キ　母子手帳

(3) 障害者
　ア　障害者手帳
　イ　補装具，日常生活用具等
　ウ　ストマ，おむつ等

(4) 高齢者（要支援・要介護者）
　ア　介護保険証
　イ　介護用品（大人用おむつ，尿取りパット等）
　ウ　福祉用具，日常生活用具等

(5) ペットのいる家庭
　ア　名札（鑑札や注射済票のほかに飼い主の名前やペットの名前を記入した名札）
　イ　愛犬手帳
　ウ　食器
　エ　ケージ
　オ　リード
　カ　ペットフード
　キ　トイレ用品

(6) 感染症対策
ア　マスク
イ　消毒液
ウ　ビニール手袋
エ　体温計
オ　小型テント

## ２　地域による共助の推進

（１）防災市民組織等の役割

総務部・生活文化スポーツ部・福祉健康部

ア　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 自治会等の地域組織及び市民が自主的に結成した防災市民組織 | ○　平常時<br>・防災知識の普及，防災訓練（初期消火，救出・救助，応急救護，避難）の実施，組織の強化等<br>・消火，救助，炊出資器材等の整備・保守及び非常食，簡易トイレの備蓄<br>・地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知<br>・地域内の避難行動要支援者の把握及び「調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)」に基づく，災害時の避難支援体制の整備<br>・地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備<br>・行政との連携・協力体制の整備<br>○　発災時<br>・情報収集・伝達，出火防止，初期消火，負傷者救護，避難誘導，避難行動要支援者支援　等 |
| 総務部 | ○　防災市民組織未結成地区への結成を促進するため，自治会や地元団体への組織化を中心とした積極的な呼びかけ<br>○　防災市民組織を活性化し，震災後に効果的な活動を展開するための各種訓練の実施，活動費補助<br>○　訓練のための広場，消防水利の確保等環境条件の整備・活動用資器材の整備を促進<br>○　防災市民組織が実施する訓練，広報活動等に対する支援<br>○　防災市民組織のリーダーに対する情報交換の場設定や研修会の開催 |
| 調布消防署 | ○　防災意識の啓発<br>○　防災教育・防災訓練の充実<br>○　軽可搬消防ポンプ及びスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し，防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| | ○　初期消火マニュアルを活用し，防災市民組織等への指導を実施<br>○　防災市民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催<br>○　防災市民組織の救出救護班員及び一般都民に対する，救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進<br>○　市と連携した防災市民組織の活性化の推進<br>○　長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発 |

（２）避難行動要支援者支援対策

総務部・子ども生活部・福祉健康部・関係機関・団体

ア　全般

避難行動要支援者の避難支援は，地域の共助の力が重要となるため，市は防災市民組織や自治会，地区協議会，民生委員・児童委員等の避難支援等関係者と連携し，災害時に自力での避難が困難な方々を速やかに支援できる体制づくりを進めます。

また，福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し，通常実施している交流の場を利用して，平常時から情報収集と情報提供を行います。

イ　平常時の取組

(ｱ) 避難支援体制に係る取組は「調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)」に基づき進めます。

(ｲ) 市，福祉サービス事業所，障害者支援団体は相互に連携し，通常実施している交流の場を利用して，平常時から避難行動要支援者に係る情報収集と情報共有を行います。

ウ　災害時の取組

市は，福祉健康部内に「避難行動要支援者支援班」を設置し，避難行動要支援者支援を適切かつ効率的に実施します。

## ３　マンション防災における自助・共助の構築

（１）マンション居住者による自助・共助の備え

マンション居住者は，本章第５節の予防対策「１　自助による市民の防災力向上」及び「２　地域による共助の推進」に掲げる対策を推進するとともに，マンション特有の課題に対応するため，次に掲げる対策に取り組みます。

・エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
・排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備

（２）防災意識の啓発

ア　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 総務部 | ○　マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成，配布<br>○　ガイドブック等を活用し，災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発<br>○　在宅避難の必要性とそれに向けた取組について居住者の声を交え東京都マンションポータルサイト等で発信し「東京とどまるマンション」制度を周知 |
| 都市整備部 | ○　耐震化の必要性や耐震化の事例，支援制度等の情報を市報，HP等で発信するとともに，パンフレットを作成し，管理組合へ郵送やメールで送付 |
| 不動産会社等 | ○　マンションを販売した際に，購入者に対する（賃貸の場合は，賃借人に対する）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力 |
| マンション管理組合等 | ○　マンション居住者に対する自助の備えの周知や，（自治会があれば自治会と連携し）防災計画の作成，訓練の実施など共助の取組についての周知に協力 |

（３）防災教育・防災訓練の充実

ア　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 総務部 | ○　マンション防災セミナーの開催<br>○　マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し，活動を活性化 |
| 都市整備部 | ○　防災対策に取り組む意欲のあるマンションに対して出前講座，防災市民組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を実施 |
| 不動産会社等 | ○　マンション購入者（賃貸の場合は賃借人）に対する，都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力 |
| マンション管理組合等 | ○　マンション居住者に対する，都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力 |

（４）様々な取り組みを連携させたマンション防災力の向上

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 総務部 | ○　住民や管理組合等を対象とした各種セミナーの実施（再掲）<br>○　リーフレットを防災ブックとともに全戸配布<br>○　関東大震災100年を契機としたシンポジウム，出前講座の実施 |
| 生活文化スポーツ部 | ○　地域の様々な課題解決に向けた支援を通じた，防災にも寄与する自治会の活動の活性化（再掲）<br>○　マンションにおける自治会活動や地域コミュニティとのつながりを強化 |
| 都市整備部 | ○　「東京とどまるマンション」のＰＲ<br>○　東京都「マンション管理ガイドブック」による地域コミュニティとの連携促進 |

## ４　消防団の活動体制の充実

（１）対策内容と役割分担

災害時に迅速な消火活動を図る消防団の活動体制充実のため，団員の充足率向上，消防団資機材の充実，情報通信体制の強化，計画的なポンプ車の更新，拠点施設の充実，処遇の改善，必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等を行っていきます。訓練場所については，特に公共の施設や民間のグランドも含め訓練場所の確保に努めていきます。

| 対　策　内　容 |
|---|
| ○　消防団員の確保・・・・・・・・・・・・・・・総務部，消防団 |
| ○　消防団員の教育訓練・・・・・・・・・・・・・調布消防署 |
| ○　消防団資機材・分団機械器具置場等の整備・・総務部 |
| ○　地域等と連携した防災対策の推進・・・・・・総務部，調布消防署，消防団 |

（２）詳細な取組内容

ア　活動能力の向上

(ｱ) 各種資機材やマニュアル等を活用して東京都消防訓練所・調布消防署との連携による教育訓練をさらに進め，災害活動能力及び安全管理能力の向上を図ります。

また，教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図ります。

(ｲ) 消防団員が有している重機操作，自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進します。

また，消防団に対し機能別団員制度の周知を図ります。

(ｳ) 消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど，能力開発の促進を図ります。

イ　充足率の向上

消防団員確保については，リーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など，多様な手法で消防団をＰＲし，青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし，地域住民と消防団員の交流等を通じ，消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めます。入団資格についても検討していきます。

ウ　消防団協力事業所

消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し，地域防災体制の一層の充実を図ります。

エ　地域防災力向上への貢献

(ｱ) 地域住民等に対する防災教育訓練を通じ，消防団と地域住民等との連携を今後もさらに強化し，地域防災力の向上を図ります。

(ｲ) 消防団を退団した消防団員で構成する消防団ＯＢ会は，専門的な技能を有しており，震災発生時には市との協定に基づき消防団と連携し災害活動等に当たることとしており，地域防災力の強化に取り組んでいます。

## ５　事業所による自助・共助の強化

（Ｉ）対策内容と役割分担

各機関は，地域との協定締結の促進や合同訓練の実施，事業所防災計画（※）の作成促進等により，事業所の防災力向上を図ります。

※事業所防災計画 東京都震災対策条例に基づき，その事業活動に関して震災による被害を最小限にとどめるため，都及び市区町村の地域防災計画を基準として，事業所単位で作成する防災計画

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 総務部 | ○　事業所相互間の協力体制及び事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど，地域との協力体制づくりを推進 |
| 環境部 | ○　高圧ガス保安について，地域防災協議会の充実，防災計画の策定等を指導<br>○　火薬類の保安について，平常時，震災時等の自主保安体制の整備を指導 |
| 生活文化スポーツ部 | ○　都内中小企業のＢＣＰの策定に係る取組を支援<br>○　ＢＣＰの実効性を高めるため，企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助<br>○　都内中小企業による危機管理関連製品等の開発改良・実用化を支援 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 調布消防署 | ○　事業所の自衛消防に関する活動能力の充実，強化<br>○　事業所の救出・救護活動能力の向上<br>○　事業所防災計画（消防計画）の作成指導<br>○　危険物施設等の防災組織に対し，消防法等に基づき，自衛消防組織の結成を指導<br>○　防火管理者，防災管理者，危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施<br>○　事業所防災計画（消防計画）作成促進を目的とした冊子の作成・配布<br>○　市民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及 |

（２）詳細な取組内容

災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，帰宅困難者対策，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を果たすため，自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要です。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 事業所 | ○　帰宅困難者対策<br>帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対 策ガイドライン」を参考に，利用者の保護に係る計画を作成し，あらかじめ事業所防災計画や業務継続計画（ＢＣＰ）等の計画に反映（その際，可能であれば，他の企業等との連携，行政機関との連携，地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記）<br>組織力を活用した地域活動への参加，帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策<br>○　従業員の保全<br>社屋内外の安全化，防災資器材や水，食料等の非常用品の備蓄（従業員の３日分が目安）等，従業員や顧客の安全確保対策，安否確認体制の整備<br>○　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定<br>災害時等に短時間で重要な機能を再開し，事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画，いわゆる，重要業務継続のための業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し，事業活動拠点である事務所，工場等の耐震化の推進，事業のバックアップのシステムやオフィスの確保，災害に即応した要員の確保，迅速な安否確認などの事前対策の推進<br>○　緊急地震速報受信装置等の活用<br>地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| | 止等により被害の拡大防止を図るため，緊急地震速報受信装置等を積極的活用<br>○　要配慮者対策<br>　要配慮者利用施設においては，介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成<br>○　地域貢献の促進<br>　調布市商工会や調布市経営者協会など，横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進 |
| 市共通及び<br>調布消防署 | ○　全般<br>・自衛消防隊がバール，とび口等，震災に備えた装備を活用し，発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう，震災を想定した自衛消防訓練を通じて，自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を推進<br>・広報紙や防災展等で，事業所相互間及び事業所と防災市民組織等の連携の重要性についての啓発を広く実施<br>○　防火管理者の選任を要する事業所<br>　消防法（昭和23年法律第186号）第８条，第８条の２等により，防火に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成，自衛消防訓練の実施などが規定されており，これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進<br>○　自衛消防組織の設置義務のある事業所<br>　消防法第８条の２の５により一定規模以上の事業所は，自衛消防組織の設置が義務づけられており，この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進<br>○　防災管理者の選任を要する事業所<br>　消防法第36条により，防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編制，避難訓練の実施などが規定されており，この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進<br>○　自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所<br>・ホテル，旅館，百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は，火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の５により，自衛消防技術認定証を有する者のうちから，自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を配置することが義務付けられており，震災時には，自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効であることから，自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| | 指導を推進<br>・自衛消防活動中核要員の装備として，ヘルメット，照明器具等のほか，携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具，応急手当用具の配置を推進<br>○　防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所<br>火災予防条例第55条の４により，自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し，自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されており，震災発生時においては，編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効であることから，自衛消防隊の訓練等の指導を推進 |
| 総務部 | ○　住民に対し，地域と事業所の相互連携の必要性について，出前講座等を通じ普及啓発<br>○　事業所内の防災活動に女性の視点を反映し，発生する多様なニーズを解決できる女性の防災人材の育成 |
| 生活文化スポーツ部 | ○　ＢＣＰ策定支援に向けた普及啓発パンフレットの配布やセミナーの開催等により，ＢＣＰの普及啓発及びＢＣＰ策定に係る取組を支援 |
| 環境部 | ○　高圧ガス取扱事業所に対しては，防災計画指針を踏まえた危害予防規程の改正等を指導するとともに，東京都高圧ガス地域防災協議会及びその加盟高圧ガス取扱事業所並びに関係機関等と協力して，実験，基礎訓練及び総合訓練を実施<br>○　高圧ガス保安団体に対し，自主保安体制としての東京都高圧ガス地域防災協議会の充実・強化，及び未加入事業所について同協議会への参加を促すよう指導<br>○　火薬類保管事業所に対しては，平常時に整備しておく保安対策，警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時における危険防止のための応急措置などについて，自主保安体制の整備を指導 |

## ６　ボランティアとの連携

阪神・淡路大震災では，多くのボランティアやボランティア団体が活発に活動し，ボランティア活動の重要性が社会に再認識され，その後発生した新潟県中越沖地震や東日本大震災等の大災害においても災害救援を行うボランティア活動等は被災地の人々の生活再建等に貢献してきました。

近年の大規模災害時には，災害ボランティアセンターを通じたボランティアのほか，ＮＰＯやボランティア団体，これらの団体の活動を支援する団体等の多様な主体による被災者支援活動が行われています。

（１）災害ボランティアの概要

| ボランティア名 | 活　動　概　要　等 |
|---|---|
| 一般ボランティア | ○　主に被災地域外から自発的に復旧・復興等の支援活動のために参集するボランティア<br>・市が行う救出・救護活動の実施・協力<br>・避難者の誘導，避難所内の世話・業務の協力<br>・炊出し，救助物資の配給・分配の協力<br>・被害状況調査，災害対策業務の支援 |
| 専門ボランティア | ○　市が①氏名，②連絡先，③活動の種類，④一定の知識，経験や特定の資格について把握し，必要に応じ登録・研修等が実施されているボランティア<br>○　次項に，主な専門ボランティアを示す。 |

（２）市の取組

ア　社会福祉協議会等との緊密な連携

総務部・福祉健康部・社会福祉協議会

市は，災害ボランティアを受け入れ，ボランティアセンターの設置・運営を迅速かつ円滑に行えるよう，日頃から市社会福祉協議会や防災関係機関と連携し，ボランティアの受入体制や活動環境を整備していきます。

イ　東京都防災ボランティアとの連携

市では，東京都が実施する「東京都防災ボランティアに関する要綱（平成７年５月）」に基づくボランティア登録制度を活用して，ボランティア登録状況を把握すると共に，登録されているボランティアの方々が迅速かつ的確に災害時に行動できるような体制を整えます。

| | ボランティア名 | 活　動　概　要 |
|---|---|---|
| 生活文化<br>スポーツ部 | ○　防災（語学）ボランティア<br>一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住，在勤，在学者） | 大規模な災害発生時において，調布市国際交流協会を通じ市と連携した，被災外国人等の支援 |
| 都市整備部 | ○　被災建築物応急危険度判定員<br>建築士法に定める建築士，建設業法に基づく建築施工管理技士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者 | 余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため，地震発生後できるだけ早く，かつ短時間で建築物の被災状況を調査し，その建築物の当面の使用の可否を判定 |
| | ○　被災宅地危険度判定士<br>宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年省令第49号）第19条第１号イから同号トに該当する者 | 災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により，宅地が大規模に被災した場合に，被害の発生状況を把握し，危険度判定を実施 |
| | ○　建設防災ボランティア<br>公共土木施設の整備・管理等の経験により，同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者 | 所管施設の被災状況の点検業務支援，公園等避難場所における管理施設の管理業務支援，参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握 |
| 福祉健康部 | ○　災害時看護職等ボランティア | 災害発生からおよそ72時間後までを目途に，緊急医療救護所における医療救護活動（トリアージ業務の補助，被災傷病者に対する応急処置及び看護） |

ウ　情報共有のための研修会等の開催

総務部・福祉健康部・社会福祉協議会

市は，社会福祉協議会と連携しＮＰＯ・ボランティア等との間で連携し，防災ボランティアの活動に係る意見交換を行う情報共有会議等を実施します。会議の議事は以下の通りです。

・平常時の登録，研修制度のあり方
・災害時における防災ボランティア活動の受入れ，各種調整体制
・防災ボランティアの活動拠点の確保要領
・活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策

・研修，訓練計画（災害ボランティアセンターの設置運営訓練等）

エ　受援力の向上

総務部・行政経営部・福祉健康部

市は，被災地となりボランティアを地域で受け入れる際にボランティアが十分に力を発揮するための環境を整備していくことによって，早期の復旧・復興を目指していかねばなりません。市や都外から集まるボランティアは土地勘も無く，また各被災者の細かなニーズを把握できていないことも多いと予想されます。

貴重な復旧・復興の支援の力をさらに発展させていくためには，被災した側の「ニーズ」と支援の手を差し伸べる側の「シーズ」をマッチさせるため，市は被災した状況を適時適切に発信し，ボランティアを早期に受け入れる態勢である「支援を受ける力」を向上させていかねばなりません。

オ　交通規制支援ボランティア

警視庁は，大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について，平成８年８月から運用を開始しています。「交通規制支援ボランティア」は，警察署長からの要請により，警察官に協力し，交通の整理誘導，交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い，緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っています。

| 機　関　名 | 要　件 | 活　動　概　要 |
|---|---|---|
| 調布警察署 | 警察署の管轄区域内に居住し，又は活動拠点を有している者で，大震災等の発生時に，警察署長からの要請により交通規制の支援を行うもの | １　大震災の発生時に，警察官に協力し，交通の整理誘導，交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動<br>２　平素から，交通規制の内容を表示した案内板，垂れ幕等を保管し，大震災等の発生時に，署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動<br>３　その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動 |

カ　東京消防庁災害時支援ボランティアの育成及び活動

(ｱ) 概要

調布消防署（東京消防庁）では，震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「東京消防庁災害時支援ボランティア（以下「調布消防ボランティア」という。）」の募集及び育成を平成７年から行っており，その活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大し，災害対応の強化を図っています。

今後さらに，調布消防ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため，ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに，元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し,調布消防ボランティアの一層の充実強化を図ります。

調布消防ボランティアの業務内容は，主に，東京消防庁管内に震度６弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合，あらかじめ登録した部署へ自主的に参集し，消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施します。

(ｲ) 登録要件

| 機　関　名 | 要　件 | 活　動　概　要 |
|---|---|---|
| 調布消防署 | 原則，東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり，かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者<br><br>１　応急救護に関する知識を有する者<br><br>２　過去に消防団員，消防少年団として１年以上の経験を有する者<br><br>３　元東京消防庁職員<br><br>４　震災時等，復旧活動時の支援に必要となる資格，技術等を有する者 | １　災害時には，東京消防庁管内の消防署に参集し，チームを編成後，消防職員の指導と助言により，消防署内での後方支援活動や，応急救護活動などを実施<br><br>２　平常時，消防署が都民に対して行う防火防災訓練，応急救護訓練，広報活動等の支援を実施<br><br>チームリーダー以上を目指す人に対しては，「リーダー講習」，「コーディネーター講習」を実施 |

(ｳ) 赤十字ボランティアとの連携

主に災害発生直後から復旧にかけての期間において，日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し，被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行います。日本赤十字社東京都支部は，日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め，災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図ります。

| 機　関　名 | 要　件 | 活　動　概　要 |
|---|---|---|
| 日 赤<br>東京都支部 | ○　東京都赤十字救護ボランティア<br>災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護ボランティア養成セミナー）を修了・登録したボランティア | 平常時には，災害救護に関する研修会・訓練等を行い，災害時には，医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど，災害救護に必要な諸活動の実施 |
| | ○　地域赤十字奉仕団<br>地域において組織された奉仕団 | 災害時には市区町村と連携し，避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動の実施 |
| | ○　特別赤十字奉仕団<br>学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団 | 各団の特色を生かし，避難所等における被災者のケア等の活動の実施 |
| | ○　赤十字個人ボランティア<br>日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し，個人登録されたボランティア | 災害時には個人の能力・技能，活動希望などにより被災者等への支援活動の実施 |

(ｴ) 活動内容

調布消防ボランティアは，東京消防庁管内に震度６弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合，あらかじめ登録した消防署へ自主的に参集し，消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施します。

キ　語学ボランティア

総務部・生活文化スポーツ部・都

被災外国人に対応するため，東京都は「外国人災害時情報センター」を設置し，以下の業務を行います。

・外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等

・市区町村等が行う外国人への情報提供に対する支援
・東京都防災（語学）ボランティアの派遣

市は，平常時から調布市国際交流協会と連携し，在住外国人への防災に関する情報提供や防災知識の普及に努めます。

ク　調布市災害時看護職等ボランティア

福祉健康部

調布市では，緊急医療救護所を市内8か所の病院と東京慈恵会医科大学附属第三病院にて「調布市災害時看護職等ボランティア」を立ち上げ，医療救護活動を行います。活動概要は以下のとおりです。

・活動場所　市内８か所の緊急医療救護所又は東京慈恵会医科大学附属第三病院
・活動時間　災害発生からおよそ72時間後まで
・活動内容　救急医療救護所において医師の指示に基づく被災傷病者のトリアージ業務の補助
救急医療救護所における被災傷病者に対する応急処置及び看護
その他医療救護に係る業務(研修及び訓練等を含みます。)

（３）ボランティア活動との連携

福祉健康部・都市整備部・調布消防署・社会福祉協議会

市は，ボランティア意識の高揚と環境づくり，さらに行政との間の信頼関係や協力連携システムの構築に努めます。

このため，社会福祉協議会等との連携による市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施します。

## ７　市民・行政・事業所等の連携

総務部・生活文化スポーツ部・福祉健康部・調布消防署

行政，事業所，市民，監理団体，その他関係防災機関は，地域における連携体制や相互支援を強化し，災害時に助け合う社会システムを確立します。

（１）対策内容と役割分担

市及び関係防災機関は，震災から地域ぐるみで地域社会を守るために，従来の市民，地域コミュニティ，行政，事業所，ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い，平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していきます。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 市，関係防災機関 | ○　地域，事業所，ボランティア間相互の連携体制の推進<br>○　自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り，地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進<br>○　合同防災訓練の実施<br>○　地区防災計画の作成の推進<br>○　相互に連携協力しあうネットワークを形成するため，各種対策を推進<br>○　市が実施する地域相互支援ネットワークの育成の促進について，情報提供などの必要な施策の推進 |
| 生活文化スポーツ部 | ○　市民活動団体等とのネットワークの形成 |
| 総務部 | ○　共助の活動の核となる人材の育成とネットワークづくりの促進 |
| 福祉健康部 | ○　社会福祉協議会・市民活動団体等とのネットワークの形成 |
| 調布消防署 | ○　市民及び事業所等との協働による，自助・共助による応急手当の普及促進 |

（２）詳細な取組内容

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 共通 | ○　駅周辺の混乱防止協議会等，事業所及び地域との相互支援を協議する場の設置<br>○　防災市民組織における事業者間連携や自治会・事業所間等の連携の普及・拡大<br>○　自治体間の相互支援体制の強化<br>○　行政，事業所，地域との連携の在り方についての基本指針やマニュアル等の作成・啓発<br>○　震災に強い社会づくりをテーマとしたシンポジウムや講演会の開催<br>○　商工会，経営者協会等の協力により紹介を受けた，防災について地域貢献意思のある事業所と地域との連携の推進<br>○　地域と事業所との連携事例について，防災市民組織等への積極的なPR及び地域貢献する事業者の市報，ホームページによる紹介 |
| 生活文化スポーツ部 | ○　災害時に活動が円滑に行われるよう，平常時から市民活動団体等とのネットワーク形成を推進 |
| 総務部 | ○　共助の活動の核となる人材の育成とネットワークづくりの促進 |
| 福祉健康部 | ○　災害時に活動が円滑に行われるよう，平常時から社会福祉協議会とのネットワーク形成を推進 |
| 調布消防署 | ○　応急手当の普及促進のため，専門的な知識技能を有する消防団，災害時支援ボランティア等と協働した救命講習の実施を推進 |

# 【応急対策】（地震直後の行動）

| | |
|---|---|
| １　自助による応急対策の実施 | ４　消防団による応急対策の実施 |
| ２　地域による応急対策の実施 | ５　事業所による応急対策の実施 |
| ３　マンション防災における応急対策の実施 | ６　ボランティア活動との連携 |

## １　自助による応急対策の実施

### （１）市民自身による応急対策

災害対策総務部

災害時には，自身と家族の身を守り，次に出火を防止。

・災害情報，避難情報の収集を行い，避難所においては自ら活動。

・地震発生後数日間は，上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ，食料の供給が途絶える可能性が高いため，当面は，あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用。

### （２）外国人の情報収集等に係る支援

ア　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 災害対策<br>生活文化スポーツ部 | ○　在住外国人への情報提供<br>○　調布市社会福祉協議会，東京都が設置する外国人災害時情報センター（以下，「外国人災害時情報センター」という。）との情報交換<br>○　国際交流協会等との連携 |
| 社会福祉協議会 | ○　外国人災害時情報センターとの連携<br>災害時の被災外国人への対応として，外国人災害時情報センター，（公財）東京都つながり創生財団と連携して，次の業務を実施<br>・外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等<br>・市が取り組む外国人への情報提供に対する支援<br>・東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し，防災（語学）ボランティアを派遣<br>○　（公財）東京都つながり創生財団と連携して，他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施 |
| 観光関連事業者等 | ○　各施設等を利用する外国人旅行者の案内，誘導，情報提供 |
| 東京都政策企画局 | ○　在京大使館等との連絡調整 |

（３）業務手順

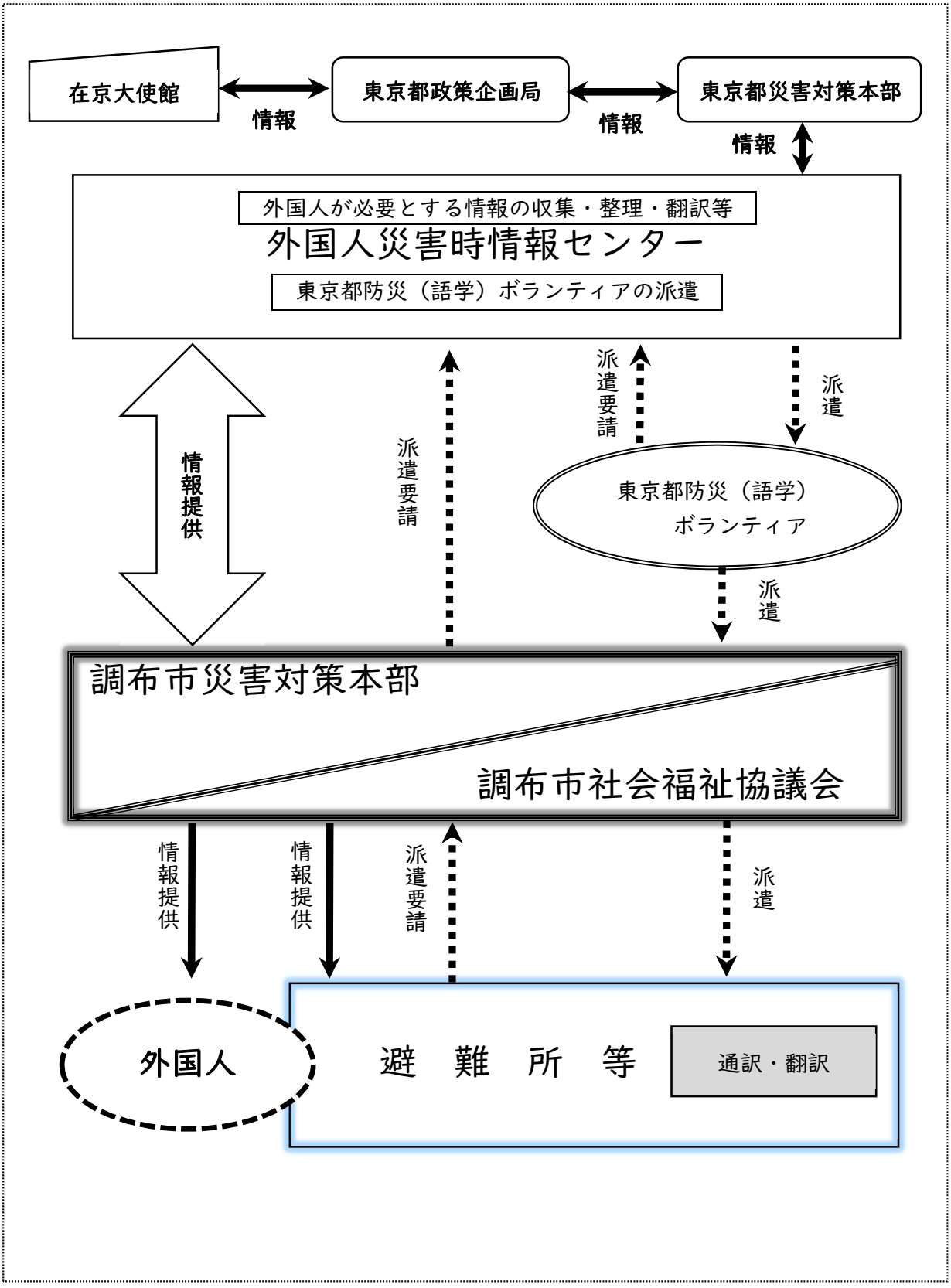
在京大使館
情報
東京都政策企画局
情報
東京都災害対策本部
情報
外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等
外国人災害時情報センター
東京都防災（語学）ボランティアの派遣
情報提供
派遣要請
派遣要請
派遣
東京都防災（語学）
ボランティア
派遣
調布市災害対策本部
調布市社会福祉協議会
情報提供
情報提供
派遣要請
派遣
外国人
避　難　所　等
通訳・翻訳

## ２　地域による応急対策の実施

災害対策総務部

地域や防災市民組織，事業所等は，自らの身の安全を図るとともに，地域防災力の中核である消防団と連携し，発災初期における初期消火，救出救助，応急救護活動等を実施します。

（１）対策と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 地域と防災市民組織 | ○　近隣での助け合い（出火防止，初期消火，救助等）<br>○　安否や被害についての情報収集<br>○　初期消火活動<br>○　初期救護活動<br>○　負傷者の手当・搬送<br>○　住民の避難誘導活動<br>○　避難行動要支援者等の避難支援<br>○　避難所運営<br>○　自治体及び関係機関の情報伝達<br>○　炊出し等の給食・給水活動等 |
| 消防団 | ○　消防隊と連携した消火活動<br>○　地域住民との協働による救助活動，応急救護活動<br>○　災害情報の収集・伝達活動<br>○　住民指導，避難指示の伝達，避難者の安全確保等 |
| 各事業所 | ○　事業所相互間の協力体制及び防災市民組織等との連携による消火活動，救護活動等の支援 |

（２）詳細な取組内容

ア　防災市民組織

(ｱ) 市民消火隊による活動

火災が発生した場合は，防災市民組織が協力して，街頭消火器，バケツリレー等により初期消火を実施します。なお，地域で行う初期消火活動は，火災の拡大防止を主眼に行い，資器材の能力や市街地の特性を勘案して行います。消防団員や消防隊が到着後は，その指示に従います。

(ｲ) 救出・救護活動

・地域の資機材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用
・倒壊建築物等の二次災害の防止を図り，負傷者の救出を実施し，負傷者に対し，応急救護を実施するとともに，救護所への搬送を実施
・要配慮者のうち，避難行動要支援者名簿掲載者については，名簿を基に安否確認を行うとともに，消防団等と連携して，避難誘導や救出・救護を実施

(ｳ) 避難所運営支援

避難所運営主体である市や地域住民と連携し，防災市民組織リーダーを中心に，女性や要配慮者等にも配慮した避難所運営の支援を行います。

(ｴ) 避難行動要支援者支援

・避難行動要支援者については，特に人的支援を要することから，防災市民組織や自治会，地区協議会，民生委員・児童委員等の避難支援等関係者は相互に協力して支援を実施します。
・迅速な安否確認のため，福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し，情報収集等を行います。
・震災後の支援として，自宅で生活している避難行動要支援者に対し，必要とする情報の収集・提供等を行います。

## ３　マンション防災における応急対策の実施

（１）対策内容と役割分担

マンション管理組合等は，前項「２ 地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか，次のとおり応急対策を実施します。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 管理組合・マンションに係る自治会・防災市民組織等 | ○　マンション居住者の安否確認<br>○　マンション共有の資器材を用いた救出活動支援<br>○　集会室等を利用した避難所運営<br>○　建物被害調査と二次被害防止<br>○　ライフライン復旧状況の確認<br>○　在宅避難継続のためのマンション居住者への支援<br>○　マンションの復旧に向けた調査，診断，居住者への説明，合意形成への支援，工事等の手配 |

## ４　消防団による応急対策の実施

（１）消防団の任務

地域の消火活動，延焼の拡大防止，避難の安全確保に努めるなど，災害に即応した防御活動を展開して，大震災の火災等から市民の生命，財産を守ります。

（２）活動の基本

・参集途上における消火活動上必要な事象，道路障害状況，特異救助事象発生状況等の情報収集と消防団本部への報告
・分団受持区域内の住民に対して出火の防止と初期消火を呼びかけ，火災その他災害に対する消防活動の実施
・要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置，安全な場所への搬送
・避難指示等の地域住民への伝達
・関係機関と連携した，避難者の誘導と安全確保，避難場所の防護活動
・市から出動要請を受けた消防団ＯＢ会を指揮した消防活動

（３）部隊の運用

受持区域内に発生した対処すべき事象は，分団独自又は消防署隊と協力して消防活動を行い，延焼阻止等に全力を上げます。消防署隊と協力した活動を行う際は，署隊の指揮により活動します。

## ５　事業所による応急対策の実施

・来訪者や従業員等の安全を確保した上で救助活動，救護活動の実施
・出火防止措置を実施
・火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施
・正確な情報の収集，伝達
・施設の安全を確認したうえで，従業員の一斉帰宅を抑制
・事業所での災害対策完了後，地域の消火活動，救助活動，救護活動の実施
・応急対策後は，事業の継続に努め，地域住民の生活安定化に寄与

## ６　ボランティア活動との連携

災害対策総務部・災害対策福祉健康部・調布消防署・社会福祉協議会

市は，都及び東京ボランティア・市民活動センターが災害時に設置する東京都災害ボランティアセンターと連携して，一般のボランティアが，被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援します。

（１）対策内容と役割分担

ア　連携要領等

(ｱ) 概要

市は調布市社会福祉協議会と連携し，調布市災害ボランティアセンターを設置します。この際，都及び東京ボランティア・市民活動センターが災害時に設置する東京都災害ボランティアセンターと連携して，一般のボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援します。

(ｲ) 活動費用に掛かる事項

共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務を社会福祉協議会等が設置・運営する災害ボランティアセンターに委託する場合は，当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができます。

イ　調布市災害ボランティアセンター

(ｱ) 市は，調布市災害ボランティアセンターを「調布市総合体育館」（調布市深大寺北町２丁目１番地65）に設置します。

(ｲ) 災害の程度・被害の状況によって他に適切な施設・場所を設ける必要がある場合は，新たなボランティアセンターを設置します。

ウ　対策内容と役割分担

| 機関名 | 対応 |
|---|---|
| 災害対策福祉健康部<br>災害対策生活文化スポーツ部 | ○　社会福祉協議会等との協働による市災害ボランティアセンターの設置・運営<br>○　ボランティア活動支援に当たっては，地域に精通した市災害ボランティアセンターが中心となり，必要な情報や資器材等の提供等，活動環境を整備し，ボランティア等を直接的に支援<br>○　ボランティアの受入れ状況等の情報提供 |
| 社会福祉協議会 | 市との協働により市災害ボランティアセンターを設置・運営<br>○　市民活動団体等との連携<br>○　災害ボランティアコーディネーターの市災害ボランティアセンターへの派遣<br>○　被災地域のボランティアニーズ等の情報収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供<br>○　資器材やボランティア等の市区町村間の需給調整<br>○　ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携 |
| 警視庁<br>調布警察署 | ○　交通規制支援ボランティアへの支援要請 |
| 東京消防庁<br>調布消防署 | ○調布消防ボランティア受入本部の設置 |

（２）防災ボランティア等の活動内容

| ボランティア名 | 出動要件及び活動内容 |
|---|---|
| 防災（語学）ボランティア | 外国人災害時情報センターからの要請を受け，都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応，市区町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し，被災外国人等を支援 |
| 被災建築物応急危険度判定員 | 余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため，地震発生後できるだけ早く，かつ短時間で建築物の被災状況を調査し，その建築物の当面の使用の可否を判定 |
| 被災宅地危険度判定士 | 都都市整備局からの協力依頼を受け，地震等による宅地への被害の発生状況を把握し，危険度判定を実施 |
| 建設防災ボランティア | 震度５強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け，また，震度６弱以上の地震発生時には自主的に，それぞれ出動し，建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施 |
| 交通規制支援ボランティア | 警察署長からの要請を受け，警察官に協力し，交通の整理誘導，交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施 |
| 調布消防ボランティア | 東京消防庁管内における震度６弱以上の地震発生時に，あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し，消防署内での後方支援活動，応急救護活動などを実施 |

（３）作業手順

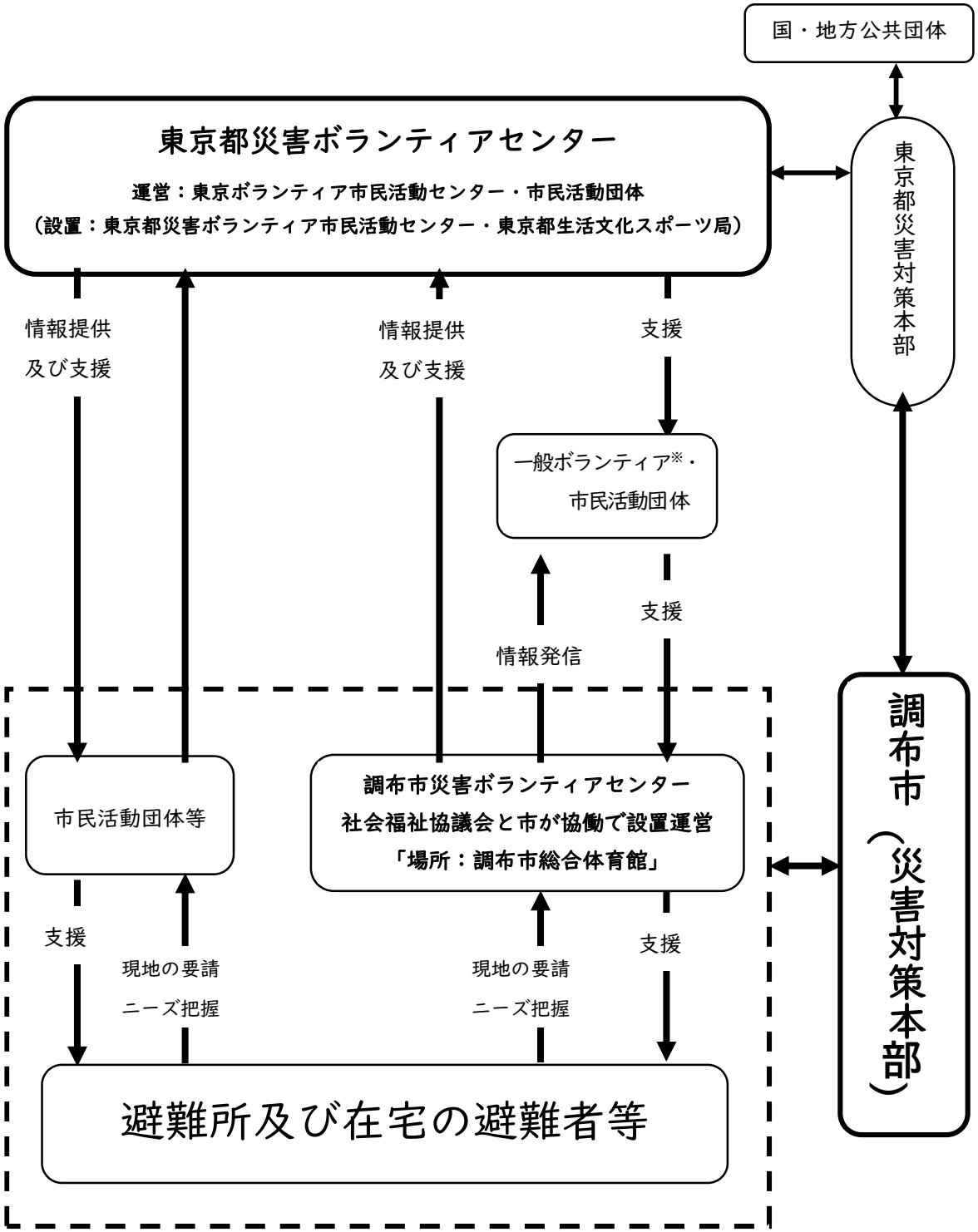


**※一般ボランティア：専門知識・技術や経験に関係なく避難所運営やがれき撤去等に取り組んでいただくボランティア**

# 第３章　安全に暮らせる都市づくりの実現

本章における対策の基本的考え方

**○　不燃化・耐震化などによる地震に強いまちづくりの基本的考え方**

地震による災害から一人でも多くの市民の生命及び貴重な財産を守り，震災時にも都市機能を維持するためには，都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要です。

地震に強い都市づくりの実現に向けて，不燃化・耐震化などによる安全・安心な市街地形成を推進するとともに，日常的に使用・提供している、教育・スポーツ・環境施設の機能等を非常時においても利活用できるよう，フェーズフリーの考え方に基づくまちづくりに取り組んでいきます。

本章では，施設や住宅の不燃化・耐震化，出火・延焼の防止に向けた取組について示します。

**○　現在の対策の状況**

市ではこれまで，建築確認申請業務等を通じて，建築基準法の遵守による安全性の確保に向けた指導や審査等の強化を図ると同時に，建築物の耐震化を進めており，特定建築物の耐震化率を90.0%に高めてきました。

なお，公共建築物については，平成２４年度に耐震化を完了しています。

また，震災時における延焼防止のため，防火水槽等震災時水利の整備を行っており，市内の充足率は平成30年度で93.1%となっています。

都市計画では，防火地域，準防火地域の指定を行っています。

**○　新たな被害想定を踏まえた課題**

新たな被害想定では，多摩東部直下地震で，市内の建物崩壊棟数（全壊）は最大675棟，死者数は最大55人，負傷者数は最大1,045人に達すると予想されています。これらの被害を軽減するために，狭あい道路の解消や建築物の不燃化，オープンスペースの確保などの方策を推進していく必要があります。

また，建築物の不燃化をさらに重層的に進める必要があるほか，延焼防止に向け，消火活動困難地域の解消に向けた諸施策や的確な消防水利の整備を進める必要があります。

**○　主な対策の方向性と到達目標**

・　市街地の不燃化
→　＜到達目標＞　建築指導行政の一層の充実や延焼遮断帯の設置等で不燃領域率を向上

・　建築物の耐震化及び安全対策の促進
→　＜到達目標＞　各種建築物の耐震診断，耐震改修を促進。エレベーター閉じ込め対策を強化

・　延焼等の防止
→　＜到達目標＞　消防水利不足地域が解消され，震災時の火災による被害を最小限に抑制

## 第１節　現在の到達状況

### １　市街地の不燃化（安全に暮らせる都市づくり）

令和４年に，東京都から「地震に関する地域危険度測定調査報告（第９回）」が示され，調布市においても基盤整備がなされないまま，木造住宅等が密集した市街地において，震災時の延焼火災の危険度が高い地域が存在しています。

調布市の土地利用は，昭和30年の市政施行当時農地が970ha（構成比率43.5％），宅地は326ha（14.6％）であったが，その後宅地面積は徐々に増加し，令和４年度には1,248.5ha（57.8％）となっています。

現在の土地利用は，京王線各駅周辺に商業立地が見られるとともに，国領駅から調布駅周辺に中心市街地を形成しています。その市街地の周囲には住宅地が立地し，無秩序な開発と新たな開発が混在しています。

市内の多くの地域で，人口が急増した時期に都市基盤が整備されることなく宅地に転用されてきました。このため，幅員4メートル未満の狭あいな道路が多く，災害時の消防活動や避難等が困難な状況にあります。

一方で，平成24年8月に京王線調布駅付近連続立体交差事業により，京王線調布駅周辺の地下化が完了し，18か所の踏切が除去され，市街地の安全性向上にも寄与しています。

調布市は都心からの交通の便がよく，都心の受け皿として急速に宅地化が進行するとともに土地の細分化が進んだ結果，地区によっては消防活動困難区域が拡大するなど，防災面で危険な地域を増加させてきました。その後，平成7年4月に建築指導行政の移管を東京都から受け，本市が建築確認申請業務を開始したことにより，的確な状況把握が可能となり，指導や審査等の強化が図られることとなりました。

オープンスペースとしての公園緑地は，神代植物公園，野川公園，武蔵野の森公園，多摩川緑地が大きな面積を占め，野川の北側，はけ下には崖線樹林地が広がっています。

また，農地は深大寺，佐須，布田の周辺に広域に残されており，多くは生産緑地の指定を受け緑地機能を有しています。

### ２　建築物の耐震化及び安全対策

発災時に重要となる施設を中心に耐震化を進め，安全・安心な都市づくりを促進しています。

また，建築物の安全対策を促進しています。

○　市の主な公共建築物は耐震性を満たしています。
○　特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率　90.0％（令和５年度末）
○　住宅の耐震化率　92.8％（令和３年度末）
○　特定建築物の耐震化率　90.0％（令和６年３月）
（「調布市耐震改修促進計画」令和５年12月改定）
（「調布市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」令和６年３月更新）
○　家具類の固定などの転倒・落下防止実施率
家具が倒れたり移動しないよう固定　65.6％
（調布市市民意識調査報告書・令和5年度版）

## ３　液状化対策の強化

東京都から，令和４年５月に「東京都の新たな被害想定」で液状化危険度分布図，令和６年３月に東京都から新たな東京の液状化予測図が公表されました。調布市での液状化危険度分布は標記の通りです。現在，調布市では，液状化危険度分布図による危険性の高い地域が複数個所存在していることから，「液状化対策アドバイザー」の派遣を案内するなど，これらの情報に基づく適切な対応を行っていきます。

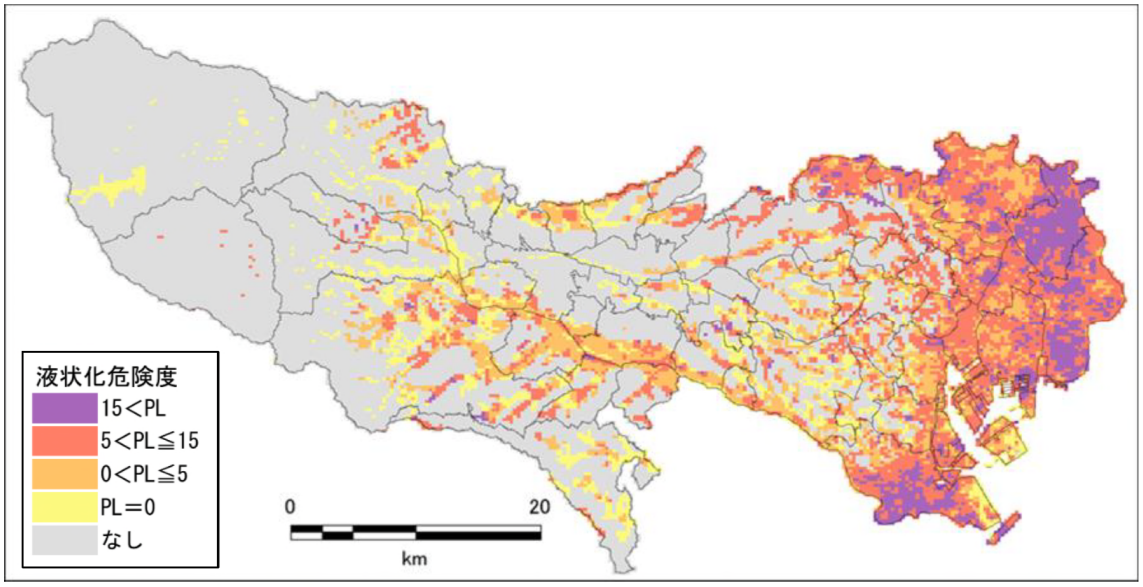


**図　多摩東部直下地震（M7.3）の液状化危険度分布**

**表　$P_L$値による液状化危険度判定区分　（岩崎ほか（昭和 55（1980）年）に加筆）**

| | PL=0 | 0<PL≦5 | 5<PL≦15 | PL>15 |
|---|---|---|---|---|
| PL値による液状化危険度判定 | 液状化危険度は極めて低い。液状化に関する詳細な調査は不要 | 液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要 | 液状化危険度がやや高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要 | 液状化危険度が高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避 |

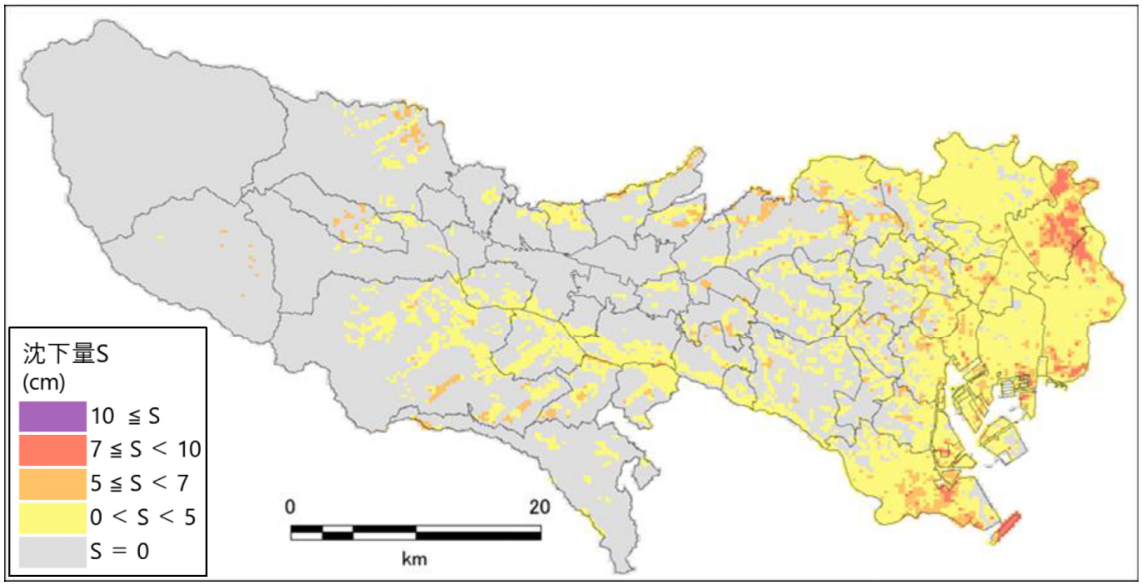


**図　多摩東部直下地震（M7.3）の沈下量分布**

## ４　延焼等の防止

東京消防庁，都及び市が連携して防火水槽等震災時水利の整備を行っています。
また，都市計画において，防火地域，準防火地域の指定を行っています。

○　市内における震災時水利の充足率　93.4%（令和６年度）

○　調布市と東京都水道局による「上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書」締結（平成24年９月）

○　防火地域の指定状況は，下表のとおり。

【地域地区（用途地域，防火地域）の指定状況】

（令和６年４月30日現在）

| | | 建蔽率（%） | 容積率（%） | 面積（ha） | 構成（%） | 防火地域（ha） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 準防火 | 防　火 |
| 住居系 | 第１種低層住居専用地域 | 30 | 50 | 約73.9 | 3.6 | 約129.1 | |
| | | 30 | 60 | 約78.1 | 3.8 | | |
| | | 40 | 80 | 約871.0 | 42.4 | | |
| | | 50 | 100 | 約129.1 | 6.3 | | |
| | 小　　計 | | | 約1,152.1 | 56.1 | 約129.1 | |
| | 第１種中高層住居専用地域 | 50 | 100 | 約26.7 | 1.3 | 約26.7 | |
| | | 60 | 150 | 約33.9 | 1.7 | 約33.9 | |
| | | 60 | 200 | 約295.4 | 14.4 | 約295.4 | |
| | 小　　計 | | | 約356.0 | 17.4 | 約356.0 | |
| | 第２種中高層住居専用地域 | 60 | 200 | 約45.2 | 2.2 | 約45.2 | |
| | 小　　計 | | | 約45.2 | 2.2 | 約45.2 | |
| | 第１種住居地域 | 60 | 200 | 約124.5 | 6.1 | 約124.5 | |
| | 小　　計 | | | 約124.5 | 6.1 | 約124.5 | |
| | 第２種住居地域 | 60 | 200 | 約11.3 | 0.6 | 約11.3 | |
| | 小　　計 | | | 約11.3 | 0.6 | 約11.3 | |
| | 準住居地域 | 60 | 200 | 約40.0 | 1.9 | 約40.0 | |
| | 小　　計 | | | 約40.0 | 1.9 | 約40.0 | |

| | | 建蔽率（%） | 容積率（%） | 面積（ha） | 構成（%） | 防火地域（ha） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 準防火 | 防　火 |
| 商業系 | 近隣商業地域 | 80 | 200 | 約44.9 | 2.2 | 約44.9 | |
| | | 80 | 300 | 約56.1 | 2.7 | 約56.1 | |
| | 小　　計 | | | 約101.0 | 4.9 | 約101.0 | |
| | 商業地域 | 80 | 400 | 約25.2 | 1.2 | | 約25.2 |
| | | 80 | 500 | 約14.5 | 0.7 | | 約14.5 |
| | | 80 | 600 | 約2.1 | 0.1 | | 約2.1 |
| | 小　　計 | | | 約41.8 | 2.0 | | 約41.8 |
| 工業系 | 準工業地域 | 60 | 200 | 約182.2 | 8.9 | 約182.2 | |
| | 小　　計 | | | 約182.2 | 8.9 | 約182.2 | |
| 計 | | | | 約2,054.1 ha | 100.0% | 約989.3 | 約41.8 |
| | | | | | | 約1,025.3 ha | |

## 第２節　課題

【調布市の被害想定】（出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書）
（多摩東部直下地震（M7.3））

| 被害項目 | 想定される被害（調布市） | | 備考 |
|---|---|---|---|
| 建物倒壊棟数（全壊） | 675棟 | | |
| うちゆれ | 669棟 | | |
| うち液状化 | 5棟 | | |
| うち急傾斜地崩壊 | 1棟 | | |
| 建物焼失棟数 | 1,160棟 | 焼失率２.5% | ① |
| 死者数 | 55人 | | |
| うちゆれ，液状化，建物被害 | 38人 | | |
| うち急傾斜地崩壊 | 0人 | | |
| うち火災 | 11人 | | |
| うちブロック塀・屋外落下物等 | 0人 | | |
| うち屋内収容物（参考値） | 6人 | | |
| 負傷者数　((　)内はうち重症者数) | 1,045 (99)人 | | ② |
| うちゆれ，液状化，建物被害 | 885 (62)人 | | |
| うち急傾斜地崩壊 | 0 (　0)人 | | |
| うち火災 | 16 (　4)人 | | |
| うちブロック塀・屋外落下物等 | 6 (　2)人 | | |
| うち屋内収容物（参考値） | 138 ( 31)人 | | |
| 閉込めにつながりうるエレベーター停止台数 | 185台 | | ① |
| 幅員13m未満の道路の閉塞（閉塞率15%以上の地域）　（多摩全域の値） | 29.2% | | 多摩 |

※　上表は，被害数が最大のケースで示しています。（①冬18時　風速８m/秒，②冬５時　風速８m/秒）
※　小数点以下の四捨五入により，合計値は合わないことがあります。

【その他の被害・複合災害】

| 被害項目 | 想定される被害 |
|---|---|
| 長周期地震動による影響 | 建物の損傷，家具の転倒，什器類の移動等 |
| 建物被害 | 本震で脆弱となった建物が余震で倒壊するなどの被害増加 |
| 急傾斜地崩壊による被害 | 地盤の緩み等が生じている場合で，その後の集中豪雨等による斜面崩壊等の被害増大 |
| 出火，延焼 | 復電による通電火災，道路の閉塞による避難困難等 |

## １　市街地の不燃化（安全に暮らせる都市づくり）に向けた課題

調布市の市街地は，首都東京の拡大・成長に伴い，急激な住宅及び宅地開発により形成されてきました。道路，公園等の都市基盤が未整備であり，防災面で課題を抱えた市街地も多くあります。近年の大震災を教訓として，地域特性にあわせた市街地の再整備を行い，防災機能の向上を図ることが求められています。

地域に応じた生活機能と産業機能の調和や，用途によって利便性の高い快適な秩序ある都市環境を実現するため，合理的で適正な土地利用の方針を定める必要があります。

現状の市街地では，幅員４メートル未満の道路が多く，災害時の消防活動や避難等が困難な状況にあります。これら狭あい道路の解消が必要です。

また，建築物の不燃化を促進し，地震等による被害の軽減を図るため，不燃化地域の拡大と防災上必要な公共施設の耐震不燃化を推進する必要があります。

木造住宅が密集している市街地は，地震による家屋の倒壊や，火災の延焼による被害の危険性をはらむため，住宅の耐久性，耐火性の確保が重要です。

さらに，避難路かつ救援活動を支える道路，避難所となる学校等の都市施設の安全性を確保する必要があります。

同時に，震災時に避難者の安全な避難場所及び火災の延焼防止のための空間となり，また，復旧・復興の際には，応急仮設住宅建設用地等となるオープンスペースを，様々な方策により確保する必要があります。

## ２　建築物の耐震化及び安全対策の課題

建築物の耐震化は進んでいるが，調布市耐震改修促進計画に定める目標を達成するため，重層的に施策を講じていく必要があります。

建築物の耐震性を向上させることとともに，強いゆれに備え，家具類の転倒・落下・移動防止等安全対策の一層の推進が必要です。

## ３　液状化対策の課題

「東京都の新たな被害想定（令和４年５月）」の液状化危険度分布図，東京都の液状化予測図（令和５年度改訂版）にあわせて，適切な対策を講じる必要があります。

## ４　出火，延焼等の防止に向けた課題

令和４年５月公表の東京都による被害想定では，多摩東部直下型地震が発生した場合，調布市では，最大1,160棟が焼失すると予想されています。

また，建物倒壊等による道路閉塞，がれきの散乱，地盤の液状化等により，常備消防による消火活動が困難な地域が生じる可能性があります。

したがって，災害時に延焼拡大の危険性が高い地域を中心に，的確な消防水利の整備を進め，震災時に使用可能な消火栓や，河川の堰止め，プールや池等のあらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する必要があるとともに，住宅用火災警報器の全室設置，緊急輸送道路沿道の耐震化などを促進する必要があります。

# 第３節　対策の方向性

## １　市街地の不燃化（安全に暮らせる都市づくり）

大地震により同時多発火災が発生しても，大火への拡大を抑制し避難や有効な消火活動が行い得るように，市街地の基礎的安全性の確保を達成することを目標に，災害に強い都市基盤の整備を目指します。市街地の再整備，都市計画の防災機能の向上など，種々の都市基盤を整備等のため，市において事業を推進するとともに，広域的施設等の整備について，国・都に事業の促進を要請します。

市の都市計画，道路等の関連部署が連携し，建築指導行政の一層の充実を図ります。特に不燃化を進めるため，延焼を防止する延焼遮断帯を設けるなど，適正な用途地域の指定に努めます。さらに，狭あい道路の整備を推進します。

また，調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（令和5年度策定）との整合を図り，具体的な施策の展開を図ります。調布市都市計画マスタープランに示された将来都市像「住み続けたい緑につつまれるまち調布」の実現に向け，市民の参加と協働によるまちづくりを推進するため，地域カルテや防災アセスメントの作成を行い，まちづくり計画検討の資料として提供します。

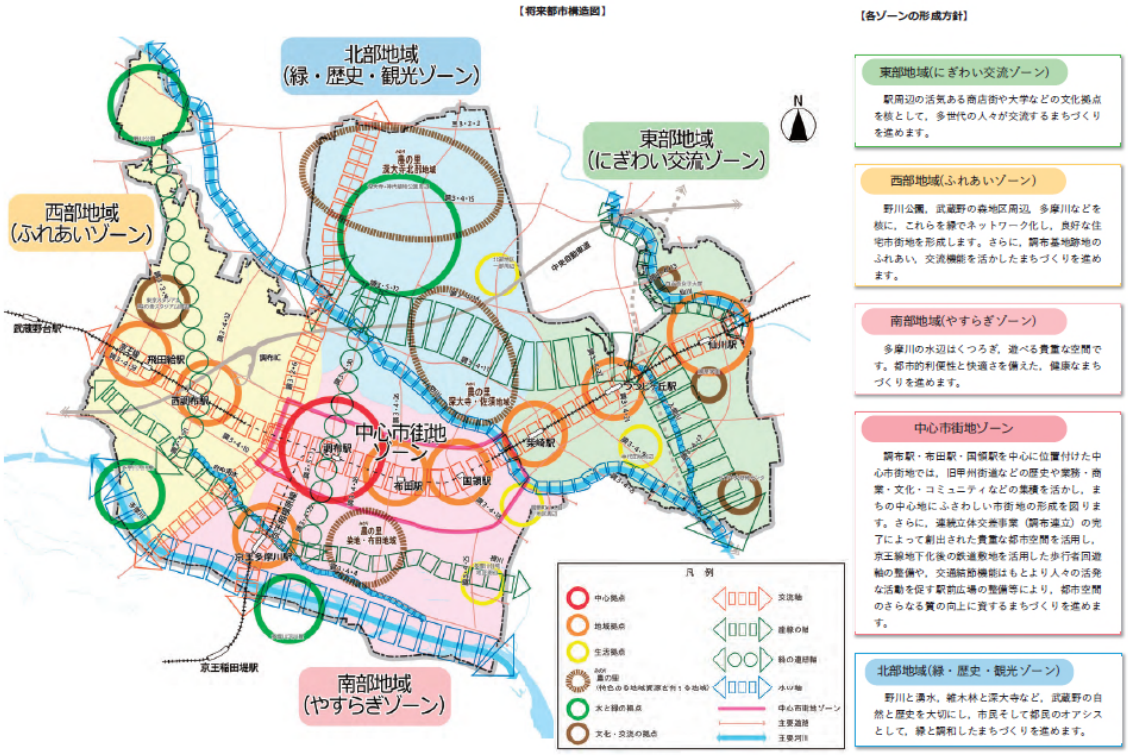


図３－１　将来都市構造図
（出典：調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画　令和5年8月）

また，公園・緑地の拡充や防災機能を高めるとともに，農地の保全等を行い，市街化が進行しオープンスペースの減少が見込まれる地域に公園等を確保し防災活動の拠点としての利用を図ります。

### ２　建築物の耐震化及び安全対策の促進

調布市耐震改修促進計画(令和５年12月改定)に基づき，地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である緊急輸送道路沿道建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進します。このため，建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう，相談体制の整備や情報提供などを通じて技術的支援を行うとともに，自助・共助の意識を高めるために普及啓発などの取組を行います。

また，耐震補強が必要なマンションに対し，耐震改修等への助成及び積極的な意識啓発を行うことにより耐震化を促進します。

そのほか，家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図ります。

### ３　液状化対策

「東京都の新たな被害想定（令和４年５月）」の液状化危険度分布図，東京都の液状化予測図（令和５年度改訂版）の見直しにあわせて，市民に情報提供を行い，液状化対策を推進します。

### ４　延焼等の防止

地震火災等に対し，関係機関及び市民が対応すべき対策のうち，被害の軽減・防止に直接つながるものを重点に取り組みます。

市及び各機関は，地震時の出火防止策のための感震ブレーカーの設置等，初期消火体制の強化のための消火器，消防用設備，消火資機材等の適正な設置，消防活動体制の整備強化を進めるとともに，危険物施設，高圧ガス，毒物・劇物等取扱施設等の安全化，危険物等の輸送の安全化の措置を講じます。

## 第４節　到達目標

### １　建築物の耐震化及び安全対策の促進

- ○　特定緊急輸送道路沿道建築物　100%（令和８年度末まで）
- ○　一般緊急輸送道路沿道建築物　90%（令和７年度末まで）
- ○　住宅　97%（令和７年度末まで），令和12年度末までに2000年基準を満たさない新耐震基準の木造住宅を半減，令和17年度末までに耐震性が不十分な全ての住宅をおおむね解消することを目標とします。
- ○　特定建築物　95%（令和７年度末まで）とし，その後の目標は調布市耐震改修促進計画次回改定時に定めます。

### ２　液状化対策

液状化予測図の見直し（東京都，令和５年度），「液状化による建物被害に備えるための手引」（東京都，令和４年度）を受けて，建築物の安全性確保等の対策を検討・推進します。

### ３　延焼等の防止

消防水利不足地域を解消し，震災時における火災による被害を最小限に抑制します。

## 第５節　具体的な取組

# 【予防対策】（地震前の行動）


| | |
|---|---|
| １　地域特性に応じた防災都市づくり | ６　長周期地震動対策の強化 |
| ２　河川施設等の整備 | ７　消防水利の整備，防火安全対策 |
| ３　崖・擁壁・ブロック塀の安全対策 | ８　危険物施設，高圧ガス，毒物・劇物等取扱施設等の安全化 |
| ４　建築物の耐震化及び安全対策の促進 | ９　危険物等の輸送の安全化 |
| ５　液状化，長周期地震動への対策の強化 | |


### １　地域特性に応じた防災都市づくり

（１）災害につよい都市基盤の整備

総務部・生活文化スポーツ部・環境部・都市整備部

ア　オープンスペースの確保

(ｱ) 現況及び事業計画

市内には，大規模な都立公園として神代植物公園，野川公園，武蔵野の森公園があり，河川を含む多摩川緑地等とともに，広域公園・緑地として利用されています。

また，中小規模の公遊園等は，市内全域に配置されていますが，民有地の借上げ等の問題があり，将来に残すオープンスペースとして計画的な公有化や長期継続借地の方策を検討するとともに，防災機能をもつ公園の新設について令和3年３月に改定した調布市緑の基本計画などにもとづき展開していきます。

(ｲ) 公園・緑地

公園・緑地とも，憩い，コミュニティ，レクリエーションの場としての役割や震災時の避難場所，火災時の延焼防止機能の役割が大きいことから，「調布市基本計画」や「環境基本計画」，「緑の基本計画」に基づき，水と緑の保全と創出，育成に努めるとともに，都市公園等の新設や既設公園の整備に努め，安全で快適な空間の確保に努めます。

また，生垣の新設及びブロック塀の生垣化による改良費補助や管理費に対しての助成を行い，災害発生時の避難路の安全性の向上，緑の保全・育成に努めます。

(ｳ) 農地の保全

市街化区域内農地は，良好な環境確保のほか，防災上火災発生時の延焼防止や，地震発生後の一時待機場所や被災者への生鮮食料品の供給等多くの役割を担うことから，農業振興を図りつつ生産緑地として保全していきます。

【生産緑地の指定】

| 令和５年３月末現在 | 平成27年度～令和５年度計画 |
|---|---|
| 400地区<br>106.89ha | 都市農業の推進，<br>農地の保全等 |

(ｴ) 調布基地跡地（留保地）の活用

現在国有地である調布基地跡地留保地（６ha）について，市の調布基地跡地利用計画に基づく防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園としての活用を目指します。

その中で，防災機能として，日常的に利用するグランドや広場，建物，駐車場などの特性に応じて，災害時には，物資の荷分け・搬送，ボランティア活動の拠点，帰宅困難者対応，備蓄等を行う場所としての活用を念頭に整備を行います。

なお，具体的な機能・場所の配置等については，調布基地跡地留保地利用計画に基づく取組の進捗に合わせて整理します。

イ　緑の防災ネットワークの形成

都市の防災機能を高めるため，公園，未利用地，農地，河川など様々な空間を活用するとともに，避難所施設の耐震化や備蓄倉庫，貯水槽を整備して，震災時の防災拠点としての機能を向上させ，これらの防災拠点が連携し，迅速な救援・復興活動ができるよう防災ネットワークを形成します。

また，公園・緑地を整備するとともに，延焼を抑制するため，ブロック塀を生垣へ転換することなどにより緑の防災ネットワークを形成します。

（２）地域の特性に応じた市街地の整備

都市整備部

ア　生活道路の整備，狭あい道路の拡幅整備等

(ｱ) 生活道路の整備

調布市道路網計画に基づき，歩行者などの交通を重視し，安全性の確保のほか，防災性，快適性，コミュニティ機能などの向上のため，生活道路の整備に努めます。

(ｲ) 狭あい道路の拡幅整備

幅員４メートル未満の狭あい道路については，災害時における避難路機能の充実のため拡幅整備を行います。

(ｳ) 橋りょうの点検整備

市で管理している橋りょうは，長寿命化修繕計画に基づく予防保全の管理方針のもと，安全点検調査を実施しながら補強等を実施し，安全の確保に努めます。

(ｴ) 道路管理

市が管理する道路及び附属施設については，平常時からの点検・補修の強化に努め，道路陥没等の事故を未然に防ぐとともに，応急処理体制の強化を図ります。

イ　住宅環境の整備

(ｱ) 住宅及び住環境整備の誘導

住宅マスタープランに基づき，少子高齢社会への対応や住宅の質の向上を図るため，高齢者・障害者・子育て世帯などへの住宅の確保対策等や，既存の個人住宅や集合住宅の長寿命化や再建築等について，計画的・重点的・総合的な対応を行い，用途地域制度による土地利用の誘導や道路整備等と連動して住環境整備に努めます。

(ｲ) 市営住宅の長寿命化への取組と住宅供給

ａ　市営住宅の維持保全

既存の市営住宅を有効に活用して，安全・安心で快適な住まいを長期にわたって確保するため，予防保全的な観点からの計画的な改修工事等を実施し，適正な維持保全に努めます。

ウ　防災都市づくりに資する事業等

(ｱ) 沿道一体整備事業等

木造住宅密集地域の都市計画道路整備に併せて，民間活力を誘導しつつ地域住民との協働による沿道まちづくりを進め，沿道の効率的な土地利用を促進することで，建物共同化などの不燃化による延焼遮断帯の早期形成を図り，防災機能の向上を図ります。

沿道まちづくりに当たっては，道路整備によって生じる不整形で小規模な残地と沿道宅地との有効活用による建物の共同化などに向けた地元住民の合意形成を支援します。

(ｲ) 特定整備路線の整備推進

震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域を対象に，災害時の延焼遮断や避難路，緊急車両の通行路となるなど，地域の防災性向上に大きな効果が見込まれる都市計画道路を「特定整備路線」として平成24年度に選定しました。整備に当たっては，民間事業者のノウハウを活用した相談窓口の設置や関係機関との連携による移転先の確保など，関係権利者の生活再建をきめ細かに支援することで，丁寧な対応をしながら用地取得を進めるとともに，用地が確保できた箇所から順次工事を実施し，整備を推進します。併せて，不燃化特区制度の取組などによる市街地の不燃化も一体的に進めることで，より高い施策効果の発現を目指します。

(ｳ) 都市防災不燃化促進事業

区域指定後10年間で同区域内の不燃化率が70%になるように，区域内での

耐火建築物の建築費を一部助成することにより耐火建築物への建替促進を図ります。

(ｴ) 土地区画整理事業

道路・公園などの整備により，避難・延焼遮断空間を確保し，倒壊・焼失危険性の高い老朽建築物の更新等地域の不燃化を促進します。

公共施設の整備水準が低い地区や無秩序に宅地化が進み生活環境が悪化している地区等において，土地の交換分合により公共施設用地を確保し，道路・公園等の整備・改善を図り，地区環境を改善して安全で快適なまちを実現します。

(ｵ) 市街地再開発事業

木造建物が無秩序に密集し，道路が狭隘(あい)で，住宅や商工業が混在した地域において，建築物の不燃高層化，土地の高度利用化を図るとともに，震災時には避難場所ともなる大規模公園や道路等の公共施設を一体的に整備し，オープンスペースを確保することによって地域の防災性や生活環境の向上を図ります。

(ｶ) 防災街区整備事業

本事業は，密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき，密集市街地の防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため，老朽建物を除却し，防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行います。

(ｷ) 防災生活道路整備・不燃化促進事業

防災生活道路については，防災都市づくり推進計画に位置付け，計画的・重点的に整備を進めていきます。

防災生活道路の整備の機会を捉えて，無電柱化も併せて取組んでいきます。

防災生活道路沿道の危険なブロック塀や擁壁については，道路閉塞を未然に防止するための支援策を検討していきます。

(ｸ) 魅力的な移転先整備事業

権利者などのニーズや地域特性に応じて，コミュニティを維持しながら，移り住みたくなるような住宅を民間活力により整備し，円滑な生活再建を促進します。

(ｹ) 避難場所の確保

当該地域における都市開発の際には，開発事業者との調整を行い，大規模開発地が避難場所となるよう誘導します。

避難場所区域内で都市開発が行われる場合には，地域の状況を見ながら，最低限の現状機能が維持されるように開発事業者を誘導します。

(ｻ) その他の防災都市づくり事業等

家屋等の密集や都市基盤施設が脆弱で，地域の防災性や利便性の向上など生活環境の改善が必要とされる地区では，これらの面的整備事業を含めた市街地整備の検討，推進を図ります。

エ　防火地域等の指定

不燃化による延焼防止を図るため，延焼遮断帯を設けるなど，都市計画上の地域地区である防火地域の指定の拡大・拡充に努めます。

オ　緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物について，都や関係団体と連携して耐震化を促進します。

（３）消防活動の円滑化方策

総務部・都市整備部・調布消防署

市は，調布消防署と協力して，消防活動を円滑に進めるための以下の方策を検討し，推進します。

○　消防水利不足地域及び避難場所等のための水利の確保
○　道路ネットワークの確立及び広幅員道路の整備
○　延焼遮断帯等焼け止まり線の確保
○　消防部隊集結等を考慮したオープンスペースの確保
○　調布消防署及び消防団施設充実強化のための用地確保

また，地域防災力の向上方策として以下の方策を検討し，推進します。

○　消防団，災害時支援ボランティア，住民等が訓練に活用できる防災訓練施設，資機（器）材格納庫等の確保　など

## ２　河川施設等の整備

都市整備部・都・国土交通省

河川の耐震性を向上させ，浸水被害等を防ぎます。

## ３　崖・擁壁・ブロック塀の安全対策

総務部・環境部・都市整備部

都市化の進展に伴い，災害発生の要因となるおそれのある崖や急斜面にも宅地化の波が押し寄せて，住宅地となることが多くなってきました。

また，近年の大規模地震においても，ブロック塀等が倒壊し，災害要因としての危険性が注目されました。

本来，崖・擁壁・ブロック塀等の安全管理は，それぞれの所有者や管理者が行うべきものです。そのため，平素から市では法律や都の条例による基準，方針に基づき，安全のための規制や指導を強化していくとともに，崩壊防止工事の実施や生垣への転換に対して，助成を行うなどできる限りの安全対策を進めていきます。

また，市は，これらに関するハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに，

警戒避難時の避難方法について周知を図っていきます。

（１）崖（ハケ）・擁壁等の安全化

都市整備部

都市計画法（昭和43年法律第100号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号，令和５年施行）に基づき，東京都では令和６年７月31日から盛土規制法に基づく規制が開始されました。これにより，市内全域が盛土規制法による宅地造成工事規制区域となり，規制強化が図られることになりました。

【宅地造成工事規制区域の指定現況】　（令和６年７月現在）

| | |
|---|---|
| 宅地造成工事規制区域の指定現況 | 2,153ha |

（２）急傾斜地等の安全化

総務部・都市整備部・都

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき，傾斜角が30度以上，高さ５ｍ以上で想定被害区域に５戸以上の人家が存在するなどの一定の要件を満たすものを東京都が急傾斜地崩壊危険箇所と指定し，そのうち危険度の高いものから，急傾斜地崩壊危険区域に指定して崩壊防止工事を行っています。なお，国土交通省の通知により，令和６年４月より急傾斜地崩壊危険箇所は使用しないことになりました。現在調布市内では急傾斜地崩壊危険区域は指定されていません。

また，東京都は，「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき，令和元年９月に調布市内全域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行いました。土砂災害警戒区域等の指定により，区域内に避難所等が存在することが明らかになった箇所については，箇所ごとの緊急性を考慮して，ハード対策を計画的に実施します。

市は，当該区域における警戒避難体制の整備などソフト対策を推進，調布市土砂災害ハザードマップ（令和２年９月改訂）による情報提供を行うとともに，警戒避難時の避難方法について周知徹底を図ります。さらに，当該区域内に所在する要配慮者利用施設に対し，利用者の円滑な避難誘導が可能となるよう，避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促します。

（３）ブロック塀等の安全化

都市整備部

近年の大規模地震では，多くのブロック塀，石積み，万年塀等が倒壊し，被害の増加の要因となった例があります。市では建築物防災週間や建築確認時等の機会を捉えて，ブロック塀の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し，改善指導を行います。

住宅課

地震等の発生時においてブロック塀等の倒壊による事故を防ぐため，ブロック塀等の撤去や建替工事にかかる費用の一部を助成します。

（４）生け垣化等の推進

環境部

地震時のブロック塀や万年塀等のコンクリート塀の倒壊による被害を防止するため，生垣への転換を推進するとともに，建築物の新設に際しても生垣等の安全施設の設置が望まれます。

このため，公共施設の接道部緑化を進めるほか，市が行う民間生垣助成「調布市生垣等設置に関する補助金交付要綱」（昭和63年７月25日要綱第32号）の積極的な活用が図られるよう努めます。

## ４　建築物の耐震化及び安全対策の促進

（１）建築物の耐震化の促進

総務部・都市整備部

ア　公共施設・住宅等の耐震性の向上

市は，調布市耐震改修促進計画（令和５年12月改定）に基づき，次のとおり公共施設・住宅等の耐震性の向上に努めます。（市の主な公共建築物は平成23年度に耐震化完了。）

(ｱ) 市では，市民や事業者に対し，自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分認識できるよう，都が作成する地震に関する地域危険度測定調査を活用した「調布市防災マップ」を令和２年12月に作成し，地震に関する地域の危険度の周知や，耐震診断及び耐震改修の啓発と知識の普及を図っています。また，耐震化に関する助成事業等について普及啓発を図るため，東京都耐震マーク表示制度，助成制度のパンフレット，耐震対策関係の資料・写真，住まいの耐震対策チラシ，市報への掲載，ホームページ掲載等，多様な情報提供を行います。

(ｲ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）に基づく特定既存耐震不適格建築物（多数の人が利用する建築物で一定規模以上のもの）の所有者に対して，当該建築物の耐震改修を実施するように指導及び助言を行い，必要に応じて耐震改修実施の指示を行います。

(ｳ) 昭和56年改正建築基準法施行前の旧耐震基準で建築された木造住宅，分譲マンション及び昭和56年６月１日から平成12年５月31日までに工事着手した２階建て以下の木造住宅を対象に，耐震診断や耐震改修等に係る費用の一部を助成します。

(ｴ) 東京都及び住宅金融支援機構で実施している個人住宅の耐震改修工事を実施する場合の融資制度のＰＲに努めます。

(ｵ) 分譲マンション耐震化促進事業として，耐震アドバイザー派遣並びに耐震診断，補強設計及び耐震改修の耐震化を実施する分譲マンションの管理組合等に耐震化に要した費用の一部の助成を行います。

イ　木造住宅等の防災性の向上

木造及び簡易耐火構造の市営住宅を中層化耐火構造住宅に建て替えるととも

に，空間の確保に努めます。

市は，特定行政庁業務として，建築物の新築・増築等について，建築物の位置，構造及び設備等が建築基準法（昭和25年法律第201号），同関係法令及び消防関係法令の防災関係諸規定に適合するように窓口及び現場における指導を実施し災害防止に寄与します。

建築物に対して，法令に基づく立入り検査を実施し，災害予防についての指導に当たり，防災設備（防火排水施設，消防用防火設備等，防火設備，避難施設，避雷設備等）を関係法令に基づき設置，維持管理するよう推進します。

木造住宅耐震化促進事業としては，木造住宅耐震アドバイザー派遣，木造住宅耐震化促進事業助成金による耐震診断及び耐震改修に係る費用の一部の助成，木造住宅耐震相談会の開催，木造住宅無料相談窓口の設置，木造住宅（旧耐震）戸別訪問を行います。

ウ　木造住宅密集地域の防災性の向上

木造住宅密集地域については，市民や事業所へ木造住宅における防災対策についての指導・啓発を徹底すること，生活道路等の整備とあわせ，不燃化・耐震化を促進することにより，防災性の確保を図ります。

（２）高層建築物等における安全対策

総務部・調布消防署

高層建築物については，消防上の見地から収容人員が多く，建物が高いことなどから，地震時の避難及び消防活動に困難が予想されます。

このため，市は，建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく完了検査や特定建築物等定期報告制度等を通じた高層建築物の安全性確保を図ります。

また，調布消防署は，高層建築物等の新築等に際して，関係者に対し，下記の防災安全対策を講じるよう指導します。

ア　高層建築物等の新築等に際して，関係者に対し，次の安全対策を講じるように指導します。

(ｱ) 高層の建築物の防火安全対策

(ｲ) 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策（100m以上の高層建築物を対象とした安全対策）

(ｳ) 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策

(ｴ) 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策

イ　関係事業所に対し次の対策を指導します。

(ｱ) 火災予防対策

・火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
・火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒・落下・移動防止措置
・内装材料，家具調度品，装飾物品の不燃化
・消火設備，防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

(ｲ) 避難対策（混乱防止対策）

・避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
・ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
・ショーケース，看板等の転倒・落下・移動防止
・避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成
・避難口，避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
・警報設備，避難設備の機能保持による避難対策の推進

(ｳ) 防火・防災管理対策

・従業員に対する消防計画の周知徹底
・管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底
・ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
・救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
・防災管理業務及び防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
・実践的かつ定期的な訓練の実施

(ｴ) 消防活動対策

消防活動上必要な施設，設備等の機能保持による消防活動対策の推進

## （３）エレベーター対策

総務部・都市整備部

過去の震災では，多くのエレベーターで閉じ込めが発生し，復旧に多くの時間を要しました。そこで，震災時におけるエレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立するとともに，エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築するため，以下の対策を実施します。

### ア　エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

総務部

市は，防災拠点となる市役所等市施設，要配慮者が利用する福祉施設，救出救助の拠点となる警察署や消防署，大規模集客施設について，優先的にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し，安全性を向上させます。

また，他の施設についても，必要に応じて優先順位を決め，順次，エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め，安全性の向上を図ります。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

| 装　置　名 | 機　　能 |
|---|---|
| リスタート運転機能 | 地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に，自動で安全を確認しエレベーターを作動させることにより，閉じ込めを防止する機能 |
| 停電時自動着床装置 | 停電時に，エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置 |
| Ｐ波感知型地震時管制運転装置 | 主要動(Ｓ波)が到達する前に，初期微動(Ｐ波)を感知することにより，安全にエレベーターを最寄り階に着床させ，ドアを開放する装置 |

イ　エレベーター閉じ込め防止装置の設置の促進

総務部・都市整備部

市は，都及び一般社団法人日本エレベーター協会に協力し，民間施設のエレベーター閉じ込め防止装置や，エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社がただちに把握するための**遠隔監視装置等の設置を促進します。**

ウ　早期復旧体制の構築

総務部

地震で停止装置の作動や故障により多くのエレベーターが停止し，ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されますが，エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られています。このため，１ビルにつき１台のエレベーターを復旧することを原則とし，できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図ることが必要です。

市は，都や一般社団法人日本エレベーター協会などと協力して，「１ビル１台」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに，広く市民・事業者等に普及啓発します。

自動診断仮復旧システムについては，今後の開発状況を見ながら，市施設への設置を検討していきます。

（４）落下物，家具類の転倒・落下・移動の防止

都市整備部・環境部・市各部・調布消防署

平成７年に発生した阪神・淡路大震災等では，都市の密集化に起因した，窓ガラス及びビル外装材等の落下による被害の発生があり，これらの「落下物」の対策の充実が必要となりました。

落下物に対しては，建築基準法，屋外広告物法（昭和24年法律第189号），東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号），東京都震災予防条例によるほか，高さ31ｍを超える建築物については，屋外に面する帳壁について具体的な技術基準（昭和46年建設省告示）を制定し，安全化を図っています。

さらに，昭和53年の宮城県沖地震を機に，国は，３階以上の建築物の屋根ふき材，外装材及び屋外に面する帳壁などについての規制を拡大しました（昭和53年建設省

告示）。

既存建築物の窓ガラス及び屋外広告物についての安全化対策，並びに市内各所に設置され危険性の増加が懸念される自動販売機等の転倒・移動防止対策や，住宅の家具類の転倒・落下・移動の防止対策を講じます。

また，住民が飼養している危険動物が震災時の建物倒壊により逃げ出し，人に危害を加えるおそれがあるため，その防止対策についても定めます。

### ア　窓ガラス等の落下物の安全化

都市整備部

窓ガラス等の落下防止対策は，地震時等の人身災害を未然に防止することになるとともに避難時の障害物防止にもなります。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条では，建築物の外壁や広告塔の落下防止について規定していますが，昭和46年１月29日建設省告示第109号による技術基準では，特に窓ガラス等の落下防止の観点から，「はめ込み式ガラス窓」については硬質性のシーリング材を用いて設置しないこと，外壁に使用する石，タイル材の取り付け方法等の具体的な技術基準が規定されています。

落下のおそれのある大規模空間の天井，外壁タイル，はめ殺し窓ガラスについて，建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて，建築物の所有者に対し，改善指導を行っていきます。

また，学校施設や幼稚園，保育所等の吊り天井，照明器具などの非構造部材の落下防止対策を進めます。

### イ　屋外広告物に対する規制

環境部・都市整備部

地震の際，広告塔及び看板等の屋外広告物が脱落して被害をもたらすことが予想されることから，市と東京都は東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき，表示者等に対して，設置の許可申請及び設置後の維持管理の指導を行います。

### ウ　自動販売機の転倒防止

都市整備部

道路際に接して設置している自動販売機は，地震によりその場で倒れるよりも，前面道路に滑り出して倒壊することが多いといわれています。

自動販売機が倒壊すると，人体に対する危険のほかに地震発生後の消防活動や避難者の避難路を遮断するなどの通行障害になることも予想されます。

このことから，市は，日本工業規格として制定されている「自動販売機の据置基準」等に基づき必要な措置を講ずるよう指導するほか，道路上に「はみ出し」自動販売機があることで，道路の有効幅員を狭め通行阻害要因とならないよう，引き続き積極的にパトロールを強化するとともに指導監督に当たります。

### エ　家具類の転倒等防止対策

市各部・調布消防署

市は，保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下移動防止対策の実施状

況調査を行い，結果を公表するなどして防止対策を推進します。

なお，広報，ホームページ及び出前講座等を通じて転倒防止対策の普及・啓発を図ります。高齢者や障害者がいる世帯を中心に，家具類の固定器具の取りつけなどの支援制度の設置検討など，家具類転倒・落下・移動防止器具取りつけ事業を推進します。

これら転倒・落下・移動防止とともに，耐震改修など震災対策全般の相談窓口を設けるなど，市民の利便性向上を図ります。

調布消防署は，次により転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図ります。

○　家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布，家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用し，市民や事業所に対する指導を実施

○　関係機関，関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の周知

○　映像，インターネット広告など多様な手法を活用し，家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発

### （５）文化財施設の安全対策

教育部・調布消防署

#### ア　文化財施設の防災点検

市は，市内に所在する文化財のリストを整備し，所有者又は管理者に対し，定期的な消防機関への通報，消火，重要物件の搬出，避難誘導等の総合訓練等の防災訓練の実施，消防用設備及び防災設備等の点検・整備，文化財防災点検表の作成を促進します。

≪点検内容(主要項目)≫

○　文化財周辺の整備・点検
- ・文化財の定期的な見回り・点検
- ・文化財周辺環境の整理・整頓

○　防災体制の整備
- ・防災計画の作成
- ・巡視規則や要項の作成等

○　防災知識の啓発
- ・国，都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
- ・ポスターの掲示，防災訓練への参加の呼びかけ

○　防災訓練の実施

○　防災設備の整備と点検
- ・外観点検，機能点検，総合点検，代替措置の整備

○　緊急時の体制整備
- ・消防機関への円滑な通報体制の確立，隣者の応援体制，文化財防災点検表による定期的な自主点検

#### イ　博物館等の収蔵品等の落下・転倒防止

市は，郷土博物館等における収蔵品や展示品等の落下・転倒を防止するため，

収蔵棚や展示ケース，固定具等の耐震化・免震化など，より安全な保管・展示方法への改善を図ります。

## ５　液状化，長周期地震動への対策の強化

### （１）液状化対策の強化

#### ア　対策内容と役割分担

総務部・都市整備部

液状化の被害の発生を見据え，インフラ施設等の液状化対策，市民への情報提供など，適切な対策を講じます。

【液状化対策内容】

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| 特定行政庁<br>市指定確認検査機関 | ○　液状化のおそれのある地域において，建築物の設計者等に対し的確な対策を講じるよう促します。 |
| 都 | ○　公共建築物に対する液状化対策 |
| 都都市整備局 | ○　「液状化による建物被害に備えるための手引」の改定<br>○　既存の地盤調査データ，対策工法などの情報提供 |
| 都建設局<br>都港湾局 | ○　「東京の液状化予測図」を見直し，都民に情報提供 |

#### イ　取組内容

総務部・環境部・都市整備部・都水道局・都下水道局

市は，「東京都の新たな被害想定（令和４年５月）」の液状化危険度分布図，東京都の液状化予測図（令和５年度改訂版）の見直しにあわせ，以下のような対策を検討します。

(ｱ) 液状化のおそれのある地域における建築物等の安全確保

特定行政庁である市及び指定確認検査機関は，木造住宅などの建築物について，液状化の危険度が高い地域などにおいて，建築確認審査などの機会を捉え，建築物の設計者などに対して，的確な対策を講じるよう促します。

液状化の危険度が高い地域などにおける建築物を対象とした対策工法などについて情報提供するとともに，建築確認審査等を通じて液状化対策の指導の充実を図ります。

液状化の危険度が高い地域などに公共建物等の工事をする際，液状化対策として建物自体を強化する方法，地盤を改良する方法などを採用し，公共建築物の液状化対策を促進します。

また，大規模な開発を行う場合，関係者との連絡・調整について考慮します。

(ｲ) インフラ施設等の液状化対策

東日本大震災を踏まえた液状化対策として，都水道局による水道管路の耐震継手管への交換や，市環境部による下水マンホールの浮上抑制対策の推進などが進められています。

市，都の管理道路の液状化対策として，震災時に道路上の障害物除去及び応急復旧等を担う事業者を確保するため，応急対策や早期復旧に資する災害対応力を強化するなど，緊急輸送道路等の通行が迅速に確保できる体制を強化し，ソフト面からも道路の震災対策を図ります。

(ｳ) 液状化に係る情報提供

市は，都が作成する「液状化による建物被害に備えるための手引」を踏まえ，既存の地盤調査データ，地盤調査の実施方法，対策の工法などについて，市民に情報提供します。

また，東京都が実施している「液状化対策アドバイザー制度」は液状化対策について安心して専門家に相談することができることから，ＨＰ等を通じて啓発していきます。

## ６　長周期地震動対策の強化

総務部・都市整備部・調布消防署

超高層建築物等における長周期地震動対策を推進するとともに，危険物等施設における被害の防止や室内の安全確保を図ります。

（１）建築物所有者等の対策の推進

超高層建築物については，建築士や建設業の団体等に対して，国の対策の内容が周知されますが，市は都と連携して，建物の特性に適した補強方法の事例や家具転倒・落下・移動防止対策などについて，建物所有者等に対し情報提供します。

（２）危険物施設における被害の防止

調布消防署は，長周期地震の影響を受けやすい屋外タンク貯蔵所を耐震基準に適合させるとともに，適正な維持・管理により安全性の確保を図ります。

（３）室内の安全確保

市は調布消防署と連携し，長周期地震動の危険性や，家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く市民や事業者に周知し，高層階における室内安全対策を促進します。

（４）長周期地震動に関する情報を活用するための普及・啓発活動の推進

東京管区気象台において，長周期地震動の影響を受けやすい高層ビルの管理者や住民等をターゲットとして，関係機関や地方公共団体等と協力し，長周期地震動に関する情報の普及・啓発活動の取組を推進し，長周期地震動やとるべき防災行動の理解促進，長周期地震動階級の周知，利活用方法の検証等が行われています。

## ７　消防水利の整備，防火安全対策

### （１）地震火災等の防止

総務部・調布消防署・調布警察署

地震時には，直接的な振動によって起こる建物倒壊等や同時多発火災による被害が予想されます。関東大震災以降，東京都内の建物や施設は大きく改良され不燃化や耐震性の向上がなされてきたが，必ずしも十分な状態ではありません。

現在の都市では，都市ガス，プロパンガス，石油ストーブ等の普及に加え，危険物，薬品等による出火原因の増加，木造密集市街地の拡大，空地などのオープンスペースの減少などにより，関東大震災時と異なった出火及び延焼の危険性が増加しています。

地震被害の増加防止には，出火の防止と地震火災による延焼拡大防止が肝要です。

#### ア　火気使用設備，器具等の安全化

調布消防署

東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）に基づき電気火災の防止に向けた普及啓発の推進，火気使用設備の固定等その他各種の安全装置を含めた火気使用設備，器具の点検，整備についても指導の徹底を図ります。

#### イ　電気設備等の安全対策の強化

調布消防署

変電設備や自家発電設備等を有する事業所等は，火災予防条例により出火防止，延焼防止のための規制がなされ，維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けられています。

また，これらの設備は，産業や生活等の基礎となるライフラインの一つとしても重要な位置を占めています。

このため，各電気設備の耐震化及び不燃化をさらに強力に指導するとともに，関係各機関で検討されている安全対策基準の作成に積極的に関与し，その検討結果に基づく対策の推進を図るなど，出火防止等の安全対策を強化します。

#### ウ　電気器具からの出火防止

地震時の電気器具や配線からの出火を防止するために，信頼性の高い安全装置（感震機能付住宅用分電盤等）の設置を指導します。

#### エ　出火防止のための査察指導

大地震が発生した場合に人命危険が憂慮される飲食店，百貨店等の防火対象物及び工場，作業場等で多量の火気を使用する対象物に対し重点的に立入検査を実施し，火気使用設備，器具等の固定，当該設備，器具への可燃物の転倒，落下防止措置や発災時における従業員の対応要領等について指導するとともに，地震後の出火防止対策についても指導します。

また，危険物施設等についても立入検査を実施し，適正な貯蔵所取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導を強化します。

さらに，各事業所に対して東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し，作成していない事業所に対しては計画の作成を指導します。

オ　住民指導の強化

総務部・調布消防署

各家庭において，平素から出火や火災の拡大防止対策として，住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を推進するとともに，防火防災診断等，市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災指導を行うことで地震時の出火防止等を徹底します。

また，実践的な防災訓練による防災行動力の向上を図ります。

(ｱ) 出火防止等に関する備えの主な指導事項

・住宅用火災警報器の普及（全戸，全部屋への設置）
・消火器の設置，風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
・耐震自動消火装置付火気器具の点検，整備及びガス漏れ警報器，漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
・家具類，家電製品等の転倒・落下・移動防止の徹底
・火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
・カーテンなどへの防炎品の普及
・灯油など危険物の安全管理の徹底
・防災訓練への参加
・感震ブレーカーの設置

(ｲ) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

・起震車等を活用した「出火防止体験訓練」の推進
・「地震　そのとき10のポイント」の徹底
・「地震に対する10の備え」の普及・啓発
・避難等により自宅を離れる場合，電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認などの出火防止の徹底
・ライフラインの機能停止に伴う，火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底
・ライフラインの復旧時における電気，ガス器具等からの出火防止の徹底

資料編　３：地震　そのとき10のポイント
資料編　４：地震に対する10の備え

（２）初期消火体制の強化

総務部・都市整備部・調布消防署

ア　街頭消火器の設置及び訓練

総務部・都市整備部・調布消防署

市では，約100ｍ～150ｍ間隔に街頭消火器の配備を進めており，令和５年度，817本の消火器を配備しています。これらの消火器は，年１回の定期保守点検を行い，不良箇所の発見，簡易な補修等を行っています。

また，調布消防署では，震災時に予測される同時多発火災に対し，被害を最小限に防止するため，初期消火訓練の積極的な実施を自治会，防災市民組織等に働きかけ，技術指導に努めていますが，今後も計画的にこれを推進します。

イ　消防用設備等の適正化

調布消防署

防火対象物に設置される消防用設備等は，地震時にも十分にその機能を発揮し，発生した火災を初期に消火できるよう，耐震措置の実施を指導します。

ウ　初期消火資器材の普及

総務部

家庭や事業所等における初期消火資器材の普及を図ります。

さらに，高齢化社会の進展に伴い，簡単に使用できる住宅用消火器等の各種資器材の普及を図ります。

エ　住宅用火災警報器の設置の継続

総務部・調布消防署

東京都火災予防条例で義務付けられた，住宅用火災警報器の設置を継続します。

オ　市民・事業所の自主防災体制の強化

総務部・調布消防署

(ｱ) 市民の防災行動力の向上

市民が自信をもって災害に対応できるよう，初歩から段階的に体験できるような市民一般を対象とした基礎訓練，都民防災教育センター（防災館）の体験コーナー等を活用した訓練体験を推進します。

また，防災市民組織等を対象とした高度で実践的な訓練を推進します。

さらに，地域の協力体制づくりを進め，要配慮者を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図ります。

(ｲ) 事業所の自主防災体制の強化

市内すべての事業所に対する事業所防災計画の作成を指導します。あわせて各種訓練や指導等を通じて，自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図ります。

また，事業所相互間の協力体制の強化や市民防災組織等との連携を深めるとともに，保有する資器材を整備した地域との協力体制づくりを推進します。

（３）消防活動体制の整備強化

総務部・都市整備部・調布消防署

ア　常備消防力の現状

調布消防署

市内の常備消防力は，東京消防庁のもとに，消防署１署，出張所３所，消防職員228人（令和６年４月現在）を擁し，ポンプ車，化学車，はしご車，水難救助車等24台を配備して災害に備えています。

消防署では，地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため，地震被害に対応した各種震災消防計画を策定し，救助用資器材を各署所に配置し，ポンプ隊を「救助隊」として運用しており，有事即応体制の確立を図っています。

また，令和元年12月より本署は新庁舎にて業務を開始し，訓練塔の整備，太陽光発電や災害時に活用できる井戸の設置等，非常時の防災拠点としての機能を増強しています。

【消防車両の配備状況】

| ポンプ車 | 化学車 | はしご車 | 救急車 | その他 | 合　　計 |
|---|---|---|---|---|---|
| ７台 | １台 | １台 | ４台 | ９台 | 22台 |

イ　消防団体制の強化

総務部

災害時における消防団活動の強化のため，無線機の配置等による情報連絡体制の向上，消防団器具置場の耐震･不燃化，防火衣等の機能向上，消防ポンプ車の更新・装備の充実に努めていきます。

ウ　消防水利の整備等

総務部・都市整備部

消防水利には消火栓・防火貯水槽のほか河川・池などの自然水利がありますが，市は国の定める「消防水利の基準」に沿った消防水利の整備促進を行っています。しかし，過去の震災等の経験によれば，これらの消防水利のうち消火栓は水道本管の破損等により，その機能が著しく低下するおそれがあります。

このため，震災対策としての消防水利について市では耐震性貯水槽の整備に努めてきました。現在は主として調布市防火水槽設置基準により事業者等に事業規模や地域の水利状況に応じた貯水槽（40ｔあるいは100ｔ）の設置の要望を行っています。引き続き，あらゆる水源の有効活用を図り，消防水利の確保に当たります。

また，防災市民組織等が活用しやすいよう防火水槽の鉄蓋の整備を推進します。

【水利現況】　令和６年４月現在

| 総　　数 | 消火栓 | 防火水槽 | 受水槽 | プール | 私設貯水池 | 河川・池 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2,831 | 2,058 | 691 | 24 | 42 | 5 | 11 |

※河川・池以外は私設分を含む。

エ　消防活動路等の確保

都市整備部・調布警察署

震災時には，道路周辺の建物や塀，電柱等の工作物の倒壊，道路の陥没等により消防車両等が通行できなくなることが予測されます。

このため，消防活動路を確保するため，次の対策を推進し消防活動の確保を図ります。

・消防力の整備とあわせ，道路障害物除去用特殊資機材の検討や民間から借り上げた特殊車両等の運行技能者の養成を図ります。

・消防活動に必要な幹線的道路の拡幅，道路ネットワークの整備，狭あいな道路の整備，架空電線の地中化，コーナー部分の隅きりの整備，大規模地震をはじめとする多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備などを関係機関と検討するとともに，震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制や道路障害物除去等について警察署との連携体制を継続するなど，消防活動路の確保に努めます。

オ　消火活動が困難な地域への対策

総務部・都市整備部・調布消防署

震災時には，道路の狭あいに加え，住宅の倒壊等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想されます。

このため，道路の拡幅，消防水利の充実，消防隊用可搬ポンプ等の活用，消防団装備及び体制の充実等の施策を推進するとともに，消火活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を活用し，防災都市づくり事業に対して消防活動の立場から意見を反映させ，消火活動が困難な地域の解消に努めます。

## ８　危険物施設，高圧ガス，毒物・劇物等取扱施設等の安全化

危険物等施設については，耐震性などの安全を確保するとともに，防災訓練の積極的な実施に努めなければなりません。

### （１）石油等，危険物施設の安全化

調布消防署

危険物施設は，出火のみならず延焼の拡大要因となるため，従来から査察や業界に対する集合教育等により，安全化を進めてきました。

今後も，これらの施設の耐震性の強化の指導，自主防災体制の整備，防災資機（器）材の整備促進，立入検査の強化などにより出火防止，流出防止対策の推進を図ります。

準特定屋外タンク貯蔵所に対しては，耐震性能の技術基準への早期適合を推進するとともに，災害時における施設，設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し，保安管理体制の充実，強化を図ります。

製造所，特定屋外タンク貯蔵所，給油取扱所(営業用)及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し，適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導します。

震災時の安全性の確保のため，東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し，未作成の場合は作成を指導します。

大規模危険物施設は，消防法等に基づき，自衛消防組織の結成を指導するとともに，「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し，相互に効果的な応援活動を行うこととしており，その訓練を定期的に行います。

市内の危険物施設は，貯蔵所及び取扱所があり，次の表のとおりです。

【危険物施設の現況】　　令和６年７月2日現在

| 区　　分 | | 施　設　数 |
|---|---|---|
| 貯蔵所 | 屋内貯蔵所 | 21 |
| | 屋外タンク貯蔵所 | 1 |
| | 屋内タンク貯蔵所 | 7 |
| | 地下タンク貯蔵所 | 41 |
| | 移動タンク貯蔵所 | 3 |
| 取扱所 | 給油取扱所 | 24 |
| | 販売取扱所 | 4 |
| | 一般取扱所 | 30 |
| | 合　　計 | 131 |

（２）高圧ガス保管施設等の安全化

都環境局

高圧ガス施設は，高圧ガス保安法の規制改正により義務付けられた「施設の耐震設計基準」により耐震性の強化を促進します。

既存の高圧ガス施設については，施設の点検と調査を継続して実施し，今後とも関係機関との緊密な連携をとって以下の対策を中心に防災対策を推進します。

○　随時立入検査を実施し，施設の適正な維持管理や安全性確保に努めます。

○　関係業界への自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実を図るための啓発活動を行います。

○　高圧ガス施設の安全性確保について，実態把握及び課題抽出を行い，これを踏まえた検討を行います。

○　都環境局，東京都高圧ガス地域防災協議会や加盟事業所，関係機関等は協力して，年１回基礎訓練，総合訓練等を実施します。

また，施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに，許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し，設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行います。

○　市内の高圧ガス貯蔵所

市内には，７か所の高圧ガス貯蔵施設が所在します。

資料編　５：市内の高圧ガス貯蔵施設

（３）毒物・劇物保管施設の安全化

都保健医療局・事業者

都福祉保健局は，所管する毒物・劇物許可及び届出施設への立入検査を実施するほか，講習会等を開催し，危害防止規定等の作成状況確認，安全化指導，保守管理の徹底，事故発生時の対応措置や定期的防災訓練の実施等を指導します。

事業者は，事故を防止するための体制をあらかじめ整備します。

都保健医療局

○　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく平常時の監視の際，登録時施設の維持に努めさせるとともに，毒物劇物保有量に応じた貯蔵設備を講ずるよう指導します。
○　毒物劇物の事故等により，周辺住民の生命及び保健衛生上の危害を生ずる恐れがあるときは，ただちに最寄りの警察署，消防署，保健所へ連絡することを徹底します。
○　毒物劇物による緊急事態の発生通報を受けたときは，速やかに関係機関に連絡するとともに，防災上適切な措置を講ずるべき体制を確立します。
○　シアン化合物の業務上取り扱い者に対して，貯蔵等取り扱いを重点的に指導します。
○　業務上取扱者に対し，毒物劇物の保管設備について耐震性を考慮した防災上適切な措置を講ずるよう指導します。

### ９　危険物等の輸送の安全化

調布消防署

タンクローリーについては，立入検査を適宜実施して，構造，設備等を法令基準に適合させるとともに，当該基準が維持されるよう指導を強化します。

「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し，活用の推進を図ります。

調布警察署

○　危険物等を運搬する車両の通行路線の検討・整備
○　危険物等の運搬車両の路上点検を行い，指導・取り締まりを推進
○　関係機関等の連絡通報体制を確立

# 【応急対策】（地震直後の行動）

| | |
|---|---|
| １　消火・救助・救急活動 | ６　危険物施設，高圧ガス，毒物・劇物等の応急措置 |
| ２　河川施設の応急対策 | ７　危険物輸送車両・高圧ガス輸送車両等の応急措置 |
| ３　社会公共施設等の応急対策 | ８　危険動物の逸走時対策 |
| ４　土砂災害警戒区域等の応急対策 | ９　流出油，流木の応急措置 |
| ５　危険物等の応急措置による危険防止 | |

【主な機関の応急復旧活動】

| 機関名 | 発災　1h　24h　72h<br>初動態勢の確立期　即時対応期　復旧対応期 |
|---|---|
| 市 | ○避難指示等<br>○道路施設の被害状況の把握<br>○交通規制等の措置<br>○迂回道路の選定<br>○パトロールの実施<br>○市民への広報活動<br>○応急復旧措置→<br>○都及び消防署への報告<br>○仮排水作業の実施→<br>○応急危険度判定の実施<br>○社会福祉施設の応急復旧<br>○学校施設の応急復旧<br>○文化施設・社会教育施設の応急復旧<br>○所管施設の応急復旧<br>○文化財施設の保全 |
| 調布消防署 | ○震災消防活動の実施<br>○災害情報の収集<br>○関係機関への応援要請<br>○緊急時の避難指示等<br>○救出・救護活動→ |

| 機関名 | 発災　1h　24h　72h<br>初動態勢の確立期　即時対応期　復旧対応期 |
|---|---|
| 調布警察署 | ○関係機関への連絡通報<br>○危険区域への車両の交通規制<br>○避難路の確保及び避難誘導<br>○救出・救助活動 → |
| 関東東北産業保安監督部 | ○危険物等輸送車両の緊急措置命令の発令 |
| 多摩府中保健所 | ○毒物・劇物取扱事業者に対する応急措置実施の指示 |
| 都環境局 | ○所管施設に関する緊急措置命令の発令 |

## １　消火・救助・救急活動

市各部・各施設管理者

災害発生後は，迅速・的確な消火活動を実施するとともに，被災者の救助・救急活動を実施します。

※消火・救助・救急活動については，「第２部第５章第５節　具体的な取組【応急対策】２　消火・救助・救急活動」を参照のこと

## ２　河川施設の応急対策

市各部・各施設管理者

地震により堤防・護岸施設といった河川施設が破壊・損壊等の被害を受けた場合には，施設の応急・復旧に努めるとともに，排水に全力を尽くし，二次災害を防止します。

※河川施設の応急対策については，「第２部第４章第５節　具体的な取組【応急対策】３　河川・空港施設」を参照のこと

## ３　社会公共施設等の応急対策

### （１）社会公共施設等の応急危険度判定

災害対策都市整備部・各施設管理者

社会公共施設等について，余震等による倒壊，部材の落下等から生じる二次災害を防止するため，早期に被害状況を調査し，使用できるかどうかを応急的に判定します。

【社会公共施設等の応急危険度判定内容】

| 判定対象建築物 | 内　　容 |
|---|---|
| 市立の<br>公共建築物 | 市は，その所管する公共建築物が被災した場合，必要に応じて応急危険度判定を実施します。応急危険度判定技術者の不足など，その所管する公共建築物の判定が困難な場合，他団体（他行政庁，民間団体）への協力要請や，都災害対策本部に判定実施の支援を要請します。 |
| 上記以外の<br>社会公共施設 | 社会公共施設の管理者は，その所管する社会公共施設が被災した場合，必要に応じて施設内外を点検し，施設使用の可否の判定をします。判定が困難な場合は，都又は市に判定実施の支援を要請します。<br>市災害対策本部は，各社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合は，公共建築物に準じて，社会公共施設の判定を実施します。 |

## （２）社会公共施設等の応急対策

### ア　社会福祉施設等

災害対策福祉健康部・各施設管理者

社会福祉施設の責任者は，被災後速やかに施設内外を点検し，落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認します。必要に応じて応急修理を行い，安全を確保します。

施設の責任者は，利用者の状況，職員の状況，施設建物の被害状況を把握し，必要に応じ施設の応急計画を策定します。

施設独自での復旧が困難である場合は，福祉健康部等の関係機関に連絡し支援を要請します。

震災の被害を受けなかった施設の責任者は，援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し，入所者の安全を確保します。

### イ　学校施設・児童福祉施設等

災害対策子ども生活部・災害対策教育部・教育委員会・各施設管理者

児童・生徒等の安全確保を図るため，各施設の震災対策マニュアル等に基づいて行動します。

また，自衛消防隊を編成して役割分担に基づき行動し，緊急時には関係機関へ通報して臨機の措置を講じます。

避難所になった場合は，避難者の健康と安全の確保に努めるとともに，余震や火災予防についても十分な措置をとります。

学校施設の応急修理を迅速に実施します。

### ウ　文化財施設

災害対策教育部・教育委員会・各施設管理者

文化財に被害が発生した場合には，その所有者又は管理者はただちに被害の拡大防止に努めます。

また，文化財に被害が発した場合には，被災状況を速やかに調査し，市教育委員会を経由して，その結果を都教育委員会及び文化庁長官に報告します。

関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため，協力して応急措置を講じます。

### エ　市立文化施設・社会教育施設

災害対策総務部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策教育部・教育委員会・各施設管理者

市立文化施設・社会教育施設の利用者等は不特定多数であり，利用者等の避難誘導にあたっては，あらかじめ定められた避難場所に誘導し，混乱防止及び安全確保に万全を期します。

災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立します。

また，災害後ただちに被害状況を調査し，被害状況によっては，施設ごとの再開等の計画を立案し，早急に開館します。

オ　応急仮設住宅となりうる公的住宅等

各施設管理者

各住宅の管理者は，発災後速やかに被害の概況を調査し，必要に応じて応急措置を講じます。

## 4　土砂災害警戒区域等の応急対策

災害対策総務部・災害対策都市整備部・都

市は，土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について，関係機関と連携・協力して警戒巡視等を行います。また，土砂災害の発生が予想される場合は，土砂災害警戒区域等を含む地域の住民や要配慮者施設管理者等に対し，早急に注意喚起又は警戒避難等の指示，伝達を行います。

市は，土砂災害の発生状況等の情報収集を行い，都建設局に報告します。

また，土砂災害発生時は都と協力し当該箇所の応急措置及び応急復旧対策を実施します。

## 5　危険物等の応急措置による危険防止

市又は事業者は，有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため，施設の点検，応急措置，関係機関への連絡，環境モニタリング等の対策を行います。

## 6　危険物施設，高圧ガス，毒物・劇物等取扱施設等の応急措置

市内には，現在石油，高圧ガス等の危険物貯蔵施設があり，地震時における振動，火災等により，これらの危険物が爆発，漏えい等することが考えられます。その場合，従業員はもとより，周辺住民に対しても大きな影響を与えるおそれがあります。

したがって，これらの施設については，関係法に基づく災害予防規程や震災対策条例等に基づく防災計画が定められ，防災体制の強化が図られていますが，発災した場合に被害を最小限にとどめるための応急対策を確立することが必要です。

【一般的な事故報告書等の流れ】

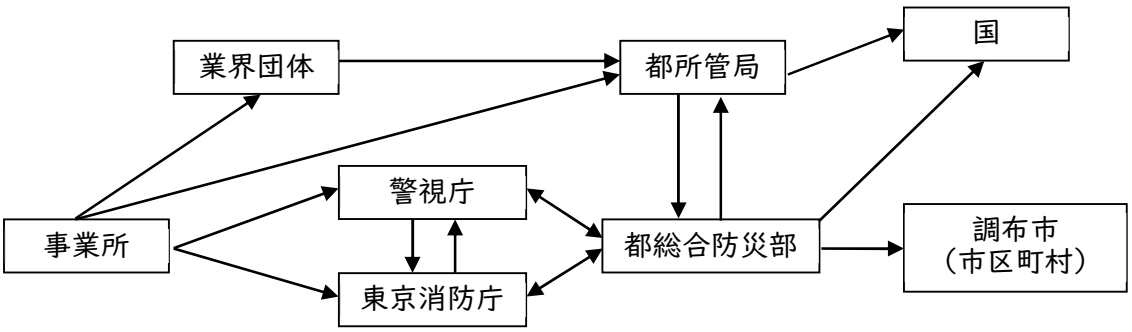

### （１）石油類等危険物施設の応急措置

災害対策行政経営部・災害対策総務部・調布消防署

市は，住民に対する避難指示等をはじめとする避難対策等を行います。

また，関係事業所の管理者は，危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し，次の措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導します。

【石油類等危険物施設の応急措置】

| 機関名 | 対応措置 |
|---|---|
| 市 | ○　市は，被害状況を勘案して以下の措置をとります。<br>・住民に対する避難指示等<br>・住民の避難誘導<br>・避難所の開設及び避難市民の保護<br>・周辺住民への情報提供<br>・関係機関との連絡 |
| 調布消防署 | ○　関係事業所の管理者，危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し，当該危険物施設の実態に応じた措置を講じるよう指導<br>○　必要に応じ，応急措置命令等を実施<br>○　災害状況の把握と状況に応じた従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置と防災機関との連携活動 |
| 事業者等 | ○　発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合，又は危険が予想される場合は，速やかに関係機関に連絡するとともに，応急措置を実施します。 |

### （２）高圧ガス保管施設の応急措置

災害対策行政経営部・災害対策総務部・都環境局・調布警察署・調布消防署

【高圧ガス保管施設の応急措置】

| 機関名 | 対応措置 |
|---|---|
| 市 | ○　市は，被害状況を勘案して以下の措置をとります。<br>・住民に対する避難指示等<br>・住民の避難誘導<br>・避難所の開設及び避難市民の保護<br>・周辺住民への情報提供<br>・関係機関との連絡 |
| 都環境局 | ○　保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため，東京都高圧ガス保安協会など関係機関と連絡を密にし，東京都高圧ガス地域防災協議会の自衛保安組織に必要な指示を行います。<br>○　関係機関と連絡のうえ，緊急措置命令を発します。 |
| 調布警察署 | ○　ガス漏れ等の事故が発生した場合，関係機関と連絡通報を行います。<br>○　市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき，又は市 |

| 機関名 | 対応措置 |
|---|---|
| | 長から要求があったときは，避難の指示を行います。<br>○　避難区域内への車両の交通規制を行います。<br>○　避難路の確保及び避難誘導を行います。 |
| 調布消防署 | ○　災害の進展等により，住民避難の必要がある場合は市へ通報します。<br>○　ガスの拡散が急速で，人命危険が著しく切迫し，通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の市への通報。<br>○　事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。<br>○　関係機関との間に必要な情報連絡を行います。<br>○　災害応急対策の実施 |
| 事業者等 | ○　発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合，又は危険が予想される場合は，速やかに関係機関に連絡するとともに，応急措置を実施します。 |

（３）毒物・劇物取扱施設の応急措置

災害対策行政経営部・災害対策総務部・災害対策教育部・教育委員会・調布警察署・調布消防署・多摩府中保健所

【毒物・劇物取扱施設の応急措置】

| 機関名 | 対応措置 |
|---|---|
| 市 | ○　住民に対する避難指示等を行います。<br>○　必要に応じて，住民の避難誘導を行います。<br>○　必要に応じて，避難所を開設し，避難住民を保護します。<br>○　必要に応じて，周辺住民へ情報提供を行います。<br>○　関係機関との連絡を密にします。<br>○　適正管理化学物質取扱事業者から事故の情報を収集し，必要に応じて同事業者に応急措置の実施を指示するとともに，関係機関に情報を提供します。 |
| 事業者等 | ○　発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合，又は危険が予想される場合は，速やかに関係機関に連絡するとともに，応急措置を実施します。 |
| 都<br>保健医療局 | ○　毒物劇物取扱事業者に対して，毒物劇物の飛散，漏えい，浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための措置を講ずるよう指示します。<br>○　毒物劇物が飛散，漏出した場合には，中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示します。<br>○　関係機関との連絡を密にし，毒物劇物に係る災害情報の収集，伝達に努めます。 |

| 機関名 | 対応措置 |
|---|---|
| 調布警察署 | ○　毒物・劇物の飛散，漏出等の事故が発生した場合，関係機関と連絡通報を行います。<br>○　市が避難の指示を行うことができないと認めたとき，又は市長から要求があったときは，避難の指示を行います。<br>○　避難区域内への車両の交通規制を行います。<br>○　避難路の確保及び避難誘導を行います。 |
| 調布消防署 | ○　災害の進展等により，住民避難の必要がある場合は市へ通報します。<br>○　有毒物質等の拡散が急速で，人命危険が著しく切迫し，通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の市への通報。<br>○　事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。<br>○　関係機関との間に必要な情報連絡を行います。<br>○　災害応急対策の実施 |
| 市<br>教育委員会 | ○　毒物・劇物等を扱った授業中などに地震が発生した場合に備えて，次の対策を樹立しておき，これに基づき行動するよう指導します。<br>・　発災時の任務分担，鍵の管理及び保管場所の周知<br>・　出火防止及び初期消火活動<br>・　危険物等の漏えい，流出等による危険防止<br>・　実験中における薬品容器，実験容器の転倒，落下防止や転倒，落下等による火災等の防止<br>・　児童生徒等に対して，発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底<br>・　被害状況の把握，情報収集及び伝達<br>・　避難場所及び避難方法 |
| 都水道局 | ○　浄水場の塩素設備等における事故が発生した場合，災害の拡大防止措置を講じます。 |
| 都下水道局 | ○　事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは，下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導します。<br>○　関係機関との連絡を密にし，有害物質等に係る災害情報の収集，伝達に努めます。 |

## ７　危険物輸送車両・高圧ガス輸送車両等の応急措置

**災害対策**行政経営部・**災害対策**総務部・都環境局・調布警察署・調布消防署・関東東北産業保安監督部・関東運輸局

【高圧ガス輸送車両等の応急措置】

| 機関名 | 対応措置 |
|---|---|
| 市 | ○　市は，被害状況を勘案して以下の措置をとります。<br>・住民に対する避難指示等<br>・住民の避難誘導<br>・避難所の開設及び避難市民の保護<br>・周辺住民への情報提供<br>・関係機関との連絡 |
| 調布警察署 | ○　危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに，市民及び関係機関と密接な情報連絡を行います。<br>○　施設管理者，運行管理者に対し，災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示します。<br>○　関係機関と連携を密にし，事故の状況に応じた交通規制，警戒区域の設定，救助活動等の措置 |
| 調布消防署 | ○　警戒区域等について関係機関と密接な情報連絡を行います。<br>○　災害応急対策は，前頁の震災消防活動により対処します。 |
| 都環境局 | ○　正確な情報把握のため，関係機関と密接な情報連携を行います。<br>○　必要と認められる場合，一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発します。<br>○　災害が拡大するおそれがあるときは，東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請します。 |
| 関東東北産業保安監督部 | ○　正確な情報把握のため，都及び関係機関と密接な情報連絡を行います。<br>○　高圧ガス輸送者に対して，必要に応じ，一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発します。<br>○　災害が拡大するおそれのあるときは，必要に応じ都又は隣接県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対して応援出動を要請します。 |
| 関東運輸局 | ○　危険物輸送の実態に応じ，次に掲げる対策を推進します。<br>・災害発生時の緊急連絡設備を整備<br>・輸送担当者に災害時の連絡，通報，応急措置等に関し指導を行うとともに，訓練を実施 |

## ８　危険動物の逸走時対策

災害対策行政経営部・災害対策総務部・調布警察署・調布消防署

住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加える恐れのある危険動物）の逸走の通報があった場合は，関係機関と協力して，必要に応じ，以下の措置を行います。

（１）動物の保護
（２）収容場所の確保
（３）飼い主情報の収集
（４）住民に対する避難指示等
（５）住民の避難誘導
（６）避難所の開設，避難住民の保護
（７）情報提供，関係機関との連絡

## ９　流出油，流木の応急措置

調布消防署

（１）流出油の応急措置

○　災害発生時の活動態勢

・人命救助
・流出油の処理，火災発生防止のための油処理剤の散布
・初期消火及び延焼防止措置
・警戒及び立入制限
・油処理剤，消火剤等の応急資材の調達輸送

（２）流木の応急措置

関係機関からの通報により，措置が必要な場合は消防部隊等を出場させ，監視警戒に当たります。

# 【復旧対策】（地震後の行動）

１　河川施設等の復旧
２　社会公共施設等の復旧
３　二次的な土砂災害防止対策

## １　河川施設等の復旧

市各部・各施設管理者

河川管理施設については，氾濫水による被害の拡大を防止するために，速やかに施設の復旧に努めます。

※河川施設等の復旧については，「第２部第４章第５節　具体的な取組【復旧対策】３(１)河川施設」を参照のこと

## ２　社会公共施設等の復旧

（１）社会福祉施設等

災害対策福祉健康部・各施設管理者

施設独自での復旧が困難である場合は，福祉健康部等の関係機関に連絡し援助を要請します。

（２）学校施設・児童福祉施設等

災害対策子ども生活部・災害対策教育部・教育委員会・各施設管理者

教育委員会は，市立学校の施設が甚大な被害を受け，教育活動ができないと判断した場合には，学校長及び都教育委員会と協力し，応急教育計画等を作成し，教育活動に中断がないように努めます。

保育園等の施設においても，被害状況を勘案して業務の継続が困難な場合は，応急保育計画を作成して業務継続に努めます。

（３）文化財施設

災害対策教育部・教育委員会・各施設管理者

被災した文化財等の廃棄，散逸を防止するため，被害状況と文化財等の重要度に応じて，文化財管理者等において修復等について協議を行います。

（４）市立文化施設・社会教育施設

災害対策総務部・災害対策生活文化スポーツ部・各施設管理者

市立文化施設・社会教育施設については，災害後ただちに被害状況を調査し，施設ごとに再開，閉鎖等の計画を立てて対応します。

当面の応急措置が終了し，社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば，復旧計画を立て，本格的な復旧を行います。

## ３　二次的な土砂災害防止対策

災害対策都市整備部・各施設管理者・都建設局

市及び都は，地震による地盤の緩みにより，土砂災害の危険性が高まっている箇所について，二次災害防止の観点から，可能な限り土砂災害防止対策を行います。

# 第４章　安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

本章における対策の基本的考え方

**○　交通ネットワークとライフライン等の確保による都市機能維持の基本的考え方**

道路や鉄道などの交通関連施設は，都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており，人命救助や消火活動，物資輸送等を円滑に行い，市民の生命を守るため，発災時においてもその機能を確保する必要があります。

また，発災後の市民の暮らしを支え，都市機能を維持するためには，上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能を確保するとともに，こうした施設を機能させるためのエネルギー(電力)の確保が不可欠です。

従って，発災後も交通機能を維持できるよう，ソフト･ハード両面で対策を実施するとともに，ライフライン施設の耐震化や，被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保など，関係機関等と協力して早期復旧に向けた対策を進めます。

**○　現在の対策の状況**

市は，都市計画道路や生活道路の整備，橋梁の耐震化等を進めています。平成24年８月には，京王線調布駅付近連続立体交差事業により踏切18か所を除却し，交通渋滞が解消されました。都市計画道路の整備率は令和３年３月現在で54.1%，特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は令和６年３月現在で90.0%です。

ライフラインは，水道管路の耐震継手化や下水道管の耐震化等が進められるとともに，電気，ガス，通信についても，各事業者において耐震性の確保等の取組が進められています。

**○　新たな被害想定を踏まえた課題**

新たな被害想定でも，道路の閉塞等が予想されることから，引き続き生活道路の整備や沿道建築物の耐震補強等の対策を進める必要があります。

ライフラインとしての下水道については，施設や管路の耐震化，耐震設計基準に基づいた整備等を引き続き進める必要があります。

水道，電気，ガス，通信についても，東京都や各事業者による地震に強い施設への取組を着実に進める必要があります。

**○　主な対策の方向性と到達目標**

・　交通関連施設の安全確保
　→　＜到達目標＞　狭あい道路の拡幅整備率の向上や幹線道路の整備率の向上
・　ライフライン等の確保
　→　＜到達目標＞　水道・下水道施設等の耐震化や，被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保，早期復旧に向けた仕組みづくりなど
・　エネルギーの確保
　→　＜到達目標＞　防災拠点となる公共施設の非常用電源及び燃料の確保，燃料供給体制の確立

## 第１節　現在の到達状況

### １　交通関連施設の安全確保

道路及び橋梁等は，火災の延焼防止効果及び避難路，災害物資等の輸送ルートになる等，多くの機能を有しています。

このため，都市計画道路の整備や生活道路の整備，橋梁の耐震化等を進めています。平成24年８月には，京王線調布駅付近連続立体交差事業により踏切18か所を除却し，交通渋滞が解消されました。

○　京王線調布駅付近連続立体交差事業により，踏切18か所を除却
○　都市計画道路の整備率54.1％（令和３年３月末現在）
○　幅員６ｍ以上の生活道路の整備率約52.0％（令和２年３月末現在）
○　狭あい道路の拡幅整備率　18.7％（平成29年３月現在）
○　橋梁の耐震化率約７割（国道・都道・市道）（平成29年３月末現在）
○　都が全国に先駆けて「橋梁の管理に関する中長期計画」を策定（平成21年３月）し，都内212橋を対象に長寿命化対策に着手
○　特定緊急輸送道路　　10路線
○　一般緊急輸送道路　　14路線
○　緊急交通路　　７路線
○　緊急道路障害物除去路線 22路線
○　特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率　90.0％

【調布市内道路現況】（令和５年度東京都道路現況調書より）

（令和５年4月１日現在）

| 管理者別 | | 路線数 | 路線延長 |
|---|---|---|---|
| 高速国道（中央道） | | １　路線 | 4,879 ｍ |
| 国道20号 | | １　路線 | 6,740 ｍ |
| 都　　道 | | 12　路線 | 23,164ｍ |
| 市道 | 5.5 ｍ以上 | 2,919路線 | 47,281ｍ |
| | 5.5 ｍ未満 | | 359,433ｍ<br>（内57,823ｍは自動車交通不可） |
| 合　　計 | | 2,933路線 | 441,497ｍ |

（路線数は，都・国道及び独立専用自歩道を含む。）

## ２　ライフライン等の確保

ライフラインについては，水道管路の耐震継手化,下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策，水再生センター・ポンプ所等の耐震化が進められています。

また，電気，ガス，通信については，各事業者において，送電線のネットワーク化，地震計や安全装置付ガスメーターの設置，電気通信設備等の防災設計といった取組が進められています。

〇水道　　市内の水道管のダクタイル鋳鉄管への取換えはほぼ完了，耐震継手率53%（令和４年度末）
〇下水道　市内の耐震化済みマンホール数　　278か所

## ３　エネルギーの確保

都は，浄水場，水再生センター，都立学校等を活用して太陽光発電を導入するほか，水再生センター等で非常用発電設備の整備などの取組を進めるとともに，民間事業者及び市区町村が再生可能エネルギー発電設備，蓄電池，コージェネレーションシステムを導入する際の支援を実施しています。

都は，非常用発電等に必要となる燃料の安定供給に向けて，石油関係団体と燃料の安定供給のための協定を締結（平成20年11月）したほか，都災害対策用車両への燃料給油を目的とした指定給油所を整備し，一定量の燃料の備蓄を行っています。

## 第２節　課題

【調布市関連の被害想定】（令和４年５月公表）

| 被害項目 | | 想定される被害（調布市関連） |
|---|---|---|
| 狭あい道路の閉塞 | | 多摩東部直下地震の場合，多摩地域で，閉塞率15%以上の地域が29.2%発生（閉塞率は，道路幅員13ｍ未満の道路で，閉塞による残存道路幅員が３ｍ以下となる率） |
| 緊急輸送道路の渋滞区間延長 | | 走行速度が時速20㎞以下で渋滞する区間の距離延長は，東京都全域で，緊急輸送道路総延長1,970㎞のうち，上りで792.3㎞（40.2％），下りで747㎞（37.9%） |
| 鉄道被害 | | 多摩東部直下地震の場合，多摩地域で，在来線，私鉄線で1.5%の中小被害（中小被害は，機能支障に至らない程度の橋梁・高架橋の被害（短期的には耐荷力に著しい影響のない損傷）） |
| 水道 | 断水率 | 調布市20.5%　多摩東部直下地震 ※ |
| 下水道 | 管きょ被害率 | 調布市3.5%　多摩東部直下地震 ※ |
| 電力 | 停電率 | 調布市5.5%　多摩東部直下地震（冬18時　風速８ｍ／秒）※ |
| ガス | 低圧ガス供給支障率 | 調布市25.2%　多摩東部直下地震（冬18時　風速８ｍ／秒）※ |
| 通信 | 固定電話不通率 | 調布市2.5%　多摩東部直下地震（冬18時　風速８ｍ／秒）※ |

※　狭あい道路の閉塞，鉄道被害，水道，下水道，電力，通信では，最も被害が大きいケースの値を示しています。

### １　交通関連施設の安全確保に向けた課題

都市計画道路の令和３年３月末現在の整備状況は，都市計画決定延長54,965kmのうち約29.8km，約54.2%となっています。

また，生活道路については，特に幅員が４ｍ未満の道路は全体の７割に及んでいます。

発災時には，沿道建築物の倒壊による閉塞，狭あい道路の閉塞，鉄道の不通，橋脚の落下などが発生するおそれがあり，耐震補強などが課題です。

### ２　ライフラインの確保に向けた課題

ライフラインの支障は，都市機能への影響が大きいため，平常時からの対策と災害時の迅速な対応が重要となります。

水道については，大規模地震が発生した場合においても，被害を最小限にとどめ，給水を可能な限り確保するために，効果的に水道管路の耐震継手化を推進していく必要があります。東京都により耐震化の取組が進められてきているが，一部にバックアップ機能が十分でないため，断水して耐震化の工事を行うことができない施設や管路

が存在しています。

また，下水道については，震災時の下水道機能及び交通機能を確保するため，下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策の取組とともに水再生センター・ポンプ所等の耐震化をさらに強化していく必要があります。

電気，ガス，通信については，これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが，バックアップ機能の強化など，引き続き，こうした事業者による取組を着実に進める必要があります。

### ３　エネルギーの確保に向けた課題

東日本大震災後に首都圏で実施された計画停電では，直前の計画変更があるなど，情報提供が的確に行われず，停電区域や時間等についての情報の混乱がありました。さらに，夏の電力需要がひっ迫する事態が予想される中，計画停電が行われるかどうかが明らかにされなかったことなど，市民の生活のみならず，市の事務所機能の維持の観点からもエネルギー確保の重要性が改めて認識されました。

そのため，非常用発電機用の燃料確保についても，事業者との協定締結などの取組を推進する必要があります。

## 第３節　対策の方向性

### １　交通関連施設の安全確保

道路や鉄道など，市民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて，道路ネットワークの整備，道路・橋梁等の安全確保，交通規制，鉄道の安全確保と早期復旧，ソフト・ハード両面の対策を進め，発災後も交通機能を維持します。

都市としての交通機能の回復や歩行者の安全確保，震災時における火災の延焼防止，避難路，緊急物資輸送路の通行確保及び道路整備による沿線不燃化の促進等に寄与する道路整備を全力を挙げて推進します。

また，鉄道事業者との連携を進め，災害時の安全確保に努めていきます。

### ２　ライフライン等の確保

水道・下水道施設等の耐震化や，被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保，早期復旧に向けた仕組みづくりなど，ライフライン機能の確保に向けた対策を実施します。

### ３　エネルギーの確保

自立・分散型電源の導入促進により，発災後も都市の機能を維持します。

## 第４節　到達目標

### １　都市計画道路・生活道路の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や橋梁の耐震化の促進

都市計画道路及び生活道路については，調布市道路網計画（平成28年３月）に基づき整備を行います。緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化については，「調布市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助制度」を広く周知し事業を推進していきます。また，建築物の耐震改修の促進に関する法律第６条第３項第２号に基づき，地域輸送道路にあたる調布市緊急道路障害物除去路線を指定しており，耐震化の推進に取り組んでまいります。

### ２　水道・下水道施設の耐震化

○　都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域における水道管路の耐震継手化を重点的に推進（都水道局）
（令和10年度）

○　避難所等の小口径下水道管の耐震化率100%・319か所（環境部）
（平成30年度）

### ３　非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備

○　防災拠点となる公共施設の非常用電源及び燃料の確保

○　自立・分散型電源の導入や機能維持に必要となる燃料供給及び連携体制の確立

○　再生可能エネルギーの利用の検討

## 第５節　具体的な取組

# 【予防対策】（地震前の行動）


| | |
|---|---|
| １　道路・橋梁 | ６　下水道 |
| ２　鉄道・バス施設 | ７　電気・ガス・通信など |
| ３　河川施設等 | ８　ライフラインの復旧活動拠点の確保 |
| ４　緊急輸送ネットワーク | ９　エネルギーの確保 |
| ５　水道 | |


### １　道路・橋梁

（１）道路の整備

都市整備部・北多摩南部建設事務所

道路は，災害時に住民の避難や物資の輸送に不可欠なだけでなく，延焼遮断帯としての機能も有しています。市では，東京都等と協力し，市施行の都市計画道路等の整備を行うことで災害に強いまちづくりを図ります。

ア　延焼遮断帯形成路線

東京都による防災都市づくり推進計画では，道路幅員の確保と沿道建物の不燃化を行うことで，延焼遮断帯の形成を的確に進めていくとされています。

この計画で定められている調布市の区域に係る道路としては，甲州街道や調布保谷線（武蔵境通り・鶴川街道）等があります。

イ　都市計画道路の整備

調布市は平成28年度から令和7年度までの今後10年間で整備または着手する優先整備路線と優先整備路線の次に整備または着手する準優先整備路線を選定した「調布市道路網計画」を平成28年3月に策定しています。

【調布市の優先整備路線】

| 都施行路線（４路線：延長3,242m） | | |
|---|---|---|
| 路線 | 区　　間 | 延　長 |
| 調布3･4･4号線 | 調布3･2･6号線～府中市境 | 1,470m |
| 調布3･4･10号線 | 世田谷区境～調布3･4･17号線 | 340m |
| 調布3･4･17号線 | 調布3･4･9号線付近～調布3･4･10号線付近 | 690m |
| 調布3･4･18号線 | 調布3･4･11号線～調布3･4･14号線付近 | 740m |
| 市施行路線（6路線：延長1,010m） | | |
| 路線 | 区　　間 | 延　長 |
| 調3･4･8号線 | 柴崎駅～調布3･4･10号線 | 190m<br>交通広場2,500㎡ |
| 調3･4･9号線 | 調3･4･17号線～西つつじヶ丘四丁目 | 240m |
| 調3･4･11号線 | 柴崎駅～調布3･4･1号線 | 100m<br>交通広場2,500㎡ |

| | | |
|---|---|---|
| 調3･4･21号線 | つつじケ丘駅～調3･4･10号線 | 150m |
| 調3･4･26号線 | 布田駅～都道119号線 | 140m |
| 調3･4･31号線 | 西調布駅～調布3･4･10号線 | 190m<br>交通広場2,000㎡ |

（２）道路施設の安全化

都市整備部・調布警察署・北多摩南部建設事務所・中日本高速道路㈱

道路施設は，都市生活において非常に大きな役割を果たす重要な都市基盤であり，震災時においても避難路や救急活動，消火活動，緊急物資等の輸送に重要な役割を担うものです。

これらの施設は，地震発生に伴い大きな被害を被った場合，直接人命に係る事故につながると予想され，応急対策・復旧対策の支障となります。

このため，道路等の被害の軽減を図るため安全化対策を推進します。

ア　市の対策

都市整備部

市は，市の管理する道路について，防災活動上障害となる狭あい，線形不良，歩車道不分離，橋梁等老朽化した施設等，計画的な改良や部分改修を進める必要があり，平常時における道路パトロールを強化し，施設の老朽化や破損及び路面下空洞調査等の点検と改善に努めます。

イ　都の対策

都の管理する道路については，引き続き点検・補修・安全施設の整備及び路面下空洞調査等の防災対策を進めます。

橋梁については，緊急輸送道路等について必要な耐震化を推進します。

迅速な被害情報把握のため，スマートフォンなどモバイル端末から被災情報等を送信し，共有するレスキュー・ナビゲーションを活用するなど，情報通信技術（ＩＣＴ）の活用を図ります。

迅速な道路障害物除去に向け，がれき等の撤去に不可欠な重機類，資機材等の確保のため，関係団体と協定を締結するとともに，道路防災ステーションの活用を進めます。

ウ　国の対策

所管施設の耐震性については，示方書，基準，指針等において，既往震災の教訓を考慮した設計施工を行っています。

また，道路構造を保全し，円滑な道路交通を確保するため，管理区間内の共同溝の整備をさらに進めていきます。

なお，橋梁については，所管施設の事前点検により，震災対策に緊急を要するものから逐次整備を進めます。

エ　中日本高速道路㈱の対策

中日本高速道路㈱は，橋脚の補強及び床版と支承とのはずれを防止する等の

細部の耐震構造の点検と補修を実施しています。

（３）交通施設の安全化

都市整備部・調布警察署・北多摩南部建設事務所

ア　交通信号機等

交通信号機は，交通課員や交番勤務員等が平常勤務を通じて保守管理に当たります。

交通標識についても，前記の者が警らその他平常勤務を通じて保守管理に当たります。

震災時における交通規制は，住民の安全な避難のためや各防災機関の救援，救護，消防活動等の諸活動の円滑な実施のため，重要な措置です。発災時の電力停止，信号機の損傷という事態においても交通規制措置がとれるよう，所要の資機材を整備するとともに，災害普及資機材もあわせて整備し，復旧時対策に万全を期します。

イ　街路灯

市内の街路灯は，市職員及び設置者が定期的に保守管理しています。

ウ　道路標識等

市内に設置している道路標識及び道路反射鏡については，市職員及び設置者が保守管理しています。

都は，都道の案内標識の英語併記化や表示内容にピクトグラムを追加するなど，外国人を含めた全ての人に分かりやすい道路案内標識を整備するとともに，案内サインの整備を促進します。

（４）共同溝への対応

調布消防署

一定規模以上の洞道・共同溝については，火災予防条例に基づく届出として非常用施設の設置，出火防止に関すること等を添付させて，消防活動上必要な情報を把握します。

都港湾局

各ライフライン事業者とともに保守点検を行い，計画的な維持補修を実施します。

## ２　鉄道・バス施設

（１）鉄道施設の強化

京王電鉄株式会社

鉄道事業者は，従来から施設の強化や防災設備の整備を進めており，平成24年８月には京王線調布駅付近連続立体交差事業により安全性の向上が図られました。今後とも，これらの施設等の改良整備を推進し，人命の安全確保及び輸送の確保を図るものとします。

ア　線路構造の強化

重軌条化の結果，現在では全路線で50kgレールになっています。

また，ＰＣ枕木化も全路線が完了し，同時に道床厚改良等も着実に推進するとともに，線路の強化を図っています。

イ　線路敷の防護と強化

盛土区間，掘割区間には，法面の流出・崩壊・沈下等特に高い築堤には副堤(押え盛土）を設け，法尻にシートパイルを打ち込む等の補強を進めています。

ウ　踏切道の保安施設の整備

京王線調布駅付近連続立体交差事業により18か所の踏切が解消されたが，なお残る踏切においては，保安率（遮断機完備）は100％になり障害物検知装置及び支障報知発光機を設置しているが，その運用等において万全の体制への改善を図ります。

（２）鉄道の人的保安対策

京王電鉄株式会社

運転関係従事員には，事故防止のため，毎年１回法令で定める教育を行い，知識技能保有の確認と，全体のレベルアップを図っています。

このほか，乗務員，保線掛員，電気掛員，車両掛員に対して毎日の全員点呼か管理職の巡回等により，保安対策の徹底を図っています。

（３）駅等の混乱防止策

総務部・調布消防署・京王電鉄株式会社

このため，東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき指定された鉄道事業者の事業所防災計画にターミナル駅を含めた駅周辺の混乱防止対策の策定を徹底するとともに，計画に基づく訓練を促進します。

ア　鉄道事業所防災計画に掲げた対策項目

(ｱ) 非常災害対策本部の開設，運営
- 施設，設備の被害状況の把握
- 列車の運行可否の決定

(ｲ) 旅客の避難誘導
- 迂回路，一方通行の設定等避難誘導経路の決定
- 階段規制

(ｳ) 旅客への広報
- 放送設備の活用
- 旅客のパニック防止
- 非常照明の早期確立
- 行政機関への応援要請

イ　従業員に対する教育，訓練の実施

ウ　地震後の対策の策定

市は，駅周辺に滞留する外出者の一時待機場所となる誘導先の確保を図ります。

エ　エレベーターの安全対策の推進

（４）バス施設

京王バス㈱・小田急バス㈱

施設の災害予防に対して，始業点検・就業規程及び関係法令に基づく点検を実施するとともに，整備関係者との連絡を密にし，早期修理と完全整備に努めます。

## ３　河川施設等

総務部・水防管理団体

市は，水防資機材の備蓄，設備・施設の整備等により，災害を予防するとともに，発災時に対応できる体制を整えます。

水防管理団体は，管内における水防活動を十分に行うことができるよう，土のう等の水防資機材及び施設の整備並びに輸送の確保に努めます。

水防管理団体は，管内の水防活動にただちに対応できるよう，車両等の確保，輸送経路等を確認しておきます。

## ４　緊急輸送ネットワーク

（１）緊急輸送用道路の確保

都市整備部

震災発生後，市内における道路は電柱，看板，家屋の倒壊等の障害物，陥没，崖崩れ等によって道路が閉鎖され，交通の妨害，被災者の避難路の遮断，救助，救護等の応急活動に支障をきたします。このため，市及び都では，関係機関の迅速な復旧活動や救急・救助や資機材等の輸送の確保のため，緊急道路障害物除去路線を選定しており，災害発生後には障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に行うこととします。

なお，緊急道路障害物除去とは，選定した緊急道路障害物除去路線において，原則として緊急車両の通行に要する上下各１車線の交通路の確保を図ることをいいます。

ア　道路障害物の除去

市は，震災後，緊急道路障害物除去路線の確保のため，道路上の障害物の除去，撤去を速やかに実施します。

なお，陥没や亀裂等の道路補修を優先的に行うために，建設業協同組合等の協力団体と，区域別に担当地域を設定しておきます。

イ　緊急輸送確保資機材の整備

市は，緊急道路障害物除去路線のための資機材を整備し，実態に応じて適切な交通規制等を実施するため調布警察署と調整をしておきます。

（２）緊急輸送ネットワーク

緊急輸送ネットワークとは，都の指定拠点と他県及び指定拠点相互間，広域輸送拠点，備蓄倉庫，市の地域内輸送拠点（大型拠点倉庫）等を結ぶ主要道路をはじめとする輸送網です。

震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて，第一次（市区町村，他県との連絡），第二次（主要初動対応機関との連絡），第三次（緊急輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークを整備します。

【緊急輸送ネットワークにおける指定拠点（調布市内）】

| 区分 | | 施設名称 | 所在地 | 機能 |
|---|---|---|---|---|
| 市区町村本庁舎 | | 調布市本庁舎 | 調布市小島町２－35－１ | 一次 |
| 輸送路管理等 | 空港管理等 | 調布飛行場管理事務所 | 調布市西町290－３ | 一次 |
| 主要初動対応 | 警察 | 調布警察署 | 調布市国領町２－25－１ | 二次 |
| | 消防 | 調布消防署 | 調布市下石原１－16－１ | 二次 |
| | 医療 | 調布市保健センター | 調布市小島町２－33－１ | 二次 |
| その他 | | 都立神代植物公園 | 調布市深大寺元町５ | 二次 |
| | | 調布市立調布市民野球場 | 調布市染地２－43－１ | 二次 |

ア　輸送拠点

総務部・都

(ｱ) 広域輸送基地

東京都調布飛行場は，都における他県等からの緊急物資等を受入れ，一時保管，地域輸送拠点等への積替・配送等の拠点として，東京都により広域輸送基地として定められています。

(ｲ) 大型拠点倉庫の整備

市は，市内を大きく東西南北及び中央部に分割し，緊急物資等の地域内輸送拠点として大型拠点倉庫を整備し，物資の輸送拠点として利用します。東部は，大町スポーツ施設内に既に整備しており，中央部は平成29年３月に京王線線路跡地に小島町防災倉庫を整備しました。西部は，市の利用計画に基づき調布基地跡地留保地に整備する予定の公園内に整備していきます。北部，南部については，今後，候補地・整備方針等を検討していきます。

【大型拠点倉庫】

| 施設名 | 所在地 |
|---|---|
| 大町防災倉庫 | 調布市菊野台３－27－４ |
| 小島町防災倉庫 | 調布市小島町３－98－５ |

イ　災害時臨時離着陸場候補地の選定

総務部

災害時には，道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予測されるため，市ではヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して，あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地を資料編６に示すとおり選定します。

なお，選定の条件として中型機の昼間使用が可能な場所としています。

資料編　６：災害時臨時離着陸場候補地

ウ　緊急輸送道路等

環境部・都市整備部・都建設局・調布警察署・北多摩南部建設事務所・関東地方整備局相武国道事務所・中日本高速道路㈱

災害時に緊急輸送道路等を確保するため，市や都等が選定している市域における緊急道路障害物除去路線は，資料編７「緊急輸送道路等一覧表」のとおりです。

路線の選定は，次の基準によります。

・緊急交通路の確保
・緊急輸送ネットワークとなる路線
・広域避難場所に接続する応急対策活動のための路線
・主要公共施設（病院，防災倉庫等），給水所，警察署や消防署等を結ぶ路線

【道路種類別の緊急輸送道路等の路線数】

| 道路の種類 | 路線の数 |
|---|---|
| 特定緊急輸送道路（東京都）<br>（中央自動車道・国道20号線・東八道路等） | 10 |
| 一般緊急輸送道路（東京都）<br>（旧甲州街道・神代植物公園通り等） | 14 |
| 緊急交通路（中央自動車道・東八道路等） | 7 |
| 調布市緊急道路障害物除去路線<br>（原山通り・佐須街道・品川通り等） | 22 |

資料編　７：緊急輸送道路等一覧表
資料編　８：緊急輸送道路等路線図

## ５　水道

調布市・狛江市・都水道局

市内には，給水所２か所，配水所２か所（配水池容量45,050㎥／日，確保水量18,000㎥／日)の水道施設があり，また，水源地が18か所（内浅井戸３か所含む）あり，最大45,560㎥／日の取水が可能です。（東京都水道局管轄）

なお，平成25年６月に狛江市及び東京慈恵会医科大学附属第三病院と災害時における飲料水の給水に係る協定を締結しました。さらに，市役所において，平成26年３月に防災センター（文化会館たづくり西館）に地下水ろ過システムを設置し，給水体制の強化を図りました。

【東京都水道局の給水所・配水所及び協定先における応急給水施設一覧】

（令和6年４月現在）

| 地区名 | 名称 | 配水池容量 | 配水池 | 停電時対策 | 確保水量 |
|---|---|---|---|---|---|
| 東 | 仙川配水所<br>(仙川町3-6-27) | 970 ㎥ | ＲＣ造　２池 | 自家発電設備<br>（応急給水用） | 320 ㎥ |
| 西 | 上石原配水所<br>(上石原1-34-7) | 3,380 ㎥ | 〃　３池 | 自家発電設備 | 1,120 ㎥ |
| | 調布西町給水所<br>(西町717) | 20,000 ㎥ | 〃　４池 | 自家発電設備 | 6,660 ㎥ |
| 北 | 深大寺給水所<br>(深大寺南町5-56-1) | 29,700 ㎥ | 〃　５池 | 自家発電設備 | 9,900 ㎥ |
| 調布市 | 文化会館<br>たづくり西館<br>(小島町2-33-1) | 地下水利用システム | | 自家発電設備 | 200㎥/日 |
| 狛江市 | 東京慈恵会医科大学<br>附属第三病院<br>(狛江市和泉本町4-11-1) | 協定による飲料水の給水 | | 自家発電設備 | 720㎥/日 |

【取水施設】　18か所

資料編　９：取水施設

【導・送・配水管管路延長】　（令和５年３月現在）

| 名　　称 | 管　　種　　類 | 延　　長 |
|---|---|---|
| 導　水　管 | 鋳鉄管・鋼管 | 12,886ｍ |
| 送　水　管 | 鋳鉄管 | 6,748ｍ |
| 配　水　管 | 石綿管・鋳鉄管・鋼管・塩化ビニール管 | 428,316ｍ |
| 計 | | 447,950ｍ |

※　導水管：取水地点から浄水所までの，原水を導く管
　　送水管：浄水所から配水拠点までの，浄水を送る管路で，受水（部分水）管も含みます。
　　配水管：配水拠点から給水分岐点までの管路。ただし，水道局が管理しているもの。

水道施設の安全化対策として，水道施設の耐震性を強化するための整備・改良を進めるとともに，施設の常時監視・点検を強化して保全に努め，災害発生に伴う被害を最小限にとどめます。

内閣府の中央防災会議等における年超過確立1/200の降雨量での浸水被害想定に基づき，浸水被害のおそれのある水道施設については，施設の機能維持を図るため，出入口等に止水堰（せき）の設置，施設のかさ上げ等の浸水対策を実施しています。主要な浄水場等については対策を完了しており，引き続き，多摩地域における浄水所等の施設についても対策を実施していきます。

土砂災害警戒区域等内の浄水所，配水所等については，断水被害想定を踏まえ，ハード対策としてバックアップルートの確保や，ソフト対策として応急給水体制の確保等を順次実施していきます。

（１）浄水所等

浄水施設の耐震強化は，工事期間における施設能力の低下を伴うことから，安定給水が可能な一定の施設能力を確保しつつ，早期の完了を目指します。このため，着水井から配水池，排水処理施設までの連続性に配慮し，処理系列ごとに耐震強化を図るとともに，優先順位を明確にし，効果的に水道施設の耐震強化を図ります。

また，災害時に簡単に取水できるよう，深井戸では取水口を10か所設置しています。（井戸はケーシング構造であり，想定される地震等による破壊の恐れはありません。しかし，水源井からの揚水は水中ポンプで行っており，電力供給がなければポンプは作動しません。）

（２）導・送・配水管

導・送・配水管は，市内に447,950ｍが埋設されており，材質・継手などの耐震性の低いものや，地盤の弱い箇所では破損する箇所があります。

これらの耐震性の向上のため，耐震性の高いダクタイル鋳鉄管及び耐震継手管への取替えを行い，耐震性強化を図ります。

（３）災害時の給水設備

災害発生に伴い，給水タンク車・給水タンク・キャンバス水槽・ポリタンク等を，災害時にすぐ使用できるよう平常時において整備しておきます。

（４）常設給水栓等の整備

各給水拠点の一部を柵等で仕切り応急給水活動区域に常設給水栓等を設置し，局職員の到着前に市職員，地域住民等が応急給水活動を行えるよう整備しました。

（５）医療施設等への応急給水

医療施設等への応急給水については，人命に関わることから，応急給水を迅速に行うことを目的に，緊急給水車の拡充を行います。

## ６　下水道

環境部

市の下水道施設は，仙川汚水中継ポンプ場（令和６年12月以降廃止予定）１箇所（晴天時排水能力5,760㎥／日），公共下水道管渠の総延長は約565km（令和２年３月末現在）です。

市は，下水道施設の安全化のため次の対策を進めます。

（１）下水道中継ポンプ場施設の整備

施設の耐震調査や年間の維持管理等により，補修・補強箇所については，計画的に改修します。

（２）管路の改修整備

管路施設のうち重要な幹線等の改修は，耐震設計に基づき施工し，その他の管路については，テレビカメラ調査や管渠清掃時に補修や補強の必要な箇所及び老朽化した管渠等を把握し，計画的に補強を進めます。

## ７　電気・ガス・通信など

市及び災害応急対策に係る機関は，公共施設や拠点施設の機能を維持するために必要な電力確保等を図り，保有する電源設備等について，安全性の確保や平常時からの点検，操作訓練等に努めるとともに，ＬＰガスの活用を促進します。

（１）電気施設

東京電力

電気施設の耐震性については，法令等の設計基準に則した設備構築を実施し，震災時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じます。

ア　発電設備

それぞれの建物・設備については，建築基準や設備の技術基準等に基づく耐震設計を行います。

・水力発電設備　　・火力発電設備　　・原子力発電設備

イ　送電設備

(ｱ) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため，同基準に基づき設計を行います。

(ｲ) 地中電線路

終端接続箱，給油装置については，電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行います。洞道は，「共同溝設計指針」，「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行います。

また，地盤条件に応じて，可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とします。

ウ　変電設備

機器の耐震は，変電所設備の重要度，その地域で予想される地震動など勘案するほか，電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行います。

エ　配電設備

(ｱ) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため，同基準に基づき設計を行います。

(ｲ) 地中電線路

地盤条件に応じて，可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とします。

オ　通信設備

屋内に設置される装置については，建物の設置階を考慮した設計とします。

（２）ガス施設

東京ガスグループ

ガスを供給する主要施設は，製造施設であるLNG基地が４か所，ホルダーのある整圧所が12か所と，導管（総延長63,594km）とからなります。(令和６年３月末現在)

ガス施設の安全化対策として，設備，施設の設計は，ガス事業法，消防法，建築基準法，道路法等の諸法規並びに建築学会，土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいています。

ガス施設の安全化対策は以下のとおりとします。

| 施設名 | 都市ガス関連の安全化対策 |
|---|---|
| 製造施設 | ○　施設の重要度分類に基づき，それぞれのクラスに応じた設計法を適用し，耐震性の向上及び安全性を確保<br>○　緊急遮断弁，防消火設備，ＬＮＧ用防液堤の設置，保安用電力 |

| 施設名 | 都市ガス関連の安全化対策 |
|---|---|
| | の確保等の整備を行い，二次災害を防止 |
| 供給施設 | ○　新設設備は，ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし，既設設備は必要に応じて補強<br>○　二次災害の発生を防止するため，ホルダーの緊急遮断装置，導管網のブロック化，放散塔など緊急対応設備を整備 |
| 通信施設 | ○　ループ化された固定無線回線の整備<br>○　可搬型無線回線の整備 |
| その他の安全設備 | ○　地震センサーの設置<br>ＬＮＧ基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに，地区ガバナー(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置<br>○　安全装置付ガスメーターの設置<br>建物内での二次災害を防止するため，震度５程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置 |

東京ガスグループ地震対策の基本方針に基づき，今後も以下の事項について整備します。

ア　製造施設

(ｱ) 重要度及び災害危険度の大きな設備の耐震性はもともと高く設計されているが，必要に応じてさらに耐震性を向上させ，適切な維持管理を行います。

(ｲ) 防火設備，保安用電力等を維持管理し，二次災害防止を図ります。

イ　供給設備

(ｱ) 導管を運用圧力別に高圧・中圧・低圧に区分し，各圧力に応じ，最適な材料・継手構造等を採用し，耐震性の向上に努めます。

(ｲ) 全ての地区ガバナーにSIセンサーを設置し，揺れの大きさ(SI値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングします。

(ｳ) この情報を解析し高密度に被害推定を行い，迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備。

(ｴ)　移動式ガス発生設備による臨時供給の実施。

（３）通信施設対策

各通信事業者・調布郵便局

災害時においては，迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり，特に，通信の果たす役割は非常に大きいものとなります。

このため，災害による通信施設の被害を最小限にとどめ，また，通信施設が被災

した場合においても応急の通信が確保できるよう，通信設備の整備を行います。

ア　電気通信設備対策

各通信事業者

(ｱ) 災害の発生を未然に防止するため，次のとおり電気通信設備と，その付帯設備の防災設計を実施します。

・豪雨，洪水，高潮又は津波等のおそれがある地域は耐水構造化を行います。
・暴風又は豪雪の恐れがある地域は耐風又は耐雪構造化を行います。
・地震又は火災に備えて，耐震及び耐火構造化を行います。
・地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所を確保します。

(ｲ) 災害が発生した場合においても通信を確保するため，次の各項に基づき通信網の整備を行います。

・主要な伝送路を多ルート構成，若しくはループ構成に整備
・主要な中継交換機を分散設置
・大都市において，とう道（共同溝を含む）網を構築
・通信ケーブルの地中化を推進
・主要な電気通信設備について，必要な予備電源（移動電源車配備，燃料確保/供給オペレーション等）を確保
・重要加入者については，当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため，２ルート化を推進
・応急復旧機材を配備
・特に，地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮

ＮＴＴ東日本

(ｱ) 指定避難所（小中学校，公民館等）のうち市から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで災害時における避難者の通信手段を確保することを可能とします。

(ｲ) 市が指定した公共施設，オフィスビル，ホテル，コンビニ，駅等の施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで災害時における帰宅困難者の通信手段を確保します。

各通信事業者

(ｱ) 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策に取り組みます。
(ｲ) 早期サービス復旧のための対策等を行います。

ＮＴＴドコモ・ＫＤＤＩ・ソフトバンク

(ｱ) 役所等災害対策拠点，医療機関，人口密集地等の重要エリアの通信を確保するために基地局等において，非常用発電機エンジンによる無停電化やバッテリー長時間化に取り組みます。

(ｲ) 避難者や帰宅困難者が多く発生する可能性のある地域での通信確保等，柔軟で迅速なサービス復旧を行うため，移動基地局車，可搬型基地局，移動電源車等を配備します。

イ　郵便施設対策

調布郵便局

郵便物の運送及び集配の確保を図るため，車両等の運送，集配施設，用具の整備に努めます。

## ８　ライフラインの復旧活動拠点の確保

調布消防署

ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業者が自ら確保することを基本としますが、全国からの応援により人員・資機材の数が膨大になります。

調布消防署は、広域応援を受け入れるため、都が東京二十三区一部事務組合の清掃工場21箇所を救出及び救助の活動拠点（ライフライン復旧活動拠点）、若洲海浜公園、多摩地域の清掃工場５箇所及び白鬚東地区を候補地としてライフライン復旧活動拠点を確保していることから、これら拠点を災害時に活用します。

## ９　エネルギーの確保

総務部

市及び災害応急対策に係る機関は，都と連携し，発電設備を備えた防災拠点の整備，公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立･分散型電源の整備などにより電力の確保を図り，保有する電源設備等について，安全性の確保や平常時からの点検，操作訓練等に努めます。

また，自立・分散型エネルギーの確保や再生可能エネルギー，ＬＰガス等の活用を検討するとともに民間事業者と連携して災害時のエネルギーの確保を進めます。

（１）市施設の停電対策

市の施設では，自家発電機や無停電電源装置等による停電対策を講じている。各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定めておく必要があります。

市は，事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定を締結しています。また，避難所等，災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置を図ることから，コージェネレーションシステムの導入や太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用についても検討していきます。

## 10　ライフライン事業者の連携体制の構築

東京電力・東京ガスグループ・各通信事業者・調布郵便局

ライフライン事業者間と都においては、適宜連絡協議会を実施するなど、平時の連絡を密にするとともに、発災時のタイムラインに応じて想定される活動内容、被害・復旧状況等の情報、要請・依頼事項、連絡手段等を予め共有し、災害時に円滑な復旧活動を行える相互連携体制を構築します。

# 【応急対策】（震災直後の行動）

| | |
|---|---|
| １　道路・橋梁 | ５　下水道 |
| ２　鉄道施設 | ６　電気・ガス・通信など |
| ３　河川・空港施設 | ７　エネルギーの確保 |
| ４　水道 | |

【交通関連施設に係る主な機関の応急復旧活動】

| 機関名 | 発災　1h　24h　72h | | |
|---|---|---|---|
| | 初動態勢の確立期 | 即時対応期 | 復旧対応期 |
| 市 | ○災害対策本部設置 | ○障害物除去道路の選定<br>○関係機関の障害物除去作業の協力 →<br>○障害物除去作業の実施 → | |
| 都建設局 | ○局本部設置<br>【道路】<br>○通行可能道路の確認<br>【河川】 | ○関係機関連絡調整(以下，随時開催) →<br>○各建設事務所本部設置<br>○緊急道路障害物除去作業の調整<br>○被災状況の情報収集 →<br>○緊急点検，緊急措置<br>○緊急道路障害物除去・応急復旧 →<br>○情報収集，協定締結団体に出動要請 →<br>○河川施設の緊急点検 →<br>○損壊箇所の応急復旧・河道内障害物の除去 | |
| 関東地方整備局 | ○災害対策本部設置<br>【河川】 | ○緊急輸送道路の障害物除去，応急復旧 →<br>○情報収集，協定締結団体に出動要請 →<br>○河川施設の緊急点検 →<br>○損壊箇所の応急復旧・河道内障害物の除去 | |

【警備・交通規制に係る主な機関の応急復旧活動】

| 機関名 | 発災　1h　24h　72h<br>初動態勢の確立期 | 即時対応期 | 復旧対応期 |
|---|---|---|---|
| 調布警察署 | ○警備本部の設置<br>○情報収集<br>○交通規制の実施 | ○緊急物資輸送路の指定<br>○緊急通行車両等の確認事務の実施<br>○広報の実施 | |

【ライフライン施設に係る主な機関の応急復旧活動】

| 機関名 | 発災　1h　24h　72h<br>初動態勢の確立期 | 即時対応期 | 復旧対応期 |
|---|---|---|---|
| 市 | ○水道施設の被害状況の把握<br>○応急給水の実施<br>○水道施設の復旧活動の実施 →<br>○市民への広報の実施<br>○下水道施設の被害状況の把握 →<br>○仮設トイレの確保及び配置 →<br>○下水道施設の応急復旧 →<br>○市民への広報の実施 | | |
| 都水道局 | ○給水対策本部設置 | ○給水対策本部会議開 →<br>○被災状況の把握<br>○応急対策会議開催 →<br>（以下随時）<br>○情報連絡活動<br>○報道・広報活動 →<br>○応急給水の実施 →<br>○応急復旧作業<br>○応急対策後方支援活動 | |
| 都下水道局 | ○職員参集<br>○災害対策本部設置 | ○本部会議の開催(以下随時開 →<br>○関係機関への情報連絡 →<br>○情報収集 →<br>○応急復旧作業 → | ○応援自治体の<br>受入態勢の整備 |

| 機関名 | 発災 1h 24h 72h<br>初動態勢の確立期 | 即時対応期 | 復旧対応期 |
|---|---|---|---|
| 東京電力 | ○災害対策本部設置 | ○応急復旧作業→ | |
| 東京ガスグループ | ○災害対策本部設置 | ○応急復旧作業→ | |
| 郵便局・ＮＴＴ | ○災害対策本部設置 | ○応急復旧作業→ | |

【公共施設等に係る主な機関の応急復旧活動】

| 機関名 | 発災 1h 24h 72h<br>初動態勢の確立期 | 即時対応期 | 復旧対応期 |
|---|---|---|---|
| 市 | ○道路施設の被害状況の把握<br>○交通規制等の措置<br>○迂回道路の選定<br>○パトロールの実施<br>市民への広報活動 | ○応急復旧措置→<br>○内水施設の被害状況の把握<br>○都及び消防署への報告<br>○仮排水作業の実施→ | |
| 北多摩南部建設事務所 都建設局 | ○緊急輸送道路の被害状況の把握→ | ○緊急輸送道路の道路障害物除去の実施→<br>○移動式排水ポンプ車の派遣 | ○応急復旧措置→ |

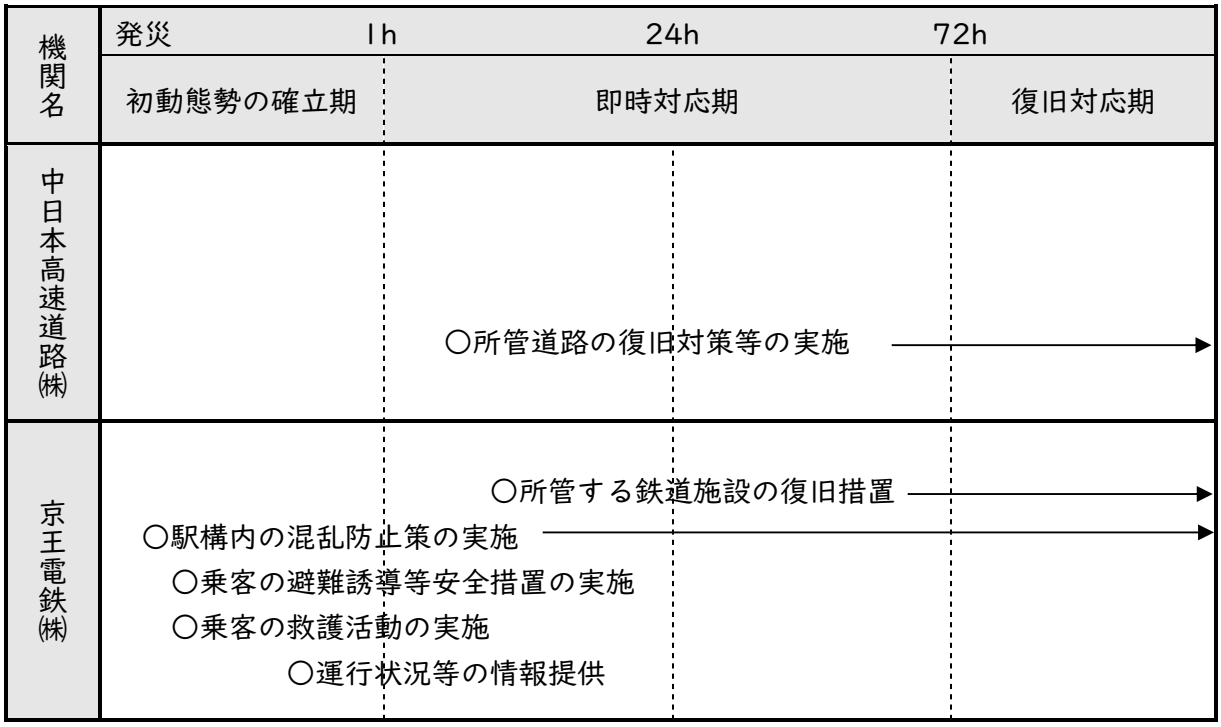


## 1　道路・橋梁

### （1）交通規制

調布警察署

大地震発生直後の交通混乱を最小限にとどめ，被災者の安全な避難と応急対策に必要な緊急車両の通行を確保することを最重点として，次のとおり交通規制を実施します。

ア　第一次交通規制（緊急自動車専用路の確保）

大震災が発生した場合は，速やかに道路における危険を防止するとともに，人命救助，消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行等を確保するため，甲州街道は，緊急自動車等以外の車両の通行を禁止します。

イ　第二次交通規制（緊急交通路の確保）

被災地域，被災状況等の実態に対応した交通規制を実施します。

第一次交通規制後，災害応急対策を的確かつ円滑に行うため，都道121号（三鷹通り），都道14号（東八道路）等を緊急交通路として確保する交通規制を実施します。

ウ　規制の留意事項

第一次交通規制の前提となる「大震災が発生した場合」とは，都内に震度６弱以上の地震が発生し，かつ，大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知した場合をいいます。

第二次交通規制に示す路線規制措置はあくまでも基本であって，必要に応じこれによらない規制措置を行います。特に，時間の経過により状況が変化するため，実施する路線規制措置も状況に合わせて対応させていきます。

資料編　10：大震災（震度６弱以上）発生時における交通規制

資料編　11：大震災（震度６弱以上）が発生したら～警視庁からのお願い～

エ　交通規制の要領

(ｱ) 主要交差点への規制要員の配置

国道20号（甲州街道）をはじめとした主要幹線道路の主要交差点及び中央自動車道調布ＩＣ入口（上り）に要員を配置して，都心方向への車両の流入禁止及び緊急自動車専用路又は緊急交通路における車両通行禁止の交通規制を実施します。

(ｲ) 警備員，ボランティア等の受入れ

規制要員は，制服警察官を中心に編成するものとしますが，調布警察署長は，規制要員が不足することを考慮し，平素から警備業者，交通安全協会，民間の協力団体，ボランティア等の協力を得られるよう配慮します。

オ　広報活動

現場の警察官は，交通規制の実施について，サインカー，パトカー，白バイ，広報車等による現場広報を行うとともに，次により運転者のとるべき措置について広報を行います。

【運転者のとるべき措置】

１　原則として，現に車両を運転中の運転者を除いて，車両を使用しないこと。
２　現に車両を運転中の運転者は，速やかに環状７号線の外側の道路又は緊急自動車専用路若しくは緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ，目的地に到着後は，車両を使用しないこと。
３　首都高速道路等を通行している車両の運転者は，次の原則を守ること。
①　慌てずに減速した後，右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は，右側に寄せ，道路中央部分を緊急自動車用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。），エンジンを停止。
②　カーラジオ等で，地震情報，交通情報等を聞いて状況を把握すること。
③　危険が切迫している場合以外は，自分の判断でみだりに走行しないこと。
④　カーラジオ，交通情報版等による警察，首都高速道路株式会社等からの指示，案内又は誘導に従って行動すること。
４　やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は，次の原則を守ること。
①　交差点を避け，道路の左側端に寄せて停車すること。
②　エンジンを止め，エンジンキーは付けたままとすること。
③　窓は閉め，ドアはロックしないこと。
④　貴重品を車内に残さないこと。

（２）緊急輸送

災害対策総務部・災害対策都市整備部・都建設局・調布警察署・相武国道事務所・中日本高速道路㈱

緊急物資輸送ネットワークの整備，緊急障害物除去路線，輸送車両等の確保等について定めます。

ア　緊急交通路等の実態把握

調布警察署

緊急交通路等の交通情報の収集は，視察及び調布消防署，関係機関等との情報交換等により把握します。

イ　緊急物資輸送路線の指定

調布警察署

避難，救助，消火等の初期活動が一段落したところで，緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定します。

ウ　緊急通行車両等の確認事務等

調布警察署

調布警察署長は，交通検問所等における緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行います。

エ　緊急輸送車両等の確保

災害対策総務部

緊急輸送に使用する車両の運用計画を樹立し，各部に配車するとともに，不足する車両及び燃料の調達を行います。確保した車両に対しては，緊急通行車両であることを証明する標章を交付します。

また市は，輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることの周知及び普及を図ります。

オ　緊急道路障害物除去作業

災害対策都市整備部・都建設局・調布警察署・相武国道事務所・中日本高速道路㈱

緊急道路障害物除去作業に当たっては，関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制を確立して対応します。

また，道路障害物除去作業マニュアルを作成するなど効率的な道路障害物除去体制の充実を図ります。

道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は，法令上の取り扱いを含めて関係機関が協議して処理します。

緊急道路障害物除去においては，原則として緊急車両の通行に要する上下各１車線の交通路の確保を図るため，各機関は次のような対策を実施します。

(ｱ) 関東地方整備局相武国道事務所は，道路上の障害物の状況を調査し，除去対策をたて，関係機関と協力のうえ，所管する道路の障害物の除去等を実施します。

(ｲ) 都建設局北多摩南部建設事務所は，「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき，関係業界等の協力を求め，障害物除去作業を実施します。

(ｳ) 都市整備部は，「災害時における応急対策の協力に関する協定」に基づき，関係業界等の協力を求め，障害物除去作業を実施します。
　また，関東地方整備局，都建設局及び中日本高速道路㈱の実施する障害物除去作業に協力します。

(ｴ) 環境部が開設した仮置場に，道路障害物の除去に伴い発生したがれきを必要に応じて受入れます。
　また，環境部は，必要に応じて仮置場への搬入作業を応援します。

(ｵ) 中日本高速道路㈱は，道路上の障害物の状況を調査し，除去対策をたて，関係機関と協力のうえ，所管する道路の障害物の除去等を実施します。

(ｶ) 各機関は，災害対策基本法第７６条の６に基づく区間指定があり，指定区間の道路上の放置車両等による緊急通行車両の通行の妨害等が認められるときは，当該車両その他の物件の占有者，所有者又は管理者に対し，当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること，その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命じます。

(ｷ) 道路障害物の除去に当たって，各機関は下記のような対策を行います。

【道路障害物への対策】

| 機関名 | 対　　策 |
|---|---|
| 都市整備部 | ○　道路上の障害物の状況を調査し，速やかに都建設局に報告するとともに所管する道路上の障害物を除去<br>○　各関係機関と相互に密接な連絡をとり，協力して除去を実施 |
| 都建設局<br>北多摩南部<br>建設事務所 | ○　震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は，緊急点検等により迅速・的確に集約<br>○　協定及び協力承諾書に基づき，協力業者が道路上の障害物の除去等を実施 |

| 機関名 | 対　　策 |
|---|---|
| 調布警察署 | ○　緊急交通路確保のため，署内に放置車両対策班を編成<br>・緊急通行車両等の通行の妨害になっている放置車両の排除<br>○　倒壊建物，倒木，電線等の道路障害物については，市及び関係機関と連絡を密にし，協力して除去を実施 |
| 関東地方整備局<br>相武国道事務所 | ○　所管道路について，道路上の障害物の状況を調査し，関係機関と協力して除去を実施 |
| 中日本高速道路㈱ | ○　所管道路について，道路上の障害物の状況を調査し，関係機関と協力して除去を実施 |

（３）応急・復旧対策

災害対策都市整備部・都建設局北多摩南部建設事務所・関東地方整備局相武国道事務所

道路，橋梁，河川等の公共施設が被災した場合は，速やかに応急・復旧措置を講じます。

各道路管理者等は，所管の道路，橋梁について，被害状況を速やかに把握し，道路交通の確保を図るため，交通規制等の措置，あるいは迂回路の選定など，通行者の安全策を講ずるとともにパトロール等による広報を行います。被災道路，橋梁については，応急措置及び応急復旧対策を実施し，緊急物資等の輸送路を確保したうえで，その後本格的な復旧作業に着手します。

道路・橋梁，河川及びその他の公共施設等について，各機関がとるべき応急措置及び応急復旧対策は次のとおりです。

【公共施設等の応急・復旧対策】

| 機関名 | 応急対策 | 復旧対策 |
|---|---|---|
| 都市整備部 | 被害状況を速やかに把握のうえ，都に報告します。<br>被害状況に応じた応急復旧を行い交通の確保に努めます。状況に応じて現場付近の立入禁止，避難の誘導，周知措置等市民の安全措置を行います。 | 復旧作業は，電柱・電線の倒壊，道路等の陥没等の状況を確認のうえ，当初は緊急道路障害物除去路線を最優先に行います。その後，逐次二次災害を生ずるおそれがある箇所及び避難所へ通ずる箇所の復旧を行っていきます。 |
| 都建設局<br>北多摩南部<br>建設事務所 | 被害状況を速やかに把握し，道路交通の確保を図るとともに，被災道路の応急復旧措置を行い，交通の確保に努めます。<br>また，市からの被害報告を受け，総合対策の樹立と指導，調整を行い，状況によっては所属職員を現場に派遣し必要な指示を与えます。 | 復旧作業は，主に建設業界に委託して行い，当初は緊急道路障害物除去路線を最優先に行います。<br>その後，逐次一般道路の障害物除去及び二次災害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧を行っていきます。 |

| 機関名 | 応急対策 | 復旧対策 |
|---|---|---|
| 関東地方整備局<br>相武国道事務所 | 被害を受けた道路及び交通状況を把握するため，パトロールカー等による巡視を実施します。<br>巡視の結果等により応急復旧及び必要に応じて迂回路の選定等の処置を行い，緊急輸送路の確保に努めます。 | 関東地方整備局震災対策計画に基づき，速やかに応急復旧工事を行い，緊急輸送路としての機能確保に努めます。 |

## ２　鉄道施設

京王電鉄㈱

災害時において，被害を最小限にとどめ，輸送の確保を図ることは交通機関の責務です。

特に，多数の人員を高速で輸送している鉄道は，直接人命に係る被害が発生するおそれがあるため，機敏かつ適切な応急措置を各交通機関が実施します。

（１）災害時の活動態勢

ア　防災計画に基づく対策本部の設置

震災が発生した場合，交通機関は全機能を挙げて，旅客及び施設等の安全確保と緊急輸送を行うため各鉄道事業者は防災計画に基づく態勢を敷きます。

イ　通信連絡態勢

災害情報応急措置の連絡指示や被害状況の収集等の通信連絡は，列車無線，指令電話，鉄道電話等を利用するとともに，必要に応じて，無線車，移動無線機を利用します。

（２）発災時の初動措置

地震警報装置を鉄道総合指令センターに設置し，規定値以上の地震の場合には，列車無線で直接全列車に連絡し，列車を停止させるとともに，一斉放送装置により社内各所に連絡します（駅でも速やかに停止の手配を行います）。

京王電鉄㈱の浸水防止対策は次によるものとします。

・浸水防止の土のう配備
・排水ポンプによる浸水箇所の排水
・止水板による浸水の防止

（３）乗客の避難誘導

旅客を避難させる必要が生じた場合は，原則的に市と協議の上，市指定の一時収容可能施設に誘導案内します。

外国人の旅客に対しては，多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い，適切な避難誘導を実施します。

（４）事故発生時の救護活動

災害発生時には，防災計画に基づく態勢を敷き，負傷者や障害者・高齢者等の避難行動要支援者の救護を優先的に行う。併発事故の防止に万全を講ずるとともに，必要に応じ関係各所の出動・救護の要請を行い旅客の安全を図ります。

（５）復旧計画

鉄道事業者は，速やかに施設の応急復旧を行って輸送の確保に努めるものとし，応急対策の終了後，被害原因等の調査分析を行い，この結果に基づき本復旧計画を立て実施します。

## ３　河川・空港施設

（１）河川施設

災害対策環境部・災害対策都市整備部・北多摩南部建設事務所・関東地方整備局

地震により河川の堤防，護岸等が破壊，損壊等の被害を受けた場合には，施設の応急・復旧に努めるとともに排水に全力を尽くします。

【河川施設の応急・復旧】

| 機関名 | 内　　容 |
|---|---|
| 市 | ○　水防活動と並行して管内の施設，特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し，被害箇所については，直ちに都に報告するとともに，必要な措置を実施<br>○　浸水被害を生じた場合は，直ちに都に報告し，移動式排水ポンプの派遣を要請し，被害の拡大を防止 |
| 北多摩南部建設事務所 | ○　市の実施する応急措置に関し，技術的援助及び総合調整を行うほか，応急復旧に関して総合的判断のもとに実施 |
| 関東地方整備局 | ○　堤防，護岸，排水施設等の河川管理施設及び工事個所の被災の調査・発見 |

（２）調布飛行場

都港湾局

調布飛行場については，都港湾局が被害状況調査，臨時滑走路点検等を実施するとともに，運航者に対し空港の状況について周知を行います。

## ４　水道

災害対策環境部，都水道局

都水道局は，市や関係機関と相互に連携し，水道施設の応急対策，危険防止のための諸活動を迅速に実施するものとします。

（１）震災時の活動態勢

都水道局は，地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合には，水道局給水対策本部を設置し応急対策諸活動を行うこととしています。

水道施設が広域にわたっていることから，被害状況により集中的かつ効果的に人

員及び資機材を配置し，水道施設の確保について万全を期するとともに，早急に復旧するものとします。

（２）応急対策

ア　施設の点検

地震発生後，速やかに水道施設等を点検し，被害状況を把握します。

(ｱ) 取水，導水，浄水，配水施設の被害調査は，速やかに施設ごとに行います。

(ｲ) 管路については，巡回調査を実施し，漏水，道路陥没等の有無及びその程度の把握に努めます。

なお，調査及び復旧優先順位は以下のとおりとします。

ａ　首都中枢機関等を保持するための当該施設に至る管路

ｂ　送水管及び広大な区域を持つ配水本管

ｃ　配水本管及び配水小管の骨格となる路線

ｄ　応急給水施設，避難所等に至る管路

イ　応急措置

被害箇所の復旧までの間，二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合には，速やかに次の応急措置を行います。

(ｱ) 取水，導水，浄水，配水施設

各施設にき裂，崩壊等の被害が生じた場合は，必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行います。

(ｲ) 送・配水管路

ａ　漏水により道路陥没等が発生し，道路交通上非常に危険と思われる箇所については，断水後，保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施

ｂ　地区水源を活用するとともに，配水調整により断水区域の解消対策を実施

(ｳ) 給水装置

倒壊家屋，焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は，仕切弁により閉栓します。

(ｴ) 応急給水活動

ａ　都水道局は，給水所・配水所等の給水拠点で応急給水用資器材の設置を行います。

ｂ　市は，定められた給水拠点で市民への応急給水を行います。応急給水槽においては，応急給水資器材の設置及び応急給水を行います。

(ｵ) 市民への広報

これらの応急対策，応急措置の状況について，使用可能な広報媒体を用いて市民に広報を行います。

## ５　下水道

災害対策環境部

ライフライン施設のうち，下水道施設の応急対策等について以下に必要な事項を定めます。

（１）震災時の活動態勢

市災害対策本部の非常配備態勢に基づき，職員の配置を行い，下水道施設の被害に対し，迅速に応急措置活動を行います。

（２）応急対策

ア　管きょ

市は，汚水，雨水の疎通に支障のないように迅速に管きょ応急措置を講じます。なお，幹線の被害は箇所程度に応じて応急復旧又は本復旧を行います。

工事施工中の箇所においては，工事契約書，設計書により，被害を最小限にとどめるよう指導監督するとともに，状況に応じて現場要員，資機材の補給を請負事業者に求めます。

イ　仙川ポンプ場（令和６年12月以降廃止予定）

停電のため施設の機能が停止した場合，ディーゼル発電機でポンプ運転を行い，機能停止による排水不能のないように対応します。

ウ　市民への広報

これらの応急対策，応急措置の状況について，使用可能な広報媒体を用いて市民に広報を行います。

## ６　電気・ガス・通信など

（１）電気施設

東京電力

ア　震災時の活動態勢

地震が発生した場合，東京電力は非常態勢の発令をするとともに，次に掲げる非常態勢を編成し，非常災害対策活動を行います。

(ｱ) 非常態勢の組織

ａ　非常態勢の組織は，本社・店所及び本社・店所が指定する事業所（「第一線機関等」という。）を単位として編成します。

ｂ　非常態勢の組織は，非常態勢の発令に基づき設置します。ただし，電力供給区域内で震度６弱以上の地震が発生した場合については，自動的に非常態勢に入るものとします。

ｃ　施設・整備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは，相互に連携し活動します。

(ｲ) 非常態勢の発令

災害が発生するおそれがある場合，又は発生した場合に対処するための非常態勢は次の区分によるものとします。

【東京電力の非常態勢】

| 非常災害の情勢 | 非常態勢の区分 |
|---|---|
| ・災害の発生が予想される場合<br>・災害が発生した場合 | 第１非常態勢 |
| ・大規模な災害が発生した場合<br>（大規模な災害の発生が予想される場合を含む）<br>・東海地震注意情報が発せられた場合 | 第２非常態勢 |
| ・大規模な災害が発生し，復旧に長期化が予想される場合<br>・警戒宣言が発せられた場合 | 第３非常態勢 |

イ　応急対策

(ｱ) 対策要員の確保

ａ　夜間，休日に災害発生のおそれがある場合，あらかじめ定められた各対策要員は，気象，地震情報その他の情報に留意し，非常態勢の発令に備えること。

ｂ　非常態勢が発令された場合は，対策要員は速やかに支部に出動すること。

ｃ　交通途絶等により支部に出動できない社員は，最寄りの事業所に出動し，所属する支部に連絡のうえ，当該事業所において災害対策活動に従事すること。

(ｲ) 資材の調達・輸送

ａ　資材の調達

第一線機関等においては，予備品，貯蔵品等の在庫品を常に把握し，調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保します。

・第一線機関等相互の流用
・本社対策本部に対する応急資材の請求

(ｳ) 資機材の輸送

非常災害対策用の資機材の輸送は，あらかじめ調達契約している請負会社の車両等により行うが，輸送力が不足する場合には，他の輸送会社に委託して輸送力の確保を図ります。

(ｴ) 危険予防措置

火災等の災害拡大を防止するため，警察，消防機関等からの要請があった場合には，送電停止等の適切な危険予防措置を講じます。

(ｵ) 応急工事

災害に伴う応急工事については，本格復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して，二次災害の防止に配慮しつつ，迅速・適切に実施します。

## （２）ガス施設

災害対策都市整備部・東京ガスグループ・調布狛江プロパンガス商工組合調布支部

災害によりガス施設に被害が生じた場合，二次災害の発生を防止するとともに，速やかに応急復旧を行い，ライフライン施設としての機能を維持します。

### ア　震災時の活動態勢

東京ガスグループ

(ｱ) 非常事態対策本部・支部の設置

本社に非常事態対策本部を設置するとともに，各事業所に支部を設置し，全社的な応急活動組織を編成します。

施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは，相互に連携し活動します。

【東京ガスグループの震災時の非常体制】

| 体制区分 | 災害の具体的な状況・被災の程度 | 本部長 |
|---|---|---|
| 第０次非常体制 | ・　ガス供給区域内に震度５弱の地震が発生した場合，その他必要な場合 | 防災・供給部長 |
| 第一次非常体制 | ・　ガス供給区域内に５強の地震が発生した場合 | 導管ネットワークカンパニー長 |
| 第二次非常体制 | ・　ガス供給区域内に震度６弱以上の地震が発生した場合<br>・　ガス供給区域内に震度５弱・５強の地震が発生し，（中圧又は低圧）ブロックを供給停止した場合 | 社長 |

### イ　応急対策

東京ガスグループ

(ｱ) 震災時の初動措置

ａ　官公庁，報道機関及び社内事業所からの被害情報等の収集
ｂ　事業所設備等の点検
ｃ　ＬＮＧ基地，整圧所におけるガス送出入量の調整又は停止
ｄ　ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化
ｅ　その他，状況に応じた措置

(ｲ) 応急措置

ａ　地震の規模に応じて，本社に非常事態対策本部を設置するとともに，必要な要員は自動参集すること(東京ガスグループ以外の各社も，各社の規定に基づき態勢をとる)。

ｂ　被害状況に応じてあらかじめ定めたＢＣＰ（事業継続計画）を発動し，復旧業務と最低限必要な通常業務の両立を図ること。

ｃ　社内事業所及び官公庁，報道機関等からの被害情報の収集を行うこと。

ｄ　施設を点検し，機能及び安全性を確認するとともに，必要に応じて調整修理すること。

ｅ　ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて，迅速な被害把握に努め適切な応急措置を行うこと。

ｆ　被害が軽微な供給停止地域については，遠隔再稼働等を行い，速やかなガス供給再開に努めること。

ｇ　その他現場の状況により，二次災害防止のため適切な措置を行うこと。

(ｳ) 資機材等の調達

復旧に必要な資機材を確認し，調達が必要な資機材は，次のような方法により確保します。

ａ　取引先，メーカー等からの調達

ｂ　各支部間の流用

ｃ　他ガス事業者等からの融通

(ｴ) 車両の確保

緊急車・工作車を保有しており常時稼働可能な態勢であること。

（３）通信施設（郵便）

日本郵便株式会社・調布郵便局

災害時における通信の途絶を防止するため，各種通信施設の確保，復旧等についての応急対策を実施します。

ここでは，通信のうち，郵便についての応急，復旧対策を定めます。

ア　震災時の活動態勢

(ｱ) 社員の動員

郵便局長は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合に備え，所属社員の一部又は全部の者が防災に関する措置に当たれるよう配置計画等を立て，動員順位等を定めておきます。

施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは，相互に連携し活動します。

(ｲ) 情報連絡

郵便局長は，迅速，的確な活動ができるよう，他の防災機関との間において，緊密な連携の確保に努めます。

イ　応急対策

(ｱ) 郵便物の送達確保

被災地における郵便物の運送，集配の確保又は早期回復を図るため，災害の態様と規模に応じて，運送集配の経路又は方法の変更，郵便物区分方法の変更，臨時運送便，臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講じます。

(ｲ) 郵便局の窓口業務の維持

被災地における窓口業務の維持を図るため，被災により業務継続が不能となった郵便局は，仮局舎設置による窓口業務の迅速な再開，臨時窓口の開設，窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じます。

（４）電気通信設備

ＮＴＴ東日本

ア　重要通信の疎通措置

(ｱ) 応急回線の作成，網措置等疎通確保の措置をとります。

(ｲ) 通信の疎通が著しく困難となり，重要通信を確保するため必要があるときは，「電気通信事業法」第８条第２項の定めるところにより，臨機に利用制限等の措置をとります。

(ｳ) 非常，緊急通話又は非常，緊急電報は，「電気通信事業法」第８条第１項の定めるところにより，一般の通話又は電報に優先して取り扱います。

(ｴ) 警察，消防その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとります。

(ｵ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとります。

イ　被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に，罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努めます。

ウ　災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は，安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供します。

エ　災害時における広報

(ｱ) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に，通信の疎通及び利用制限の措置状況及び，被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い，通信の疎通が出来ないことによる社会不安の解消に努めます。

(ｲ) テレビ，ラジオ，新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか，必要に応じてホームページや支社・支店等掲示等により直接当該被災地に周知します。

(ｳ) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合，交換機より輻輳トーキー案内，避難所等での利用案内を実施するほか，必要に応じて報道機関，自治体との協力体制により，テレビ，ラジオ，防災無線等で利用案内を実施します。

オ　災害時のWi-Fiの配備

国・東京都の動向を注視し，災害時のWi-Fiの配備に向けた調査を行います。

## ７　エネルギーの確保

災害対策総務部・東京ガスグループ・ガス事業者

市は，施設の機能を維持するため，自立・分散型電源等の活用により，エネルギーを確保します。

市は，非常用発電設備等の活用により，病院や社会福祉施設など市民の生命に係る施設，上下水道や物流拠点(市場等)など都市機能を維持するために不可欠な施設，被災者受入施設や公園など災害時の拠点となる施設の機能維持を図ります。

市は，災害により都市ガス施設に被害が生じた場合，都・一般社団法人東京都ＬＰガス協会と協力し，避難所等にＬＰガスを救援物資として供給するよう努めます。

# 【復旧対策】（地震後の行動）

| | |
|---|---|
| １　道路・橋梁 | ４　水道 |
| ２　鉄道施設 | ５　下水道 |
| ３　河川・空港施設等 | ６　電気・ガス・通信など |

## １　道路・橋梁

災害対策都市整備部

市道等の障害物除去，搬出，応急復旧等を実施します。

## ２　鉄道施設

京王電鉄㈱

施設の被害状況に応じた復旧を行います。

鉄道施設は，震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため，速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努めます。

各鉄道事業者は，応急対策の終了後，被害原因等の調査分析を行い，この結果に基づき，再び同様な被害を受けないよう，本復旧計画を立て実施します。

## ３　河川・空港施設等

（１）河川施設

災害対策都市整備部

排水場施設に被害を生じた場合は，直ちに都建設局に報告し，移動式排水ポンプ車の派遣を求め，これにより排水作業を継続し，内水の氾濫による被害の拡大を防止します。

（２）調布飛行場

都港湾局

東京都調布飛行場は，都港湾局が，関係機関と協力し早期に施設の復旧に努めます。

## ４　水道

都水道局

取水・導水施設の被害については，浄水機能及び排水機能に大きな支障を来すため，最優先で復旧します。また，浄水施設の被害のうち，施設機能に重要な影響に及ぼすものについては，速やかに復旧活動を実施します。

管路の被害については，配水系統の変更等により，断水区域を最小限にした上で，段階的に復旧作業を進めます。

## ５　下水道

災害対策環境部・都下水道局

被害が発生したときは，主要施設から復旧を図ります。

≪市≫

流域関連公共下水道施設のうち，ポンプ所，幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め，その後，枝線管きょ，ます・取付管の復旧を行います。

≪都下水道局≫

流域下水道施設である水再生センター，ポンプ所，流域下水道幹線管きょの復旧に努めます。

## ６　電気・ガス・通信など

（１）電気施設

東京電力

災害に伴う応急・復旧対策については，恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して，二次災害の防止に配慮しつつ，迅速・的確に実施します。

各設備の復旧は，災害状況，被害状況，復旧の難易度を勘案して，電力供給上復旧効果の大きいものから，復旧要員の確保，復旧資機材の確保など，あらかじめ定めた手順により実施します。

（２）ガス施設

ア　都市ガス

東京ガスグループ

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については，二次災害を防止するため，あらかじめ定めた下記の手順により実施します。

(ｱ) 製造施設・供給施設（共通）

ガスの製造又はガスの供給を一時若しくは一部停止した場合には，あらかじめ定めた計画に基づき施設の点検及び修理を行い，標準作業に則り各施設の安全性を確認した後，稼動を再開します。

(ｲ) 中低圧導管の復旧（被害が発生した場合）

中圧導管及び地区ガバナ等のガス送出源から順に，導管網上に設置したバルブ等を利用して，ガスを封入し，漏洩検査を行い，漏洩箇所を修理します。

(ｳ) 需要家宅のメーターガス栓の閉止（閉栓）

各需要家宅を訪問し，メーター近傍にあるメーターガス栓を閉めます。

(ｴ) 復旧地域のセクター化

導管を遮断して，復旧地域を適切な規模のセクターに分割します。

(ｵ) 本支管の点検

ａ　管内に水が浸入していた場合には，採水ポンプ等を利用して排出します。

ｂ　ガスを適切な圧力で封入し，漏洩調査を行い，漏洩箇所を修理します。

ｃ　ガスの供給源から修理をした範囲の導管網にガスを充填し，末端側より管内に混入した空気を排出します。

(ｶ) 需要家宅のガス管・排気管等の点検（内管の漏洩検査・修繕）

需要家宅内のガス栓から空気を封入し，圧力の変化を確認し，漏洩有無を判断します。その後，適切な圧力のガスを封入し，ガス検知器を使って漏洩箇所を特定し，配管取替え等の修理を行います。

(ｷ) ガスの供給再開（開栓）

メーターガス栓を開放し，需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い，供給管と内管の空気抜きが完了していることを確認し，ガスの供給を再開します。

イ　ＬＰガス

災害対策都市整備部・調布狛江プロパンガス商工組合調布支部

(ｱ) ＬＰガスの供給

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合，市と調布狛江プロパンガス商工組合調布支部が協力し，避難所等にＬＰガスを救援物資として供給するよう努めます。

(ｲ) ＬＰガス施設の復旧対策

ＬＰガスの使用再開に当たっては，安全の確認を十分に行う必要があります。このため，市は，調布狛江プロパンガス商工組合調布支部の点検体制の確立について支援を行います。

（３）通信施設（郵便）

日本郵便株式会社・調布郵便局

日本郵便株式会社の非常災害対策本部の指示に基づき，災害復旧に対する恒久的な措置を講じます。

（４）電気通信設備

ＮＴＴ東日本

回線の復旧計画においては，事業法第８条に基づき，総務大臣が別に定める重要通信を扱う機関等の応急復旧計画と連携し，策定に努めます。

【通信回線の復旧の順位】

| 重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる） | |
|---|---|
| 第一順位 | 気象機関，水防機関，消防機関，災害救助機関，警察機関，防衛機関，輸送の確保に直接関係のある機関，通信の確保に直接関係のある機関，電力の供給の確保に直接関係のある機関 |
| 第二順位 | ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関，選挙管理機関，預貯金業務を行う金融機関，新聞社，通信社，放送事業者，及び第一順位以外の国又は地方公共団体 |
| 第三順位 | 第一順位，第二順位に該当しないもの |

# 第５章　本部体制及び広域的な視点からの応急対応力の強化

本章における対策の基本的考え方

**○　応急対応力強化の基本的考え方**

大規模な震災が発生した場合，発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの命を救うことにつながります。このため，市においても，被害の状況に応じた機動的な対応や，都，自衛隊をはじめとした防災関係機関との迅速かつ円滑な連携ができる体制の強化が必要となります。

一方で，一自治体単独での対応には自ずと一定の限界もあり，近年の災害の教訓を踏まえると，初動時からの円滑な広域応援の調整が必要です。

また，応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も必要となります。

本章では，大規模な地震が発生した場合における，調布市災害対策本部の体制や，都や他の自治体，防災関係機関などとの広域的な連携及び応援部隊の活動拠点の整備等について示します。

**○　現在の対策の状況**

市では，大規模な震災時に迅速に災害活動を実施するため，調布市災害対策本部の設置等を定めています。

また，自治体間の連携体制として，東京都内市区町村の他，甲州街道沿線の東京都，山梨県，長野県の12市が甲州街道サミットによる大規模災害時の相互応援に関する協定を締結するとともに，木島平村，遠野市，岐阜市及び富山市との相互応援協定等の連携を行っており，災害時に相互に支援する広域的な枠組みを形成し受援・応援体制を構築してきました。

**○　新たな被害想定を踏まえた課題**

新たな被害想定である令和４年５月の「首都直下地震等による東京の被害想定」における調布市の最大被害想定では，「多摩東部直下地震（M7.3）冬・夕方」において負傷者991人，避難者約35,000人など重大な人的被害，市民の生活を支えるライフライン被害などが想定されており，市民の命と市の都市機能の維持に向け市の初動態勢や防災関係機関との連携体制の強化，救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化が必要です。

**○　主な対策の方向性と到達目標**

・　初動対応体制の整備
　→　＜到達目標＞　迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築
・　防災関係機関等との連携の強化
　→　＜到達目標＞　近隣自治体や民間事業者との連携強化による円滑な広域連携
・大規模救出活動拠点の整備，拡大
　→　＜到達目標＞大規模救出活動や復旧活動拠点の確保

・　業務継続計画の見直し
　→　＜到達目標＞　地域防災計画の見直しを踏まえた業務継続計画の更新
・　各部「危機管理マニュアル」の見直し
　→　＜到達目標＞　地域防災計画、業務継続計画の見直しを踏まえた危機管理マニュアルの更新・充実

## *第１節*　現在の到達状況

### １　市の初動態勢

市は，大規模な災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，災害対策活動の推進を図る必要があると認めるときは，調布市災害対策本部を設置します。

また，勤務時間外に調布市で震度６弱以上の地震が発生した場合は，全職員が参集することとし，速やかに災害対策本部を設置できるよう定めています。

### ２　各部危機管理マニュアルの策定

災害時，緊急事態においては，各部・各課において業務ごとのマニュアルを整備しておくことが必要不可欠となります。特に，震災では実施すべき優先業務の多くが応急対策業務であり，平常時の経験等の延長では対応できないものが多いため，業務実施手順（仕事の流れ）や重要なポイントを明らかにしておくことが必要となります。

このため市では，東日本大震災を機に危機発生時に取り組む各部局の行動要領である，「危機管理マニュアル」を策定しています。

### ３　広域連携体制の構築

他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう広域連携体制として，以下の協定を締結しています。

①「甲州街道サミット」として隣接の「世田谷区」や「東京都内市区町村」，「甲州街道沿線の12市」で災害時の相互応援協定
②姉妹都市である「長野県木島平村」と災害援助協定
③「岩手県遠野市」，「岐阜県岐阜市」，「富山県富山市」と災害時相互応援に関する協定

### ４　応急活動拠点の整備

（１）東京都の取組

東京都地域防災計画において，広域支援・救助部隊等が被災者の救出，救助等を行うための「大規模救出・救助活動拠点」（都立公園等35箇所，清掃工場25箇所）として，調布市内の「都立神代植物公園」及び「都立武蔵野の森公園」，医療機関近接ヘリポートとして，「調布市民野球場」を指定しています。

（２）調布市の取組

調布市は，災害対策活動に従事する各種機関（自衛隊，消防，警察等）の応急活動拠点として市立小中学校，大町スポーツ施設を指定しています。また，ヘリコプターの離発着場についても，機体規模（大・中・小型ヘリコプター）毎に離発着場所を指定しています。（調布市地域防災計画［資料編］第22項）

## *第２節*　課題

【多摩東部直下地震（M7.3）被害想定】

| 被害項目 | 想定される被害 |
|---|---|
| 負傷者　（重傷者数） | 最大　　１,０４５人（重傷者９９人） |
| 建物被害（地震火災） | 最大　　３,２７８棟（火災１,１６０棟） |
| 自力脱出困難者 | 最大　　３５１人 |

### １　市の初動態勢

○　昨今の災害事例においては被災自治体職員が被災した例も多く，被害状況の掌握や支援要請の発出に時間を要しています。

○　平常時の体制は各部局や課が独立的に事務を執行できる「事務執行体制」が執られていることから，総合的な調整を要する所掌が複数の所属にまたがる案件への対応，各種情報を分析した事後の災害応急対策方針の案出，前例のない不測事態への対応に時間を要する可能性があります。

○　現行の被害想定では，多くの負傷者や自力脱出困難者，建物被害が想定されることから，迅速な救出・救助活動の実施に向けて，より効率的かつ効果的な体制を構築する必要があります。

### ２　非常時優先事項を記載した各部危機管理マニュアル

「危機管理マニュアル」に定められた非常時優先業務は，非常時に実施すべき業務です。よって，例えば担当の職員がいないため実施ができないというような事態は避けなければなりません。そこで，非常時優先業務を誰でも実行できるようにするために，非常時優先業務を「どのような手順で，何を使い，どのように実施していくか」を明確にする行動手順書として「危機管理マニュアル」を作成します。

### ３　広域連携体制の構築

（１）協定締結自治体との緊密な連携

広域的な物資調達のほか，帰宅困難者対策や広域避難などについては，自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり，近隣県等との円滑な連携を図るため，広域連携体制の実効性を高める必要があります。

（２）各種防災機関の連携体制の構築

災害時は，市内に各種防災機関（自衛隊，消防，警察，指定機関等）が応援に駆け付け活動することとなります。また大規模な災害において，東京都は海外からの救援部隊の受入れも計画していることから，当該機関との実効性のある活動のため，緊密な連携が可能な体制を構築する必要があります。

### ４　応急活動拠点の整備

○　救出・救助活動やライフライン等の復旧活動を迅速に実施するためには，部隊のベースキャンプ地や資器材等の置き場所などが必要であり，調布市の災害応急対策においては東京都の指定する大規模救出動拠点での防災関係機関（自衛隊，警察，消防等）の活動と対応を合わせる必要があります。

○　市の防災拠点である防災センターの機能を充実させるとともに，災害応急対策の更なる充実のため，各種の活動拠点等（防災機関活動拠点，防災倉庫）の整備を進める必要があります。

## *第３節*　対策の方向性

### １　初動態勢の構築

市と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう，防災訓練等を通じ訓練本部体制の検証・見直しを適宜実施し，「災害対応・総合調整機能の強化」や自衛隊・警察・消防等との「連絡調整機能の強化」を図り，円滑な初動態勢を構築します。

### ２　危機管理マニュアルの策定の着意事項

災害時では優先すべき業務の多くが応急対策業務であり，平常時の経験等の延長では対応できないものが多いため，業務実施手順（仕事の流れ）や重要なポイントを明らかにしておくことが必要となります。「危機管理マニュアル」を策定する上で着意すべき事項として，応急対策業務だけでなく通常業務についても，ヒト，モノ，情報及びライフライン等の必要資源の制約を前提とした上で，どのような方法や手順等で対応すべきかを検討しておくことが求められます。

### ３　広域連携体制の構築

協定締結自治体との円滑な連絡調整や情報共有ができるよう，広域連携に係る調整体制を強化するとともに，防災関係機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進します。

### ４　応急活動拠点の整備

広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として活用できるオープンスペースを確保することで，大規模な救出・救助活動や復旧活動を円滑に実施できる体制を整備します。

## *第４節*　到達目標

### １　迅速かつ的確な活動を可能とする実効性の高い初動態勢の構築

各部局や自衛隊・警察・消防等の関係機関が相互連携し，本部の災害対処能力を向上させるため，「総合調整機能を強化」することで，実効性の高い初動態勢を構築します。

## ２　「危機管理マニュアル」の充実

「危機管理マニュアル」は，過去の災害，危機事態における教訓を踏まえ，常に最新状態に維持され，各部局の連携に着意した行動要領を定めていきます。また，この「危機管理マニュアル」は，職員の人事異動，改善策の実施，訓練・研修等の機会にその内容を検証し，本計画と同様に検証・改善を繰り返すことで，継続的に内容の更新・充実を図ります。

## ３　業務継続体制の継続的な改善

業務継続計画の考え方では，計画の策定にとどまらず，研修・訓練，点検・見直しを踏まえ，災害対策のさらなる向上を図ることが重要です。市では，この従来の考えに加え，業務継続計画の修正サイクルに地域防災計画の修正内容を取り込むとともに，業務継続の観点から明らかとなった課題を地域防災計画の修正に反映し，両計画の修正を相互に循環させ継続的に改善する体制整備を目指します。

## ４　遠隔自治体も含めた自治体間の連携強化に向けた関係強化

現在の広域連携体制の一層の強化や，国，東京都等と円滑な協力体制が取れるように市災害対策本部の下で受援応援体制をより強化していきます。また，関係防災機関や事業者と連携して実践的かつ効果的な広域連携体制を構築していきます。その他に受援応援計画を策定し，受援体制を整備します。

## ５　市内（大規模）救出救助活動拠点の効率的な活用

救出活動や復旧活動には拠点となるオープンスペースや公園が必要です。他方，市内には活動拠点となる施設や地積が十分に確保されているとは言い難い現状であり，災害時は災害対策本部において，各防災関係機関の活動計画を踏まえた活動拠点の効率的な使用のための調整を図っていく必要があります。

今後とも，関係機関による活動拠点の確保に協力し，円滑な利用を行えるようにするとともに，市の実施する災害対応のための防災拠点の整備を進めていきます。

## *第５節*　具体的な取組

## 【予防対策】（地震前の行動）


| | |
|---|---|
| １　初動対応体制の整備 | ５　消火・救助・救急活動体制の整備 |
| ２　総合防災訓練等の実施 | ６　広域連携体制の構築 |
| ３　受援応援態勢の整備 | ７　応急活動拠点の整備 |
| ４　業務継続体制の整備 | |


### １　初動対応体制の整備

（１）基本的考え方

ア　発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために，必要な施設及び体制等を事前に整備し，維持管理していきます。

イ　発災時は，市はもとより，東京都，自衛隊，警察，消防をはじめとする応援部隊なども含めて，応急対策活動にあたる関係機関が有機的に連携し，一丸となって活動を展開する必要があります。

ウ　こうした活動の実現にあたり，具体的な初動時の対応や災害時応援協定締結自治体等からの支援の受入れ，オープンスペースの計画的な利用など，対策全般を統合的に運用するため，関連する各種計画の見直しや訓練検証等を実施し不断の見直しを行っていきます。

エ　応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定し，応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース，仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めます。

オ　これまでの災害の教訓等を踏まえ，応急対策の分野ごとに検討を行い，市災害対策本部機能を適宜強化するとともに，男女平等参画や多様な視点を踏まえた体制の構築に努めます。

カ　引き続き，自衛隊，警察，消防などの関係機関の能力を最大限発揮できるよう，全てのインフラを活用するなど，実効ある体制を構築していくため，総合防災訓練等を実施していきます。

（２）役割分担

| 機　関　名 | 内　容 |
|---|---|
| 各部共通 | ○　マニュアルの整備及び職員の災害対応能力の向上 |
| 総務部<br>生活文化スポーツ部 | ○　総合防災訓練等の実施　【総合防災安全課】<br>○　防災関連活動施設・設備の整備　【管財課，文化生涯学習課】<br>○　災害対策用資材備蓄・管理　【契約課，協働推進課，スポーツ振興課，農政課】 |

（３）活動庁舎の整備

（調布市文化会館たづくり（防災センター）・調布市市庁舎）

調布市では，文化会館たづくり西館３階に，防災対策の促進を図るための防災センターを設置しており，原則としてここに調布市災害対策本部を開設します。

また，災害対策各部の業務は調布市市庁舎で行うものとします。

【調布市市庁舎の概要】

| 項　　目 | | 調布市市庁舎 |
|---|---|---|
| 構　　造 | | 鉄骨鉄筋コンクリート造<br>（一部鉄筋コンクリート造） |
| | | 地上８階地下１階（塔屋３階） |
| 面積 | 敷地 | 9,660.43 ㎡ |
| | 延床 | 14,148.23 ㎡ |
| 電気設備 | | 受変電設備　6.6KV<br>契約電力　422KW |
| | | 高圧変電設備　電気室１箇所 |
| 非常用発電設備 | | 300KVA<br>燃料槽：有効容量1,120L（軽油）<br>連続運転約22時間可能 |
| 無停電電源設備<br>（CVCF） | | 65KVA<br>燃料槽：有効容量300L（軽油）<br>連続運転約14時間可能 |
| 給排水衛生設備 | | 高置水槽　　24㎥ |

【調布市文化会館たづくりの概要】

| 項　　目 | | 調布市文化会館たづくり |
|---|---|---|
| 構　　造 | | 鉄骨鉄筋コンクリート造・<br>鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 |
| | | 地下２階地上13階 |
| 面積 | 敷地 | 6,531.91 ㎡ |
| | 延床 | 31,466.74 ㎡ |
| 電気設備 | | 受変電設備　6.6KV<br>契約電力1,250KW |
| | | 高圧変電設備　電気室１箇所 |
| 非常用発電設備 | | 750KVA ×　２台<br>燃料槽：有効容量950ℓ（軽油）<br>連続運転約２時間可能 |
| 給排水衛生設備 | | 上水受水槽　60㎥<br>中水受水槽　90㎥ |

【調布市教育会館の概要】

| 項　　目 | | 調布市教育会館 |
|---|---|---|
| 構　　造 | | 鉄筋コンクリート造 |
| | | 地上６階 |
| 面積 | 敷地 | 736.48 ㎡ |
| | 延床 | 1,892.91 ㎡ |
| 電気設備 | | 受変電設備　6.6KV<br>契約電力94KW |
| | | 高圧変電設備　電気室１箇所 |
| 非常用発電設備 | | 無 |
| 給水設備 | | 直結給水方式 |

（４）警察署・消防署の現況

| 区　　分 | | 令和６年６月現況 |
|---|---|---|
| 調布警察署 | 警察署 | １署 |
| | 交　番 | 18所 |
| | 駐在所 | ２所 |
| 調布消防署 | 消防署 | １署 |
| | 消防出張所 | ３所 |

## ２　総合防災訓練等の実施

| 訓練名 | 機関 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 総合防災訓練 | 市・防災関係機関 | １　訓練方針<br>市では，市及び防災関係機関が市民と一体となって実効性のある総合的かつ有機的な訓練（震度６弱以上の地震発生を想定）を実施することにより，各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに，地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図ります。<br>また，要配慮者とその家族の参加を促進・支援します。<br><br>２　実施要領<br>市防災会議において「調布市総合防災訓練実施要領」を定め，これに従って実施する。特に，市民及び事業者が実践できる項目を増やし，震災時に直接役立つものとしていきます。<br>（１）参加機関：市・防災関係機関，市民，地域及び事業者<br>（２）訓練項目：非常招集訓練，本部運用訓練，情報伝達訓練，現地実働訓練<br><br>３　実施時期<br>原則として，毎年10月の週末に震災及び火災を想定して実施します。 |
| 職員参集訓練 | 市 | １　訓練方針<br>職員の本部，避難所，その他の各部所管施設等への震災時の非常配備態勢を確保し，各防災機関や市民との連携を図るため，職員の参集訓練を実施します。<br>また，休日・夜間時に対応する調布市初動態勢の職員についても，自宅から指定された部署への参集訓練を実施し，避難所となる学校における施設と備品の確認及び学校教職員との連携を図るための訓練を実施します。<br><br>２　実施要領<br>参集に当たっては，交通機関，自家用車，オートバイ，自転車等の利用を一部制限又は禁止するなどの方法により，勤務時間内外などの様々な条件を加味して行います。<br>特に，初動態勢職員については，自宅から自転車あるいは徒歩と条件を設定して参集地点までの情報収集や被害状況等を確認しながら参集する訓練を行います。<br>（１）訓練項目：非常参集訓練，指令伝達訓練，情報収集・伝達訓練，避難所開設訓練（特に初動態勢職員の休日・夜間等の非常時を想定した訓練） |

| 訓練名 | 機関 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 避難所開設訓練 | 市 | １　訓練方針<br>　避難所開設における課題を把握するとともに，今後の避難所運営に活かします。<br>２　実施要領<br>（１）避難所開設訓練<br>　ア　開錠訓練（体育館・校舎・備蓄倉庫）<br>　イ　体育館・校舎の使用方法の確認<br>　ウ　開設手順・役割分担の確認，開設作業等<br>　　・各システムによる仮想本部での確認訓練<br>（２）防災備蓄倉庫の確認<br>　避難所開設キット，避難者名簿，毛布，水，アルファ米，扇風機，ラジオ等の確認<br>（３）感染症対策訓練等<br>　ア　受付時の留意点（検温，体調確認，付添・誘導等）<br>　イ　体調不良の方専用の出入口・避難場所・トイレの確認等<br>　ウ　感染症対策を講じた避難スペースの設置（区画表示），ダンボールベッドの設置等<br>（４）ペット同行避難対応の確認<br>　ア　受付方法・受入準備，同行避難の際の留意点・市民への説明内容の確認<br>　イ　同行避難場所の確認等 |

<table>
<tr><th>訓練名</th><th>機関</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>総合震災消防訓練</td><td>調布消防署</td><td>
地震時の各種災害に対処するため，消防署，消防団，東京消防庁災害時支援ボランティア，事業所，市民等を対象として，基本的防災訓練を個別に行うとともに，連携活動を重視した総合訓練を実施します。<br>また，建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な市街地火災に対処するため，医療機関，民間団体等との協力体制を確立し，連携活動を重視した総合訓練を実施します。<br>○　参加機関：消防団，市民及び事業所等<br>○　訓練項目：
<table>
<tr><td>消防団</td><td>・情報活動訓練<br>－参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練<br>－情報整理及び通信運用訓練<br>・部隊編成訓練<br>・火災現場活動及び応急救護訓練</td></tr>
<tr><td>市　民</td><td>・出火防止訓練　・初期消火訓練<br>・救出訓練　・応急救護訓練<br>・通報連絡訓練　・身体防護訓練<br>・避難訓練　・その他の訓練</td></tr>
<tr><td>事業所等</td><td>・出火防止訓練　・防護訓練<br>・消火訓練　・救出救護訓練<br>・避難訓練　・情報収集訓練</td></tr>
<tr><td>その他の団体等</td><td>・必要とする訓練</td></tr>
</table>
○　実施時期：基本的訓練は，年間の訓練計画を作成し実施するほか，総合震災消防訓練は年１回以上実施します。
</td></tr>
<tr><td>地域防災訓練</td><td>市（総務部）・消防署</td><td>
大地震と同時に発生が予想される火災，救急事象に備え，市及び消防機関及び市民が初期消火，応急救護の協力体制を確立し，習熟することにより，地域防災組織の防災体制を整え，さらに防災意識を高揚できるよう支援します。<br><br>
１　実施内容<br>
・各種消火器の取扱い指導及び消火器による消火訓練<br>
・可搬式小型ポンプ及びスタンドパイプによる消火訓練<br>
・AED を含めた心肺蘇生法及び三角巾による応急救護措置及び人工呼吸<br>
・起震車による地震体験<br>
・各避難所運営主体による避難所運営訓練<br>
・その他<br>
２　実施時期及び場所<br>
年間随時，地区協議会等訓練主体の指定する場所
</td></tr>
</table>

## ３　受援応援態勢の整備

### （１）応援体制の整備

#### ア　基本方針

(ｱ) 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は，他市町村が災害を受けた場合，必要とする応急措置等を，迅速かつ的確に行うことが重要となることから，その災害時は，事前に締結されている相互応援協定等に基づき，速やかに情報収集を行うとともに，応援体制を整え，要請を受けた場合は，早急に出動する必要があります。

(ｲ) 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請・連絡ができない場合でも，災害の規模等から緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで自主的に出動する必要があります。この場合，相互応援協定等により先遣隊を派遣し，情報収集等を行います。

(ｳ) 他地域被災自治体への支援

東京都外の他地域自治体で大規模災害が発生した場合も，被災した自治体に対し，都及び他の市町村と一体となって支援を行います。

#### イ　実施計画

(ｱ) 市，公共機関及びその他事業者が実施する対策

| 対策内容 |
| --- |
| ○　情報収集及び応援体制の確立<br>市，公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という）は，震災や風水害等の発生を覚知したときは，速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに，応援体制を整え被災市町村等（以下「要請側」という）からの要請を受けた場合は，直ちに出動します。<br>○　指揮<br>応援側は，要請側の指揮の下で，緊密な連携を図りながら応援活動を実施します。<br>○　自給自足<br>応援側は，要請側の負担とならないよう，自給自足の応援体制及び応援期間が長期におよぶ場合も想定した職員等の交替について留意します。<br>○　自主的活動<br>通信の途絶等により要請がなく，かつ連絡ができない場合において，災害の規模等から緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，事前に締結されている相互応援協定等に基づき，応援活動を行います。 |

ウ　東京都と連携した対策

| 対策内容 |
| --- |
| ○　東京都外の他自治体で大規模な災害が発生した場合，被災した地方自治体に対し，市と都が一体となって的確な支援を行います。<br>○　東京都と連携して取り組む支援は，以下の点について着意します。<br>・被災県等への職員派遣及び物資の提供<br>・被災者の受入及び施設の提供<br>・医療機関での傷病者の受入<br>・避難所，応急仮設住宅等の提供<br>・その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援<br>○　感染症及びメンタルヘルス対策のため，派遣職員の健康管理等を徹底します。 |

（２）受援体制の整備

ア　基本方針

調布市が，他の市町村から応援を受ける場合において，円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには，円滑な受入れ体制が必要となります。

イ　実施計画

(ｱ) 市，公共機関及びその他事業者が実施する対策

| 対策内容 |
| --- |
| ○　円滑な受入れ体制の整備のため，予め，応急対応業務に必要な物資，人員等について，地域防災計画，避難所運営マニュアル，業務継続計画等に規定し，不足が見込まれる場合は，協定等，他から応援により確保する方法を検討しておきます。<br>○　応援協定を受けた場合の配置，指揮官命令系統，応援活動に必要な基本的事項等の整備をします。 |

（３）経費の負担

ア　都又は他の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法施行令第18条の規定に定めるところによります。

イ　上記（１）以外の応援に要した経費は，法令その他に特別の定めがある場合を除き，事前に締結された相互応援協定に定められた方法によります。

## ４　業務継続体制の整備

（１）対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 各部局共通 | ○　市政のＢＣＰに基づいた各部マニュアルの整備<br>○　各業務システム等の適切な保護及び早期の復旧 |
| 総務部 | ○　市政のＢＣＰの策定<br>○　各部マニュアルの整備促進 |

（２）詳細な取組内容

事業継続の取組は，以下の特徴をもっている必要があります。

ア　災害後に活用できる資源に制限があると認識し，非常時優先業務を絞り込みます。

イ　非常時優先業務の特定にあたっては，業務の継続に著しい影響を与えかねない最大規模の被害を引き起こす災害を想定し，想定とは異なる災害についても，最大規模の災害を想定した非常時優先業務を基本として，災害の種類や規模に応じた対応ができるよう，実効性の確保に向けた取組を推進していきます。

ウ　非常時優先業務は，全ての業務を洗い出し，タイムラインに応じて着手すべき業務を絞り込み，特に発災後１ヶ月以内に着手する業務を非常時優先業務として区分します。各非常時優先業務の担当ごとに，どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討します。

エ　非常時優先業務の継続に不可欠で再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素(ボトルネック)を洗い出し，重点的に対処します。

ＢＣＰに定める主な内容としては，権限の代行，職員の参集体制，代替庁舎の特定，電気・水・食料等の確保，情報通信手段の確保，重要な行政データのバックアップ，非常時優先業務の特定，受援応援体制の整備，執行環境の確保など，発災時の業務継続で欠かすことのできない要素を含んでいる必要があります。

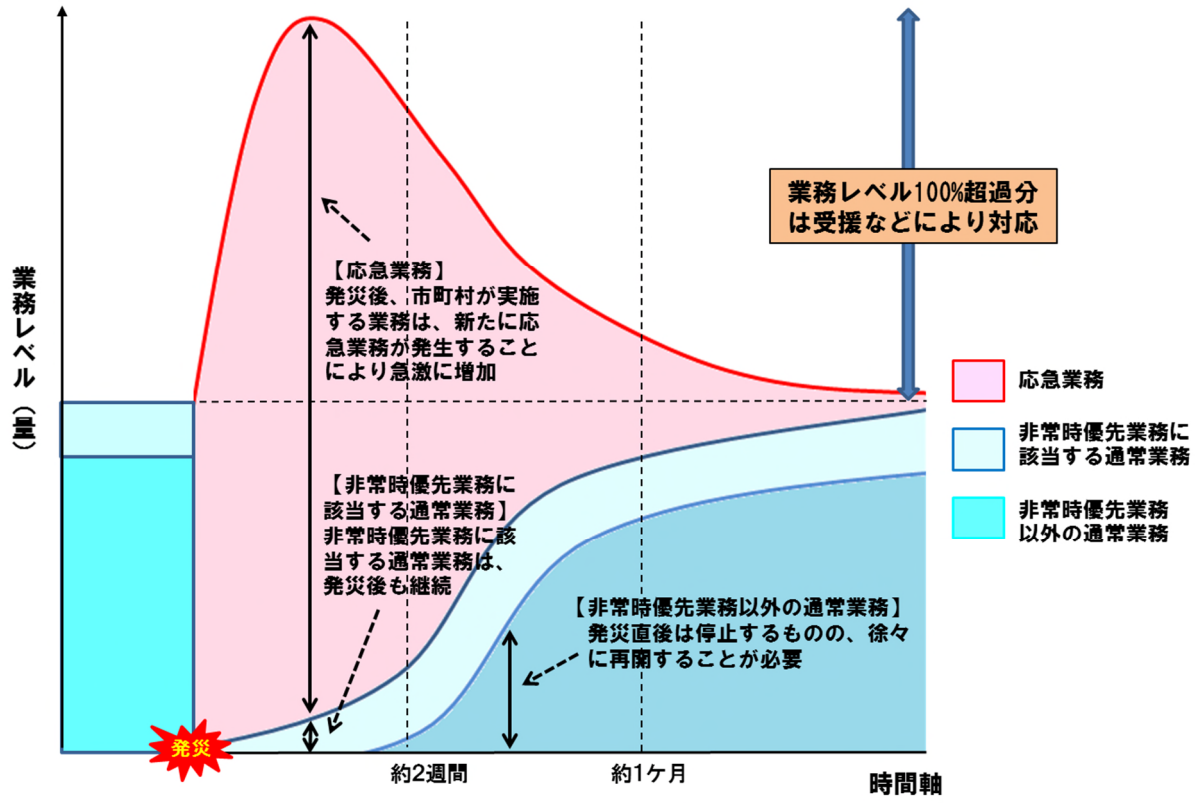


図- 発災後に市町村が実施する業務の推移

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和５年５月）

主な応急（復旧）業務

- ○ 避難所運営
- ○ 帰宅困難者対応
- ○ マスコミ，問合せ，来庁者対応
- ○ 被災施設等の復旧
- ○ 医療救護活動
- ○ 物資輸送
- ○ 燃料確保
- ○ 応急危険度判定，罹災証明等

（３）市政のＢＣＰ等の策定

ア　市は，災害に備えて平常時から救出体制や災害医療体制の整備などを行い，災害が発生した場合に，市民の生命，財産を守ることを目的に，消火，救助，救急などの応急活動を迅速に実施するため，地域防災計画を策定しています。

イ　大規模災害が発生した場合，市は，応急対策や復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うとともに，災害時においても継続して行わなければならない通常業務にも従事する必要があります。

ウ　市自らも被災し，利用できる資源に制約がある状況下に置かれる場合に備えて，市政のＢＣＰにおいて，大規模災害発生時に優先的に実施する業務と，これを実施するために必要な執行体制，執行環境，必要な資源の確保等実効性の向上に向けた取組等を定め，業務の継続性を確保していきます。

エ　市政のＢＣＰに基づいて非常時優先業務を効果的に遂行するためには，教育や訓練を繰り返し実施していくとともに，各業務システムやデータの適切な保護と早期復旧を図ることが重要であり，各部をまたいだ全庁的な認識の共有を図り，全庁一丸となった災害対応を行う意識を醸成することが必要です。

オ　業務システム（クラウドサービスを含む）については，日頃の業務の根幹を担っていることから，電気・通信等の庁内インフラ又は公共インフラ等の被害に伴い使用が出来なくなった場合は，システム事業者と連携し，データの適切な保護と早期復旧を図ることが重要です。

また，業務システムの復旧に相当の時間を要する事態を想定し，システムを利用する全ての部署において，非常時優先業務に必要な行政データを把握のうえ、予め非常時に参照可能なデータを取得・保管するとともに，業務システム復旧後のデータ反映を考慮した代替手段を確立し，予め部署内で共有を図り，認識を合わせておく必要があります。

カ　被害想定や災害規模に応じた非常時優先業務の見直し，近年のテレワークやＷＥＢ会議等を踏まえた態勢の構築など，市政を取り巻く状況の変化に応じ柔軟に改善を図っていきます。

キ　ＢＣＭ（Business Continuity Management：業務継続マネジメント）を全庁的に運用・推進するために「調布市ＢＣＭ推進委員会」を設置し，①ＰＬＡＮ（計画の策定），②ＤＯ（教育・訓練の実施），③ＣＨＥＣＫ（点検・検証），④ＡＣＴＩＯＮ（計画の見直し）というサイクルを通じた市政のＢＣＰの持続的改善を図っていきます。

ク　各部危機管理マニュアルの継続的な改善や事業所等関係団体のＢＣＰ策定支援，複数の部課が関係する課題について検討体制を整備する等，災害対応力を強化していきます。

## ５　消火・救助・救急活動体制の整備

（１）対策内容と役割分担

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため，必要な体制を整備します。

災害時には多くの防災関係機関の応援が予期され，多種多様な部隊が活動することとなります。調布市は，陸上自衛隊第１後方支援連隊，調布消防署，調布警察署等を通じて関係部隊との緊密な連携により災害応急対策に取り組んでいきます。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 警視庁<br>（調布警察署） | ○　災害時に必要な装備資器材の整備及び充実・強化<br>○　緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 調布消防署 | ○　災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り，消火・救助・救急体制を整備<br>○　関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立<br>○　孤立が想定される地区における救助訓練を実施<br>○　外国人への救急対応の充実強化 |
| 消防団 | ○　災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り，消火・救助・救急活動体制を整備 |
| 自衛隊 | ○　災害派遣計画等の整備 |
| 関東地方整備局 | ○　関東ブロックを管轄する防災関係機関が連携した，「関東防災連絡会」による，情報共有・連絡体制の構築 |
| 関係防災機関 | ○　防災業務計画等について見直しを行い，必要に応じて修正 |

（２）詳細な取組内容

ア　警視庁（調布警察署）の救出救助体制

(ｱ) 災害時に必要な装備資器材の充実強化を図り，効果的に資器材を活用した迅速，的確，安全な救出救助活動体制を整備します。

(ｲ) 発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう，警察署に平素から，機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救出救助部隊を編成し，各種訓練を反復，継続して実施することにより，署員の災害対処能力の向上に努めます。

(ｳ) 大震災等発災時における集団警備力としての機動隊の更なる災害対応力の向上を図るため，被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行うとともに，各種震災対策用資器材の整備を図ります。

(ｴ) 警視庁特殊救助隊の対処能力の向上，航空隊と連携した救出救助活動の強化等を図ります。

(ｵ) 発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため，継続して交通規制訓練を実施するとともに，交通規制用資器材の整備を図ります。

イ　調布消防署の消防活動体制

(ｱ) 具体的な取組

| 取　組　内　容 |
|---|
| ○　平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため，過去の主な震災における地震被害状況，活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し，有事即応体制を強化します。<br>○　同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため，消火活動，救助活動，救急活動に有効な資器材を整備します。<br>○　長期間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため，震災時等における職員の後方支援体制や，消防車両の整備体制の充実強化を図ります。<br>○　救急救護活動を効果的に実施するため，救急救命士等救急隊員を養成す |

るとともに，職員の教育訓練をさらに充実させていきます。

○　高度救急資器材や消防隊用応急救護資器材を活用し，救急現場での救命効果向上を図ります。

○　傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため，「広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）」を活用し，医療情報収集体制の強化を図ります。

○　東京民間救急コールセンター登録事業者と連携し，多数傷病者の搬送補完体制の確立を図ります。

○　緊急消防援助隊など全国からの応援部隊の受入れや平常時の消防隊の訓練などが可能な総合的な防災拠点を活用し，災害対応力の強化を図ります。

○　多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し，外国人への救急対応の充実強化を図ります。

○　市の協力を得て，消防の広域化を推進するなど，消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、消防の応援について近隣市町村及び都内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努めます。

○　市の協力を得て，デジタル技術の活用による情報収集・分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化します。

(ｲ) 調布消防署（常備消防力）の活動体制

市内の常備消防力である東京消防庁調布消防署では，地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため各種震災消防計画を策定しています。災害応急対策においては，各署所に配置された救助用資器材を活用し，ポンプ隊を「救助隊」として運用しています。

| 調布消防署の状況（令和６年現在） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 消防署１署，出張所３所，消防職員228人 | | | | | |
| ポンプ車 | 化学車 | はしご車 | 救急車 | その他 | 合　　計 |
| ７台 | １台 | １台 | ４台 | ９台 | 22台 |

ウ　消防団の活動体制

調布消防団は，火災や災害，人命救助救出活動に出動するとともに，火災予防啓発活動や各種訓練等に参加し，地域の安全安心に取り組んでいます。

(ｱ) 具体的な取組

| 取　組　内　容 |
|---|
| ○　防災行政無線の配置等による情報連絡体制の強化<br>○　消防団器具置場の耐震・不燃化<br>○　防火衣等の機能向上<br>○　消防ポンプ車の更新<br>○　各種装備品の充実 |

(ｲ) 活動体制

| 消防団の状況（令和６年７月現在） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 消防団本部１，消防分団15個分団，消防団員285人 | | | | |
| 指揮車 | 防災活動車 | 多機能車 | ポンプ車 | 合　　計 |
| １台 | １台 | １台 | 15台 | 18台 |

エ　自衛隊の活動体制

(ｱ) 東日本大震災の教訓等を踏まえ，災害派遣に関する各種計画等を修正します。

(ｲ) 東京都，関係防災機関等と連携した実践的な防災訓練の実施，参加により，その連携を強化します。

オ　第三管区海上保安本部（東京海上保安部）の救助・救急活動

災害時に必要な救難防災用資機材の充実強化を図り，効果的に資機材を活用した迅速，的確，安全な救出・救護活動体制を整備します。

## ６　広域連携体制の構築

（１）対策内容と役割分担

ア　災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう，市においては他の地方公共団体と協定を締結するなど，協力体制を構築しています。

イ　東京都と都内市区町村の間で，災害時等の相互協力に係る協定を締結（令和3年12月）し，職員の応援，居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん，物資や資機材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築しています。

ウ　東京都は，全国の地方公共団体や関係機関等からの応援を受入れ，市区町村と連携した被災地支援につなげていくため，受援応援を担う部門の手順やルール等を明確にした「東京都災害時受援応援計画」を策定しています。調布市としても関連する各種計画の見直しや訓練検証等を踏まえ，「調布市災害時受援応援計画」を策定し，必要の都度見直しを行っていきます。

（２）詳細な取組内容

ア　甲州街道サミット

甲州街道沿道各市に大規模災害が発生した場合における相互の応援について「大規模災害発生時における相互応援に関する協定」を締結しています。

(ｱ) 締結自治体

・東京ブロック（八王子市，立川市，府中市，調布市，日野市，国立市）
・山梨・長野ブロック（甲府市，諏訪市，山梨市，大月市，韮崎市，茅野市）

(ｲ) 応援内容

食糧，飲料水及び生活物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供，被災者の救出，医療，防疫，施設の復旧等に必要な資器材及び物資の提供，協定市が保有する車両の提供及び救助，復旧活動等に必要な職員の派遣，被災者を一時収容するための施設の提供，ボランティアのあっせんを行います。

イ　他都市との連携

(ｱ) 相互応援協定締結自治体

東京都市区町村，世田谷区，長野県木島平村，岩手県遠野市，岐阜県岐阜市及び富山県富山市と災害時の援助協定，消防相互協定等を締結しています。上記協定に加え、中距離圏域の自治体との連携も必要であるため、協定締結に努めます。

(ｲ) 平常時の連携状況等

担当者による定期的意見交換の場を設けるとともに，地域衛星通信ネットワークや中央防災無線網のほか，インターネット回線を介したテレビ電話システムを利用した情報連絡手段の整備等を検討し，情報通信訓練を実施する。

また，より実効性のある相互応援活動ができるよう必要の都度，内容を更新していきます。

ウ　協定の細部

調布市地域防災計画（別冊資料編）

## ７　応急活動拠点の整備

（１）対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 内　容 |
|---|---|
| 各部共通 | ○　オープンスペースの確保・整備<br>○　大規模救出救助活動拠点等の確保・整備<br>○　ヘリコプター活動拠点の確保<br>○　ヘリサインの整備 |

（２）詳細な取組内容

ア　オープンスペース等の確保・整備

(ｱ) 震災時には避難誘導，救出・救助，医療搬送，ボランティア参集，ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで，人命の保護と被害の軽減を図るとともに，震災後の都民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができます。そのため，事前にこれらの活動拠点等となる土地及び施設の確保に努めることを東京都が震災対策条例で定めています。

(ｲ) 調布市内には災害応急対策に利用可能ないくつかのオープンスペースがあります。災害応急対策に取り組む際は災害対策本部を通じ，東京都，国及び関係機関と協議の上，具体的な使用方法等を確立する必要があります。

イ　ヘリコプター活動拠点の確保

(ｱ) 迅速な救出・救助，消防活動，物資輸送等に資するため，市は東京都と協議しヘリコプターの緊急離着陸場を市内に22か所確保しています。

(ｲ) 市内ヘリコプターの緊急離着陸場のうち，医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場として，災害拠点病院である「東京慈恵会医科大学附属第三病院」近傍の「調布市民野球場」が医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場として指定されています。

(ｳ) 上記以外の用途のヘリコプター離着陸場の候補地をあらかじめ選定し，災害時には，この候補地の中から必要に応じて使用するための措置を関係機関と連携して行います。

ウ　大規模救出救助活動拠点等の確保・整備

(ｱ) 東京都は，自衛隊，警察災害派遣隊（警察），緊急消防援助隊（消防），その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）を調布市内に２か所確保しています。

【市内の大規模救出・救助活動拠点】都立神代植物公園，都立武蔵野の森公園
【市内の広域輸送基地】東京都調布飛行場

(ｲ) 広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための大規模救出救助活動拠点は，区部・多摩地域で大きな被害が想定される地域に近接し，大型ヘリコプターの臨時離発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして1.5ha 以上の活動面積を有する施設が必要です。これらの要件を満たす大規模な都立公園や河川敷など，その候補地としています。

(ｳ) ライフラインの復旧拠点と重複する大規模救出救助活動拠点については，ライフラインの復旧活動での利用にも考慮します。

(ｴ) 市としても，公園などの整備等を推進し，引き続き応急活動拠点の確保を図ります。

エ　ヘリサインの整備

(ｱ) 震災時には，被災地上空から被害状況を確認するとともに，地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携するために，迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行います。ヘリサインは，避難所など，災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための応援航空部隊の「道しるべ」として，重要な役割を果たします。

(ｲ) 都は，都立建築物の屋上へ，ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取組を進め，市においても所有する建築物等の屋上に表示を行います。

(ｳ) 著名建築物等の既存のランドマークを活用し，視認性を向上させる方策を検討するなど，広域航空部隊の円滑な活動の実現に向け，必要な取組を進めていきます。

# 【応急対策】（地震直後の行動）


| | |
|---|---|
| １　初動態勢 | ４　応急活動拠点の調整 |
| ２　消火・救助・救急活動 | ５　ヘリコプター等の運用 |
| ３　応援協力・派遣要請 | ６　災害救助法関係 |


## １　初動態勢

（１）対策内容と役割分担

調布市災害対策本部の所掌事務は，下記のとおりです。

| 機関名 | 分掌事務等 |
|---|---|
| 市本部 | ○　本部長室は，次の者をもって構成する。<br>・災害対策本部長<br>・災害対策副本部長<br>・災害対策本部員<br>○　所掌事務<br>本部長室は，次の事項について市本部の基本方針を審議策定します。<br>・災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。<br>・調布市地域防災計画に基づき，非常配備態勢及び解除に関すること。<br>・災害情報の収集及び伝達に関すること。<br>・避難情報の発令に関すること。<br>・東京都その他防災関係機関等に対する応援又は応急措置の要請に関すること。<br>・河川対策及び道路橋りょう整備復旧に関すること。<br>・労務の供給に関すること。<br>・救助物資に関すること。<br>・災害地域の防疫に関すること。<br>・教育及び学校施設対策に関すること。<br>・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。<br>・前各号に掲げるもののほか，重要な災害対策に関すること。 |
| 各　部 | 各部の災害対応における分掌事務は，第２部第１章第２節１「（１）調布市の役割」のとおり |

（２）業務手順

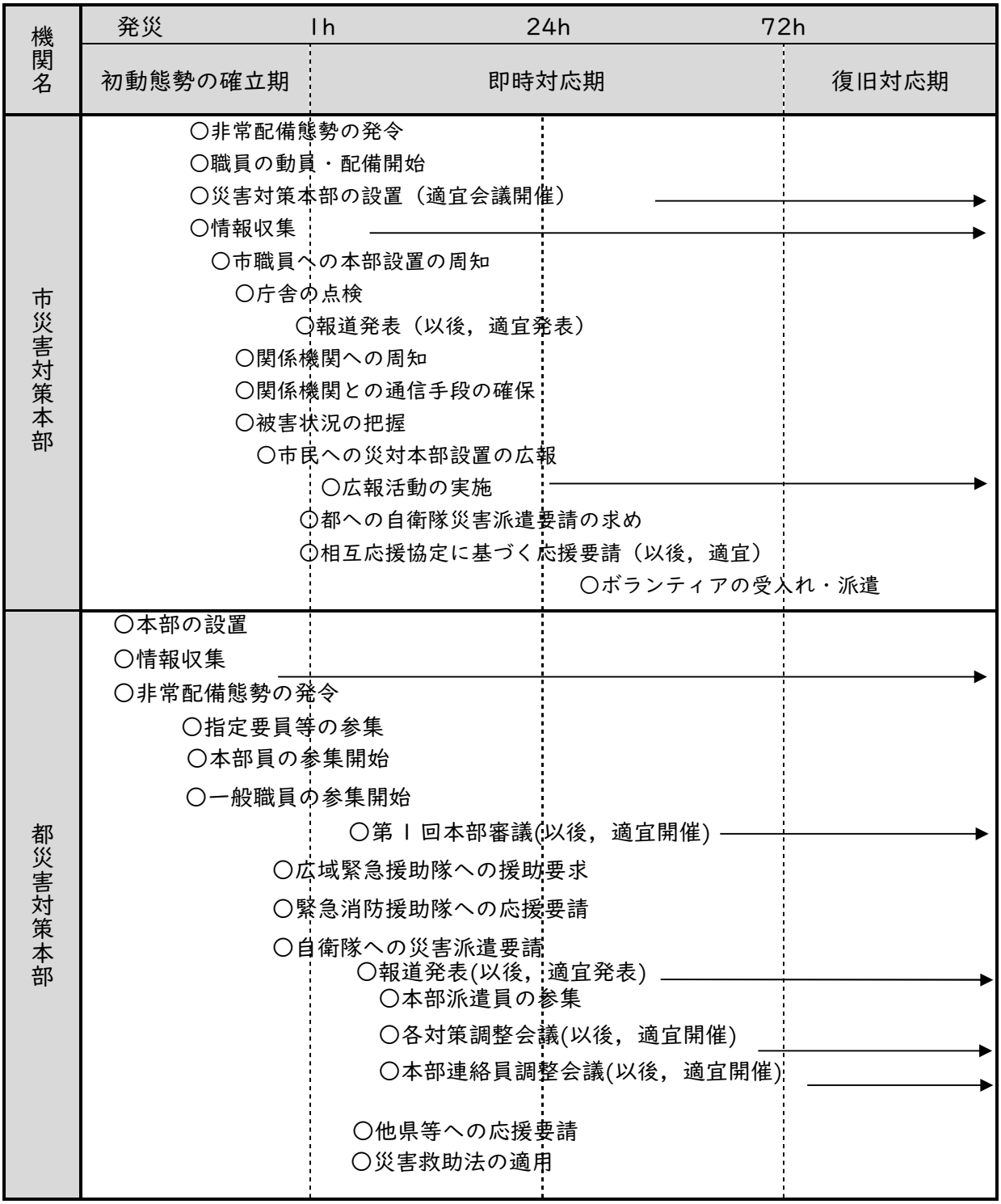
機関名
発災
1h
24h
72h
初動態勢の確立期
即時対応期
復旧対応期
市災害対策本部
○非常配備態勢の発令
○職員の動員・配備開始
○災害対策本部の設置（適宜会議開催）
○情報収集
○市職員への本部設置の周知
○庁舎の点検
○報道発表（以後，適宜発表）
○関係機関への周知
○関係機関との通信手段の確保
○被害状況の把握
○市民への災対本部設置の広報
○広報活動の実施
○都への自衛隊災害派遣要請の求め
○相互応援協定に基づく応援要請（以後，適宜）
○ボランティアの受入れ・派遣
都災害対策本部
○本部の設置
○情報収集
○非常配備態勢の発令
○指定要員等の参集
○本部員の参集開始
○一般職員の参集開始
○第１回本部審議(以後，適宜開催)
○広域緊急援助隊への援助要求
○緊急消防援助隊への応援要請
○自衛隊への災害派遣要請
○報道発表(以後，適宜発表)
○本部派遣員の参集
○各対策調整会議(以後，適宜開催)
○本部連絡員調整会議(以後，適宜開催)
○他県等への応援要請
○災害救助法の適用

## （３）詳細な取組内容

### ア　調布市災害対策本部の組織等

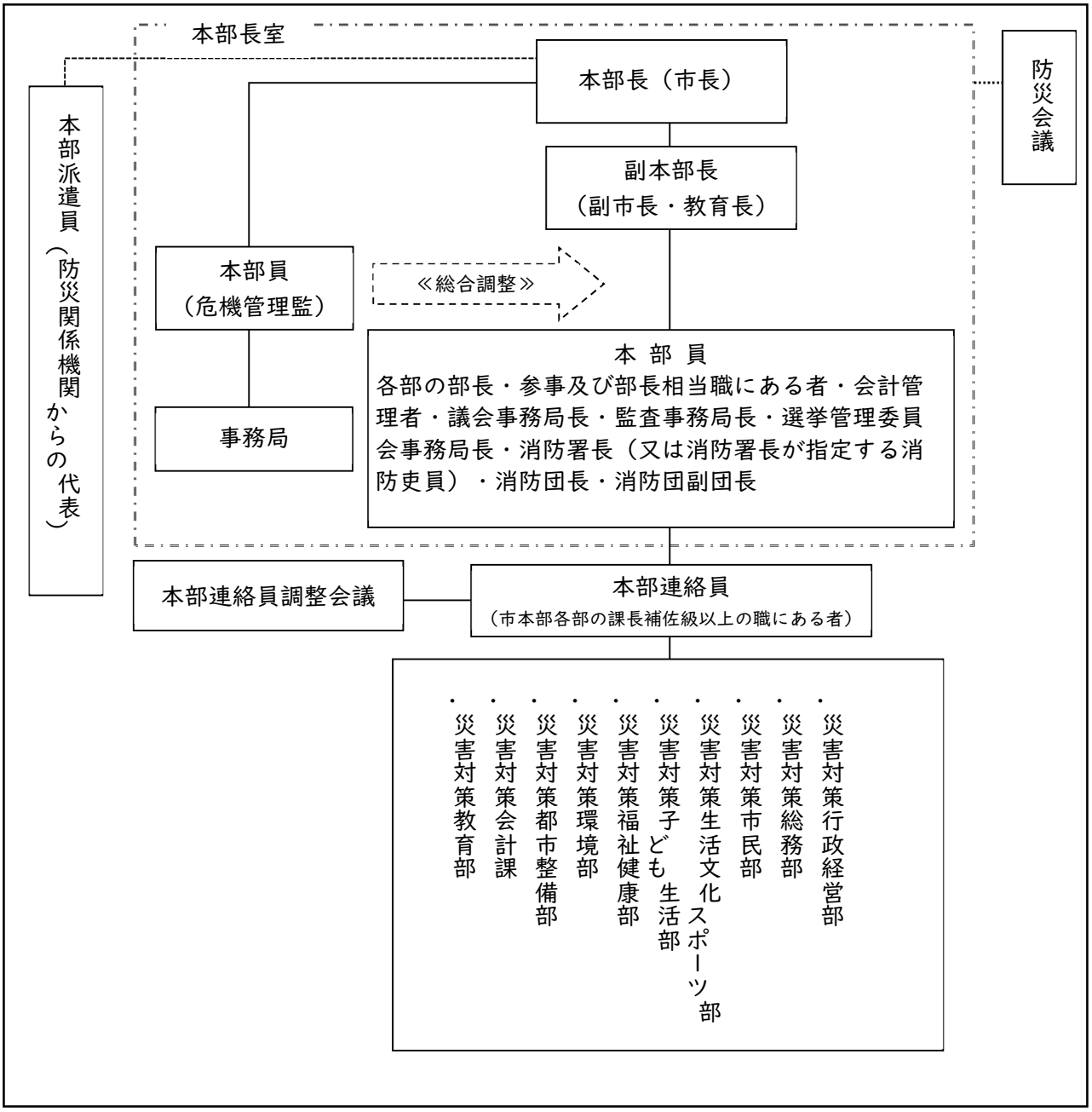

(ｱ) 事前態勢

市は，初動体制の充実強化を目的に，本市で「震度５弱」を観測したときは，「調布市災害対策本部運営要綱」に基づく事前配備体制として，市内の被害調査の実施及び警戒体制を取ります。

(ｲ) 災害対策本部の組織

| 組織名 | 分掌事務等 |
|---|---|
| 本部長室 | 本部長（市長），副本部長（副市長，教育長），本部員及び事務局をもって構成され，主として事務局が準備する応急対策に係る実施方針や措置案について審議，意思決定し，統括調整部及び各部に対して対策の実行や新たな措置案の検討を指示します。 |
| 事務局 | 総合防災安全課及び重要な応急対策の主管課職員によって組織される各班等を設置し，災害に係る情報の集約・分析，災害対策本部の活動方針の策定，重要な応急対策に係る実施計画や対策案の検討・調整を行い，本部長及び本部員会議の意思決定を補佐するとともに，必要に応じ各部への指示，総合調整を実施します。 |
| 各部の活動 | 災害対策本部の各部班は「災害対策〇〇部」として，本部長及び本部員会議が決定した対策実施方針や実施構想等に基づき必要な応急対策活動並びに復旧活動を実行します。<br>また，必要に応じ事務局が検討した実施構想に基づき細部の実施計画や実施要領を検討し，その結果に基づき応急対策活動に取り組みます。 |
| 本部連絡員調整会議 | 危機管理監は，部相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき，又は本部連絡員から要求があったときは，総務部総合防災安全課長に命じて本部連絡員調整会議を開催します。 |
| 【防災会議】<br>「災害対策基本法第16条」に基づき，地域の防災に係る重要事項の審議のほか，「調布市防災会議条例（昭和38年12月21日）」に示される所掌事務を行います。 | |

(ｳ) 事務局と各部局との関係

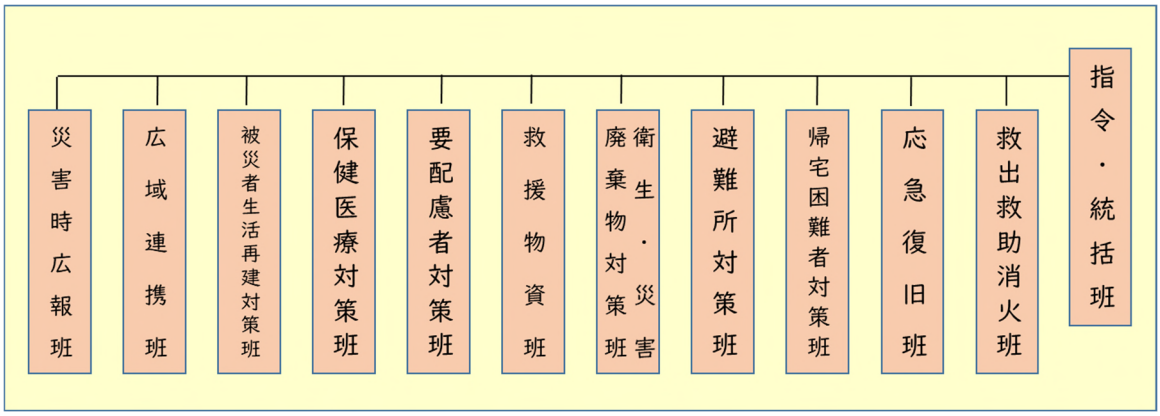


| 部局等 | 分掌事務 |
|---|---|
| 事務局 | ○　災害対策本部にて決定された事項を受け，各部局との間で災害予防対策・応急対策活動について総合調整を実施<br>○　事務局は各部局の各種活動について進捗管理を実施<br>○　「事務局指令・統括班」は，事務局各班を指揮監督<br>○　事務局各班は，逐次業務進捗状況を「事務局指令・統括班」に報告し，業務進捗状況等の指導受け |
| 各部局 | ○　「各部指令・統括班」は，部局窓口として事務局からの指示，総合調整を受け部局内の総合調整を実施<br>○　「各部指令・統括班」は，以下の事項について事務局へ報告<br>・調査把握した被害状況等<br>・実施した災害応急対策の概要<br>・今後実施しようとする災害応急対策，災害復旧の内容<br>・部局長から特に指示された事項<br>・その他必要と認められる事項<br>○　各部局間は，積極的に連絡調整を実施し各種活動を円滑なものへと発展 |

(ｴ) 事務局の分掌事務等

ａ　用語の定義

| 定　義 |
|---|
| ○　対処方針<br>市の災害対策に関する全般的な方針<br>○　実施構想<br>対処方針を踏まえた主要な対策についての考え方及び方針等を示したもの<br>○　実施計画<br>災害対策に関する措置の時期，場所，実施主体，内容，理由，及び方法を具体的に示したもの |

○　動員構想
　災害対策の措置を遂行するために不足する人員を確保する考え方及び方法等を示したもの
○　受援構想
　本市が他地域からの援助を受け入れるための考え方及び方法等を示したもの

ｂ　各班の分掌事務

| 班 | 分掌事務等 |
|---|---|
| 指令・統括班 | 1　本部長等，危機管理監決定事項などの指示伝達<br>2　対処方針の策定と実行管理<br>3　応急対策の検討に必要な収集情報の検討と各部に対する収集指示<br>4　各部取集情報の集約，整理，分析と分析結果の報告，提供<br>5　防災気象情報，地震情報，河川関連情報，火山情報などの気象台発表情報の収集，整理，分析と分析結果の報告，提供<br>6　対策本部の運営に係る進捗管理及び本部員会議の開催・運営<br>7　各種災害対策活動に係る事務局内，各部局との総合調整と実行管理<br>8　避難対策に関する実施構想の策定と避難措置の実施<br>9　動員構想の確定<br>10　災害時広報対策に関する実施構想の策定<br>11　社会福祉協議会と連携した一般ボランティアの活動に係る実施構想の策定<br>12　緊急消防援助隊の派遣要請・自衛隊の災派要請の求めに係る検討，検討結果の報告，都に対する要請と関係部署への通知，広域応援部隊の運用に関わる総合調整<br>13　発災初期における他自治体との災害応援協定に基づく応援要請<br>14　近隣自治体との情報共有及び連携<br>15　必要に応じた国，都，他自治体等との連絡調整<br>16　発災中期以降における受援構想の策定<br>17　警戒区域の設定に係る事務<br>18　都知事に対する災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用申請<br>19　所掌不明事項に係る総合調整<br>20　その他特命事項 |
| 救出救助・消火班 | 1　警察，消防，消防団等からの災害情報の共有<br>2　各機関の災害対処活動の把握，分析，今後の展開予測と必要な調整 |

| 班 | 分掌事務等 |
|---|---|
| | 3　災害の進展予測及び被害拡大予測に係る，救出救助構想策定<br>4　救出救助・救命に係る要請及び調整案件に係る対応（都，近隣市との連携含む）<br>5　自衛隊，警察，消防等の援助部隊の運用調整<br>6　ヘリコプター運用の調整（負傷者搬送，被害情報把握等）<br>7　医療救護チームに対するDMAT等派遣要請とその活動把握<br>8　その他特命事項 |
| 応急復旧対策班 | 1　下水道，道路，橋梁等に係る応急復旧対策に係る実施構想策定<br>2　上水道，電気，ガス，電話，鉄道の優先復旧に係る総括・情報班との連絡調整<br>3　道路，港湾，河川，空港の被害情報収集<br>4　緊急輸送道路に影響する踏切に係る情報収集<br>5　都が実施する緊急物資輸送道路の指定，緊急道路障害物除去路線等の選定に係る情報収集<br>6　その他特命事項 |
| 帰宅困難者対策班 | 1　一斉帰宅抑制の配信（SNS 等）<br>2　公共交通機関の運行状況等の把握<br>3　主要駅，停留所等の混雑状況の把握<br>4　一時滞在施設に係る業務<br>5　災害時帰宅支援ステーションに係る業務<br>6　都立施設の備蓄物資を預けている倉庫等の被害状況確認，保管物資の緊急出庫依頼<br>7　滞在施設として活用する，市，都，民間施設の開設状況の把握<br>8　その他特命事項 |
| 避難所対策班 | 1　避難対策に係る実施構想に基づく避難措置の実施<br>2　避難所避難者及び在宅避難者への救援措置の検討と関係部署との調整<br>3　住民に係る安否情報の収集と収集情報の提供<br>4　避難所の開設及び運営に係る方針策定及び各避難所の総合調整<br>5　避難所周辺状況等の情報収集と諸情報に基づく避難者の安全確保策の検討<br>6　各避難所への市域全体の情報提供<br>7　その他特命事項 |

| 班 | 分掌事務等 |
|---|---|
| 衛生・災害廃棄物対策班 | 1　防疫対策，多数御遺体取扱い及びペット対策に関する実施構想の策定<br>2　仮設トイレ，汚物処理，公衆浴場その他の衛生関連の対策に関する実施構想の策定<br>3　災害廃棄物対策に関する実施構想の策定<br>4　広域火葬計画に係る調整<br>5　その他特命事項 |
| 救援物資班 | 1　避難所及び在宅避難者等への救援物資に係る実施構想の策定<br>2　備蓄倉庫，広域輸送基地，輸送拠点，協定事業者の被害状況の確認<br>3　協定事業者との物資調達や物資輸送に係る連絡調整<br>4　国や都，民間企業からの物資輸送に係る連絡調整<br>5　都との物資品目，数量，輸送要領（手段，時間）に係る連絡調整<br>6　その他特命事項 |
| 要配慮者対策班 | 1　要配慮者に関する災害応急対策実施構想の策定<br>2　その他特命事項 |
| 保健医療対策班 | 1　健康管理及び精神保健の対策に関する実施構想の策定<br>2　感染症対策に関する実施構想の策定<br>3　医療対策に関する実施構想の策定<br>4　医療対策に係る調布市医師会，調布市歯科医師会など医療関係団体，都，日本赤十字社など関係機関との調整<br>5　広域医療搬送に係る都又は災害拠点病院，市内病院との調整<br>6　市災害医療コーディネーターと連携した，保健・医療対策の策定<br>7　その他特命事項 |
| 被災者生活再建対策班 | 1　被災者生活再建対策に関する実施構想の策定<br>2　その他特命事項 |
| 広域連携班 | 1　人的受援応援に係る総合調整<br>2　関係機関との連絡調整、応援受入れ調整<br>3　被災地区や庁内各部からの人的応援要請を集約し、東京都との人的応援に係る派遣調整，国，他県市等広域調整部門を経由して広域応援団体に対して応援要請を行う。<br>4　ボランティアセンター，社会福祉協議会と連携し，人的応援の要請 |

| 班 | 分掌事務等 |
|---|---|
| | ５　その他特命事項 |
| 災害時広報班 | １　災害時広報に係る調布市広報ガイダンスの策定<br>２　報道発表資料の作成、記者会見、報道対応<br>３　調布市ホームページ、SNS、提供番組（テレビ、ラジオ）、広報紙等による情報発信を一体的に運用し、市民等へ速やかに防災情報を提供<br>４　その他特命事項 |
| 災害時<br>コールセンター | 災害時の市民等からの情報受領 |

(ｵ) 災害対策本部の運営

| 運営要領 |
|---|
| ○　「災害対策基本法（以下「災対法」という。）第23条の２第３項」に基づき災害対策本部長（以下「本部長」という。）である市長は，本市で「震度５強以上」を観測したとき，地震による災害が発生したとき，又は災害が発生するおそれがある場合，「災対法第23条の２第１項」に基づき，調布市災害対策本部（以下「市本部」という）を開設し「たづくり西館３階」に本部長室を設置して事態に対処します。<br>○　市本部を構成する部の長（以下「部長」という。）は，市本部を設置する必要があると認めたときは，危機管理監に市本部の設置を要請します。<br>○　危機管理監は，市本部設置の要請があった場合，その他市本部を設置する必要があると認めた場合は，市本部の設置を市長に申請します。<br>○　市本部の組織及び運営については，「調布市災害対策本部条例（昭和38年12月21日条例第35号）」，「調布市災害対策本部条例施行規則（昭和46年11月15日規則第42号）」及び「市本部運営要綱」に定めるところによります。<br>○　本部長（市長）は市本部を設置した場合は，直ちに東京都（総務局長）及び防災関係機関に通知するとともに，本部員，議会事務局長，監査事務局長，選挙管理委員会事務局長及び次に掲げる者に通知します。<br>・調布消防署長<br>・調布警察署長<br>・日本郵便株式会社調布郵便局長<br>・ＮＴＴ東日本東京武蔵野支店長<br>・東京ガス㈱西部導管事業部長<br>・東京電力パワーグリッド㈱武蔵野支社長<br>・京王電鉄㈱京王中央管区長（調布駅長）<br>・その他防災機関の長又は代表者<br>・公共的団体の役員等 |

・隣接市長

○　本部長（市長）は発災後24時間を目途に市本部活動の24時間態勢（職員の交代制勤務）への移行を判断し，災害応急対策活動の継続，又は活動の一時中断を指示します。これを受け，各部長は職員の勤務体制に応じた活動計画を立案します。

○　災害対策行政経営部長は，市本部が設置の旨を直ちに報道機関に発表します。

○　各部長は，本部長から市本部の設置の通知を受けた場合，その旨を所属職員に周知徹底します。

○　市本部が設置された際は，「庁舎入口」に「調布市災害対策本部」の掲示板を掲示します。

○　市本部の活動に係る報道機関への発表は，本部長が記者会見場（市長公室）において行います。状況により，細部の発表は災害対策行政経営部長をはじめとする本部員が行います。

○　都の現地災害対策本部が設置された場合，連携を密にして，円滑に応急対策を推進します。

○　本部長は，市の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めたとき，又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは，市本部を廃止します。市災害対策本部の廃止の通知は，市災害対策本部の設置の通知等に準じて処理します。

イ　本部長等の職務

| 職　務　内　容 |
|---|
| ○　本部長は，本部の事務を総括し，本部の職員を指揮監督します。<br>○　副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代理します。<br>○　本部員は，本部長の命を受け，本部長室の事務に従事します。<br>○　危機管理監は，本部長の命を受け，各防災機関を総合調整するほか，次に掲げる事務を行います。<br>・被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。<br>・本部の職員の動員に関すること。<br>・本部における通信施設の保全に関すること。<br>・自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。<br>・市本部の運営に関すること。<br>・各部にまたがる事務や各部では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。<br>○　本部員は，次の事項について，速やかに本部長に付議・報告します。<br>・調査把握した被害状況等<br>・実施した応急対策の概要<br>・今後実施しようとする応急対策，復旧の内容<br>・本部長から特に指示された事項<br>・その他必要と認められる事項 |

ウ　本部派遣員の職務

| 職　務　内　容 |
| --- |
| ○　本部長は，事後の災害応急対策のため，次に掲げる機関等のうちから市災害対策本部への当該機関等の職員の派遣を依頼します。<br>・災害応急対策に係る事業所<br>・指定地方行政機関<br>・陸上自衛隊，海上自衛隊及び航空自衛隊<br>・市区町村<br>・指定公共機関又は指定地方公共機関<br>○　本部長は，本部派遣員に対し，資料や情報の提供，意見の開陳その他必要な協力を求めます。 |

エ　本部連絡員の職務

| 職　務　内　容 |
| --- |
| ○　本部連絡員<br>本部長室及び部並びに局相互間の連絡調整に当たるため，部長が所属する課長補佐級以上の職にある者のうちから指名します。<br>○　通信要員<br>部局長が部との連絡のため、本部長室に伴い出席する要員です。<br>○　本部員代理<br>災害発生時に本部員である部長が参集するまでの間，本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど本部員の職務を代理する者で、部長が所属する者の内から指名します。 |

オ　災害対策本部設置／廃止基準

| | 基　準 |
|---|---|
| 設置 | １　本市で震度５強以上を観測したとき<br>２　震度に関わらず，地震による災害が発生したとき<br>３　災害が発生するおそれがあるとき<br>４　その他市長が必要と認めたとき |
| 廃止 | １　災害救助法による応急救助が完了したとき<br>２　公的避難所の廃止，仮設住宅整備の完了等，当面の日常生活の場が確保されたとき<br>３　災害援護資金等，各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき<br>４　被害数値がおおむね確定したとき<br>５　その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき |

カ　指揮権代行順位

本部長等の不在時における指揮権代行順位を次のとおりとします。

| 代行順位 | 職責名 |
|---|---|
| １位 | 副市長 |
| ２位 | 教育長 |
| ３位 | 危機管理監 |
| ４位 | 総務部長 |

○　不在時とは，本部長との連絡が何らかの事情で取れない場合を指します。
○　順位５位以降については，級別職務分類表の最上位級者とし，同一級者が複数の場合は年齢順とします。
○　代行する指揮権は災害対策基本法に基づく災害対応に関するものとします。

キ　災害時における職員の服務基準

| 交代基準等 |
|---|
| ○　災害警戒及び応急対応時における職員等の勤務時間について，12時間ごとの交代を原則とし連続勤務は最長16時間とします。但し，地震等大規模災害時における発災から36時間経過時又は２回目の午後10時までの間については例外とします。<br>○　所属又は勤務場所等で拘束される仮眠時間は勤務時間に含めるが，前項の交代基準となる連続勤務時間には含めません。<br>○　災害対策業務に従事する職員は最低１食分の食料は持参するものとし，大規模な風水害・土砂災害時において現場等で食料確保が困難な状況の場合は概ね６時間経過ごとをめどに食料の手配を行います。地震災害時で食 |

料の確保が困難な状況の場合は，１日あたり１～２食を目安として支給します。

○　勤務場所に仮眠場所を設ける必要が生じた際には，職員の体調及びプライバシーにも配慮した場所や設備を確保します。

ク　その他

土石流，地滑り，崖崩れ，大火災など局地的な大災害が発生し，本部長が必要と認めたときは，災害現地に災害対策現地本部（以下「現地本部」）を設置します。

(ｱ) 組織及び運営

・現地本部長

現地本部長は，本部長が副本部長又は本部員のうちから指名し，現地本部を指揮監督します。

・現地本部班員

現地本部の運営は，本部長が指名した者で構成する現地本部班があたります。

(ｲ) 所掌事務

・応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整
・本部に現地の状況と応急対策の実施状況報告
・その他，本部長の特命事務

ケ　防災機関の活動態勢

指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

(ｱ) 責務

地震による災害が発生した場合，指定地方行政機関，指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに，市が実施する応急対策が円滑に行われるようその業務について協力するものとします。

(ｲ) 活動体制

指定地方行政機関等は，上記の責務を遂行するために必要な体制を整備するとともに，災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定めておくものとします。

コ　公共空間の使用調整

災害対策総務部

市域における都が管理するオープンスペースの利用については，都災害対策本部に利用要望を提出します。

サ　職員の配備態勢等

市は，状況により次の配備態勢をとります。

(ｱ) 配備態勢（基準）

| 態勢の種類 | 配備時期 | 配備態勢（具体的な取組） |
|---|---|---|
| 事前配備態勢 | １　調布市において，「震度５弱」の地震が発生した場合<br>２　局地的な災害が発生した場合<br>３　その他の状況により，本部長が必要と認めた場合 | ○　災害対策本部を設置する事前段階であり，拡大しつつある災害に対処するための体制（災害対策本部は，地震の強度に関わらず，必要の都度，速やかに設置します）<br>１　災害対策本部長室職員<br>２　災害対策本部連絡員<br>３　初動要員<br>【以下の職員は指示を受け参集】<br>４　避難所担当職員<br>５　学校避難所対応職員<br>６　その他各部にて事前に指定した職員 |
| 非常配備態勢<br>（ﾚﾍﾞﾙ１） | １　調布市において，震度５強の地震が発生した場合<br>２　災害が発生した，または，発生するおそれがある場合<br>３　その他の状況により，本部長が必要と認めた場合 | １　事前配備態勢職員<br>２　係長職以上の職員，その他各部にて事前に指定した職員<br>３　その他，本部長が必要と認めた職員<br>※その他の職員は待機し，所属長の指示に従います。 |
| 特別非常配備態勢<br>(ﾚﾍﾞﾙ２) | １　調布市において，「震度６弱以上」の地震が発生した場合<br>２　大規模な災害が発生した，または，発生するおそれがある場合<br>３　その他の状況により，本部長が必要と認めた場合 | ○　全職員もって活動する完全な態勢です。この時，状況により各部，課が直ちに活動できる体制を執ります。<br>１　東京都災害対策本部（震度６弱で開設）と緊密な連携を図り，全職員（会計年度職員については，本態勢時の担当業務を付与されたもの）で災害対応に当たります。 |

○　特別な態勢

本部長は，状況により，「特別な態勢」として一部の部若しくは課に対して配備態勢の発令，又は特定の部若しくは課に対して種類の異なる配備態勢を発令します。

○　配備態勢に基づく各部長の執るべき措置

・配備態勢の種類に応じて，各部危機管理マニュアル等により各部の措置すべき対処要領を定め，所属職員に周知徹底させます。

・各配備態勢の受令後は，所属職員に対し必要な事項を指示します。

(1) 初動要員

市では市内在住者を中心に「初動要員」を任命し，夜間や休日等の閉庁時に発生する非常事態に対処します。この際，初動要員は，事務局及び避難所を早期に開設し迅速な災害対応を図ります。

○　参集基準

(a)「震度５弱以上」の地震が発生した場合自動的に参集
(b)職員緊急参集メールを通じて参集指示を受けたとき
(c)本部長が必要と認めたとき

○　任務等

| 対象職員 | 参集場所 | 任　務 |
|---|---|---|
| 事務局初動要員 | 文化会館たづくり西館３階<br>会議室 | 事務局の設置<br>都及び関係機関との連絡調整<br>市内の被害情報等の収集<br>避難所への指揮及び連絡<br>災害対策本部の設置の準備<br>その他災害対策上必要な措置 |
| 避難所初動要員<br>避難所担当職員<br>学校避難所対応職員 | 事前に指定されている避難所 | 避難所の被災状況・避難状況の把握<br>避難所の開設準備<br>避難者等の救援救護等<br>その他市民の安全対策 |
| 各部緊急要員 | 必要に応じて各部にて事前に指定されている場所 | 事務局へ被害状況等を報告<br>各部の事務分掌のうち発災時に初動対応が必要になるもの |
| 参集基準に応じた職員 | 各自の所属部署 | 所属部署の災害初期対応を行います。<br>災害規模に応じた職員態勢をとります。 |

シ　職員の動員

市は，被害状況や応急対策活動の状況をとりまとめ，応急対策活動に従事する職員の動員を実施します。

・動員は，本部長の命により行います。
・動員区分は各部，各班とします。
・本部員は，本部員会議に出席し，各部班長は，会議の決定に基づいて連絡調整にあたります。

ス　職員の参集

市は，職員参集システム（職員参集メール，防災行政無線，ＬＯＧＯチャット）を活用し，災害発生時に速やかに職員の安否確認及び参集の可否について把握に努めます。

(ｱ) 勤務時間中の参集

・職員は，所属長の指示に従い，各々の分担業務に従事します。
・現場に出向いている職員は，災害鎮静後速やかに帰庁するよう努めます。ただし，災害の状況により，帰庁自体に危険が生じる可能性がある場合は，所属長又は防災主管課へ確認しその指示に従います。

(ｲ) 勤務時間外及び休日の参集

職員は，災害が発生し勤務時間外及び休日に緊急参集する必要が生じた場合，災害応急活動に従事するため，次の要領により速やかに所属勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集を開始します。

○　安全確保

自らの安全を確保し，家族等の安否を確認します。災害情報や周囲の状況等を確認します。また，自身の安否や緊急参集の可否について，職員参集システム等を通じ，所属長に報告します。

○　参集時の服装，携行品

災害応急対策活動に適した服装とし，貴重品，タオル，着替え，食料・飲料水（少なくとも１食以上），懐中電灯等を携行します。

○　被害状況等の報告

参集途上において，被害状況の収集に努め，各部班長に報告するとともに，各部班長は，その情報を取りまとめ災対本部事務局に報告します。

○　参集の免除

| 参集免除基準等 |
| --- |
| 次に掲げるいずれかに該当する者は災害発生直後の災害対応業務への従事について職務専念義務を免除（休暇処置）します。但し，可能な限り所属長へその旨を連絡し以後の指示を受けます。また，参集を妨げる事態が収束した場合は，直ちに参集します。<br><br>○　職員自身が，災害時に療養中（休職中も含む）又は災害により重傷を負った場合<br>○　親族に死亡者又は重傷者が発生し，当該職員が付き添う必要がある場合<br>○　自宅又は親族が居住する住居が半壊以上の被害を受け，当該職員がその保全をしなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合<br>○　同居する家族に要配慮者（高齢者，障害者，乳幼児等）がおり，当該職員の看護がなければ，その者の最低限の生活が維持できない場合<br>○　自宅周辺及び出勤途中において，救助・救出要請があった場合<br>○　その他所属長が認めた場合 |

○　参集の報告

招集を受けて参集した者は，所属部班長に速やかに，その旨を報告します。参集免除基準等により招集に応じられないときは，その旨を所属部班長に報告します。

セ　市本部と各関係機関との連携強化

(ｱ) 防災関係機関との連携

市は，被害状況や応急対策活動の実施状況をとりまとめ，情報を集約，整理又は分析し，応急復旧に関する優先順位の決定や対処方針の策定を行う等，防災関係機関と情報を共有し，連携を図ります。

(ｲ) 調布市議会との連携

市は，調布市議会（以下「市議会」という。）に被害状況や応急対策活動に関する状況や対処方針等について定期的に報告するとともに，市議会災害対策支援本部から情報を受け，市議会と情報を共有し，連携を図ります。

## ２　消火・救助・救急活動

市は，当該市域に地震による災害が発生し，又は発生するおそれがある場合においては，第一次的防災機関として，法令，地域防災計画の定めるところにより，都，他の市や指定地方行政機関等，さらに住民等の協力を得て，その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めます。

（１）震災消防活動

| 機関名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 市本部 | ○　災害救助法が適用されたときは，市長(市本部長)は，知事(本部長)の指揮を受けて，法に基づく救助事務を補助します。<br>○　市は，夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え，情報連絡体制を確保します。 |

| 機関名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 調布消防署 | ○　地震発生時には，火災の多発により，極めて大きな人命の危険が予想されます。調布消防署では，発災時において市民や事業所に対し，出火防止と初期消火の徹底を期するよう，あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに，消防団を含めてその全機能をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど，災害に即応した消防活動を展開して，火災から市民の生命，身体，財産を守ります。<br>○　署隊本部の設置<br>調布消防署は，災害活動組織として署隊本部を常設し，震災時には機能を十分発揮し活動します。<br>警防本部（東京消防庁）― 方面隊本部（第八消防方面本部）― 署隊本部（調布消防署） |

【署隊本部の編成図】

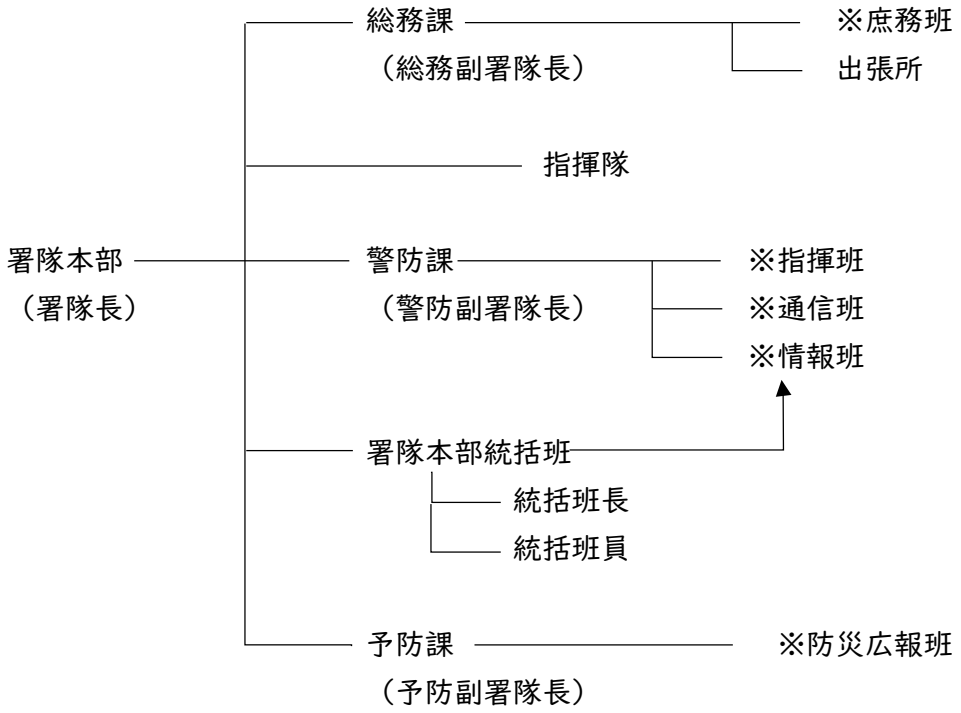


注１　※印は，非常時その他特に必要と認められる場合に編成
注２　→印は，非常時その他特に必要と認められる場合に統合

ア　震災非常配備態勢

調布消防署

| | 項　　目 | 活　動　態　勢 |
|---|---|---|
| 調布消防署 | 非常配備態勢 | 東京23区，多摩東部，多摩西部のいずれかに震度５強以上の地震が発生した場合，又は地震により火災，救助，救急事象が発生し，必要と認めた場合は，ただちに震災非常配備態勢を発令し，事前計画に基づく活動を開始します。 |
| | 非常招集 | 震災非常配備態勢を発令した時は，全消防職員は招集計画，事前計画等に基づき，ただちに所定の場所に参集します。 |
| 消防団 | 配備体制 | 調布市消防団災害時活動計画に則り行動します。 |
| | 参集判断 | |

イ　震災消防活動

調布消防署

| 項目 | | 内　　容 |
|---|---|---|
| 署隊本部 | 活動の方針 | 1　火災が多発したときは，全消防力をあげて消火活動を行います。<br>2　震災消防活動体制が確立した場合は，消火活動と並行して救助・救急活動等，人命の安全確保を最優先とした活動を行います。<br>3　延焼火災が少ない場合は，救助・救急活動を主力に活動します。 |
| | 部隊の運用等 | 1　地震に伴う火災，救助救急等の災害発生件数，規模等により所定の計画に基づき，部隊運用及び現場活動を行います。<br>2　地震被害予測システム，延焼シミュレーションシステム，震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し，震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図ります。 |
| | 情報収集等 | 1　所定の計画に基づき，高所見張情報，参集職員（団員）情報など積極的な災害情報収集を行います。<br>2　震災情報収集システムを活用し，円滑な情報伝達，管理を行います。<br>3　市災害対策本部及び防災関係機関へ職員を派遣し，相互に知り得た災害の情報交換を行います。 |
| 消防団 | 活動の基本 | 1　消防団は，地域に密着した防災機関として，分団受持区域内の住民に対して出火の防止と初期消火を呼びかけ，火災その他災害に対する消防活動に当たります。<br>2　要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い，安全な場所へ搬送します。<br>3　避難命令・避難勧告等が出された場合は，これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら，避難者の誘導と安全確保，避難場所の防護活動を行います。 |

| 項目 | | 内　　容 |
|---|---|---|
| | 部隊の運用 | １　受持区域内に発生した火災その他の災害は，分団独自又は署隊と協力して消防活動を行います。<br>２　署隊と協力して消防活動を行う場合は，署隊の指揮により活動します。<br>３　災害が一定のレベルに達した場合，本部役員が文化会館たづくり西館３階会議室に参集し，団の指揮・運用に当たります。 |
| | 情報の収集 | 参集途上における消火活動上必要な事象，道路障害状況，特異救助事象発生状況等の情報収集を行い，消防団本部へ報告します。 |

ウ　緊急消防援助隊

調布消防署

| 項　　目 | 内　　容 |
|---|---|
| 応援部隊の運用 | 災害規模により方面隊長から陸上部隊の配備が指定された場合，署隊長は到着した都隊長に対し，効果的な応援活動を依頼します。 |
| 応援部隊の任務指示拠点 | ・調布市西町 290　　都立武蔵野の森公園<br>・調布市深大寺元町５丁目　　都立神代植物公園<br>・調布市調布ヶ丘１丁目５番１号　電気通信大学 |

資料編　16：調布市消防団
資料編　17：消防水利の現況

（２）危険物，毒劇物取扱施設等の応急措置

災害対策行政経営部・災害対策総務部・災害対策教育部・教育委員会・国・都環境局・都総務部・都保健医療局・調布消防署・調布警察署・関東東北産業保安監督部・関東運輸局・その他事業者等

市内には現在，高圧ガス貯蔵施設，危険物貯蔵施設等があり，地震時における振動，火災等により，これらの危険物が爆発，漏えい等することが考えられます。その場合，従業員はもとより，周辺住民に対しても大きな影響を与えるおそれがあります。

したがって，これらの施設については，関係法令に基づく災害予防規程や震災対策条例等に基づく防災計画が定められ，防災体制の強化が図られているところであるが，発災した場合，被害を最小限にとどめるための応急対策を確立しておくことが必要です。

（３）救助・救急活動体制等

調布消防署・調布警察署

震災時には，建物，施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ，看板，窓ガラス等の落下，火災及び水害等による多数の救助・救急を要する事態の発生が予想されます。このため，関係機関が連携・協力体制を確立し，救助・救急活動の万全を期す

ることが必要です。

本編においては，救助・救急に関し，必要な事項を定めます。

関係機関の活動体制，活動内容は次のとおりです。

ア　調布消防署の活動体制

(ｱ) 救助・救急活動は救助隊及び救急隊が連携し，救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行います。

(ｲ) 救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は，関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り，実効性のある活動を行います。

(ｳ) 救急活動に当たっては，緊急医療救護所が開設されるまでの間，消防署所に仮救護所を設置するとともに，救助・救急現場に現場救護所を設置し，医療関係機関，消防団員，災害時支援ボランティア等と連携し，救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たります。

(ｴ) 傷病者の搬送は，救急救命士等のトリアージに基づき，緊急度の高い傷病者を最優先とし，救急車を活用して，医療機関へ迅速に搬送します。

(ｵ) 調布警察署，自衛隊，防災市民組織等と連携協力し，救助・救急の万全を期します。

イ　調布警察署の活動体制

(ｱ) 救出・救助活動は，生存者の救出を最重点に部隊を投入し，緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行います。

(ｲ) 救出した負傷者は，重病者の順から速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぎます。

(ｳ) 救出・救助活動に当たっては，重機類等装備資機材等を有効に活用します。

(ｴ) 調布消防署，自衛隊，防災市民組織等と連携協力し，救出・救護に万全を期します。

（４）救助・救急体制の整備

災害対策総務部・調布消防署・調布警察署

ア　調布消防署等の救助・救急体制

調布消防署・調布警察署

(ｱ) 救助体制の整備

初動期の救助体制を強化するため，各消防署所に配置された消防隊員用救助資器材の活用を図ります。災害現場において東京ＤＭＡＴと連携した救助及び傷病者の救護体制を確立します。

(ｲ) 救急体制の整備

救急救護活動を効果的に実施するため，救急救命士等救急隊員を養成するとともに，職員の教育訓練をさらに充実させる必要があります。

傷病者の速やかな搬送及び市民への情報提供を的確に行うため，「広域災害・救急医療情報システム」を活用し，医療情報収集体制の強化を図ります。

民間患者等搬送事業者，タクシー事業者（サポートＣａｂ）等と連携し，

多数傷病者の搬送補完体制の確立を図ります。

(ｳ) 調布警察署の体制整備

災害時に必要な装備資機材の整備及び充実強化を図り，効果的に資機材を活用した迅速，的確，安全な救出・救護活動が行えるようにします。

イ　市民等の自主救出活動能力の向上

災害対策総務部・調布消防署

(ｱ) 救出活動技術の普及・啓発

震災時には，広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから，市民による地域ぐるみの救出活動も必要となります。このため，防火管理者，自衛消防隊員をはじめとして防災市民組織の救出救護班員及び一般市民に対して，救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進します。

(ｲ) 応急救護知識及び技術の普及・向上

震災時における多数の救急事象に対応するには，市民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要があります。

このため，市民に対し応急救護知識及び技術を広く普及するとともに，事業所における応急手当の指導者を養成することにより，自主救護能力の向上を積極的に図ります。

また，（公財）東京防災救急協会と連携し，効果的な啓発活動を展開します。

(ｳ) 調布市消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団の応急救護資器材（担架・救急カバン等）の増強・充実を図り，応急手当普及員を養成するとともに，簡易救助器具等を整備し，地域住民が救出・救護知識及び技術を習得できるようにするための教育訓練を行います。

ウ　事業所の救出・救護活動能力の向上

災害対策総務部・調布消防署

(ｱ) 救出活動技術の向上

バール等，震災に備えた自衛消防隊の装備を活用し，発災初期段階での救出・救護活動を行うため，訓練を通じて，自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図ります。

(ｲ) 応急救護知識の普及及び技術の向上

事業所の従業員に対し，上級救命講習等の受講の促進を図ります。

事業所等における応急手当の指導者の養成等を行うことにより，事業所の自衛消防隊の応急救護能力の向上を図ります。

## ３　応援協力・派遣要請

（１）対策内容と役割分担

（２）業務手順

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 市 | ○　都知事に応援又は応援のあっせんを求めます。<br>○　市区町村間相互の応援協力を実施します。<br>○　市域内の応援協力を実施します。<br>○　災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合で，市長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合，都知事に対して自衛隊への災害派遣要請を求めます。<br>○　いとまがない場合は，直接関係部隊へ通報し，速やかに都知事に通知します。<br>○　災害対策本部事務局広域応援班<br>・総合調整<br>調整会議等を開催し，応援要請・調整結果の共有，各部の応援ニーズと外部からの応援職員とのマッチング等をします。<br>・応援職員の受入<br>都本部及び対口支援（カウンターパート）団体を通じた応援及び協定自治体・交流自治体からの応援を受け入れ，応援を要する各部へ配置します。 |
| 東京都 | ○　他の市区町村に対し応援すべきことを指示し，又は防災機関の応援をあっせんします。<br>○　他の地方公共団体・全国知事会・九都県市との応援協力について実施します。<br>○　地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合，又は市区町村から災害派遣要請の要求があった場合は，自衛隊に対して災害派遣を要請します。 |
| 自衛隊 | ○　部隊を派遣した場合は，知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知 |
| 防災機関 | ○　応援を要する事態の際は，都知事に応援又は応援のあっせんを求めます。<br>○　防災機関相互の応援協力について実施します。<br>○　災害派遣の対象となる事態が発生し，自衛隊の災害派遣を依頼しようとする時は，知事に対して依頼します。<br>○　いとまがない場合は，直接関係部隊へ通報し，速やかに所定の手続を行います。 |

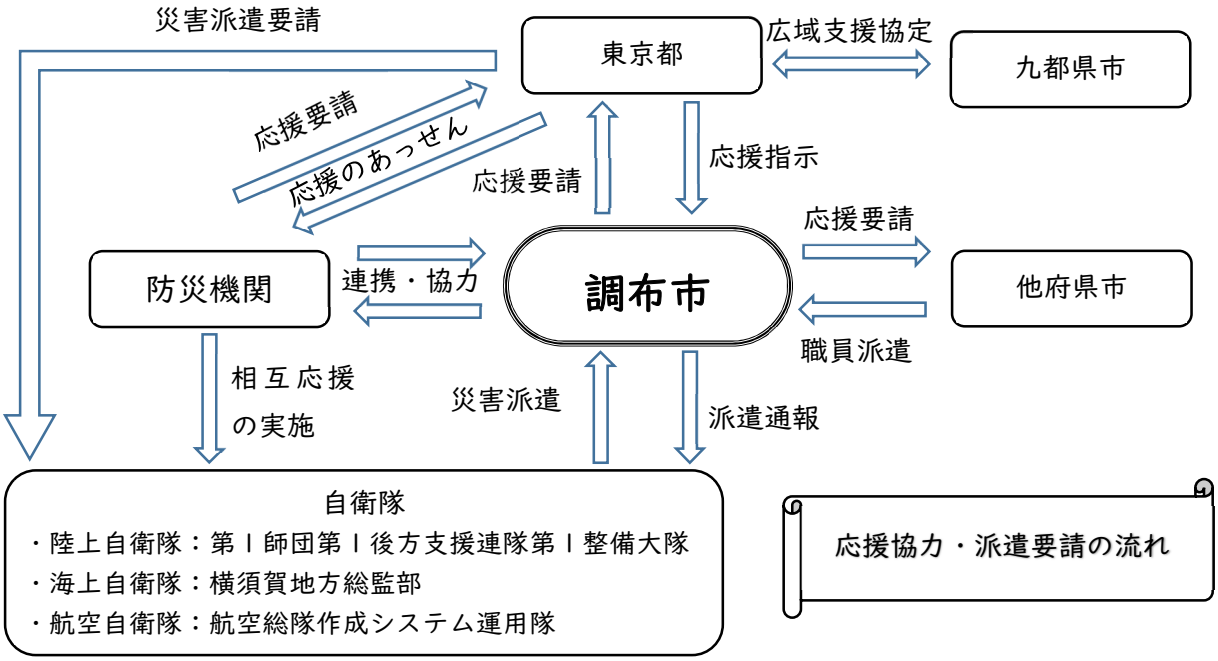


（３）詳細な取組内容

ア　東京都，関係自治体との応援協力

(ｱ) 市は，災害応急対策を実施するために市の人員のみでは十分な災害対応が困難と見込まれる場合，次の方法により他の行政機関に応援等を要請します。

| 要請の根拠 |
| --- |
| ○　災害対策基本法第68条に基づく都知事に対する応援又は災害応急対策の実施要請<br>○　災害対策基本法第67条に基づく他の市町村長に対する応援要請<br>○　その他災害時相互応援協定に基づく応援要請 |

(ｲ) 都知事に応援又は応援のあっせんを求める場合，都本部に対し次に掲げる事項についてまず口頭または電話等をもって要請し，後日文書により改めて処理します。

| 要請の内容 |
| --- |
| ○　災害の状況及び応援を求める理由（災害の情況及びあっせんを求める理由）<br>○　応援を希望する機関名<br>○　応援を希望する人員，物資，資材，機械，器具等の品名及び数量<br>○　応援を必要とする場所，期間<br>○　応援を必要とする活動内容<br>○　その他必要な事項<br>（地域防災計画　資料編　19：受援応援に関する様式） |

(ｳ) 市は，区域内における公共的団体（※）の防災に関する組織の充実を図る

とともに，相互の連絡を密にし，その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備します。

(ｴ) 市は，町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災市民組織，事業所の防災組織等に対しても，組織の充実，連帯協力の強化を図ります。これらの団体の協力業務及び協力方法については，地域防災計画の中で明確化し，災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図ります。

○　これら団体の協力業務として考えられるものは，次のとおりです。
・異常現象，災害危険箇所等を発見した場合に，市区町村その他関係機関に連絡すること
・災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
・震災時における広報広聴活動に協力すること。
・震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
・避難誘導，避難所内被災者の救助業務に協力すること。
・被災者に対する炊き出し，救助物資の配分等に協力すること。
・被災状況の調査に協力すること。
・被災区域内の秩序維持に協力すること。
・罹災証明書交付事務に協力すること。
・その他の災害応急対策業務に協力すること。

※公共的団体とは，地域赤十字奉仕団，医師会，歯科医師会，薬剤師会，農業協同組合，漁業協同組合，森林組合，商工会議所，青年団，婦人会，母の会等です。

イ　広域応援の受け入れ

(ｱ) 応援の受入体制

市は，応援部隊に対し，活動拠点を開設し，受入体制を整えます。

| 実施事項・留意事項 |
| --- |
| ○　情報の提供と応援手段の協議<br>応援を要請した機関に対する市内の災害の進展状況，被害状況，道路交通状況等，応援体制上必要な情報の提供・共有及び応援ルートの選定や活動拠点に関する協議・検討をします。<br>○　応援部隊の誘導等<br>市はあらかじめ周知している活動拠点が被災等により使用できず新たな活動拠点を設置する場合には，応援部隊の市内進入路及び集結地点を選定し，応援部隊を誘導します。<br>また，事前に，ヘリコプター臨時離発着場等の防災上重要な拠点に，上空から識別できる表示をするよう努めます。<br>○　応援部隊の活動<br>市は，応援部隊の活動について必要な指揮又は指示を行います。 |

| 実施事項・留意事項 |
| --- |
| ○　応援部隊の広域応援活動拠点<br>市は，応援部隊の活動拠点をあらかじめ定めておくものとしますが，被災状況その他の事由により，その使用が困難なときは，迅速にその受入れ施設を選定し，自衛隊，警察，消防，行政関係機関，ボランティア，ライフライン事業者等に対して，周知します。<br>市は，会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など，応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮します。また，応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に，公共施設の空きスペース，仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮します。 |

(ｲ) 海外からの支援受入

市は国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には，その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

ウ　各機関の経費負担

災害対策行政経営部

(ｱ) 国，都及び他市区町村から市に派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は，災害対策基本法施行令第18条の規定により対応します。

(ｲ) 関係防災機関等が市に協力した場合の経費負担については，各計画の定めるもののほかは，その都度又は事前に相互に協議して決めます。

エ　広域応援協力

(ｱ) 九都県市における災害時相互応援

| 相互応援の内容 |
| --- |
| ○　東京都の取り組みとして，「九都県市災害時相互応援に関する協定」に基づき，首都圏を構成する九都県市域内で大規模な地震，風水害及びその他災害等が発生又は発生の恐れがある場合には，相互に連絡し合い，災害状況や災害対策本部の設置状況等について把握し，情報連絡体制を確立します。<br>○　また，被災状況に応じ，九都県市共同運営による応援調整本部を設置し，九都県市間の応援を調整します。<br>○　九都県市域内での対応が困難な場合は，「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」に基づき，関西広域連合に応援要請を行います。<br>○　一方，関西広域連合域内で大規模な地震，風水害及びその他災害等が発生又は発生する恐れがある場合には，同協定に基づき，応援を実施します。 |

(ｲ) 遠隔市との災害時相互応援（甲州街道サミット等）

| 相互応援の内容 |
| --- |
| ○　広域連携体制として，市は遠隔市との間で災害時相互応援に関する協定を締結しており，独自では十分な応急措置が実施できない場合に，被災都市の要請に応え，災害を受けていない都市が相互に救援協力し，被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することとしています。<br>○　食料・飲料水・生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供，被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供等を実施します。<br>○　応援を要請する都市は，被害の状況や必要な物資・資機材の品名・数量等の事項を明らかにし，口頭・電話又は電信により代表市へ応援を要請し，後日，文書を送付します。 |

(ｳ) 応急対策職員派遣制度

| 相互応援の内容 |
| --- |
| ○　本制度は，「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき，大規模災害発生時に総務省及び関係団体（全国知事会，全国市長会，全国町村会，指定都市市長会）で構成される応援職員確保調整本部にて，被災市区町村ごとに被災区域ブロック内の都道府県又は指定都市を対口支援（カウンターパート）団体として決定し，対口支援団体等による応援職員の派遣を実施するものです。（第一段階支援）<br>○　対口支援団体としての支援は，都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村が一体となって行います。<br>○　対口支援団体等による第一段階支援だけでは対応が困難である場合又は困難であると見込まれる場合，全国の地方公共団体による支援を実施します。（第二段階支援）<br>○　被災市区町村は，自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に東京都を通じて，総務省に対し，災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請します。 |

オ　自衛隊への災害派遣要請

(ｱ) 都知事への派遣要請の求め

市長は，地震により災害が発生し，人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合，都知事に対し自衛隊災害派遣の要請を求めます。

(ｲ) 派遣要請の取り止め

事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡します。

(ｳ) 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して，次のような方法がありま

す。

| 区分 | 範　囲 |
|---|---|
| 都知事の要請によるもの | ○　災害が発生し，都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果，派遣される場合<br>○　災害に際し，被害がまさに発生しようとしている場合で，都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果，派遣される場合<br>○　災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合で，市区町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて，都知事に対して災害派遣を要請するよう求め，これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果，派遣される場合 |
| 都知事が要請するいとまがない場合のもの | ○　災害に際し，通信の途絶等により，都知事との連絡が不能である場合に，市区町村長または警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け，直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合<br>○　災害に際し，通信の途絶等により，都知事との連絡が不能である場合に，部隊による収集その他の方法により入手した情報から，直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合<br>○　災害に際し，関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため，自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合<br>○　災害に際し，自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に，当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合<br>○　災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合<br>○　庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し，自衛隊が自主的に派遣する場合 |

(ｴ) 自衛隊との連絡

| 連絡の内容 |
|---|
| ○　総合防災安全課及び自衛隊は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合は，各種情報を迅速，的確に把握し，相互に絶えず情報の交換をします。<br>○　市は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合は，陸上自衛隊第１師団第１後方支援連隊，（海上自衛隊横須賀地方総監部，航空自衛隊作戦システム運用隊本部）に対し，連絡員の派遣を要請します。<br>○　災害の規模が甚大な場合，自衛隊は，自衛隊災害派遣業務を一元的に調整し，また迅速化を図るため，都庁内に自衛隊現地調整所（東部方面総監部）を設置します。 |

(ｵ) 災害派遣部隊の受入体制

| 受入体制 |
| --- |
| ○　市長は，自衛隊の活動が他の災害復旧機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮します。<br>○　市長は，いかなる状況において，どのような分野（救助，救急，応急医療，緊急輸送等）について，派遣要請を行うのか，平常時より計画しておくとともに，必要な資器材を準備し，また，施設の使用に際して管理者の了解を得ます。<br>○　救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は，市は解体業者等の協力を得て，確保に努めます。<br>○　市長は，派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう，自衛隊の活動拠点，ヘリポート及び宿舎等必要な設備について，その候補地を平素から計画しておくとともに，災害時には，速やかにその施設等の被害状況，使用の可否を確認し，協議の上，使用調整を実施し部隊に通報します。<br>○　市長は，派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう宿舎等必要な設備を可能な限り配慮します。<br>○　派遣部隊の仮泊地は，地域防災計画資料編21「自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地一覧表」に示す予定地の中から，派遣部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう考慮し，その都度決定します。現在，自衛隊仮泊予定地は，市内避難所と重複していますので，避難者の状況に応じ自衛隊と調整しつつ選定することとします。<br>○　主たる災害地域に近い仮泊地が必要である場合は，自衛隊と調整し別に選定することとします。 |
| 地域防災計画資料編　20：災害派遣要請の手続等及び災害派遣部隊の受入態勢 |

(ｶ) 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

市長は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は，民心の安定，民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班（員）又は現地調整所と協議して行います。

| 協議の内容 |
| --- |
| （経費の負担）<br>○　自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は，原則として派遣を受けた機関が負担するものとし，２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は，関係機関が協議して定めます。<br>○　これによりがたい場合には，市長は，都知事と調整のうえ，自衛隊と協定を締結します。<br>・派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費，借上料及び修繕費 |

| 協議の内容 |
| --- |
| ・派遣部隊の宿営に必要な土地，建物，岸壁，曳船等の使用及び借上料<br>・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等<br>・天幕等の管理換に伴う修理費<br>・島しょ部に係る輸送料等<br>・その他救援活動の実施に要する経費で，負担区分に疑義がある場合は，自衛隊と協議します。 |

(ｷ) 自衛隊の災害派遣部隊の活動内容

| 区分 | 活動内容 |
| --- | --- |
| 被害状況の把握 | ○　車両，航空機等の手段によって情報収集活動を行い，被害の状況を把握します。 |
| 避難の援助 | ○　避難指示等が発令され，避難，立ち退き等が行われる場合で必要があるときは，避難者の誘導，輸送等を行い，避難を援助します。 |
| 避難者等の捜索援助 | ○　安否不明者，負傷者等が発生した場合は，通常他の救援活動に優先して捜索活動を行います。 |
| 水防活動 | ○　堤防，護岸等の決壊に対しては，土のうの作成，運搬，積み込み等の水防活動を行います。 |
| 消防活動 | ○　火災に対しては，利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって，消防機関に協力して消火に当たります。（消火薬剤等は，通常関係機関の提供するものを使用） |
| 道路又は水路の機能確保 | ○　道路若しくは水路が損壊し，又は障害がある場合は，それらの障害物除去に当たります。 |
| 応急医療，救護及び防疫 | ○　被災者に対し，応急医療，救護及び防疫を行います。（薬剤等は，通常関係機関の提供するものを使用） |
| 人員及び物資の緊急輸送 | ○　緊急患者，医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施します。この場合において航空機による輸送は，特に緊急を要すると認められるものについて行います。 |
| 被災者生活支援 | ○　被災者に対し，炊飯，給水，入浴及び宿泊等の支援を実施します。 |
| 救援物資の無償貸与又は譲与 | ○　防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第１号）に基づき，被災者に対し，救援物資を無償貸付又は譲与します。 |
| 危険物の保安及び除去 | ○　能力上可能なものについて火薬類，爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施します。 |

| 区分 | 活動内容 |
|---|---|
| その他臨機の措置等 | ○　その他，自衛隊の能力で対処可能なものについては，臨機に所要の措置をとります。<br>○　災害対策基本法第63条第３項，第64条第８項から第10項まで及び第65条第３項に基づき，市区町村長，警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り，自衛隊は市区町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとります。 |
| 地域防災計画資料編　21：自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地一覧表<br>地域防災計画資料編　22：ヘリコプター発着可能地点一覧表<br>地域防災計画資料編　23：陸上自衛隊航空機能力基準（自衛隊）<br>地域防災計画資料編　24：ヘリコプター発着場基準及び表示要領 | |

カ　警察災害派遣隊の派遣要請

警視庁

大規模な災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合における警察災害派遣隊の派遣に関し，東京都公安委員会は，警察庁または他の道府県公安委員会に対して援助の要求を実施します。

キ　緊急消防援助隊に対する応援要請

東京消防庁

消防総監等は，震災，水災等の大規模災害等の状況により，現有する消防力等だけでは十分な対応がとれないと判断したときは，速やかに知事に対して，緊急消防援助隊の応援要請を行います。

ク　ＤＭＡＴ等の要請及び受入れ

市は，災害の程度により必要がある場合は，都に対して医療救護の協力を要請するとともに，ＤＭＡＴ等（ＤＰＡＴ，ＤＨＥＡＴ）の派遣を要請します。また，ＤＭＡＴを要請した場合は，受入体制を確立するとともに，活動が円滑に行われるよう支援します。

ケ　緊急災害対策派遣隊，情報連絡員の要請及び受入れ

市は，災害による重大な被害が発生し，又は発生するおそれがある場合は，「災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）」に基づき，国（関東地方整備局）に情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請します。

国は，市からの要請を受け情報連絡員を市に派遣し，情報交換を行うとともに，必要に 応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）※を派遣します。なお，国は，市の被害状況等を勘案し，必要と認める場合は，要請を待たずに情報連絡員の派遣や必要な支援 を行います。

市は，国の情報連絡員や緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が派遣される場合は，受入体制を確立するとともに，活動が円滑に行われるよう支援

します。

※大規模な自然災害等に際して，被災自治体が行う被災状況の迅速な把握，被害の拡大の防止，被災地の早期復旧等に対する専門的・技術的な支援を行うための派遣

コ　気象庁防災対応支援チーム（ＪＥＴＴ）の派遣

気象庁は，大規模災害発生時，市町村の災害対策本部等へ気象庁防災対応支援チーム（ＪＥＴＴ）として気象庁職員を派遣します。現場のニーズや各機関の活動状況を踏まえ，気象等の細かな解説を行い，市や防災関係機関の防災対応を支援します。なお，緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の一員として活動します。

サ　内閣府調査チームの派遣

国は，大規模な被害が想定される場合，必要に応じて直ちに内閣府調査チームを派遣し， 被害状況の迅速な把握，市の支援を行います。

シ　海外からの救援部隊の受入れ

東京都は，平成13年から都内の米軍施設を総合防災訓練に活用し，平成18年からは米軍と連携して総合防災訓練を実施しています。災害時の米軍の有用性については，東日本大震災におけるトモダチ作戦において実証されております。東京都は，在日米軍との連携を進めており，今後も，米軍による災害時支援の要請・受入れを円滑に行うため，実効性のある仕組みづくりを進めていく予定です。このことから，災害時は，調布市内でも米軍をはじめ，海外の派遣部隊が活動することが予想されます。

| | 受入内容 |
|---|---|
| 在日米軍の活動 | ○　東京都は，地震により災害が発生し，人命又は財産の保護のために在日米軍の支援の必要があると認めた場合は，国を通じて在日米軍に対し支援を要請します。災害時の支援としては，次の内容などが考えられます。<br>・他県及び海外からの救助隊の受入れと搬送，傷病者の搬送<br>・支援物資等の受入れと搬送<br>・都内で被災した遠隔地からの旅行者等の輸送<br>・島しょ地域における艦船及び航空機による救援物資等の輸送<br>・捜索救助活動 |

| | 受入内容 |
|---|---|
| その他海外からの救援部隊等 | ○　海外からの支援の受入れは，政府の緊急災害対策本部及び現地対策本部が調整窓口となって行います。緊急災害対策本部の連絡窓口は都本部となり，活動規模等が市本部に通知されます。<br>○　都は，海外からの救援部隊等による支援の申し出があった場合，次のことを確認した上で，支援受入れの必要性等を判断します。<br>・協力の内容<br>・救援部隊等規模<br>・活動期間<br>・入国上の規制<br>・警視庁，東京消防庁等の関係機関の意向等<br>○　受入れの必要がある場合は，国と受入方法，活動の内容等を調整し，受入れが決定されます。 |

## ４　応急活動拠点の調整

（１）対策内容と役割分担

市は，応援部隊が災害応急活動等を効果的効率的に取り組むため，自衛隊の活動拠点，輸送拠点，ヘリコプター離発着場を設けています。

また，都も自衛隊，警察災害派遣隊（警察），緊急消防援助隊（消防），その他の広域支援・救助部隊等の多摩地域における活動拠点，ヘリコプターの離発着場を設定していますので，これら部隊が効果的効率的に活動に取り組むため，市本部は，都，国，活動部隊との緊密な連携・調整を実施します。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都本部 | ○　オープンスペースや航空機の使用について，必要に応じて，総合的に調整 |
| 市本部 | ○　都本部の計画する災害応急対策との吻合を図った，活動計画の立案<br>○　活動拠点，オープンスペースの状況把握と都との共有<br>○　現地応援部隊との具体的な調整<br>○　新たな使用可能オープンスペースが確保できた際の，都本部との共有，使用計画の立案 |

（２）調布市内の応急活動拠点等

| | 調布市内の活動拠点（候補地） |
|---|---|
| 東京都が定めるもの | １　大規模救出救助活動拠点<br>(1)　神代植物公園（調布市深大寺元町５）<br>(2)　武蔵野の森公園（府中市朝日町３）<br><br>２　医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場（拠点病院から概ね5㎞以内）<br>調布市民野球場（災害拠点病院：東京慈恵会医科大学附属第三病院）<br><br>３　災害時臨時離着陸場<br>多摩川河川敷，小中学校等22か所（東京都地域防災計画による）<br><br>４　航空輸送拠点<br>調布飛行場（調布市西町 290-3）<br><br>５　地域内輸送拠点<br>東京スタジアム（調布市西町 376-3） |

| | 調布市内の活動拠点（候補地） |
|---|---|
| 調布市が定めるもの | 1　自衛隊等活動拠点<br>市内小中学校28か所及び市内都立高校等（東京都と要調整）のオープンスペース<br><br>2　大型拠点倉庫<br>（1）大町防災倉庫（大町スポーツ施設）<br>（2）小島町防災倉庫<br>（3）東京スタジアム（東京都との協定により一部区画を使用）<br><br>3　ヘリコプター発着可能地点<br>小中学校校庭28か所，大町スポーツ施設 |

## 5　ヘリコプター等の運用

（1）基本的考え方

災害時には，都内，市内の道路交通は建物の崩壊，滞留，事故渋滞等により寸断が予想されます。

被災状況に関する情報の収集，救助活動，負傷者の救急搬送，緊急輸送物資の輸送，人員の搬送等の緊急の応急対策については，調布市内にある調布飛行場，ヘリコプター等離発着場となる候補地を活用したヘリコプター等の広域的かつ機動的な運用が各種活動を効果的なものにしていくこととなります。

市本部は，ヘリコプター等の運用について都本部と緊密に連携，状況によっては市本部独自に航空機運用部隊と連携することによって災害応急対策に取り組みます。

（2）主な活動

陸上の道路交通の寸断等の発生に伴う災害の応急対策を円滑，効果的に実施するため，必要に応じ，都にヘリコプター等の出動を要請するとともに，離発着場の選定及び必要な人員配置等適切な措置を行います。

（3）ヘリコプター等要請要領

ア　要請の基本

陸上の道路交通の寸断等が発生した場合，被災状況に関する情報の収集，救助活動，負傷者の救急搬送，緊急輸送物資の輸送，人員の搬送等の緊急の応急対策を実施するためのヘリコプター等の運用を都本部へ要請します。

イ　要請要領

(ｱ) 市は災害の要請にあたり，次の事項について可能な限り調査し，急を要する場合は，口頭で要請します。

（文書による手続きが必要な場合は，以後速やかに行います。）

| 要請の際に調整すべき事項 |
| --- |
| ○　災害の状況と活動の具体的内容（消火，救助，救急搬送，調査，人員・物資輸送等）<br>○　活動に必要な資機材等<br>○　ヘリコプター等離発着場（名称，住所，広さ）及び給油体制の状況<br>○　要請者，現場責任者及び連絡方法<br>○　資機材等の準備状況<br>○　気象状況<br>○　ヘリコプター等の誘導方法<br>○　他のヘリコプター等の活動状況<br>○　その他必要な事項 |

(ｲ) 都と連携して適切な離発着場を選定し，必要な人員の配置，散水，危険防止のための適切な措置を行います。
(ｳ) 傷病者の搬送の場合は，救急車及び収容先病院等について手配します。
(ｴ) 連絡責任者は，ヘリコプター等離発着場で待機し，必要に応じ機長等との連絡にあたります。
(ｵ) ヘリコプター等離発着場については，散水や安全確保のための要員配置について配慮します。
(ｶ) 負傷者の搬送にあたっては，救急車及び収容先病院等を手配します。

## 6　災害救助法関係

災害による被災者を救助するため，関係機関との連携・協力のもと応急的に必要な支援等を実施することにより，被災者の保護と社会の秩序の保全を図ります。

### （１）災害救助法の適用

市長は，調布市の災害の程度が災害救助法（以下「救助法」という。）の適用基準のいずれかに該当し，または該当する見込みがある場合は，直ちにその旨を都知事に報告し，救助法第２条の規定に基づく救助を要請します。

ア　災害救助法の適用基準

| |
| --- |
| ○　市内において住家の滅失した世帯数が100世帯以上の場合<br>○　都内の住家の滅失した世帯数が2,500世帯以上であって，市内の住家の滅失した世帯数が50世帯以上の場合<br>○　都内の住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上である場合<br>○　災害が隔絶した地域で発生したものである等，災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって，多数の住家が滅失した場合<br>○　多数の者が生命又は身体に危害を受け，又は受けるおそれがある場合<br>（細部は「地域防災計画　資料編　12：災害救助法の適用基準等」） |

（注）住家の滅失した世帯，すなわち全壊（焼），流出等の世帯を標準としているので，半壊（焼）等，著しい損傷を受けた世帯については，２世帯で１の世

帯とし，床上浸水，土砂のたい積等により，一時的に居住不能となった世帯については，３世帯で１の世帯とみなします。

イ　適用の手続き

災害に際し，市内における災害が前記「ア 適用基準」のいずれかに該当し，又は該当する見込があるときは，市長は直ちにその旨を都知事に報告します。

また，市長は，災害の事態が急迫して都知事による救助の実施を待つことができないときは，都知事が行う救助の補助として，災害救助法の規定による救助に着手し，その状況を事後速やかに都知事に情報提供します。

細部は，「地域防災計画資料編　13：災害報告様式」，「地域防災計画資料編　14：日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）」によるものとします。

（２）災害救助法における救助の種類

○　避難所，応急仮設住宅の供与
○　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
○　被服，寝具その他生活必需品の給与又は貸与
○　医療及び助産
○　被災者の救出
○　被災した住宅の応急修理
○　学用品の給与
○　埋葬
○　死体の捜索
○　死体の処理
○　障害物の除去
○　応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

※細部は，「地域防災計画資料編　15：災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都・市区町村）」によるものとします。

# 第６章　情報通信の確保

本章における対策の基本的考え方

**○　情報通信の重要性と対策内容の基本的考え方**

被災状況などの災害関連情報は，関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開するうえで欠かせません。このような必要な情報を伝達するためには，災害発生時に機能する通信網を確保していく必要があります。さらには，行政機関等における通信だけではなく，家族との安否確認のための情報通信も，災害発生時の混乱を避けるために必要となります。

そのため，災害発生後の情報通信の確保に向け，防災機関等の相互の通信，市民及び外国人を含めた来訪者への情報提供，住民相互の情報伝達についての対策を推進していきます。

**○　現在の対策の状況**

市はこれまで，行政機関内の情報連絡や外部機関との情報連絡体制の確保として，携帯無線，電話機器を整備するとともに，情報共有のための各種ネットワークシステムを導入してきました。

また，調布市ホームページ，防災行政無線，調布ＦＭ，メールやＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を活用し住民等への情報発信を行っているところです。

加えて，通信事業者による各種の「安否確認アプリケーション」「災害対応アプリケーション」の普及啓発を実施しています。

**○　新たな被害想定を踏まえた課題**

令和４年５月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では，固定電話の不通，停電などの被害及び携帯電話の不通が想定されています。

こうした想定を踏まえ，平常時に使用している一般電話の通信網だけではなく，災害発生時に備え，メールやＳＮＳを含めた多様な通信手段による通信網の確保に取り組む必要があります。

**○　主な対策の方向性と到達目標**

・　行政機関内の情報連絡，外部機関との情報連絡体制の整備
　→　＜到達目標＞　現行の体制を踏まえた各種代替手段の確保
・　住民等への情報提供
　→　＜到達目標＞　調布市ホームページ，ＳＮＳなどによる情報提供体制の整備
・　住民相互の情報収集・確認等
　→　＜到達目標＞　携帯端末を活用した災害用伝言サービスの充実

## *第１節*　現在の到達状況

### １　行政機関内の情報連絡，外部機関との情報連絡体制

（１）行政機関内の情報連絡や外部機関との情報連絡体制の確保用

・加入電話，庁内電話
・東京都防災行政無線網
・防災行政無線（移動系）
・ＭＣＡ無線
・災害時優先機能付電話（庁内有線電話41回線，携帯電話５回線）
・衛星電話２回線

（２）庁内体制の強化用

・職員参集メール
・ＬｏＧｏチャット

（３）緊急情報収集用

・東京都災害情報システム（ＤＩＳ：Disasiter Information System）
・広域災害・救急医療情報システム
（ＥＭＩＳ：Emergency Medical Imformation System ）
・全国瞬時警報システム（Ｊアラート）
・緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Net）
・各種ＳＮＳアプリケーションソフト

### ２　住民等への情報提供体制

・防災行政無線（同報：無線塔及び戸別受信機）
・防災フリーダイヤル
・調布市防災・安全情報メール，
・緊急速報メール
・調布市公式ホームページ
・ＳＮＳ（Ｘ（旧ツイッター），フェイスブック）
・Ｖａｃａｎ
・ケーブルテレビ
・調布ＦＭ等

### ３　住民相互の情報収集・確認等

通信事業者による災害用伝言ダイヤル等の安否確認サービスの提供及び安否確認方法の普及啓発を実施しています。

## *第２節*　課題

| 被害想定 | 想定される最大被害 | |
|---|---|---|
| | 多摩東部直下地震M7.3 | 都心南部直下地震 |
| 通信不通回線率 | 2.9% | 4.0% |
| 停電率 | 9.3% | 11.9% |
| 被害状況は，以下のように定量化可能な被害が限定的であり，実際には，さらなる被害拡大と復旧の長期化の可能性が高い点に留意が必要です。<br>電力被害：配電設備被害による停電率<br>通信被害：配電網被害による不通回線 | | |

### １　機関内の情報連絡，外部機関との情報連絡体制

震災時に，電話，ＦＡＸ等の通信手段の機能が大きく低下すると，行政機関内部及び外郭団体や協力機関等との情報連絡に影響を及ぼすおそれがあります。

そのような状況下では，市内の被害状況や各部の対応状況等について，情報の一元化がスムーズに行われなくなり，被害の全容が速やかに把握できず，その後の応急・復旧活動に大きな支障が生じるおそれがあります。

### ２　住民等への情報提供

停電等が起こると，防災行政無線（同報系）をはじめ，様々な情報提供手段に影響を及ぼし，震災等に関する情報を市民等に適切に提供できなくなるおそれがあります。

### ３　住民相互の情報収集・確認等

「調布市民意識調査報告書（令和４年度版）」によると，「家族の安否確認の方法や連絡先など，災害時の対応について家族と話し合っている」について，「十分に取り組んでいる」と「少し取り組んでいる」の合計は58.1%であり，引き続き災害用伝言ダイヤルや携帯電話用の災害伝言板等の活用・普及を図る必要があります。

## *第３節*　対策の方向性

### １　行政機関内の情報連絡，外部機関との情報連絡体制

防災行政無線のデジタル化による機能強化に加え，それを補完するＭＣＡ無線や専用電話，衛星携帯電話等多様な情報連絡手段を維持・確保することにより行政機関内及び外部機関との重層的な情報連絡体制を構築します。

### ２　住民等への情報提供

住民等への情報提供を円滑にすべく，ホームページ，ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールの活用を推進します。

また，要配慮者や帰宅困難者など住民のニーズにあわせた情報提供方法等の構築を図っていきます。

### ３　住民相互の情報収集・確認等

災害用伝言ダイヤルや携帯電話等の災害伝言板の普及啓発及びこれらの安否確認ツールの利用経験を促進していく必要があります。

## *第４節*　到達目標

### １　行政機関内の情報連絡，外部機関との情報連絡体制の確保

防災行政無線，それを補完するＭＣＡ無線など各々の通信手段の特性を活かし，効果的な通信ネットワークを整備します。

また，行政機関内・外部機関とより確実な情報連絡体制を確保するため，防災情報を、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）(※) に集約できるよう努めます。

※総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）

災害情報を地理空間情報として共有するシステムです（令和６年４月に運用開始）。

災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的としています。

### ２　住民等への情報提供機能の構築・強化

ホームページ等の既存システムの機能強化や，ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールの活用を推進します。

また，要配慮者や帰宅困難者等に配慮し，住民のニーズにあわせた情報提供方法の構築を目指します。

### ３　住民相互の情報収集・確認等

災害用伝言ダイヤルや携帯電話等の災害伝言板の普及啓発を図り，安否確認ツールを利用する市民の割合を増加させます。

## *第５節*　具体的な取組

# 【予防対策】（地震前の行動）

**１　関係機関相互の情報通信連絡体制の整備　３　住民相互の情報連絡等の環境整備**
**２　住民等への情報提供体制の整備**

### １　関係機関相互の情報通信連絡体制の整備

総合防災安全課

地震等の災害発生時には有線電話等の途絶により，情報伝達が一時的に不通になるなどの障害が発生することが予想されます。このため，都や防災関係機関等との情報伝達・収集手段の確保が必要となることから，市では防災行政無線（移動系）やＭＣＡ無線をはじめ，複数の通信手段の整備を進めていきます。

また，通信が途絶している地域で部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し，衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用に努めます。

（１）関係機関との情報伝達・収集手段

ア　防災行政無線

防災行政無線には，「中央防災行政無線」，「都道府県防災行政無線」，「市町村防災行政無線」等があり，調布市には東京都が整備するシステムと調布市が整備する２つの防災行政無線システムがあります。

(ｱ) 中央防災無線

国の災害対策を円滑に実施するため，内閣府を中心に指定行政機関等（中央省庁等），指定公共機関（ＮＴＴ，ＮＨＫ，電力等）及び立川広域防災基地内の防災関係機関（東京都立川地域防災センター等）を結ぶ無線通信網です。

(ｲ) 東京都防災行政無線（固定通信系）

都本部と市本部及び防災関係機関（土木事務所等）を地上固定通信網で結ぶシステムです。各端末間は，多重通信回線（ＶＨＦ／ＵＨＦ帯）を使った通信路によって結んでいます。災害時には通信統制や一斉情報伝達機能も利用でき，平常時には通常の電話と同じように利用することが可能なシステムです。

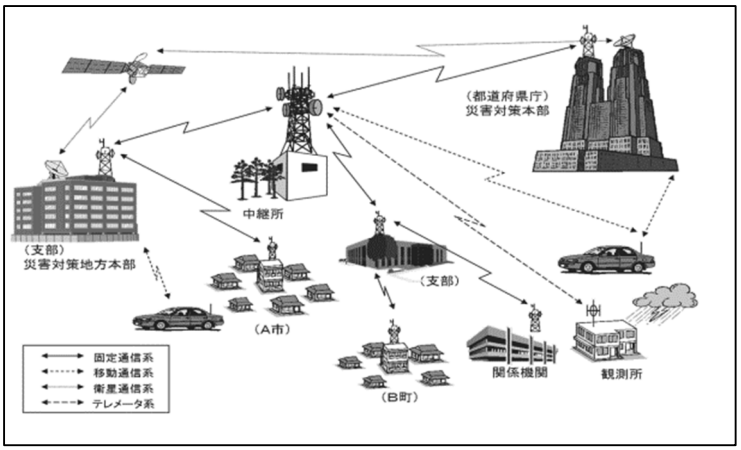


都道府県防災行政無線
（総務省ホームページより）

(ｳ) 調布市防災行政無線

調布市が整備する防災行政無線は，「固定（同報）系」及び「移動系」で構成されており，災害が発生した場合，市が災害情報の収集を行うほか，地域住民に対して直接情報伝達を行うことを目的として設置する無線通信網です。

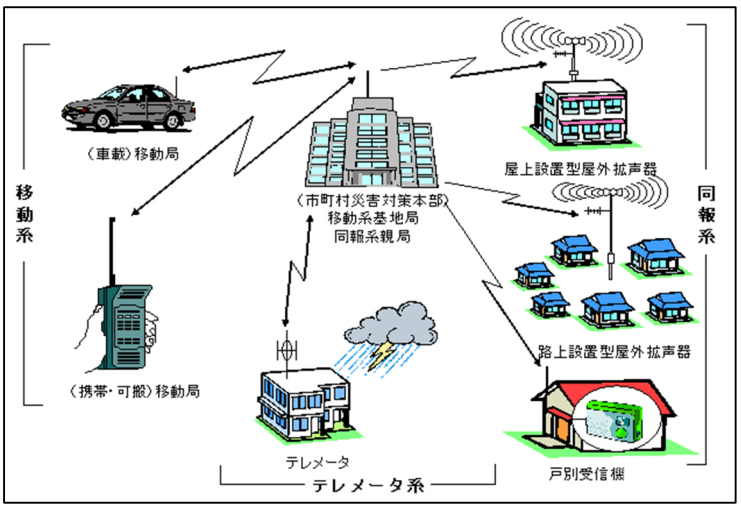


市町村防災行政無線
（総務省ホームページより）

| 細　部 |
| --- |
| 【固定（同報系）防災行政無線】<br>　屋外拡声器や戸別受信機を介して，市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムです。<br>○　親局／遠隔制御局<br>　市本部に設置された無線局で，屋外子局及び戸別受信機宛に音声情報を発信<br>○　屋外子局（115局）<br>　屋外に設置されている無線塔であり，親局からの音声情報を放送<br>○　戸別受信機（135局）<br>　室内設置型無線受信機で，親局から発信された情報を受信し伝達<br><br>【移動系防災行政無線】<br>　車載型や携帯型の移動局と市本部との間で通信を行うもので，同報系が市と住民との通信手段であるのに対して，移動系は主として行政機関内の通信手段といえます。<br>○　基地局<br>　市本部（総合防災安全課）<br>○　陸上移動局<br>・半固定機（77局）　避難所，市関係各課・防災関係機関等<br>・携帯機　（64局）　市関係機関等<br>・車載機　（60局）　消防団車両，市関係各課・防災関係機関車両 |

イ　ＭＣＡ無線

　ＭＣＡ無線はデジタル方式の無線であり，同時並行的に複数の利用者が通話可能となる通信機器です。

　今後は保守整備が終了することとなっており，防災行政無線（移動系）へと運用移行が進められています。

ウ　災害時優先機能付電話

　発信が一般電話より優先して扱われ輻輳の影響を受けにくい回線として，災害時優先機能付電話を保有しています。

| 保有場所等 |
| --- |
| ○　庁内有線電話（41回線）：各部署に回線割り当て<br>○　携帯電話　　（５回線）：市本部（総合防災安全課）<br>○　衛星電話　　（２回線）：市本部（総合防災安全課） |

エ　東京都災害情報システム（ＤＩＳ：Disasiter Information System）

　本システムは，被害箇所や気象情報，被害想定などの防災基礎情報を地図情報上にレイヤ表記し，作戦地図機能を活用することで災害対策の意思決定を支援することができるシステムです。

平素は，市に割当てられたアカウント名等によりログインし，東京都が気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報,ＳＮＳに投稿された災害情報を防災機関等との間で共有します。

災害時には，都，市町村，各防災機関等から収集した被害情報，災害応急対策等の情報が一元的に管理されており，災害対策活動に活用することができるシステムです。

オ　広域災害・救急医療情報システム
（ＥＭＩＳ：Emergency Medical Imformation System ）

災害時に被災した都道府県を超えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し，被災地域での適切な医療・救護にかかわる情報を集約・提供する，構成労働省が運営するシステムです。

ＥＭＩＳでは，ＤＭＡＴ，医療救護班，医療機関，都本部や市本部，保健所，消防機関なども活用することで情報を共有し円滑な連携が行われます。

（２）その他情報連絡システム

ア　市公式ホームページ

災害時のアクセス集中に強く，外国語対応を迅速に行うための自動翻訳機能を持った調布市防災ホームページを整備し，災害時は適時適切に災害情報を配信します。

イ　職員参集メール

災害発生時に職員を参集させ，庁内の防災態勢を早期に構築するためのメール連絡システムです。総合防災安全課から職員の携帯電話等に，震度情報・気象情報を適時配信するとともに，職員の安否・参集の可否等について把握するものです。

ウ　全国瞬時警報システム（Ｊアラート）

気象庁から送信される気象関係情報や，内閣官房から送信される有事関係情報を，人工衛星を利用して地方公共団体に送信し，市町村の同報系防災行政無線等を自動起動するシステムです。

消防庁からは，情報番号，対象地域コード情報等を送信し，全地方団体が受信します。地域コードに該当する地方団体のみにおいて，情報番号に対応する，あらかじめ録音された放送内容の自動放送が行われます。

エ　緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎet）

総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）を利用して，国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので，メッセージを強制的に相手側に送信し，迅速・確実に緊急を要する情報等が伝達されます。この際，配信先へのアラーム等による注意喚起，メッセージの送達確認，添付資料の閲覧確認が可能です。なお，従来どおりＦＡＸによる情報伝達も並行して行われます。

オ　災害情報共有システム（Ｌアラート）

Ｌ(Local)アラートは，総務省が普及・活用を推進するシステムで，地方公共団体等が発出した避難に係る情報等の災害関連情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで，住民の方々への伝達を可能とするシステムです。市本部では，ＤＩＳと連接されたＬアラートシステムに災害情報を入力し，関係部署と情報共有を図ります。

配信された情報は，テレビ画面の「Ｌ字型画面」，「データ放送」，インターネットプロバイダーによる「Yahoo！災害情報」，訪日外国人向け災害情報通知アプリ「Safety tips」等により災害情報を得ることができます。

カ　計測地震計

市は，住民に正確な情報を提供できるよう，震度５弱以上の地震が起こった場合，計測震度計と防災行政無線（同報系）が連動して放送を行うとともに，観測したデータは，東京都及び気象庁へ伝達されるシステムになっています。

キ　ラジオによる災害情報共有

市は，ラジオによる市民への災害情報伝達のため，調布ＦＭとの間で協定を締結しています。また，職員がラジオにより災害情報を把握・共有できるよう，庁内各部署にラジオ端末機を配布しています。

## ２　住民等への情報提供体制の整備

地震等の災害発生時には，通信機能が途絶する可能性が高く，適切な情報が不足することから，多くの混乱が予想されます。

市は，多くの市民の方々に適切な情報を円滑に提供できる体制をこれからも構築していきます。特に個別ニーズへの対応として，要配慮者に対しては，①文字情報による伝達，②音声情報による伝達，③マンパワーによる伝達等，要配慮者の状況に応じ，市からの情報が迅速かつ速やかに伝達できる手段の構築を進めていきます。

また，外国人の方々には多言語及びやさしい日本語，ユニバーサルデザインのサイン等での情報提供方法を構築し，調布市国際交流センターと連携して平常時から情報提供を進めていきます。

### （１）防災行政無線

総合防災安全課

「１　関係機関相互の情報通信連絡体制の整備」を参照

なお，平成23年度から防災行政無線（同報系）の放送内容をフリーダイヤルで確認することができる防災フリーダイヤルを導入しています。

### （２）メールシステム

総合防災安全課

ア　調布市防災・安全情報メール

事前に登録した市民に，地震情報等の災害に関する情報，事件・事故等の生活安全に関する情報や市からの緊急情報等を配信します。

イ　緊急速報メール（エリアメール）

携帯電話４社（NTTドコモ，KDDI，Softbank，楽天モバイル）の通信網を利用し，市内にいる携帯電話ユーザーに対し，緊急情報を一斉配信することができるシステムです。

（３）調布ＦＭ

調布ＦＭは，災害時には協定に基づき市と協力して災害情報を放送します。

また，緊急時には，市が放送割込システムを活用することにより，被害状況等を迅速に提供することが可能となっています。

（４）アマチュア無線

「災害時における非常無線通信の協力に関する協定」に基づき，災害情報の収集伝達の必要がある時は，調布市アマチュア無線クラブに対して，協力を要請し，災害情報の収集，伝達を依頼します。

（５）広報車，伝令等による伝達

いずれの通信システムによっても情報伝達が困難な場合は，広報車，伝令によるスピーカーを使用した音声伝達，消防車による巡回放送，掲示板の活用，チラシの配布等をもって情報伝達を行います。

（６）その他

・情報提供手段の多様化
・要配慮者に配慮した情報提供

## ３　住民相互の情報連絡等の環境整備

（Ｉ）対策内容と役割分担

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| 総務部<br>（総合防災安全課） | ○　市民相互に安否確認が取れる環境を整え，市民が事前にその方法を熟知するよう普及を推進 |
| 通信事業者 | ○　安否確認手段の確保及び周知<br>○　通信設備及び通信回線の確保に向け，施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進 |
| 鉄道事業者 | ○　駅における情報提供体制の整備<br>○　ホームページやＳＮＳ等を利用した情報提供体制の整備 |

（２）詳細な取組内容

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| 総務部<br>（総合防災安全課） | ○　市民が日頃から，安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう周知<br>○　帰宅困難者に対する情報提供のため，一時滞在施設等において，無線ＬＡＮ等の通信の多様化を推進<br>○　ＳＮＳを含めたソーシャルメディアなど多様な通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進 |
| 通信事業者 | ○　安否確認手段の確保，都民向け通信基盤の充実や耐震化<br>○　広く住民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知<br>○　早期復旧に向けた取組内容について周知<br>○　通信設備及び通信回線について，耐震化<br>○　基幹の通信回線の冗長化<br>○　電気通信設備について，非常用電源の長時間化 |
| 鉄道事業者 | ○　駅での情報提供やホームページ及びＳＮＳ等を利用した情報提供など発災時における利用者への情報提供体制を整備 |

# 【応急対策】（地震直後の行動）

| | |
|---|---|
| １　防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報） | ３　広報体制 |
| | ４　広聴体制 |
| ２　防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等） | ５　住民相互の情報連絡等 |

【主な機関の応急復旧活動】

| 機関名 | 発災　1h　24h　72h<br>初動態勢の確立期　即時対応期　復旧対応期 |
|---|---|
| 市 | ○情報収集 →<br>○報道発表<br>○関係機関の協力の確保<br>○関係機関との通信手段の確保<br>○被害状況の把握 →<br>○広報活動の実施 →<br>○臨時相談所の設置 |
| 調布警察署 | ○情報収集<br>○関係機関との情報連絡 →<br>○広報活動の実施<br>○臨時相談所の開設 → |
| 調布消防署 | ○情報収集 →<br>○関係機関との情報連絡<br>○被害状況の把握<br>○広報活動の実施 →<br>○消防相談所の設置 → |
| ＮＴＴ東日本 | ○情報収集 →<br>○気象庁からの警報の通報<br>○広報活動の実施 → |
| 東京電力 | ○情報収集<br>○広報活動の実施 → |
| 東京ガス㈱ | ○情報収集<br>○広報活動の実施 → |

## １　防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

（１）対策内容と取組内容

| 機関名 | 内　　容 |
|---|---|
| 市 | ○　災害原因に関する重要な情報について，住民及びその他関係機関から通報を受けたとき，又は自ら収集するなどして知ったときは，東京都，市各部，防災機関等に通報<br>○　警報及び注意報について，東京都，気象庁から通報を受けたとき，又は自ら知ったときは，直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者，防災市民組織及び一般住民等に伝達・周知<br>○　市各部は，自ら収集した災害原因に関する情報について，直ちに総合防災安全課に通報するとともに，その他関係機関から通報を受けた重要な情報，警報及び注意報については直ちに所属機関に通報<br>○　災害情報システム（ＤＩＳ）の機能を活用し，各部の参集状況や被災箇所の状況を報告 |
| 調布警察署 | ○　異常現象を認知したとき，又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは，速やかに市に通報 |
| 調布消防署 | ○　警報等については，東京都総務局からの通報（東京消防庁経由）に基づき，市民に周知<br>○　地震に起因する水災に関する情報を各消防署等から収集し，これを調布市及びその他関係機関に通報するとともに，市民に周知 |
| 東京管区気象台 | ○　緊急地震速報，大津波警報・津波警報・注意報，地震及び津波に関する情報の発表<br>○　発表した情報は，東京都等へ提供するとともに，各放送機関等の協力を得て，広く情報を提供<br>○　大津波警報・津波警報・注意報の関係機関への通知 |
| ＮＴＴ東日本 | ○　気象業務法に基づいて気象庁から伝達された各種警報を，市及び関係機関に通報 |
| 各放送機関 | ○　災害に関する警報等の周知 |

（２）業務手順

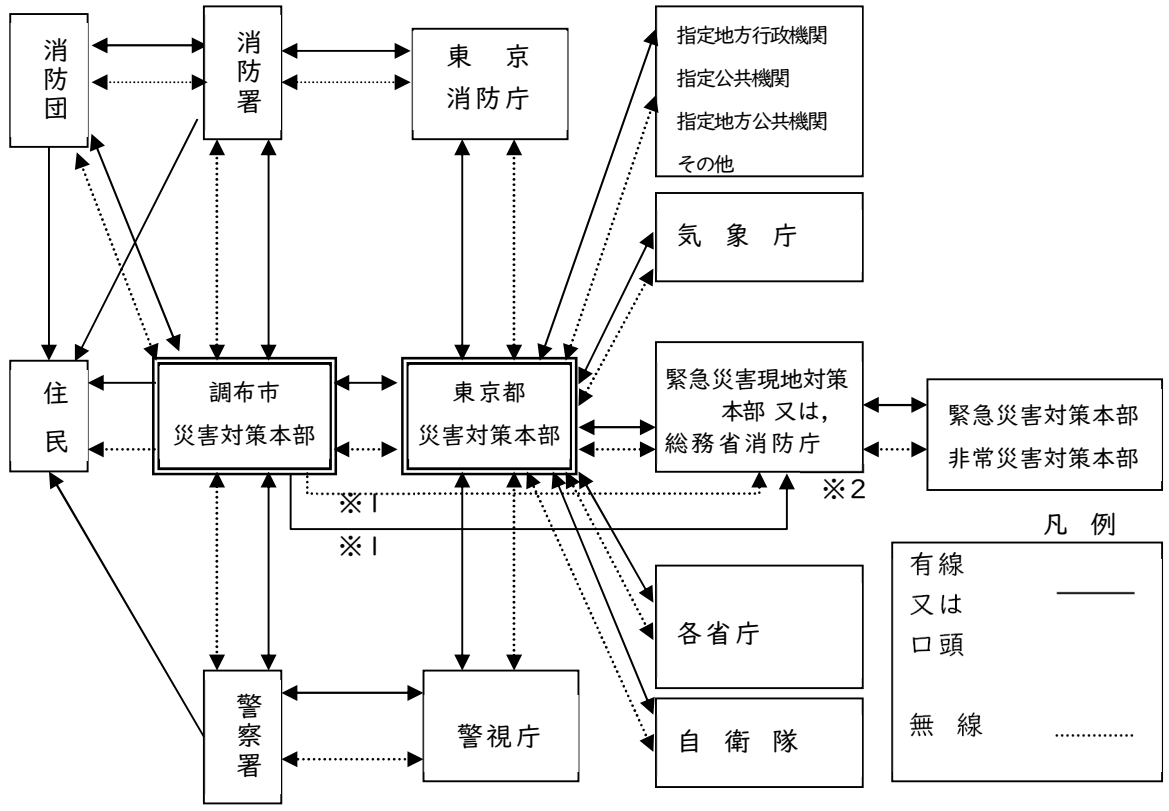


※１　災害の状況により都災害対策本部に報告できない場合
※２　災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

（３）詳細な取組内容

| 機関名 | 取組内容 |
|---|---|
| 市本部 | ○　都本部に対する情報連絡は，東京都防災行政無線（固定通信系）を使用<br>○　災害の状況により都本部に連絡することができない場合は，国の現地対策本部又は総務省消防庁（調布消防署）等に対して直接連絡<br>○　災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき，又は自ら知ったときは，直ちに都及び気象庁に通報<br>○　災害原因に関する重要な情報について，都又は関係機関から通報を受けたとき，又は自ら知ったときは，直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者，住民の自発的な防災組織及び一般住民等に周知<br>○　津波の注意報及び警報について，都又はＮＴＴ東日本からの通報を受けたとき，又は自らその発表を知ったときは，直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者，住民の自発的な防災組 |

| 機関名 | 取組内容 |
|---|---|

織等に伝達するとともに，警視庁，東京消防庁，都政策企画局等の協力を得て，住民に周知

○　災害が発生し市本部が設置されるまでの都の通信連絡は，通常の勤務時間においては「総合防災安全課」が担当し，夜間休日等の勤務時間外においては，「宿直室に通信連絡窓口」を暫定的に設置し，初動要員である市災対本部事務局員到着後は事務局が担当

○　通信連絡の方法は，①東京都災害情報システム（ＤＩＳ）により連絡体制の確立を原則とし，②調布市防災行政無線（移動系，同報系），③東京都防災行政無線の電話（固定通信系），ＦＡＸ，システム端末及び画像端末を使用して行うほか，④災害時優先携帯電話，⑤衛星携帯電話，⑥庁内電話優先回線，⑦ＭＣＡ無線等の通信手段を活用

○　調布市防災行政無線の通信連絡体制（グループ構成）

要確認

| 番号 | グループ名 | 加入数 | 所属組織名 |
|---|---|---|---|
| ＃１ | 災害対策本部 | ５３ | 総合防災安全課等 |
| ＃２ | 消防団 | ３５ | 消防団詰所，ポンプ車等 |
| ＃３ | 避難所運営本部 | ３９ | 教育総務課，各学校等 |
| ＃４ | 医療本部 | １２ | 健康推進課，拠点病院等 |
| ＃５ | 帰宅困難者対策 | ８ | 文化生涯学習課，ｸﾞﾘｰﾝﾎｰﾙ等 |
| ＃６ | 福祉健康部 | ３ | ｽﾎﾟｰﾂ振興課，総合体育館等 |
| ＃７ | 環境部 | ２６ | 緑と公園，下水道，ごみ各課等 |
| ＃８ | 都市整備部 | １５ | まちづくり推進課，道路管理課等 |
| ＃９ | ライフライン | １ | 総合防災安全課 |
| ＃10 | 関係機関 | １４ | 調布市医師会，歯科医師会等 |

○　通信連絡責任者の選任等

市災害対策本部及び各防災機関は，情報の収集，伝達に関する直接の責任者として正副各１名の通信連絡責任者を選任する。

資料編　25：各防災機関の通信連絡責任者

○　危機管理監は，必要の際は調布市防災行政無線について以下のとおり通信統制を実施

・全回線又は任意の回線についての時限統制

| 機関名 | 取組内容 |
|---|---|
| | ・任意の話中回線への割込み通話や，その回線の強制切断<br>・基地局（遠隔装置）の使用統制<br>・移動系の個別通話 |
| 都本部 | ○　都総務局は，災害原因に関する重要な情報について，気象庁，都各局，市区町村その他関係機関から通報を受けたとき，又は自ら収集するなどして知ったときは，直ちに関係のある都各局，市区町村，防災機関等に通報<br>○　都総務局は，津波の警報及び注意報について，気象庁から通報を受けたとき，又は自らその発表を知ったときは，直ちに関係のある都各局及び市区町村に通知<br>○　災害が発生し都本部が設置されるまでの都の通信連絡は，通常の勤務時間においては，都総務局（総合防災部）が担当し，夜間休日等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは，東京都夜間防災連絡室が担当<br>○　都本部への通信連絡は，東京都防災センター内指令情報室において処理<br>○　東京都危機管理監により，東京都防災行政無線において以下のとおり通信統制を実施<br>・全回線又は任意の回線についての時限統制<br>・任意の話中回線への割込み通話や，その回線の強制切断<br>○　災害が差し迫った場合で，緊急性や危険度が非常に高い場合は，通常の通信連絡に加え，市区町村首長とのホットラインを活用<br><br>市区町村首長とのホットラインは以下に従って運用<br>・市区町村首長の携帯電話への連絡は，原則として東京都危機管理監が実施<br>・市区町村首長の携帯電話への連絡は，災害の発生が予見されており，かつ緊急性や危険度が非常に高く，通常の連絡手段によるいとまがない場合に実施 |
| 調布警察署 | ○　警察署長は，異常現象を認知したとき，又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは，速やかに関係市区町村に通報 |
| 調布消防署 | ○　都本部からの通報に基づき，地震による津波等が発生するおそれや水防に係る情報があるときは，直ちに市民に周知 |
| 東京管区気象台 | ○　震度５弱以上の揺れが予想された場合に，震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し，緊急地震速報（警報）を発表し，日本放送協会はテレビ，ラジオを通じて住民に提供<br>なお，震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は，地震動特別警報に位置付け<br>○　東京管区気象台は，緊急地震速報の利用の心得などの周知・広 |

| 機関名 | 取組内容 |
|---|---|
| | 報を実施<br>○　大津波警報・津波警報・注意報を発表した場合，気象情報伝送処理システム（アデス），防災情報提供システム（以下，「提供システム」という。）により，関東地方整備局，警察庁，海上保安庁本庁，第三管区海上保安本部，東京海上保安部，ＮＴＴ東日本，ＮＴＴ西日本，日本放送協会，総務省消防庁，都及び警視庁に通知<br>○　大津波警報・津波警報を発表した場合，緊急警報信号の放送（緊急警報放送システム：ＥＷＳ）により津波警報の放送を行う放送局に対し通知<br>○　地震及び津波に関する情報を発表した場合は，気象情報伝送処理システム（アデス）及び提供システムにより，都，関係警察機関，報道機関等に伝達 |
| ＮＴＴ東日本 | ○　気象業務法に基づいて，気象庁からＮＴＴ東日本に伝達された各種警報は，各市区町村及び関係機関に通報<br>○　津波警報の伝達は，ＦＡＸにより関係機関に通報<br>○　警報に関する通信は優先して取扱い |
| 各放送機関 | ○　各社の規定に基づき，災害に関する警報等を放送 |
| その他の機関 | ○　都，気象庁，その他関係機関から通報を受けた重要な情報，注意報及び警報については直ちに所属機関に通報 |
| 東京都<br>調布市<br>各放送機関 | ○　災害発生時，本部設置時には，放送要請による対応を行う場合があるほか，本部設置に至らない場合でも，都民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報を提供<br>○　具体的な対応については，「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」によります。<br>・実施機関<br>東京都，都内市区町村，東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関<br>・伝達する情報<br>ａ　高齢者等避難<br>ｂ　避難指示<br>ｃ　緊急安全確保<br>ｄ　警戒区域の設定 |

## ２　防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

（Ｉ）対策内容と役割分担

東京都災害情報システム（ＤＩＳ：Disasiter Information System）や総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）等により，情報連絡体制の一元化に取り組みます。このほか，専用電話，衛星携帯電話など，多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し，被害状況等の把握を行っていきます。

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| 市本部 | ○　被害状況等調査と状況等とりまとめ<br>○　災害応急対策に係る事項の都への報告と情報収集<br>○　他関係防災機関への通報<br>○　重層的な連絡体制による外部機関との情報連絡 |
| 都本部 | ○　所在市区町村別の被害状況等調査<br>○　国（総務省消防庁）への報告と他関係防災機関への通報<br>○　被害状況等とりまとめ<br>○　東京都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡<br>○　重層的な連絡体制による外部機関との情報連絡 |
| 調布警察署 | ○　都（警視庁本部）への通報，関係機関との情報交換<br>○　安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集<br>○　地震被害判読システム等による災害情報収集 |
| 調布消防署 | ○　地震被害予測システム等による被害予測<br>○　所有カメラ，地震被害判読システム，早期災害情報システム等による災害情報収集<br>○　各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての都への通報，関係機関との情報交換 |
| その他の機関 | ○　発災時の災害情報の収集・伝達<br>○　災直後の被害状況等を，市に提供 |

（２）業務手順

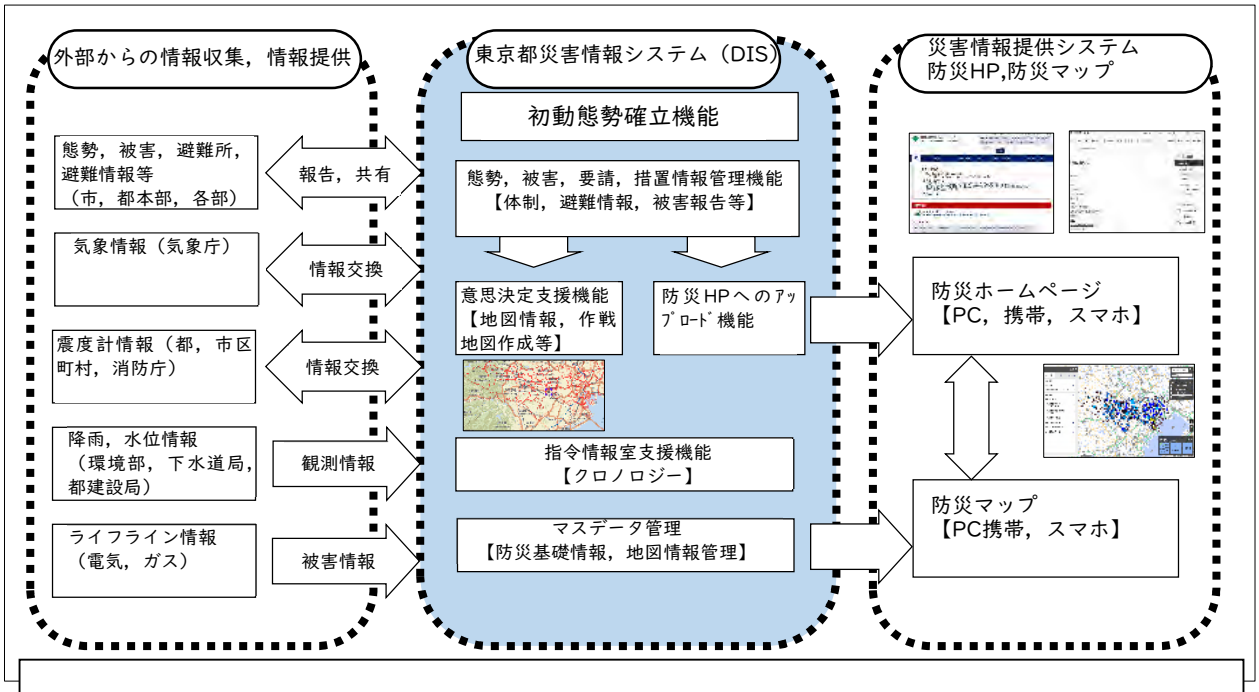


【東京都災害情報システム（ＤＩＳ：Disasiter Information System））の場合】

（３）詳細な取組内容

ア　被害情報等の収集

(ｱ) 市は，災害発生時，人的被害の状況，建築物の被害状況，道路や橋りょう等の被害状況，ライフライン被害状況等のあらゆる情報を収集します。
必要に応じ，天候状況を勘案しながら，情報収集手段として航空機，無人航空機，高所監視カメラ等による目視・撮影等を活用します。
（収集要領：職員参集時に確認，消防団や消防署活動時）

(ｲ) 市は，災害発生後速やかに公共施設の被害状況並びに利用者の被災状況等について把握します。

(ｳ) 市及び防災関係機関は，災害発生直後において，被害の規模を推定するために，市内の被害状況を収集します。

(ｴ) 市は，防災関係機関が実施する応急対策活動の状況について，把握するものとし，防災関係機関はその状況を市へ報告します。

(ｵ) 市は，必要に応じて無人航空機等（協定締結会社：NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン　平29.3.31，セイコー社　平29.12.21）による目視，撮影等による情報収集を行うため，協定締結先事業者に依頼を行います。

イ　被害情報等の報告

(ｱ) 市内の被害情報等は，市本部「指令・統括班」が集約し，本部長に報告します。

(ｲ) 市は，災害対策基本法第53条に基づき，把握できた範囲から被害情報を災東京都害情報システム（ＤＩＳ）により都に報告します。なお，避難情報を

発令した場合は，避難所開設状況等について，東京都災害情報システム（ＤＩＳ）により逐次都に報告します。

(ｳ) 東京都災害情報システム（ＤＩＳ）には，災害発生時に市区町村等が把握した被害情報等を，迅速，正確に収集，整理し，相互に情報共有します。

・都は，災害により被害が発生し，又は被害の発生の可能性があると判断したときは，市町村等へ情報収集開始を通知し，災害情報管理システムによる報告を依頼します。
・都は，前号の依頼に基づき，被害，被害復旧，応援要請，応急措置等の情報を収集し，災害情報管理システムにより報告します。なお，被害情報がない場合は，被害なしの報告をします。

ウ　細部の取組

<table>
<tr><th>機関名</th><th>取組内容</th></tr>
<tr><td>市本部</td><td>
○　災害時は被害状況等について，次により都本部に報告します。なお，家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には，国（総務省消防庁）に報告します。
<table>
<tr><td>報告事項</td><td>○　災害の原因<br>○　災害が発生した日時<br>○　災害が発生した場所，又は地域<br>○　被害状況（「資料編29：被害程度の認定基準」に基づき，所定の様式により認定する。）<br>○　災害に対して既にとった措置及び今後執ろうとする措置<br>○　災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類<br>○　その他必要な事項</td></tr>
<tr><td>報告方法</td><td>ＤＩＳへの入力を原則とし，障害等により入力できない場合は，防災行政無線，電話，ＦＡＸ などあらゆる手段により報告します。</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th colspan="3">報告の種類・期限等</th></tr>
<tr><th>種　類</th><th>期　限</th><th>ＤＩＳ入力画面</th></tr>
<tr><td>発災通知</td><td>即　時</td><td>被害第１報報告</td></tr>
<tr><td>被害措置概況速報</td><td>即時及び都が通知する期限内</td><td>被害数値報告<br>被害箇所報告</td></tr>
<tr><td>要請通知</td><td>即　時</td><td>支援要請</td></tr>
<tr><td>災害確定報告</td><td>応急対策を終了した後 20日以内</td><td>被害数値報告</td></tr>
<tr><td>各種確定報告</td><td>同　上</td><td>被害箇所報告</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>機関名</th><th>取組内容</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>災害年報</td><td>４月20日</td><td>被害数値報告</td></tr>
<tr><td colspan="3">災害救助法に基づく報告</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>市各部</td><td>○　各部は，所管施設及び所管業務に関する区域，施設の被害状況等を調査し，災害の原因，災害が発生した日時，災害が発生した場所又は地域，被害状況（被害の程度は「認定基準」，災害に対して既に執った措置及び今後執ろうとする措置，災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類，その他必要な事項）を市本部に報告<br>○　各部等の出先事業所は，周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を報告要領に基づき，市本部に報告</td></tr>
<tr><td>都本部</td><td>○　都総務局は，市区町村，都各局，指定地方公共機関等関係機関からの報告をとりまとめ，消防組織法第40条及び災害対策基本法第53条に基づき国（総務省消防庁）に報告するほか，他関係防災機関に被害状況等を通報します。<br>○　都総務局は，被害情報，関係防災機関等の活動状況，その他応急対策に関する情報等をとりまとめ，市区町村等の関係防災機関に提供します。<br>○　都各局は，所管施設及び所管業務に関する所在市区町村別の被害状況等を調査し，災害の原因，災害が発生した日時，災害が発生した場所又は地域，被害状況（被害の程度は，認定基準，災害に対して既にとった措置及び今後執ろうとする措置，災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類，その他必要な事項）を都総務局に報告します。<br>○　都各局の出先事業所は，周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を，別に定める報告要領に基づき，都総務局に報告します。</td></tr>
</table>

| 機関名 | 取組内容 |
|---|---|
| 調布警察署 | 【警視庁本部が実施する以下の業務】<br>○　各方面本部，各警察署及び安否・被害情報確認システム，地震被害判読システムから収集した情報を，都に通報するとともに，東京消防庁，自衛隊等の関係機関と情報交換<br>○ 主な収集事項は，家屋の倒壊状況，死者・負傷者等の状況，主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況，住民の避難状況，火災の拡大状況，堤防・護岸等の破損状況，電気・水道・ガス・通信施設の状況等<br><br>【市災害対策本部との情報共有】<br>○　家屋の倒壊状況<br>○　死者・負傷者等の状況<br>○　主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況<br>○　住民の避難状況<br>○　火災の拡大状況<br>○　堤防・護岸等の破損状況<br>○　電気・水道・ガス・通信施設の状況<br>○　その他必要ある事項の状況 |
| 調布消防署 | 【東京消防庁が実施する以下の業務】<br>○　各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について，次の手段により収集した情報を，適宜，都に伝達・共有するとともに，警視庁，自衛隊等の関係機関と情報交換を図ります。<br>○　高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況，建物倒壊状況等の把握<br>○　地震計ネットワーク，地震被害予測システム，延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測・消防車両，情報活動隊，広報車隊，巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握<br>○　地震被害判読システムによる被害状況及び各種消防活動状況の把握<br>○　消防職（団）員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握<br><br>【市災害対策本部との情報共有】<br>○　火災及び水災発生状況及び消防活動状況<br>○　救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況<br>○　避難道路及び橋梁の被災状況<br>○　避難の必要の有無及び状況<br>○　救急告示医療機関等の診療状況<br>○　その他消防活動上必要ある事項の状況 |

| 機関名 | 取組内容 |
|---|---|
| 関東地方整備局 | 緊急道路パトロールを行うとともに，ヘリコプター等からの情報収集に努め，必要に応じ，関係機関に速やかに連絡します。 |
| 関東総合通信局 | ○　被災地域の通信確保を目的として，災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話，ＭＣＡ無線機及び簡易無線機）を被災地域に対して速やかに無償貸与します。<br>○　災害発生時に，重要な通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合，総務省が全国に配備している災害対策用移動電源車を貸出し，電源の応急確保に努めます。<br>○　非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るため，無線局の開設，周波数等の指定変更，無線設備の設置場所等の変更を行う必要がある場合において，緊急やむを得ないと認められるものについて，口頭等により許認可を行う特例措置を実施（臨機の措置） |
| 各通信事業者 | ○　次により臨機の措置をとり，通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図ります。<br>・応急回線の作成，網措置等疎通確保の措置をとること。<br>・通信の疎通が著しく困難となり，重要通信を確保するため必要があるときは，電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより，臨機に利用制限等の措置をとること。<br>・非常，緊急電報は，電気通信事業法第８条第１項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより，一般の通話，電報に優先して取扱うこと。（別冊①資料第２-７-19「電報の優先利用について」）（別冊①資料第２-７-20「電気通信設備の優先利用が可能な新聞社等の適用基準」）（別冊①資料第２-７-21「医療のための無線電報を発信し，又は配達を受ける病院」）<br>○　災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は，安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言サービスを速やかに提供<br>○　通信の被害，疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請について，報道機関及びホームページ，ＳＮＳ等を通じて広報 |
| ＮＴＴ東日本 | ○　自治体の要請に基づき，避難所等へ，罹災者が利用する災害時用公衆電話 （特設公衆電話）の設置 |
| 各防災機関 | ○　各防災機関は，所管施設の所在市区町村別に被害，実施済みの措置，実施する措置その他必要事項について，市区町村の例に準じ都に報告するとともに，市災害対策本部に情報を提供<br>○　ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については，「災害報告取扱要領」によります。<br>○　システム端末設置機関は，必要に応じ，端末に入力 |

| 機関名 | 取組内容 |
|---|---|
| | ○　電気通信設備の優先利用（電報の優先利用）<br>震災時において，応急対策，交通，通信，電力等の確保又は社会秩序の維持など，公共の利益のために緊急に通信することを要する電報については，それぞれ「非常又は緊急電報」として取扱い，他の電報に優先して配達<br>○　非常無線通信の利用<br>各防災機関は，それぞれの通信系が被災により不通となった場合，又は利用することが著しく困難な場合は，関東地方非常通信協議会構成員等の関係機関の無線局を利用し，災害に関する通信の確保を図ること。（電波法（昭和25年法律第131号）第52条第４号に定める非常通信）<br>【使用する無線】<br>○　警察事務，消防事務，水防事務，気象事務，鉄道事務，軌道事業，電気事業，鉱業その他政令で定める業務を行う機関の保有する無線<br>○　放送局の保有する無線<br>○　非常通信協議会の構成員の保有する無線<br>○　前号以外で無線局を有する機関の無線<br>【非常無線電報の作成要領】<br>○　無線通信による場合も，無線電話による場合も電報頼信紙又は適宜の用紙を使用。<br>○　電報の記載はカタカナ，又は通常の文書体とし，１通の本文字数は200字以内（通常文書体の場合は，カタカナに換算して200字以内）とすること。ただし，通数には制限無し<br>○　あて先には，住所，氏名，電話番号（判明する場合に限る。）を記載<br>【発信依頼方法】<br>最寄りの無線局に非常無線電報を持参して依頼する。なお，非常災害発生のおそれのある場合は，あらかじめ無線局との間で緊密に連絡 |

資料編　26：別記様式　発信用紙・受信用紙
資料編　27：震災時の電気通信設備の優先利用の適用範囲
資料編　28：震災時の電気通信設備の優先利用の請求等
資料編　29：被害程度の認定基準
資料編　30：第１号様式　職員動員集計表
資料編　31：第２号様式　避難所収容者名簿
資料編　32：第３号様式　物資経理状況
資料編　33：第４号様式　援助物資等給与状況
資料編　34：第５号様式　公共土木施設被害，下水道施設被害，上水道施設被害

| 機関名 | 取組内容 |
|---|---|
| 資料編　35：第６号様式　教育施設被害状況<br>資料編　36：第７号様式　市有財産被害<br>資料編　37：第８号様式　商工業被害状況<br>資料編　38：第９号様式　農業被害状況<br>資料編　39：第10号様式　農産物被害状況<br>資料編　40：第11号様式　被害者台帳<br>資料編　41：第12号様式　災害応急対策実施報告<br>資料編　42：第13号様式　災害速報・被害確定報告 | |

## ３　広報体制

（１）対策内容と役割分担

ア　基本方針

正確な情報等を発信し，市民の不安の解消を図るとともに，被災地や隣接地区の市民等，被災者，滞在者（以下この項において「市民等」という。）の適切な判断と行動を支援し，その安全を確保・社会的混乱を防止するために，正確な情報の速やかな提供及び市民等からの問い合わせ，要望，意見等に的確かつ迅速な対応を行います。

なお，活動に際しては，高齢者，障害者，外国籍市民，外国人旅行者等の要配慮者に対して，十分配慮するよう努めていきます。

イ　主な広報内容

| 広　報　内　容 |
|---|
| 【防災情報】<br>○　被害状況とその影響（特に火災の発生状況と延焼の可能性，延焼に伴う影響等）<br>○　避難指示，警戒区域や消防警戒区域の内容<br><br>【安全安心情報】<br>現場や避難所などの状況を終始確認し，頻繁に情報の更新を行い，最新の情報を発信します。<br>○　避難所や福祉避難所等の開設情報や混雑状況<br>○　要配慮者関連施設等の安否情報<br>○　医療救護所の開設場所等の医療情報<br>○　応急給水場所の情報<br>○　応急対策活動に係る情報<br>・応急危険度判定や建物被害調査<br>・ライフラインの復旧<br>・応急教育・応急保育等の連絡事項<br>○　物資等配給情報<br>○　交通や道路等の情報 |

| 広　報　内　容 |
| --- |
| ○　各種相談窓口や行政手続き等，業務継続関連情報<br>○　災害廃棄物の分別･排出方法に関する情報 |

ウ　報道機関への発表

総務部・行政経営部

| 業　務　手　順 |
| --- |
| ○　市本部からの発表は，記者会見場（市長公室）において行います。<br>○　市本部の報道機関への窓口は，行政経営部広報班です。<br>○　市本部の決定事項及び各部の発表事項は，事務局行政経営部広報班が行います。 |

【各機関の広報活動】

| 機関名 | 対　策　内　容 |
| --- | --- |
| 市本部 | ○　震災発生以降に市本部から発信する市民に向けた広報<br>○　被害情報や鉄道運行状況，道路情報等の提供<br>○　多様な通信手段による住民への情報提供<br>○　デジタルサイネージによる災害情報の発信<br>○　調布警察署・調布消防署と連携した，震災活動状況，犯罪状況等に係る広報活動 |
| 行政経営部 | ○　市長声明（経験調整，声明文の作成等）<br>○　各広報媒体を活用し，市本部の発する情報を基にした広報活動<br>○　市公式ホームページを災害対策用へ切り替え，迅速な情報提供<br>○　報道機関に対する発表<br>○　要請文の作成<br>○　国，都と連携した，安心安全情報に係る広報 |
| 生活文化スポーツ部 | ○　被災外国人への対応として，災害対策本部の発する情報を基に，調布市国際交流センターと連携した必要情報の収集・提供<br>○　東京都が行う外国人への情報提供に対する支援等との連携 |
| 環境部 | ○　上下水道施設の被害状況や復旧状況，下水道の使用制限や使用自粛等についての広報<br>○　東京都の取り組む水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報<br>○　災害廃棄物の排出方法，排出先，相談窓口等の設置に係る広報<br>○　不法投棄の禁止，有害物質，感染性廃棄物・防疫活動等の広報 |
| 都市整備部 | ○　市本部と連携した道路，建物情報を基にした広報活動<br>○　崖，擁壁，橋梁 |
| 調布警察署 | ○　余震，津波等気象庁の情報<br>○　避難を必要とする情報<br>○　混乱防止及び人心の安定を図るための情報<br>○　デマ・流言打ち消し情報 |

| 機関名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 調布消防署 | ○　災害情報，消防活動状況等の広報<br>○　出火防止，初期消火の呼び掛け<br>○　救出救護及び要配慮者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼び掛け<br>○　避難指示に関する情報<br>○　医療機関等の診療情報<br>○　その他市民が必要としている情報 |
| 調布郵便局 | ○　郵便の非常取扱いの周知について，郵便事業の掲示文を局前，窓口，避難場所に係る広報 |
| 東京管区気象台 | ○　地震・津波の詳しい状況やその解説，地震活動の見通しや防災上の留意事項 |
| 関東総合通信局 | ○　電気通信事業者の被災・復旧状況等<br>○　放送局の被災・復旧状況等 |
| 東京電力 | ○　災害に係る停電情報<br>○　電気による二次災害等を防止するための方法等 |
| 東京ガス㈱<br>東京ガスネットワーク㈱ | ○　ガス供給の応急対応，復旧状況<br>○　マイコンメーター復帰操作，ガス機器の使用上の注意事項 等 |
| 各通信事業者 | ○　通信の被害，疎通状況の案内等<br>○　災害用伝言サービス提供開始の案内<br>○　災害時用公衆電話の開設状況<br>○　避難所Wi-Fi等の開設状況 |
| 各放送機関 | ○　発災時の応急措置，災害に関する警報等の周知 |
| 総務部と行政経営部は，災害発生時に協働して広報発信を行います。 | |

## ４　広聴体制

（１）対策内容と役割分担

市各部・調布警察署・調布消防署

震災時には，災害発生直後から，被災者等から家族等の安否の確認をはじめ，生活必需品や住宅の確保，ライフラインの復旧状況，融資等に関する様々な相談，要望及び苦情が寄せられることから，広聴活動として各機関は相談窓口を設置することで，混乱を防止するとともに，被災者等のニーズを把握します。

（２）各機関の広聴活動

| 機関名 | 内　　容 |
|---|---|
| 市共通 | 市は，災害対策本部を設置した場合，原則として災害時コールセンター,市臨時相談所及び避難所臨時相談所を開設し，市民等からの災害等に関する問合せに対応します。<br>１　設置場所<br>（１）災害時コールセンター<br>たづくり西館〇階電話室内<br>（２）市臨時相談所<br>〇〇部<br>（３）避難所臨時相談所<br>各避難所<br>２　規模<br>相談所の規模や構成員等は，災害の規模や現地の状況等を踏まえ決定することとします。特に大規模かつ広域な災害の場合は，市各部及び関係防災機関による総合相談体制を確立し，救援対策を強力に推進します。<br>３　その他<br>避難所等に臨時相談所が設置されないときは，避難所等の責任者又は責任者が指名する者が相談等に応ずることができる態勢をとります。 |
| 市各部 | 相談窓口を設置し，災害対策本部の方針に則った災害応急対策活動，応急復旧対策活動に取り組むとともに，当該情報を市本部事務局に報告します。 |
| 行政経営部<br>総務部 | 市が設置するテレフォンセンター，各部が設置する相談窓口について市民等に周知します。 |
| 調布警察署 | 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して，警察関係の相談に当たります。 |
| 調布消防署 | 災害の規模に応じて，消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じます。また，被災者に対する出火防止指導，罹災証明書の交付に関する対応等を行います。 |

## ５　住民相互の情報連絡等

（１）対策内容と役割分担

市は，個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い，関係機関と連携して，避難所や一時滞在施設の開設状況など，災害関連情報等を提供する。

（２）詳細な取組内容

| 機関名 | 内　　容 |
|---|---|
| 通信業者<br>ＮＴＴ<br>ＫＤＤＩ<br>ソフトバンク<br>楽天モバイル | ○無料Wi-Fiサービスを提供します。<br>・「00000ＪＡＰＡＮ(ファイブゼロ・ジャパン)」<br>・「東京フリーWi-Fi」<br>○　通信サービス提供のため，携帯電話の不通地域に移動基地局を派遣し，通信の確保に努めます。<br>○　行政機関と連携し，住民，事業者及び帰宅困難者に災害情報，一時滞在施設等の情報提供を行います。 |
| 報道機関 | 行政機関や交通機関等と連携して，交通機関の運行情報や災害用伝言サービスの利用方法等について，住民，事業者及び帰宅困難者に提供します。 |
| 市　民 | 市民等は，次の手段等を活用し家族等の安否を確認します。<br>○　災害用伝言ダイヤル（171）<br>災害時，被災地への通信が増加し，つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板（10個伝言，各30秒）です。<br>○　災害用伝言版（ｗｅｂ171）<br>災害用伝言板（ｗｅｂ171）は，インターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板（20個伝言，６ヶ月間保存）です。 |